

令和3年2月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

# 目 次

## ( 2月24日〔関係部局所管事務概要説明〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
関係部局所管事務概要説明 .....	3

## ( 2月25日〔関係部局所管事務概要説明・経済対策補正審査・委員間討議〕)

1、開催日時・場所 .....	5
2、出席者 .....	5
3、審査事件 .....	5
4、経過	
委員会	
関係部局所管事務概要説明 .....	6
分科会	
企画部長予算議案説明 .....	6
総務部長予算議案説明 .....	6
地域振興部長予算議案説明 .....	7
市町村課長補足説明 .....	8
土地対策室長補足説明 .....	8
交通政策課長補足説明 .....	9
予算議案に対する質疑 .....	10
予算議案に対する討論 .....	14
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	14

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	17
2、出席者 .....	17
3、審査事件 .....	18
4、付託事件 .....	18
5、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長予算議案説明 .....	19
決議に基づく提出資料の説明 .....	20
予算議案に対する質疑 .....	20
予算議案に対する討論 .....	30
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明 .....	30
議案に対する質疑 .....	31
議案に対する討論 .....	36
議案外所管事項に対する質問 .....	37
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者予算議案説明 .....	54

監査事務局長予算議案説明 .....	5 4
人事委員会事務局長予算議案説明 .....	5 5
労働委員会事務局長予算議案説明 .....	5 5
議会事務局長予算議案説明 .....	5 6
予算議案に対する質疑 .....	5 6
予算議案に対する討論 .....	5 6
委員会（出納局・各種委員会事務局審査）	
会計管理者所管事項説明 .....	5 7
監査事務局長所管事項説明 .....	5 7
人事委員会事務局長所管事項説明 .....	5 7
労働委員会事務局長所管事項説明 .....	5 8
議会事務局長所管事項説明 .....	5 8
陳情審査 .....	5 9
議案外所管事項に対する質問 .....	5 9
分科会（危機管理監審査）	
危機管理監予算議案説明 .....	6 3
決議に基づく提出資料の説明 .....	6 4
予算議案に対する質疑 .....	6 4
予算議案に対する討論 .....	7 0
委員会（危機管理監審査）	
危機管理監所管事項説明 .....	7 0
危機管理課長補足説明 .....	7 1
陳情審査 .....	7 2
議案外所管事項に対する質問 .....	7 2

**（第2日目）**

1、開催日時・場所 .....	8 5
2、出席者 .....	8 5
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明 .....	8 5
決議に基づく提出資料の説明 .....	8 6
予算議案に対する質疑 .....	8 6
予算議案に対する討論 .....	1 0 1
委員会	
企画部長所管事項説明 .....	1 0 2
I R推進課長補足説明 .....	1 0 4
次世代情報化推進室長補足説明 .....	1 0 6
議案外所管事項に対する質問 .....	1 0 9

**（第3日目）**

1、開催日時・場所 .....	1 2 7
2、出席者 .....	1 2 7
3、経過	
分科会	
地域振興部長予算議案説明 .....	1 2 7

決議に基づく提出資料の説明	1 2 8
予算議案に対する質疑	1 2 9
予算議案に対する討論	1 6 2
委員会	
地域振興部長所管事項説明	1 6 3
地域振興部次長補足説明	1 6 7
新幹線対策課長補足説明	1 6 8
県庁舎跡地活用室長補足説明	1 6 9
陳情審査	1 7 0
議案外所管事項に対する質問	1 7 1

#### (第4日目)

1、開催日時・場所	1 8 9
2、出席者	1 8 9
3、経過	
分科会	
総務部長予算議案説明	1 8 9
予算議案に対する質疑	1 9 1
予算議案に対する討論	2 0 0
委員会	
総務部長総括説明	2 0 0
人事課長補足説明	2 0 3
債権管理室長補足説明	2 0 4
総務文書課長補足説明	2 0 5
議案に対する質疑	2 0 5
議案に対する討論	2 0 6
陳情審査	2 0 6
新行政推進室長補足説明	2 0 8
議案外所管事項に対する質問	2 1 0
委員間協議	2 3 4
・審査結果報告書	2 3 5

#### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）（追加1）
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

2月24日

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年2月24日

自 午後 2時00分  
至 午後 4時23分  
於 委員会室 1

会計管理者 吉野ゆき子 君  
会計課長 櫻井 毅 君  
物品管理室長 岩村 政子 君

監査事務局長 下田 芳之 君  
監査課長 福田 修二 君

2、出席委員の氏名

委員長 浅田ますみ 君  
副委員長 下条 博文 君  
委員 田中 愛国 君  
" 山本 啓介 君  
" 近藤 智昭 君  
" 坂本 浩 君  
" 宮島 大典 君  
" 大場 博文 君  
" 宮本 法広 君  
" 石本 政弘 君  
" 饗庭 敦子 君

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君  
職員課長 田中 京 君

労働委員会事務局長（併任） 大崎 義郎 君  
調整審査課長 宮本 智美 君

議会事務局長 松尾 誠司 君  
次長兼総務課長 柴田 昌造 君  
議事課長 川原 孝行 君  
政務調査課長 太田 勝也 君

企画部長 柿本 敏晶 君  
企画部政策監  
（I R推進担当） 吉田 慎一 君  
企画部政策監  
（次世代情報化推進担当） 三上 建治 君  
政策調整課長 小林 純 君  
政策企画課長 陣野 和弘 君  
政策企画課企画監  
（次期総合計画担当） 福田 義道 君  
I R推進課長 小宮 健志 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長 菅谷 大岳 君  
会計課長 平戸 雄一 君  
生活安全部長 福山 康博 君  
地域部長 佐々 靖弘 君  
刑事部長 池田 秀明 君  
交通部長 森崎 辰則 君  
警備部長 豊永 孝文 君

地域振興部長 浦 真樹 君  
地域振興部政策監  
（離島・半島・過疎対策担当） 村山 弘司 君  
地域振興部次長 坂野花菜子 君  
地域振興部参事監  
（県庁舎跡地活用担当） 村上 真祥 君  
地域づくり推進課長 浦 亮治 君  
地域づくり推進課企画監  
（離島振興対策担当） 徳永 真一 君

市町村課長 大塚 英樹 君  
土地対策室長 原田 一城 君  
交通政策課長（参事監） 小川 雅純 君  
交通政策課企画監  
（航路対策担当） 椿谷 博文 君  
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君  
県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

-----  
危機管理監 荒木 秀 君  
-----

総務部長 大田 圭 君  
-----

## 6、審査の経過次のとおり

-----  
午後 2時00分 開会  
-----

【浅田委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり決定いたしましたことと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、このとおり決定いたします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたびの委員改選によりまして、総務委員会の委員長を仰せつかりました浅田ますみでございます。

下条副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本委員会は、企画部をはじめ、総務部、地域振興部、危機管理監、出納局・各種委員会事務局、及び警察本部を所管しており、広範囲にわたる行政課題を審査の対象とし、現下の厳

しい財政状況の中にあって、より効率的かつ効果的な事業執行の検証が求められているところでございます。

また、所管部局における重要課題としましては、

- ・人口減少対策をはじめとする地方創生の推進
- ・九州新幹線西九州ルートフル規格整備促進
- ・特定複合観光施設（IR）区域整備の推進

など、この他にも多岐に渡る課題がありますが、いずれにおきましても、県政の喫緊の課題であり、本委員会の役割は、ますます重要性を増していると認識をいたしております。

これからの1年間、微力ではございますが、本県の総務委員会所管行政の進展に取り組んでまいりますので、下条副委員長をはじめ、委員の皆様方、並びに理事者の皆様方におかれましては、山積する課題の解決に向け、積極的に論議を深めていただくことをお願いし、皆様方からのご指導とご鞭撻を賜りますことを、重ねてお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが、私のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、理事者を代表して総務部長からご挨拶と、本日出席の幹部職員の紹介を受けたいと思っております。

【平田総務部長】総務部長の大田 圭でございます。

よろしくお願いいたします。

総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年度は、「新たな総合計画」の初年度であり、「第2期総合戦略」については2年目を迎えます。また、それらを下支えするための行財政運営指針である「新たな行財政改革に関する計画（案）」の取組もスタートすることから、これらの実現に向けて、これまで以上に県庁組織の総力を挙げて取り組むことが重要になると考えております。

また、現下の最重要課題となっております新型コロナウイルス感染症対策につきましても、感染予防・拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動の回復・拡大に向け、引き続き、各種対策について、万全を期してまいりたいと考えております。

いくつもの部局が所属する本委員会では、大変幅広い分野にわたり、県が抱える重要課題につきましても審議をいただくことになっております。

浅田委員長、下条副委員長をはじめ、各委員の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、県民の皆様が将来に向けて夢を持てる長崎県づくりのため、より一層全力を上げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、総務委員会所属の各部局長をご紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【浅田委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、

私から指名させていただきます。

会議録職員名委員は、石本委員、饗庭委員のご二人をお願いいたします。

今回の議題は、総務行政所管事務に関する説明について、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、ほか1件、の審査について、令和3年2月定例会における本委員会の審査内容等について、であります。

審査方法につきましては、お手元にお配りしております審査順序のとおり、本日から明日の午前中にかけて、委員会を協議会に切り替えて、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。

明日の午後からは、分科会において、付託議案に限って予算議案の審査を行い、審査終了後は「令和3年2月定例会の審査内容（案）」について、委員間協議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、概要説明に関するご質問等につきましては、説明資料の中で特に記載内容などの不明な点に対する質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月9日からの委員会審査において質問していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。理事者が入れ替わり次第、協議会を開始します。

午後 4時22分 休憩

午後 4時23分 再開



【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、午前中は、引き続き、関係部局の概要説明を受け、午後からは、補正予算について審査を行ない、審査終了後は、「令和3年2月定例会の審査内容（案）」について、委員間協議を行うことといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時27分 散会  
-----

**2月25日（経済対策補正審査）**

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年 2月25日

自 午後 1時30分  
至 午後 2時13分  
於 委員会室 1

総務文書課長 （参事監）	荒田 忠幸 君
県民センター長	鳥谷 寿彦 君
秘書課長	石田 智久 君
広報課長	下野 明博 君
人事課長	大安 哲也 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	山下 明 君
財政課長	早稲田智仁 君
財政課企画監	園田 貴子 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	久柴 幸子 君
税務課長	原 清二 君
税務課企画監	山口 俊也 君
債権管理室長 （参事監）	田尾 康浩 君
情報システム課長	吉村 邦裕 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

分科会長	浅田ますみ 君
副会長	下条 博文 君
委員	田中 愛国 君
〃	山本 啓介 君
〃	近藤 智昭 君
〃	坂本 浩 君
〃	宮島 大典 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	石本 政弘 君
〃	饗庭 敦子 君

地域振興部長	浦 真樹 君
地域振興部政策監 （離島・半島・過疎対策担当）	村山 弘司 君
地域づくり推進課長	浦 亮治 君
地域づくり推進課企画監 （離島振興対策担当）	徳永 真一 君
市町村課長	大塚 英樹 君
土地対策室長	原田 一城 君
交通政策課長 （参事監）	小川 雅純 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	荒木 秀 君
危機管理課長	近藤 和彦 君
消防保安室長	宮崎 良一 君

企画部長	柿本 敏晶 君
政策企画課長	陣野 和弘 君

総務部長	大田 圭 君
総務部次長	伊達 良弘 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第75号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算(第13号)  
（関係分）

第92号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算(第15号)

7、審査の経過次のおり

-----  
午前 10時00分 再開  
-----

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、関係部局の概要説明を受けることといたしますので、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 10時01分 休憩  
-----

-----  
午前 10時48分 再開  
-----

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

午前中はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、分科会による補正予算の審査を行い、審査終了後は、今定例会の審査内容案について委員間協議を行うことといたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 10時49分 休憩  
-----

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

昨日、上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を総務分科会におきまして審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第13号)」のうち関係部分、ほか1件であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託案件に関係する範囲で、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【浅田分科会長】 それでは、これより分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【柿本企画部長】 企画部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第13号)」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で合計42億7,869万8,000円の増を計上いたしております。

この歳入予算の内容は、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】 次に、総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案につきまして、ご説明申し上げます。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料(経済対策補正先議分)及びその追加1をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第13号)」のうち関係部分、第92号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第15号)」のうち関係部分でございます。

はじめに、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第13号)」のうち関係部分に

についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立いたしました国の補正予算に適切に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算は、繰入金1億8,446万9,000円の増、県債234億4,250万円の増、合計236億2,696万9,000円の増となっております。

次に、予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）の追加1をご覧ください。

第92号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

歳出予算は、繰入金3,984万2,000円の増となっております。

これは、令和3年3月28日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙の執行に要する経費について、緊急に実施する必要があるため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、地域振興部長より、予算議案の説明を求めます。

【浦地域振興部長】地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）及び同資料の追加1を併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、第92号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分であります。

まず初めに、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、3億3,722万4,000円の増、歳出予算は、11億6,956万4,000円の増となっております。

この歳入予算の内容は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金及び地籍調査費負担金の増であり、このうち特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、他部局で歳出予算を計上した事業に対応するものであります。

2ページをご覧ください。

歳出予算につきましては、災害時の迅速な復旧に資するため、土砂災害特別警戒区域等を含む地域において、長崎市他5市が実施する地籍調査事業に対する国土調査事業等補助金の増、また、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少により、大幅な減収等が生じているバス路線や航路等の公共交通事業者に対して、事業継続を支援するための経費を計上いたしております。

次に、繰越明許費については、地籍調査に要する経費の補助金であります。国からの追加予算の内示が1月となり、年度内に適正な事業

期間を確保できないことから、2億8,131万9,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

続きまして、予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）の追加1の1ページをお開きください。

下段になりますが、第92号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で3,984万2,000円の増を計上いたしておりますが、これは、令和3年3月28日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙の執行に要する経費について、緊急に実施する必要があるため、必要な予算を追加しようとするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浅田分科会長】次に、市町村課長より、補足説明を求めます。

【大塚市町村課長】予算決算委員会総務分科会説明資料（経済対策補正先議分）、第92号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」関係部分〔追加提案分〕地域振興部の資料をご用意いたします。

資料をおめくりいただきまして、2ページでございます。「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第15号）概要」をご覧ください。

歳出予算のうち、上から4段目でございますが、県議会議員補欠選挙費といたしまして、3,984万2,000円を計上いたしております。

これは、2月16日に大久保県議が辞職されたことに伴い、県議会議員諫早市選挙区の欠員が2となったことから、公職選挙法第113条の規定

により、補欠選挙を執行するための経費でございます。

選挙は、令和3年3月19日金曜日告示で、選挙期日は令和3年3月28日日曜日執行予定としており、諫早市長選挙及び諫早市議会議員一般選挙と同日の選挙となっております。

予算の内容につきましては、選挙公営費などの県の事務費として1,776万4,000円、投票所や開票所などの設置運営にかかる市の経費に対して交付する市町村交付金といたしまして2,207万8,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、土地対策室長より、補足説明を求めます。

【原田土地対策室長】それでは、補正予算のうちの地籍調査費につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に、「令和2年度2月補正予算（経済対策補正先議分）事務説明書（土地対策室）」という1枚物の資料があるかと思えますけれども、そちらをご覧ください。

この予算は、資料の3に記載しておりますが、現在11の市が実施しております地籍調査が、防災・減災の基盤となる事業として、国の総合経済対策に盛り込まれたことに基づくものでございます。

国から示された要件といたしましては、（3）に記載しておりますが、令和3年度の地籍調査事業として国に対し要望している区域で、その中に土砂災害特別警戒区域等が含まれる区域にかかる事業ということでありました。

11市のうち長崎市ほか5市に該当区域がございまして、市の方の前倒しの予算確保について

積極的なお考えがございましたもので国に対し要望して、1月に内示をいただいたものでございます。

補正予算額は2億8,131万9,000円ですが、4の（4）に記載しておりますように、別途令和3年度の当初予算として7億600万円程度を地籍調査事業の補助金として計上させていただいております。

この補正予算と繰越についてもご承認をいただきましたら、令和3年度は、当初予算とこの補正予算、合わせて9億8,700万円をもって地籍調査を進めてまいりたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、交通政策課長より、補足説明を求めます。

【小川交通政策課長】新型コロナウイルス感染症に係る交通事業者に対する支援対策について、ご説明いたします。

お手元に1枚物のポンチ絵が入った資料をお配りしております。こちらの方でご説明をさせていただきます。

県内の公共交通機関は、地域住民の生活の移動手段として重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の影響下におきまして、休業することなく運行を行っております。そのため、輸送人員が著しく減少し、収入が大きく落ち込んでいる交通事業者の利用人員や運送収入、収支、資金繰りの状況などを定期的に把握をしながら、6月補正や9月補正において支援を行ってきたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の第3波が全国を襲い、一部地域で緊急事態宣言が発出され、また、県内での感染者数の増加などにより、利用者数が再び減少している状況にあります。交通事業者におきましては、現在も

厳しい経営状況の中で感染防止対策を講じながら運行を継続しております。

県といたしましては、今後も引き続き、感染防止対策を講じながら事業を継続してもらうため、今回、本事業を補正予算案として計上しております。

事業の概要でございますが、4項目記載をさせていただきます。左側から順番にご説明させていただきます。

まず、既存の県単独で行っております生活バス路線対策補助金におきまして、輸送人員の減少により補助要件を満たせなかった路線に対しまして支援を実施するもので、予算額は8,664万5,000円でございます。

次に、航空路線の減便等により輸送人員が落ち込んでいる、長崎空港を発着する定期路線のリムジンバスやジャンボタクシー、航路を運行（運航）する事業者に対し、運送収入の減収に応じて支援するもので、予算額は2億2,770万円でございます。

右側にまいりまして、県外との移動自粛要請により利用者が減少している、長崎県内と県外を結ぶ定期路線バスを運行する事業者に対し、運送収入の減収に応じて支援するもので、予算額は1億6,230万円でございます。

最後に、欠損補助を受けていない旅客航路で基幹的な離島航路及び半島航路を運航する事業者に対し、収支悪化に応じて支援するもので、予算額は4億1,160万円でございます。

全体予算額といたしまして8億8,824万5,000円となっており、それぞれの補助対象経費及び補助率につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上が、事業の概要となります。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

たします。

【浅田分科会長】以上で説明が終わりましたので、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】ご説明ありがとうございました。確認の意味も含めまして、質問をさせていただきます。

地域振興部において、今回計上されています議案について確認をさせていただきますが、まず、土地対策費であります。地籍調査費です。

様々ご説明いただいて、ありがとうございます。地籍調査が防災・減災の基盤となる事業という形で盛り込まれたというのは、非常に大事なことであろうと思っていますし、地籍調査が一步でも二歩でも進むというのが重要であると、私自身も考えております。

ご説明いただきまして、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、松浦市及び五島市とあります。調査面積は4.84平方キロメートルとありますけれども、これは要件に書いてありますとおり、地すべり防止区域、非常に危険な地域を対象に行うということですが、6市があるんですけれども、この中で均等に分配されているのか、ここは進んでいるのか、ここを今回ちょっと重点的にしたいと、その市によってあれば、まずそこを教えていただければと思います。

【原田土地対策室長】まず予算額で、一番大きな市が佐世保市でございまして、こちらが、2億8,100万円のうち約1億2,100万円でございます。2番目に大きいのが大村市で約6,600万円、3番目が松浦市で5,200万円となっております。

調査面積につきましては、佐世保市が4.84平方キロのうち1.40平方キロ、次に大きいのが五島市で1.09平方キロ、これは場所が郊外にある分があったものですから、調査面積としては少

し稼ぐような感じですが、3番目が松浦市で0.97平方キロでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。確認をさせていただきました。それぞれ危険区域を調査するという大事な事業であるということを確認させていただきました。

今回、約2億8,000万円補正を組まれて、当初予算と合わせて約9,700万円ということがありましたが、進捗率は、午前中もご説明があったかと思いますが、どれだけ地籍調査が進むのか、今回の補正と当初予算と合わせてどれくらい進むのかというのを、再度確認をさせてください。

【原田土地対策室長】今回の補正予算と令和3年度の当初予算を合わせまして9億8,700万円程度でございますけれども、これをもちまして、今年度末の進捗率が67.3%でございますが、国の予算のつき具合にもよりましようけど、68.0%まで進む見込みでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。失礼しました。9億円ですね。

わかりました。約2億8,000万円、そして9億円使っても、地籍調査は0.7%ぐらいしか進まないという現状ですね。非常に厳しいんだということがわかりましたけれども、要件等々もあります。面積、実施主体もありますので、鋭意進めていただければと思います。

続きまして、同じく地域振興部の交通企画費についてお尋ねをさせていただきます。

ご説明いただきまして、ありがとうございました。これは、まず確認ですが、地域住民生活移動手段という形です。約8億8,000万円になりますけれども、これは県内のバス事業者は、大きい小さいにかかわらず全てが受けることができるという認識でよろしかったでしょうか。



【小川交通政策課長】基本的には、今回の対象となる部分につきましては、県内に本社を置く事業者ということにしておりまして、今回対象となっております分につきましては、そのうちリムジンバス等を運行する、もしくは県外高速を運行する、あと、生活路線として県単補助として計画で上がってその承認をしておいた対象事業者ということになります。

【宮本委員】もう一つ確認ですけど、これは県営バスももちろん対象となるのかも、確認をさせていただきます。

【小川交通政策課長】県の交通局につきましても、一事業者として同じような形での支援をさせていただいているところでございます。

【宮本委員】わかりました。ありがとうございます。

非常に大事な補正予算であるというふうに思っていますし、バス事業者も厳しい中で、こういった補助、一定の予算があるというのは非常に大事なところであろうと考えています。

ちなみに、公共交通という面でいえば、タクシーというものもあるかと思うんですが、今回はバス事業者に限り、タクシーというのは対象にならなかったということでしょうけれども、こういった観点からなのかというのは、ご説明いただけますでしょうか。

【小川交通政策課長】タクシー事業者への支援でございますが、私どもの交通政策課といたしましては、今回予算を計上させていただいておりますが、新年度予算の中で、いわゆる空気清浄機だとか、車内のいろんな抗菌対策、もしくはユニバーサルデザインのタクシーの更新費用、それと併せて行う分でございますが、そういうものに対する支援という形で計上させていただいているところでございます。

また、今回、新型コロナウイルスの関係で、関係事業者ということで、産業労働部の方でも支援をされるような形の構築がされておりますので、そこと併せまして、私どもとしては支援をしていきたいということで考えております。

【宮本委員】わかりました。ありがとうございました。

今回4つ、支援の内容が書かれています。1つ目ですけれども、生活バス路線対策費補助金追加支援とありますね。約8,600万円の計上がありますけれども、先ほど課長から説明があったんですが、既存の路線バス補助金事業（県単補助）の補助要件を満たせなかった路線に対する支援と、ちょっとわかりにくい表現かなと思うんですが、ざっくりわかりやすく、再度ご説明いただけませんか。

【小川交通政策課長】通常の乗合バスの支援というのは、広域的な路線ということで、国庫補助路線という分で、これは、基本的に国と県の方で支援をする路線でございますが、こちらの県単補助路線というのは、そこに準ずる路線ということで整理をされておりますが、これは県と地元の市町とで2分の1ずつで支援をするという形になっております。

その補助要件の一つといたしまして、収支比率が55%以上とか、輸送量が1日当たり9人から150人というような要件が4つほどございますが、今回、新型コロナウイルスの関係で、皆さんやはり外出を自粛されているという状況の中で、やはり利用人数が減少したために、その55%の収支比率を満たせなくて、いわゆる県単補助の補助要件をクリアできなかったということで、県単補助の対象とならない路線というのが多く出てきたものですから、その分に対して私どもの方で、それを救うという形になります

が、支援をすることで、市町の負担軽減にもつながりますし、また、市町の方できちんと支援をしていただくことで、事業者の支援にもつながるといこともございまして、今回、コロナの部分で緊急的にこういうような支援をさせていただきたいということで、予算を計上させていただいているところでございます。

【宮本委員】 詳細、ありがとうございます。

一刻も早く、非常に苦しんでいらっしゃるバス事業者の方々を支援するという意味でも執行していただきたいと思っていますので、また引き続き、これにかかわらず、今後いろんな場面が出てくるかと思えますけれども、そういったのも注視しながら対応策をしていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【浅田分科会長】 ほかに質問のある委員の方、いらっしゃいますか。

【田中委員】 久しぶりに総務委員会に来たので、勉強させてもらおうと思うんだけど、2月補正の中で、また先議案件分だけを今回提案しているという解釈になるのかな。2月補正の中の財政の関係、そっちの方で聞かせてもらおうかな。

【早稲田財政課長】 今回は、2月補正の中で経済対策、それから、先ほどありましたけれども、選挙関係費について先議をお願いするということが、2月補正の中からそこを抜きだした形になっております。

【田中委員】 そうすると、2月補正そのものは、また別に一緒にやるという感じになるわけね。

あまりにも内容が少なかったから、あれって思ってね。2月補正そのものになると、結構大きな感じになるので、121億円ということになっているけれども、中身は大変な中身で、経済

対策の600億円やって、それから、通常の補正で478億円の減額をやって、その差額が121億円の2月の補正になっているわけね。これはもう一つの機会にやるということで、その中から改めてこれだけということなんですね。そういう理解でいいんですね。

【早稲田財政課長】 今、委員がご説明されたとおりの理解で結構でございます。

【田中委員】 それでは、今、宮本委員からあっていたように、公共交通事業の緊急支援費と地籍調査と2つぐらいなのかね、大きな項目ということになると。

交通政策課の（新）公共交通事業継続緊急支援費の8億8,800万円か、内容はね。これはいろいろと、生活バス路線、長崎空港発着、県外高速バス、旅客定期航路ということで、おのこの数字が出ているけれども、これは想定されるもともとの算定基準はどのようにして予算を組んだのか。今までのやっていることの中で、これだけ予算を組んでやってもらおうということで、積み上げ方式でこの予算の額は出てきているのかな、ちょっと聞かせてください。

【小川交通政策課長】 私ども、新型コロナ発生時から、各事業者の運送収入だとか、もしくは利用人員、そういうものについて定期的に事業者の方にお聞きをいたしまして、その把握に努めております。

そういう中で、1月から12月までの実績値をもとに、あと、いわゆる推計という格好で試算値を出しまして、それに基づいて今回の予算を計上させていただいているところでございます。

【田中委員】 そうということになると、この数字が出て、使い切るとまた、プラスの要素が出てくるという感覚でいいんですかね。国からもらった金と、今回予算を計上しているこの予算計

上分がもし足らなくなったら、あとどうなんですか。限定版なのか。この予算だけで消化するんですよと、あと、追加はないんですよという感覚なのかを教えてください。

【小川交通政策課長】今回の部分につきましては、一応限定した形で支援を打たせていただくと思っておりますので、この分については、この予算内で整理をさせていただきたいと思っております。

ただし、今後、例えばこれは令和2年度分として、一応、今回予算を計上させていただいておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が、例えば長引く、もしくは国の施策等々の状況も踏まえまして、必要性を、当然見極める部分というのはあるのかなと思っておりますので、今回は、あくまで令和2年度の各事業者の収支状況等々を見ながらの支援ということでご理解いただければと思っております。

【田中委員】もう一つ、地籍調査に関しても確認をさせていただこうと思うんだけど、地籍調査は、昔からずっと歴史があるんで、私の記憶でも四十数年前から地籍調査をやっていたけれども、中間がなかった。

なぜかという、それはわかるんだけど、国の補助率は高いけれども、人件費が算定されてないので、市がやってない。特に長崎市と佐世保市が極端に悪い。参考までに、各市の達成率の一覧表があるでしょう。ちょっと教えてください。

【原田土地対策室長】11市の進捗率について申し上げます。

長崎市が41.9%、これは今年の3月末時点での見込みです。佐世保市が36.8%、島原市が48.3%、諫早市が91.1%、大村市が52.5%、平戸市が41.0%、松浦市が61.3%、対馬市が59.2%、五

島市が55.0%、雲仙市が94.4%、南島原市が92.2%、以上が、今やっています11市の進捗率でございます。

【田中委員】2市8町は完了していて、特に長崎市の41.9%、佐世保市の36.8%、特に佐世保が悪いので、これは昔からやるべし、やるべしと言ってきたけれども、さっき言ったように人件費が入ってないもんだから、5%の負担にしても、やっぱりやりずらかったの。やるとすれば、すぐ10人ないし15人ぐらいの体制をとらなきゃいかんから、佐世保市なら佐世保市でね。それだけで、人件費の方が高くつくのよ、極端に言う。だから、人件費を組み入れたところの予算措置ができれば、もっと進捗するんだけど。そういうことで、人件費が予算の中に入っていないということで、進捗しなかった。

しかし、どちらにしても50%以下というのは、県としては、指導する必要がある、やるべしと。今度予算を組んでも、微々たるもの。さっきちょっと質疑があっていたけれども、何十%のアップじゃないよ。何%のアップぐらいでね、極端に言う。まだ今から100年かかる。

どうですか、見解を聞かせてもらおうかな。県のやる気の見解を。市町に対して圧力かけてでもやらないかん事業なんですよ。聞かせてください。

【原田土地対策室長】特に佐世保市の進捗が遅れている理由としましては、やっぱり合併前の旧佐世保市の状況が悪いということがございます。

ご参考までに、旧佐世保市では、地籍調査を昭和53年度から始めましたけれども、その後、昭和57年度から平成23年度まで約30年間中断をしております、実際に平成24年度から再開してまだ9年目ということで、まだまだ熟練し

た職員も少のうございますので、県といたしましては、まずは事業費の確保と市の担当職員のスキルアップについて要請をしているところです。

参考までに、今回の令和3年度に向けた要望額につきましては、対前年度比で66%プラスという額も佐世保市の方では要望しておられますので、今後とも市と協議しながら、事業費の確保と必要な職員の体制強化、質・量ともに体制強化について要請をしてみたいと考えております。

【田中委員】参考までにちょっと述べておくけれども、佐世保市の場合は昭和53年度から始めたという話を今したけれども、私は昭和54年に市議会議員になったんだけど、そのときに地籍調査が話題になった。ところが、周辺の山から、具体的に言うと宮地区というところから始めたんだけど、山から始めたら、面積が増えるんだよ、地籍調査をやると。そうすると、短期間でやると問題ないけれども、100年計画とかやると、早くやったところは、極端に言うと3倍～4倍、税金を余計払わないといかんという地元の反対があって、地元の議員も反対してやめちゃった。

それからずっとやってなくて、今、まちなかから始めているけれども、まちなかが、今度また問題なのは、間違いというか、地籍調査をやってみると、いろいろ問題が出てくる。道路でも、民有地が道路になっているんだ。それをまたやりくりしているのが、今の現状なんだよ。

だから、早急にやるべしという必要性を県の方で強く訴えてもらって、推進すべきということで、終わりたいと思います。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第75号議案のうち関係部分及び第92号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

分科会の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 7分 休憩

-----  
午後 2時 7分 再開  
-----

【浅田分科会長】分科会を再開いたします。

これもちまして、分科会の審査を終了いたします。

引き続き、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 8分 休憩

-----  
午後 2時 9分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

これより、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行

うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時10分 休憩

-----  
午後 2時12分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

皆様お疲れさまでございました。

-----  
午後 2時13分 閉会  
-----



# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月9日

自 午前10時 0分  
至 午後 5時 5分  
於 委員会室 1

教養課長	原口 正広 君
厚生課長	平田 義隆 君
留置管理課長	山田 恭市 君
生活安全部長	福山 康博 君
生活安全企画課長	平田 泰範 君
人身安全対策課長	宮崎 和久 君
少年課長	田川 佳幸 君
生活環境課長	江口 磨貴一 君
サイバー犯罪対策課長	林田 克盛 君
地域部長	佐々 靖弘 君
地域課長	杉本 正彦 君
刑事部長	池田 秀明 君
刑事総務課長	平井 隆史 君
捜査第一課長	横山 信也 君
捜査第二課長	尾塚 政一 君
組織犯罪対策課長	池田 聡 君
交通部長	森崎 辰則 君
交通企画課長	松岡 隆 君
交通指導課長	式場 龍明 君
交通規制課長	澤村 彰 君
運転免許管理課長	野口 博文 君
警備部長	豊永 孝文 君
公安課長	多田 浩之 君
警備課長	車 康之 君
首席参事官兼外事課長	杉町 孝 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浅田ますみ 君
副委員長(副会長)	下条 博文 君
委員	田中 愛国 君
"	山本 啓介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	宮島 大典 君
"	大場 博文 君
"	宮本 法広 君
"	石本 政弘 君
"	饗庭 敦子 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長	菅谷 大岳 君
首席監察官	北村 秀明 君
首席参事官兼警務課長	山口 善之 君
総務課長兼 広報相談課長	川本 浩二 君
会計課長	平戸 雄一 君
装備施設課長	塩崎 裕三 君
監察課長	川口 利也 君

会計管理者	吉野ゆき子 君
会計課長	櫻井 毅 君
物品管理室長	岩村 政子 君
監査事務局長	下田 芳之 君
監査課長	福田 修二 君
人事委員会事務局長	大崎 義郎 君



職員課長 田中 京 君

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君

調整審査課長 宮本 智美 君

議会事務局長 松尾 誠司 君

次長兼総務課長 柴田 昌造 君

議事課長 川原 孝行 君

政務調査課長 太田 勝也 君

危機管理監 荒木 秀 君

危機管理課長 近藤 和彦 君

消防保安室長 宮崎 良一 君

第17号議案

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の  
給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例（関係分）

第18号議案

職員の給与の臨時特例に関する条例の一部  
を改正する条例（関係分）

第19号議案

長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正す  
る条例

第42号議案

権利の放棄について

第43号議案

権利の放棄について

第44号議案

権利の放棄について

第45号議案

権利の放棄について

第46号議案

包括外部監査契約の締結について

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

・陳情書（貴議会の喫煙専用室の廃止、屋外の  
指定喫煙所の閉鎖・廃止、および喫煙治療費  
の2/3助成の予算化のお願い）

・自衛隊の医療部隊増強について意見書を国に  
提出する事に関する陳情

・緊急要望について

・市長が特措法第八条の非違行為による行政罰  
を求める陳情

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活  
用・整備に関する陳情書

## 6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第2号議案

令和3年度長崎県一般会計予算（関係分）

第10号議案

令和3年度長崎県庁用管理特別会計予算

第13号議案

令和3年度長崎県公債管理特別会計予算

第78号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算(第14号)

(関係分)

第85号議案

令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算

(第1号)

第87号議案

令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算

(第1号)

## 7、付託事件の件名

総務委員会

(1) 議 案

## 8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【浅田委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました議案は、第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか7件であります。

そのほか、陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします議案は、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、さきの委員会でお知らせしましたとおり、1部局の審査において、委員1人当たりの持ち時間は、答弁を含めて20分以内で1回までとなっております。

通告内容に基づいて質問を行っていただきますようお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

まず、理事者側から、幹部職員の紹介を受け

ることにいたします。

【菅谷警務部長】 警察本部警務部長の菅谷でございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、先般の2月24日の総務委員会、所管事務概要説明で紹介しておりませんでした幹部職員を紹介したいと思います。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【浅田委員長】 ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【浅田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。

【菅谷警務部長】 それでは、警察本部関係の議案についてご説明申し上げたいと思います。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算14億6,072万円、歳出予算387億989万9,000円となっております。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

1ページ下段に記載してあります一般管理費につきまして、一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機等の使用貸借料等19

億9,910万7,000円などを計上しております。

2ページをお開きください。

給与費、装備費につきまして、記載のとおりです。

警察施設費につきまして、一般施設整備費として、警察署庁舎の改修、佐世保警察署庁舎の建て替えに向けた調査経費等3億2,297万9,000円などを計上いたしております。

運転免許費につきまして、記載のとおりです。

3ページをお開きください。

一般警察活動費につきまして、一般的な警察運営、地域警察に要する経費等6億5,543万4,000円を計上いたしております。

一般警察活動費には、高齢社会対策として、特殊詐欺を始めとした犯罪の抑止対策経費や高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費、また、新型コロナウイルス感染症対策経費として、職員の感染防止対策消耗品整備費等を計上いたしております。

刑事警察費、交通指導取締費につきましては、記載のとおりであります。

このほか、債務負担行為は、3ページ下段から4ページにかけて記載してあります。

次に、4ページ下段から5ページにかけて記載してあります第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

補正予算額は、歳出予算2億7,886万9,000円の減となっております。

歳出予算の主な内容は、警察庁舎等の光熱水費等の執行残や職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費等であります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算につきましては、今後、年

間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあり、これらの整理・調整を行うため、3月末をもって、令和2年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【菅谷警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況につきまして、ご説明いたします。

資料は、表紙に「危機管理監・企画部・地域振興部・警察本部」と記載があるものでございます。

1ページをお開きください。

この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に関わる令和3年度当初予算の内容について査定結果を提出するもので、警察本部の事業につきましては、佐世保警察署庁舎建替事業費を記載しております。

事業の計上額につきましては、予算編成過程において事業内容等を精査した上で、予算案として計上した額を記載しております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 皆様、おはようございます。

総務委員会で初めての審査になりますので、理解を深めるためにも質問をさせていただきたいと思います。

予算書の2ページの警察施設費について、佐世保警察署の建て替えについて、お伺いいたします。これから調査をするということですが、今後、地元の方への説明等をどのようにしていられるのか、お伺いします。

【山口首席参事官兼警務課長】 ただいま、今後、地元の方への説明等、どのように行うのかということについてですが、昨年の5月上旬頃から現在に至るまでの間に、県議会議員、佐世保市議会議員のほか、地元住民の方々約220名に対しまして説明を行い、ご意見を伺ってまいりました。今後につきましては、またさらに必要性を判断しながら、住民の意見を丁寧にお伺いしてまいりたいと思っております。

【饗庭委員】 今回、相浦署と統合するということで伺っていますけれども、その点に関して、地元の方々からのご意見としては、どのようなご意見が出ておりますでしょうか。

【山口首席参事官兼警務課長】 相浦警察署の統合に関しての住民からのご意見は、どのようなものがあるかということについての質問であるということで認識してお答えさせていただきます。相浦警察署管内の住民等からは、統合後も相浦警察署庁舎を交番等の警察施設として活用してほしい、あるいは住民の安全・安心が損なわれないような対応を取ってほしいとか、これまでどおりパトロールをしてほしいといった内容が寄せられております。

こういったご意見のうち、相浦警察署庁舎の活用ということにつきましては、これは県有財

産でもございますので、関係部門と協議をしながら検討してまいりたいと思っております。そのほか、パトロール等、警察が活動する部分については、しっかりと住民の要望に応えてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 わかりました。

そうしたら、もう一点だけ、その建て替えをするに当たっては、どういう手法で行おうと思っておられるのか、お伺いします。

【塩崎装備施設課長】 佐世保警察署につきましては、現在のところ、非常に老朽化をしております。この建て替えが案件となっているところでございます。先ほどのご質問にありました手法につきましては、今の段階でございますが、国または県の規定等にもございまして、まずは大きな施設の建て替えをする場合には、PFI事業が導入できるかどうか、それを先に検討してくださいという規定がございまして、これに基づきまして、PFI事業をこれが導入できるかどうかを今から検討していく予定でございます。そして、これが導入できるという形になった場合には、そのPFIの事業の流れに基づきまして設計、建築、管理という形で進めてまいり予定でございます。

【浅田分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。

日々の業務、大変お疲れさまです。

確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

ご説明、ありがとうございました。先ほど説明がありました資料の中の2ページ、私も饗庭委員と同じく質問をさせていただきたいんですけど、「警察施設費について」ということで、一般施設整備費で3億2,297万9,000円計上されていて、補足説明資料をいただきまして、縦

長の分の2ページになるんですけども、このうち佐世保警察署庁舎建替事業費で約1,270万円計上されています。これは先ほどご説明あったとおり、計上額、要求額そのままになっていて満額計上されていますが、先ほども、PFIによってするんですというお話がありました。が、勉強不足で申し訳ないのですが、そこには「佐世保警察署庁舎の移転・建て替えに係るPFI導入可能性調査を実施するための経費」と書いてあります。実施の調査に1,200万円もかかるんだなと思うんですが、これはもうちょっと具体的なご説明をいただけますか。

【塩崎装備施設課長】PFIの事業に約1,200万円かかるかというお話でございます。これにつきましては、我々のほうで今回のPFI事業を推進するに当たり、事前に市場価格調査等を実施いたしました。その中で、関係業者であるとか、全国のこれまでの前例等も含めまして調査をかけまして、業者のほうからも見積り等も取らせていただきました。その中で、我々のほうで内容を検討、分析いたしまして、最適という形の価格を今回出して、判断をしたものでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。

先ほども答弁あっていましたけれども、PFIの可能性を調査すると。これはPFIでだめ、ちょっと厳しいとなった場合は、この約1,270万円は流れるというふうになるんですが、現在県警で考えていらっしゃるこの約1,270万円を使って、PFIでできる可能性というのは高いと感じられているのか、難しいと感じられているのか、現時点での感触、そういったものをお聞かせいただければと思いますが、いかがですか。

【塩崎装備施設課長】先ほど委員がおっしゃら

れたとおり、判断が非常に難しい状況でございます。なぜかと申しますと、確かに1,200万円というのは非常に大きい金額ではございます。ただ、今後、庁舎を建てていく場合、恐らく何十億円というお金がかかるかと思えます。その中で、従来型でいくと何十億円とかかるところを、PFIでいきますと、民間の活力を利用して、その資金を流用した上で、例えば、今まで一遍に何十億円かかっていた分が、それを平準化して県の財源に対して大きな負担をかけないまま建設、運用、管理をすることができる。それを長い目で今後何十年という形を考えると、当初のこの導入費で1,200万円かかったにしても、その後、PFIをした場合、それだけのペイが図られると考えております。ただ、先ほどちょっとお話もありましたとおり、従来型になった場合には、当然その部分のペイは難しいかと思えますけれども、それはあくまでも必要経費と考えて対応しているところでございます。

【宮本委員】ご説明いただきまして、ありがとうございます。長い目で考えると、こっちのほうは有用だということを確認させていただきました。

一般質問でもあっていましたとおり、佐世保警察署はかなり老朽化が進んでいますので、鋭意取り組んでいただきますように、よろしくお願いたします。

もう一点、警察施設費についてですが、職員公舎整備費で、内部改修と解体経費と書いてありまして、これに約1億6,000万円あります。「解体経費」と書いてあるので、これは来年度、職員の公舎、どこが解体となるのか、それがどれくらいかかるのかというのを確認させていただきますか。

【平戸会計課長】 職員公舎整備費 1 億 6,000 万円の中の説明でございます。この中には、松浦署の待機宿舎の外壁の改修でありますとか、佐世保署の公舎の内部改修等がございます。松浦署のほうは 4,300 万円程度、それから佐世保署のほうは公舎の整備で 7,100 万円程度でございます。委員ご質問の公舎の解体工事でございますが、これは 3 か所ございまして、雲仙警察署の管内の公舎、それから五島警察署の管内の公舎、対馬南署の管内の公舎、3 か所の公舎の解体工事を行う予定でございまして、これが合わせて 4,200 万円程度、このように計上しております。

【宮本委員】 ありがとうございます。雲仙と五島と対馬南ですね。4,200 万円ということで確認をいたしました。解体なので、もちろんどこかに移転されるということなんでしょうけれども、そもそも職員公舎というのは、今、稼働率はどれくらいあって、どれくらいの方が住まれているのかというのを付随して確認をさせていただけますか。

【塩崎装備施設課長】 公舎の関係でございますが、現在のところ、全体的に建物が 173 棟ございまして、その中に 1,336 戸の世帯があります。全体枠でございますけれども、今のところの入居率全体としては約 81% を入居者で埋めているという状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

解体経費等も確認をさせていただきまして、81%稼働しているということです。職員公舎なので、老朽化によって、恐らく解体が今からも進んでいくと思うんですけれども、何分、警察の方は 24 時間対応だと考えています。そうするならば住まれるところは大事だと思いますから、解体した後、その方々が住まれる確保につ

いても、しっかりと検討そして対応していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、3 ページになりますけれども、交通指導取締費の中で、交通安全施設整備費として書いてありますが、交通信号機の新設とあります。9 億 1,298 万 8,000 円の中に交通信号機の新設も入っていると考えますが、来年度、どれくらい新設をされるのか、その費用についても確認をさせていただきます。

【平戸会計課長】 交通安全施設整備費 9 億 1,000 万円の内訳でございます。この中には、交通管制の関係、あるいは信号機、道路の標識、標示、それらの交通安全施設の整備を全て含んでおりますが、委員ご質問の信号機の関係でございます。信号機の新設あるいは移設、改修に 2 億 8,000 万円程度の額を計上しております。その中で、来年度の新設箇所は 6 か所、4,100 万円程度の額を計上しております。

【宮本委員】 ありがとうございます。4,100 万円で 6 か所ということです。

信号機のご相談というのは多分多いかと思えます。我々議員も結構な相談を受けるんですけれども、この 4,100 万円、6 か所ですけれども、ちなみに、希望にかなっているか、要望にかなっているかというのを最後に確認したいんですけれども、県警の本部に上がってきていて、検討している信号機があって、それが来年度は約 6 か所ということなんだろうけれども、どれだけの率でその要望に応えられているのかというのを最後、確認させていただけますか。

【澤村交通規制課長】 信号の設置要望について、どの程度応えられているかというご質問にお答えします。来年度、6 基の予算計上させていただいておりますが、このうち要望をいただいて

設置することとなっているものについては1基でございます。あと5基は、新設道路、新しくできた道路に設置というところでございます。

それで、3年間の交通信号機の設置要望でございますが、必要と認めているものについて、平成29年から令和元年度までの3年のうち、15件把握しておりますが、このうち7件につきましては、既に設置されております。そして、あと3件につきましては、今年度または来年度に設置する予定になっております。残り5件につきましては、信号機設置場所や歩行者滞留スペースの確保など道路改良が必要などの課題があるため、これらの道路環境が整った箇所について、来年度以降、要望として継続していきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

来年度は6か所ということで、3年間で必要と認めるものが15件あって、お話を聞く分には、要望には沿っていったらっしゃるんだなということを確認させていただきました。

信号機の新設、そして移設というのはあるのかどうか分かりませんが、非常に難しいところではあるかと思えます。今後も、できる限りご要望にお応えをいただくべくご対応いただければと考えております。

【浅田分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【大場委員】 1点お伺いをいたします。第78号議案の中で、運転免許費の高齢者講習の減額でございます。受講予定者数の減による執行残ということでございますけれども、こういった理由で減少になったとお捉えでしょうか。

【平戸会計課長】 委員ご指摘の運転免許費の減額補正のことでございます。高齢者講習の委託等につきまして、我々、予算立てする時には、これだけの人数が講習をお受けになるだろうと

いう見込みを立てながら予算立てをしていくわけでございますが、今年度、その見込みの数の講習を行わなかった、そこが減少したということで、500万円程度の減少額が出たということでございます。

【大場委員】 その減った理由です。コロナが影響しているんじゃないかとか、地域性もあるかと思えますけれども、主にどういうふうな要因が考えられるのでしょうか。

【野口運転免許管理課長】 高齢者の中には、身体機能の低下を感じ取られまして、自ら自主返納される方もいらっしゃいます。また、自主返納ではなくて、自然に失効させるという高齢者の方も中にはいらっしゃいます。この受講者数につきましては、年度ごとに、それなりの増減がございますので、今年度は若干の減少が見られたというふうなところだと考えております。

【大場委員】 私は、今年度においてはコロナの影響で、本来でしたら受けて、もしくは受けなければいけない方が、感染を危惧してか、今回は見送るとか、そういうふうな状況にあったのじゃないかというふうなところを少し危惧しております。県内でも、各地域の実情によって、高齢者の方の運転免許の必要性というのは違ってあります。長崎市内とか、一定の公共交通機関があるところでの免許に対する認識と、また地方、田舎のほうでの特に農業従事者であるとか、運転免許証自体が仕事に直結するような職業の方がいらっしゃって、講習自体が社会的なコロナとか、そういうふうな影響によって、どうしても受けられなかった、そういう状況があったら大変だなと。認識とすれば、そういうふうな地域性で必要な方にとっては、必要な講習をきちんと受けてもらって、きちんとした技術を持って、少しでも長くして必要とされる方

にはしてほしいというふうな思いがあるものですから、そういったことで挙げました。

今回の減少自体が、どうしても必要性があった方が受けられていないという認識かどうかという、その点を1点確認させてください。

【野口運転免許管理課長】新型コロナウイルス関係で受講できない方がいるのではないかとというご質問でございますけれども、この影響で70歳以上の方が受講しなければならないと法で決められております高齢者講習につきまして、現在まで、受けられなかったという方はいらっしゃいません。また、新型コロナウイルスの影響で自分は受けられない、もしくは試験場とかそういうところに行くことをためらっているという方につきましては、警察庁の方針に基づきまして、有効期限を3か月間延長するというような措置を講じておりますので、今後も引き続き、そういうふうな適切な対応を取っていきたいと思っております。

【大場委員】ぜひお願いしたいと思えます。私の地域の島原の農業従事者の方は、仕事として車を使うと。ただ、ご本人としては、しっかりと運転技術は大丈夫だと言うんですけれども、「大丈夫ですか」というふうな方も中には若干いらっしゃいますので。ただ、そういった方であっても、車がないと仕事ができないというのであったら、運転技術であり、いろんなことでそういうふうな講習があると理解していますので、そういったことの対策をもって、受けられる方がしっかりと受講できるような体制を取っていただきたいと思います。

【浅田分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【近藤委員】1点だけ教えていただければと思います。補足説明資料で、歳入と歳出の予算が

書いてあるんですけれども、管理費と活動費が令和2年度から今年は減額になっているんです。特に、活動費というのが15.3%とかなり減額になっているんですけれども、何か根拠があるのか、教えていただければと思います。

【平戸会計課長】警察活動費が前年度に比較しまして4億8,000万円程度の減になっております。この内容でございますが、前年度、つまり令和2年度に多額の経費を要した事業で終了したものがございます。例を挙げますと、地域警察官が持つ無線機の更新、あるいは離島警察署に非常用の発電機を設置しております。このような大きな事業がございまして、これらが当然減となっております。無線機の更新に関しまして2億7,000万円程度、それから今お知らせしました非常用の発電機に関しまして1億8,000万円程度の当然減が出ましたものですから、このような形になっております。

【近藤委員】わかりました。

警察本部というのは、活動というのはいろんな形でかなり経費がかかるものだと私は思っております。だから、要るものは要るという形で、当初予算ですから、しっかりした予算を出していただければですね。絶対内部で予算がないからというふうな声が出ないように、どんどん活動していただければと思います。よろしく申し上げます。

【浅田分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】若干関連しますが、運転免許費について、お尋ねいたします。今回、補足説明資料によると、運転免許行政推進事業費ということで8億4,862万8,000円ということで、横長資料によると、その中の大部分を占めるのが運転免許費ということで、8億4,342万9,000円計上をされています。今、近藤委員からありま



したように、部分的には予算が減額された部分はわかりましたけれども、全体的にも約7億9,000万円ぐらい予算そのものが減額をされていますよね。その中で、この運転免許費は約1億円ぐらい増額をされているというふうなことになるので、この1億円増額の根拠といたしますか、どういう理由で1億円増えたのか、まずそこをお尋ねいたします。

【平戸会計課長】 運転免許費、1億円程度の増額になっております。この大きなものといまして、運転者管理システムといたしまして、皆さん方の運転免許に関する情報を国とやり取りするシステムがございますが、この改修経費が1億円程度かかるということがございます。それと、もう一つは、今回、運転免許の事務委託料を5,000万円程度増額しております。これは免許行政に関しまして、更新時講習等々を外部に委託するわけですけれども、この外部に委託した経費につきまして検証をいたしまして、増額をする必要があると判断いたしましたので、11月補正の中で債務負担行為の増額要求をいたしまして、お認めいただいたものですから、その同額を計上いたしているというようなことでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それで、免許に関して、去年の4月から長崎運転免許センターが開設されたんですけれども、今の答弁で言うと、多分委託費の中に含まれるのかなと思うんですけれども、去年4月から運用されたというふうなことで、例えば、一昨年、去年で、今年の予算の変化、恐らく、今までは長崎市内の各警察署でその業務をやっていたものを免許センターに集約したというふうなことで、幾分か経費の面で効率化が図られたのかどうか、そこら辺の動きも教えてもらえませんか。

【平戸会計課長】 長崎運転免許センターを設置して業務集約化したことによる予算面の効果というふうなお尋ねかと思えます。委員ご指摘のとおり、昨年4月に開設したところでございますが、予算面の効果といたしまして、まだ年度途中でもございまして、またコロナウイルス感染症の影響もありまして、当初想定していた運用ができなかったということで、現状として、詳細な検証はできていないところでございます。ただ、一方で、集約化したことで、例えば、旅費でありますとか、活動面に関しまして消耗品の集約、そういうような小さなところでございますが、効率化はできたと考えております。

【坂本(浩)委員】 そうすると、恐らく、集約したということ、それなりの効果が見込めるんじゃないかと思うんですけれども、その分も含めて今回増額というふうなことは、先ほど答弁にありました運転者管理システムが1億円、これが大きな要因というふうな理解でよろしいのですか。

【平戸会計課長】 そのとおりでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それで、運転免許センター、いろいろ今、会計課長から答弁があったとおりで、コロナもあって運用がうまくいっていない部分もあったんだらうと思うんですけれども、要するに、新年度の予算で、去年うまく運用できなかった、これはコロナの要因が大きかったと思うんですけれども、それに対する総括をした上での予算なのかどうか。私のところにも去年4月以降、コロナもあったんでしょうけれども、大分混乱していたというふうな更新をする人たちからの声が結構寄せられました。一つは、コロナがあって、例えば講習が密状態になっているんじゃないかというのもありましたし、それから運転免

許センターができて集約をされたということで、浦上警察署、大浦署とか、市内の警察署でできないわけですから、それに対する不満じゃないですけれども、やっぱりそういう声もありましたし、そういうところから、今まで歩いていけたのが、ここまで来るのに車を使いたいけれども、駐車場がないというふうなこともあって、そういう声が警察の方にきちんと届いて、それに対する対応を新年度はしっかりやっけていこうというふうな思いを込めた予算立てになっているか、そこら辺の認識を教えてください。

【平戸会計課長】4月からこれまで、様々な意見があることに関しましては承知をいたしているところでございます。

予算立ての話として申し上げますと、例えば、駐車場が少なくて皆さん方にご迷惑をおかけしたということがございまして、昨年の途中から、駐車場の案内をする警備委託等々を入れております。それは当初では考えていなかったことですけれども、昨年度の途中から、そのようにいたしまして、当初予算のほうには、そのような経費を昨年度になかったものとして計上しております。一定できることに関しては、含めてこの中に計上したつもりでございます。

【坂本(浩)委員】了解しました。

そういう思いが入っているということであれば、ぜひ今後の運用に関しても、これは会計課長じゃなくて運転免許管理課長にお願いしたいと思うんですけれども、特に運用の問題ですから、直接はこの予算とは関係ないかもしれませんが、そういう運用も含めて、ぜひ予算の中できちんとやっていただきたいということを要望いたしますけれども、運転免許管理課長から何かあれば、お願いします。

【野口運転免許管理課長】長崎運転免許センタ

ーにつきましては、ご指摘のとおり、昨年の4月1日に開設をいたしまして、これまで長崎市内署等で免許の更新申請を受理していたところですが、この申請窓口を集約したということでございます。

この集約によりまして、長崎市内居住の方で免許更新に行こうとしている方が申請窓口まで距離が遠くなったというようなご意見をお持ちの方が一定数いらっしゃることは、私どもも承知をしているところでございます。しかしながら、従来、長崎市内の警察署等で免許の更新を行う場合、更新申請をする時と免許証を受け取りに行く時、最低この2回、警察署を訪れる必要がございました。しかし、運転免許センターは即日交付でございまして、センターに訪れるのが1回で済むこととなったということ、また長崎免許センターは第2、第4日曜日に日曜窓口を開設しまして、優良運転者、高齢者講習対象の更新申請を受理しておりまして、私ども県警といたしましては、県民の利便性は向上したものと認識をしているところでございます。

免許センターの令和2年中、4月から12月まででございますけれども、免許の更新申請を受理した件数は約3万3,000件でございます。1年間に換算しますと、約4万4,000件が見込まれているところでございます。一方、長崎市内に居住される方が集約された警察署において免許更新を行った件数、過去5年間を平均いたしますと、これは平成26年から令和元年ですけれども、約3万2,000件でございます。長崎免許センターにおける免許の更新受理件数過去5年平均と比べまして、約1万2,000件の増加が見込まれるというところでございますので、県民の皆様におかれましては、利便性の向上を実感していただいているのではないかと考えているところでござ

います。

【坂本(浩)委員】丁寧な答弁、ありがとうございました。

去年4月に始まって集中したということと、コロナが重なったということで、恐らく、混乱までいかなかったかもしれないですけども、そういう状況になったというふうに思いますので、今後は、ぜひスムーズな運用と、それからそれができるような予算を常に考えてやっていただきたいということを要望として申し上げて、終わります。

【浅田分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【田中委員】久しぶりの総務委員会なので勉強させてもらいますけれども、まず令和2年度の2月補正で、395億円の予算に対して2億7,800万円の減額予算ということになっているわけです。このことについて、これは大体毎年2月補正は精算予算的な感じがありますので減額なんですけれども、2億7,800万円の数字は、大体平年どおり、このくらいの感じなのか、お聞かせください。

【平戸会計課長】委員ご指摘のとおり、2月でするので精算的な補正でございます。この2億7,000万円の中で、給与費の減額がございます。既定予算の過不足調整でございましたり、物件費のほうは入札の差金が出てきたり、実績が見込みより下回ったということで2億7,000万円程度でございます。例年並みというふうに認識しております。

【田中委員】資料を見ればわかるわけですが、一般管理費で4,800万円ほど、それから職員給与で4,800万円ほど、しかし、一番大きいのは一般警察活動費として1億1,000万円ほどの減額になっているわけです。今年は、コロナの関係も含めて、特殊ですか。

【平戸会計課長】一般警察活動費の1億1,000万円程度の減でございます。先ほども申し上げましたけれども、ここには警察署の非常用発電機の改修工事等が入っておりまして、この契約差金が3,600万円程度出ました。それから、電話料の回線料の執行残も1,000万円程度ございました。委員ご指摘のコロナの関係で様々なイベントが中止になったということで、活動経費もかなり減額になったところがございます。

【田中委員】節約はしなければいけないけれども、減額ということで、おろそかにしたということじゃないですから、別にそういう意味で話しているわけじゃなくて、2億7,800万円が通常かなという認識をさせていただきました。

次に、令和3年度の予算、去年の395億円に対して387億円と、8億円ほど減額になっているんです。昨今は大体どこでも予算は膨らんでいるんですよ。どんどん、どんどん膨らんでいく。8億円減額で、2%程度ですけども、そのくらいで済んだのかなと。当局との折衝の末の話だと思うんですけども、そこら辺のことを聞かせてください。

【平戸会計課長】委員ご指摘の前年度との差ということでございますが、差額としては7億9,700万円程度の減になっております。この中で、給与費が4億4,000万円程度の減になっております。この大きなものとして、定年退職者の減少があり、令和2年度は79人に対して、令和3年度は65人程度の見込みということで、退職手当の減ということで4億4,000万円程度の減でございます。それから、物件費といたしまして、先ほど申し上げました無線機の更新でありますとか、非常用発電機の整備、稲佐警察署が長崎警察署に統合されたわけですけども、その移転経費でありますとか、これらが当然減として

5億1,000万円程度出ましたので、その程度減少しております。ただ、予算計上としましては、必要な活動経費は、確保したというふうに認識をしております。

【田中委員】わかりました。あまり辛抱なさっていても困るので、予算要求は要求としてやってもらわなければいけないですね。

先ほど質疑を聞いていまして感じたのですが、交通安全施設整備それから維持費で、トータルで12億ほどの予算が中身として組まれているわけです。交通安全施設整備費で9億1,200万円、交通安全施設維持費で2億9,900万円ですね。その中で、信号機の話が出ていましたけれども、昨今は少し要望が少ないんですか。昔と言ったらおかしいけれども、前は、3年待たなければいけないなんていう話もあって、10億いくらか特別に作ってもらった年があった。特別予算を組んでもらった。そんなに待たせるのはおかしいじゃないかってね。今は、そんなに待機はないような感じですか。先ほども言われたように、議員は、信号機を設置してくれって陳情がよくよくあるんですよ。見て、我々でも、これは無理だろうと思うところも、しかし、市民、県民の方は、やっぱり、どこにでも便利になるわけだから、信号機を作ってくれという話がよく来るんだけれども、待機が結構あったんですけど。今聞いてみると、そんなにはないかなという感じがするんですが、どうでしょうか。

【澤村交通規制課長】委員のご質問は、信号の要望に対する、設置できない、今、待機している数ということでございます。こちらのほうで把握している数については、先ほど申し上げたように、3年間で15基中、設置できていないのは5基というところでございます。ただ、昨今の交通規制の実施状況につきまして、真に必要

な箇所について信号機を設置するというところで進めさせていただいておりますので、以前のように、要望した数の分、設置するというものではございませんで、真に必要なかどうかということについて検討して、設置する数を決めているところでございます。先ほど申し上げた3年間のうち、新設で言いますと、平成29年に2基、平成30年で3基、令和元年で2基を要望で設置しているというところでございまして、予算の関係で待機というのはないような状況でございます。

【田中委員】よく整備されてきているという感じがするんですけども、私の場合は大体早岐署なんですけれども、しかし、前は、私個人的に言えば、1年間に2基、3基お願いしたこともあって、作ってもらったことがあるけれども、今は県下、そんなに少ないのかなという感じがしているし、所管の警察署で少し抑えているような感じはないのですか。本部に上がってこないという感じが。

【澤村交通規制課長】ご指摘のように、まず信号機の要望と申しますのは警察署のほうに上がってまいります。ですが、そのうち設置の条件を見た場合、近くに信号機があったり、ほかの方法で安全を図れるというものについては、その旨を説明して、ほかの方法で安全を図っていただくというところでやっておりますので、その全てについては把握しておりませんが、数は相当数あると認識しております。

【田中委員】最近、信号機は性能がよくなったものがどんどん出てきているような感じがすると、もう一つは、右折帯の時間をつくってくれというのが結構多いんです。そういう感じで、今ある信号機でも、性能の関係で替えてもらえないかなんていう要望も結構出てきているんじ

やないでしょうか。

もう一つは、土木部に警察のほうから出向してもらっているの、あの人たちは的確な実態をつかんでおられるので、できれば横の連絡をうまくやってほしいというような感じがします。

【浅田分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、及び第78号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

換気のために、ここで休憩を取らせていただきたいと思います。11時5分からスタートしたいと思います。

-----  
午前10時56分 休憩

-----  
午前11時 3分 再開  
-----

【浅田分科会長】おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

【浅田委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【菅谷警務部長】警察本部関係の議案についてご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件、第19号議案「長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例」についてであります。

横長の総務委員会資料、警察本部の1ページ目をお開きください。

この条例は、県民の身近で発生する迷惑性の高い行為に適切に対処するため、公共の場所等における凶器等の携帯を規制し、また、繁華街において常態化している悪質な客引き行為を規制するものであり、凶器等携帯禁止規定の新設、不当な客引き行為等の規定の改正・新設等を主な内容としております。

本改正により、今後発生が危惧される凶器を使用した凶悪事件を未然に防止するとともに、風俗環境の悪化を防止し、県民が安全・安心を実感できる社会づくりを推進しようとするものであります。

なお、施行日につきましては、県民等への周知期間を勘案して、令和3年6月1日としております。

次に、議案外の報告事項についてご説明申し上げます。

横長の総務委員会資料、警察本部の2ページ目をお開きください。

これは、損害賠償案件1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件の合計21万4,474円を支払うため、2月16日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

損害賠償事案につきましては、時津警察署の職員が交通事故捜査中、交通事故の目撃者が使用する車両に搭載されたドライブレコーダーの映像を確認しようとする際、開扉した助手席ドアを不注

意によりガードパイプに接触させ、同ドアを損傷させた事案であります。

この損害賠償事案の賠償金9万5,480円は全額県費から支払われることとなります。

また、公用車による交通事故につきましては、事故を抑止するため、警察学校の卒業を控えた学生の運転能力、危険予知能力の向上を目的とした研修会を開催したほか、各所属に指定した安全運転指導員による教養、訓練を継続して実施するなど、全職員が一丸となって事故防止対策に取り組んでおります。また、令和3年度当初予算でドライブレコーダーを整備し、事故防止を図っていくこととしております。

今後引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、非行少年の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り状況及び被害防止対策について、交通事故の発生状況について、長崎県行財政運営プラン2025(案)の策定について、長崎県特定事業主行動計画について、につきましては、縦長の総務委員会補足説明資料記載のとおりであります。

最後に、佐世保警察署の移転建て替えについてご説明申し上げます。

佐世保警察署は、県北地区の治安維持上、極めて重要な警察署であります。その庁舎は、昭和46年に竣工されたものであり、昨年、新たな長崎警察署が完成したことから、県下で最も古い警察署となっております。

また、施設が狭隘化していることに加え、県下の他の警察署が耐震工事を完了している中、佐世

保警察署は費用対効果の観点から耐震工事が困難となっております。

一方、昨今の本県警察を取り巻く社会情勢は、少子高齢化・人口減少の進行、訪日外国人の増加、道路網の発達、情報通信技術の進展等大きく変化しており、治安情勢も特殊詐欺やストーカー・DV・児童虐待等の人身安全関連事案が後を絶たず、いまだ悲惨な交通死亡事故も発生しているほか、サイバー犯罪・大規模災害等の新たな脅威が増大するなど、犯罪が複雑化・高度化している状況下にあります。また、IRの誘致や国際クルーズ船の増加等の計画が進められていることから、将来的には、国内外からの交流人口の増加も予想され、警察が対応すべき新たな事象が発生することが懸念されます。

このような情勢の変化を踏まえ、佐世保警察署庁舎の移転建て替えに向けた調査結果を基に、老朽化が著しい佐世保警察署の移転建て替えに向けた準備を進めるとともに、佐世保警察署と相浦警察署を統合し、警察力を集約することにより、初動対応力を強化するなどし、県民の安全・安心の確保を図ることとしております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 それでは、第19号議案に関してご質問をさせていただきます。この議案で、「常態化している悪質な客引き行為を規制する」となっていますけれども、どのようにしてこの「悪質な」というのを判断されるのか、お伺いします。

【江口生活環境課長】 お答えします。

客引きというものは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって、そもそも風俗営業者は客引きしてはならないというふうに禁止されております。近年、本県における歓楽街におきまして、風営法や現行の迷惑行為等防止条例の規制の対象とならないフリーの客引きや風俗案内所、深夜マッサージの客引きなどが常態化しております。県民、また観光客の方からは、安心して歓楽街を歩けないとか、コロナ禍の中、声をかけてくるので不安である、客を奪われて困っているなどの苦情や不安の声が上がっている状況でございます。

【饗庭委員】 コロナ禍の中で、いろんな客引きの中で悪質化しているところを防ぐということかと思うんですけれども、普通の居酒屋さんみたいな客引きもされているところもあるかと思うのですが、そういうところとの違いは、どのようにして判断されるのでしょうか。

【江口生活環境課長】 お答えします。

今回の条例改正による客引き行為の規制は、その対象をファッションヘルスなどの人の性的好奇心をそそる営業、キャバクラなどの歡樂的雰囲気醸し出す営業、風俗案内所などの情報を提供する営業、深夜におけるマッサージ等の営業として、営業形態を限定しております。名称のいかんを問わず営業の実態が本条に該当するものであれば、規制の対象となります。飲食物を提供する営業形態、一般的なスナックや居酒屋につきましては、これらの営業形態に該当しませんので、規制の対象とはなりません。なお、執拗な客引きについては、居酒屋であっても業種を問わず規制の対象となります。

【浅田委員長】 ほかに、質疑はありませんか。

【宮本委員】 私も、第19号議案で確認をさせ

てください。先ほど、饗庭委員からもご質問ありましたけれども、再度教えてください。先ほどご説明ありまして、規制の対象とならないものについてということがあったのですが、必要だから改正されるんでしょうけれども、そもそも「軽犯罪法」で、現行法では、それは取り締まることができないという理解でよろしいのですか。もう少しこの改正の背景というものを教えていただければと思います。

【江口生活環境課長】 当初申し上げましたように、客引きにつきましては、「風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって禁止されている行為でございます。風営法におきましては、風俗営業を営む者は、その営業に関して客引きしてはならないというふうに定められているところでございます。現行の迷惑行為等防止条例につきましては、業種として、人の性的好奇心をそそる営業、ファッションヘルスなどに限られているという状況でございます。現在常態化している客引きについては、風俗営業と関係のないフリーの客引きであったり、風営法の規制の対象とならない風俗案内所、深夜マッサージ店の客引きなどであります。ですから、今、常態化している客引きについては、現行条例の規制の対象外となるということでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

要は、簡単に言えば、現状を具体化したような条例改正というようなイメージかと思うんですけれども、詳しくご説明いただいて、ありがとうございます。

実際、長崎県内において、客引き、粗暴行為とかで、何か事件性に発展したものというのは今まであるんですか。それも確認をさせてください。

【江口生活環境課長】 苦情、要望については、先ほど申しましたように、今、コロナ禍でございますけれども、声をかけてくるということでは不安であるとか、また本来自分の店に来る客を客引きに奪われて困っているという相談もございます。また、具体的には、マッサージ店において、女性から客引きされて、店に行きましたら料金が高いとかいうことでもめたとか、そういった実害等もございます。

【宮本委員】 承知いたしました。

そうするならば、これは周知というのは難しいんじゃないかと思いますが、こういった改正になりますよというのは、ホームページとかそういったものは従来どおりされるんでしょうけれども、対象の方々についての周知方法というのは、どのようにされるのですか。

【江口生活環境課長】 お答えします。

県警のホームページに掲載したり、各種広報媒体を利用して周知するとともに、今回の改正内容を記載したチラシを新たに作成しまして、各種会合、キャンペーン等、様々な機会を利用して、広く県民の方に周知を図りたいと考えております。

特に、飲食店関係者の方に対しては、店舗を訪問して、直接的な働きかけ、または組合のご協力をいただきまして説明会を開催するなどして周知の徹底を図っていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

こういった条例を改正することで、逆にいえば、街が寂しくなるんじゃないかというイメージもあるんですけれども、そうではなくて、安全・安心なまちづくりのためには必要な条例ですよという理解ですよ。活気盛んな夜の街がシーンとなってしまふようなイメージがあるん

ですが、そうではなくて、安心な歓楽街をつくっていくということで理解をいたしました。

恐らく、そういう周知徹底をするために6月1日からということなんでしょう。必要ならば早くしたほうがいいと思っていたんですけれども、周知をするには、これくらいの期間だということも併せて承知をしました。

取締りについては、県警の方々、ちまたの交番の方々の出動というのが必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、人員の確保は大丈夫なんですか。今でもぎしぎしで業務されていらっしゃるようなイメージがあるんですけれども、パトロールを強化するというようになるんでしょうから、そういう県警本部の人的配置については、いかがですか。

【江口生活環境課長】 お答えします。

基本的には、勤務体制の変更はありません。客引き等の歓楽街の変化を見極めながら、適切に体制を構築して、指導取締りを実施していきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

そこにも書いてありますとおり、「県民が安全・安心を実感できる社会づくり」ということで、今後も気を引き締めて推進していただければと思います。

【浅田委員長】 ほかに、質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 私からは、この「迷惑行為等防止条例」の一部改正の中の粗暴行為の禁止、たかり行為の禁止に関わって、被害対象の拡大ということについてお尋ねいたします。事前に資料を頂いて、説明も受けたんですけれども、なかなか理解がしにくい部分がありまして、要するに、粗暴行為にしても、たかり行為にしても、その被害の対象となる人たちが、現行の条例で言うと「通行人、入場者、乗客その他の公



衆」ということになっているわけですね。これが拡大というふうなことで「人」とするというふうなことなんですね。この「その他の公衆」というところと「人」との違いが何回説明を受けても、いま一わからなくて、多分、担当課長答弁があっても、よくわからないんじゃないか。どうしてもそこがなかなかわからないものから、もう一回説明をいただけますでしょうか。

【宮崎人身安全対策課長】 お答えいたします。

今回の改正では、委員ご指摘の第2条の粗暴行為の禁止と第4条の不当な金品の要求行為の禁止における被害対象の改正ということで、従来、「通行人、入場者、乗客その他の公衆」というのを「人」ということで改正をしております。

まず、「公衆」といいますのは、不特定または多数という一般人を指しております。他方、「人」とは、自然人を意味しております。例えば、県内に居住する人、それから県内に滞在する人、あるいは一時的に県内を通過する人など、広く「人」ということで指しております。いわゆる「公衆」というのもこの「人」の範囲に含まれるということで、大きく「人」ということで改正をしたわけでありまして、

従来、違反行為が行われたとしても、ここでいう被害者が公衆と認められないような状態であったり、行為者と被害者の間に特定の関係がある場合には、これが適用できなかった部分がありまして、ですから広く「人」ということで、本条例が適用できるように、被害者の範囲を「公衆」から「人」に改正したところであります。

【坂本(浩)委員】 趣旨はわかるんですけども、「通行人、入場者、乗客その他の公衆」というのを「人」に換えたというその理由が今の説明でも、いま一理解が深まらないんですけども、

要は、今までそういうふうに対象にならなかった事例があったということでもいいのですか。私は、この説明を聞いた時に、公共の場所とか公共の乗り物において、そういう被害を受けた対象というのが「通行人、入場者、乗客その他の公衆」ですから、それは加害者と被害者の関係がどうであろうと、これに適用できるんじゃないかと思ったわけなんです。でも、実際は、それ以外で適用されなかったという事例があったということでもいいのですか。だから、「通行人、入場者、乗客その他の公衆」というふうな漠然とした書き方じゃなくて、さらに広げる意味で「人」としたという理解でいいのですか。そういう事例があったわけなんですね。例えば、被害に遭った方が訴えて、しかし、この条例上、この被害の対象に入らなかったというふうな事例があったから「人」というふうに広げるんだというふうな、そういう趣旨でいいのですか。そうすると、何となく納得するんですけども、どうもこの「人」に書き換えるという部分が、それだけ見ると、なかなか理解がいま一なものですから。

【宮崎人身安全対策課長】 事例があって、適用できなかったというのは、これまで把握はしていないんですけども、具体的にどのような状況が考えられるかというところで、被害者が公衆と認められないような場合とはということで、例えば、被害者が深夜の公園で一人きりで周囲に誰もいないような状態であったり、行為者と被害者の間に職場の同僚や上司とか部下、学校の同級生同士とか、親戚関係、友人関係など、特定の関係がある状態なども想定されますので、こういう場合には、不特定または多数の一般人ではないというところで、広くこういうものにも適用できるように改正したというところであ

ります。

【坂本(浩)委員】例えば、今の公園の一人で散歩中というの、これは通行人じゃないのかなと思いますし、理解はなかなか深まらないところはあるのですが、そういう行為を被害をちゃんと網がかかるようにしていくというような趣旨は理解いたしますので、今の答弁で了解いたします。

それから、もう一つのいわゆる客引きの関係です。今、いみじくも宮本委員が言われましたように、繁華街で、今、特に人が本当に少ないというふうな状況の中で、場に居合わせといえ、そういう場もあるかと思いますが、ただし、一方では、その繁華街で、様々な飲食店関係、これは風俗営業も含めて、きちんと法律を守って、きちんとした形で営業しているというふうなところからすると、本当に大変な迷惑だと思いますし、特に、客引きの皆さんが車道にかなり出張ってきているというふうなものも私は昔から感じていました。深夜に繁華街でもタクシーとか動いていますから、危ないんですよ。そうすると、かなりそういう安全面の部分もあるかと思いますが、これも趣旨については十分理解をいたしますけれども、ただ、その線引きというのが本当に微妙な問題もあるかと思いますが、そこはあまり厳格にし過ぎると、この条例に基づいて、きちんと営業活動の一環としているところにも萎縮行為を与えるかもしれませんし、このコロナ禍の非常に厳しい状況の中で、何とかお客さんに来ていただきたいというふうな形でしている方もいらっしゃると思いますので、あまり厳格にしてそういう萎縮を招かないということと、ただ、それを厳格さを少し緩めれば、またこういう迷惑行為がかかるというふうな非常に難しい判断はあ

ろうかと思えますけれども、そこはぜひこれを進めていく中で、あるいはそういうふうにしていくんだよという周知をきちんとする中で、ひょっとしたら自分たちの行為は条例違反のかなというふうなものを与える意味、印象も含めて、これは6月1日から始まりますけれども、もちろん周知については、そこまでだけじゃなくて、その後もきちんとした趣旨等も含めた周知というのをぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

【福山生活安全部長】坂本(浩)委員ご指摘のように、特に、客引き規制につきましては、経済活動を阻害するようなことがないように、この条例の改正の趣旨を踏まえて、適正に執行してまいりたいと考えております。

また、県民に対する周知につきましても、先ほど生活環境課長が答弁しましたように、成立を受けましたら、チラシ等を配ったり、料飲業組合等を通じて、今後とも周知を徹底して、適正な執行に努めて、県民の安全・安心につなげていきたいと考えております。

【浅田委員長】ほかに、質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】今までの説明の内容で理解はできましたし、事前に説明をいただいておりますので、把握できている部分がほとんどを占めてはいるんですけれども、こういった条例や法令を改正するというそのきっかけは、もちろん社会において市民や県民の方、国民の方がそういった危機を感じているというようなことは当然のものであって、スタートであろうと。その上で、そういった法を執行したり、厳格に守らせるというのは、経済活動であっても、その方法が間違っているということを是正することが目的であろうと思っておりますので、一定この条例を

改正して行うことに対しては、当然のことながら、それをしっかりと取り締まる側の決意も覚悟もあってのことであろうと思いますので、しっかりとその条例の中を正しく執行していただきたいと思います。

その上で、凶器等携帯禁止規定の新設も含まれているわけですが、こういった事柄の現場に当たる警察官の方々は、もちろんこれまでどおりの職質であったり、声かけ、そういったアプローチで入ろうかと思えますけれども、当然その現場においては、法令や条例というものをしっかりと頭にたたき込んだ上で現場に臨むというところで、そういったところについてのお取組がこの条例改正に伴って同時に行われているかとは思いますが、その部分の取組、対策がここに含まれているのかどうか、そのあたりについての説明を求めたいと思います。

【宮崎人身安全対策課長】先ほど委員のほうからありました施行時期を6月1日、今から約2か月後ということにしております理由につきましては、県民に対する周知はもちろんのことですけれども、この条例の実効を期すために、指導、取締りに当たる警察官に対する教養等も実施していくということで、この期間を設けております。ですから、今後、現場の警察官等についても指導、教養を徹底していく所存であります。

【山本(啓)委員】具体的には、現場でどのような場面、例えば、不当な客引きについては十分理解いたしました。が、凶器等携帯禁止規定の新設に関しては、どのような現場が想定されて、今、教養の指導がなされているのか説明を求めたいと思います。

【原口教養課長】お答えいたします。

現在、県警におきましては、早期育成プログラムとか、リカバリー教養、それからロールプ

レーイングなど、様々な題材を捉えて総合的な教養を実施しておりますが、当然、この条例が施行される前の段階で、担当課と連携を図りながら、全警察職員に対する教養を徹底してまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】当然、県民に対する周知や経済活動を行う方々への周知も必要でありますけれども、現場に当たる警察官の方々が、その法を守らせるがために危険に及ぶ、もちろん危険がつきものであるかと思えますけれども、しっかりとした執行がなされることを期待したいと思えますし、そういった現場に当たる方々に対して、今後重要なこと、必要なこと、そういったものがあれば、答弁を求めたいと思います。

【福山生活安全部長】山本(啓)委員ご指摘のように、現場で職務執行に当たる警察官に対しても、今後、異動もありますので、異動終了後、6月1日までの間に各警察署を巡回して、きちっとこの改正の趣旨、内容あたりを徹底するとともに、教養課長からの答弁もありましたとおり、適正な執行ができるような教養もいろんな手段を使って徹底してまいりたいと考えております。

【浅田委員長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第19号議案については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、議案外の所管事務に対して通告内容に基づき、質問を行うことといたします。1人当たり20分以内の質疑で、1回限りとなっております。

どなたか質問はありませんか。

【大場委員】 先ほど、高齢者講習については、もう予算議案のほうでお聞きしましたので、それは割愛させていただきます。

あおり運転の対応についてであります。今、全国的にも非常に注目されていまして、さきの一般質問においては、長崎県ではゼロ件だったというんですが、新聞に先日、西海市のほうで検挙が1件というふうなこともありました。そういうふうに検挙になる前には、一般の方は、それ以上、実質的には多くあおり運転の怖い経験をされているのが実情じゃないかと思っております。私のほうにもあったのが、対応がわからないと。怖い思いをしたと。どうすればいいんですかというふうなことでした。その方も、現実的には、その場では、はっきり言ってパニックですと。後ろから執拗に追いかけられたような感じで、要は、早う行け、早う行けみたいな感じで、執拗に速度を上げろ、みたいな感じでされたと。何とか、後ろの車も目的地が近づいたのでしょう、それで行ったんですけれども、パッシングもあつたりとかで、本当に怖い思いをしたと。家に帰って怒りも込み上げてくると同時に、皆さんのよりどころというのはやっぱり警察なんです。警察でどうにかしてもらいたいということであったのですが、その状況としては、なかなか対処が難しいということであっ

たそうです。ですので、現在、あおり運転を受けた人が、実際どのような行動を取ってその人が身を守ればいいのか、そういったものがいまいち、理解されていないと思ったものですから、現状として、あおり運転を受けた際、それに対しての警察にアプローチするまでの対応については、どのようにすればいいのですか。

【式場交通指導課長】 あおり運転を受けた場合の対応ですけれども、まずは安全な場所に避難する、そして110番通報していただくことがまず優先されると思います。あおり運転を受けた場合ですけれども、走行中であれば、走行車線に止まらない、そして交通事故に遭わない安全な場所に避難する。そして、ドアをロックして、車外に出ることなく、ためらわず110番通報してほしいと考えております。

また、あおり運転への対応ですけれども、現在、各種交通安全講習とかイベント、こういったもので広報啓発を実施しております。今後とも、県民への周知を図っていきたいと考えております。

【大場委員】 今、ドライブレコーダー等々が証拠になってというのがあろうかと思うんですけれども、つけている車というのは台数的にはそんなに多くないと思うんですが、そういった場でもわからないと。その場でも、本人もある意味、パニックというか、恐怖心もあって覚えてなくて、要は、車のナンバーもわからないと。そういった場合なんです。ただ怖い思いだけをして、嫌な思いだけ残ったと。

整理をさせていただきましたら、あおり運転を受けました。そうしたら、現場で速やかに安全なところに避難してください。その場で連絡をしないとだめなんですよ。その場で連絡をして、できれば車のナンバーとか、そういった

ことでの確認事項、そういったものは必要になるんですね。まずは基本的なことなんです、そういったことを教えていただければと思います。

【式場交通指導課長】まず、安全確保が第一です。どうしてもナンバーを覚え切れなかった場合もあると思います。それはそれで結構です。その時点で通報していただければ、付近のビデオとか、目撃者とかいますので、そういったものを捜査してから、妨害運転の検挙につなげていきますので、まずは安全優先、その後、通報ということで、ナンバーを覚えてなくても結構ですので、通報していただきたいと思います。

【大場委員】わかりました。まずはその現場で事情が説明できる状況で、まずは身の安全を確保してということですので、そのようにお伝えはしたいと思います。

私たちが運転しながら、ちよくちよくあります。要は、後ろにつけられたりとか、あおり運転だなと感じるんですが、そういったことで、長崎県での検挙が今回1件だったですけれども、具体的に表に出てきている数よりも、もっともってはるかに現場としては起こっているということ認識いただきながら、もしそういうふうな声があったら、しっかりと対応していただきたいと思います。そういうふうな思いをされた方の本当に最後の頼みの綱は警察なんです。だから、そういったことで、しっかりした対応をぜひお願いしたいと思います。

【森崎交通部長】今、担当課長が申しましたけれども、それにつけ加えて、先ほど大場委員から、ドライブレコーダーの効用がございました。大分安価になっておりますけれども、ドライブレコーダーをつけていることを周囲に明示することによって、いわゆるあおり運転の抑止にも

非常につながるといような状況でございますので、周囲の方にも、そういうふうな推奨をしていただければ非常に助かると思います。

また、あおり運転捜査につきましては、今、交通指導課長が言いましたように、一般の方は、恐れて、その場でどうしてもナンバー、車種とか、そういう記録を忘れてしまうということも当然だろうと思います。しかし、事後捜査によって、あらゆる捜査から犯人検挙を我々は尽くしてまいりたいと思っておりますので、必ず通報をしていただくように、その旨、各地域でお話しいただければと思います。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】免許の関係を事前通告してありましたけれども、新しい免許センターの運用については、先ほどの予算審議の中で答弁も含めてありましたので、割愛をさせていただきます。

もう一つ出しておりました事件・事故の推移の関係なんですけれども、補足説明資料を頂いていて、DVの被害が説明資料の1ページに書いてありまして、これでいくと、受理件数が426件、前年比で72件の増。それだけ受理をして、それに対して、保護命令が23件、これは前年比でマイナス6件、それからDV法による検挙が1件、前年比でマイナス1件、ほかの法令での検挙が45件で、前年比で3件の増というふうなことになっておりますけれども、受理件数に対して、この保護命令、DV法検挙、他法令の検挙ということで対応されているのですが、この数字に出てこないものが350件ぐらいあるんですけれども、この受理をしたうちの今言った保護命令と検挙以外の部分というのは、こういった対応だったのか、そこを教えてください。

【宮崎人身安全対策課長】お答えいたします。

通常、DV事案の認知あるいは受理をした場合には、被害者に対して、加害者に対する警告あるいは事件化、けがしているような状況があれば、そういうものを説得するんですけれども、そういうものを望まないという被害者も多くて、それで事案の危険性とか切迫性を説明しながら強く説得して、事件化、あるいは加害者に対する口頭警告というふうなことをやっております。事件について、先ほど言われました保護命令が23件ということで、減少ということですが、この保護命令というのは、あくまで被害者が裁判所に申立てをして、その保護命令を出してもらおうと。それに警察は支援はするんですけれども、危険性を認めて事件化はできなくても、保護命令の申請をしてくださというふうな要請することも多々ありますけれども、必ずしも被害者のほうは、そこまでする必要はないということで、保護命令の申請をしないというのがありますので、そういう場合には、被害者対策に力を入れまして、被害者に対する一時避難とか、あるいは防犯指導、そして資機材の貸出し、そういうような対策で対応しております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

DVですから、夫婦間とか、配偶者間の部分も結構多いんじゃないかと思うんです。恐らく、一時的な感情が、とりあえず110番というふうなものもあるんじゃないかと思うんですけれども、今言われましたような被害者対策のところ、そういうふうに対応されているというふうなことで理解いたしました。例えば、長崎でも、いろいろそういう相談のところがあるじゃないですか。県、長崎市あるいはNPO法人だとかで、DVの相談に乗ったり、被害者のためにしているところもありますので、そういったところのつなぎ、そういうことも含めてされている

という認識でよろしかったですか。

【宮崎人身安全対策課長】 委員ご指摘のとおり、関係機関との連携はやっております。例えば、避難する時に、シェルターに入りたいということ、警察のほうで把握する場合には、関係機関に通報して、そこからシェルターに入所できるような支援を行っているところであります。

【坂本(浩)委員】 わかりました。ぜひ連携を取っていただきたいと思います。

それで、DVに関連しますけれども、これは先日、新聞報道がありました。先ほど言いましたように、長崎県でもDVの相談が426件ということで、これは過去最多というふうな報道です。全国的にもそういうふうなことになっていて、全国で8万2,643件という報道がございました。これはDVだけじゃないと私は思うんですけれども、例えば、県警がまとめた少年非行の概況についても、少年非行の分で、ほかのいろんな部分は減っているんですけれども、不良行為少年が2,557件で前年と比較して539人の増加と。しかも、過去10年間で初めて増加に転じたというまとめにもなっておりますし、それからDV相談もそうですが、児童虐待もかなり増えていて、これは非常に密接に関連しているんじゃないかと思えます。

この新聞報道を見ますと、この最多の8万2,643件、警察庁の統計でわかったということなんですけれども、警察庁によると、新型コロナウイルス感染拡大による在宅時間が増え、家庭内暴力が深刻化、顕在化している可能性もあるとして相談対応を強化するというふうな記事になっているんですけれども、県警としては、そういうふうな認識に立っているかどうかというのは、今からまた考えなければいけない事案だと思いますが、恐らく、今からも少しずつコロナ

の影響が出てくるんじゃないかと思うんです。コロナ感染拡大が今のところ、長崎県内では3月に入ってまだ感染が確認されておられませんので、少し落ち着いてきたかなという状況はあるんですけども、そうはいつでも、恐らく、経済的な影響、あるいは心身に対する影響とか、今からさらに深刻化を増すという可能性もありますので、そういう立場に立った時に、私もこの間の一般質問で県のほうにお願いいたしましたけれども、いわゆる社会的に弱い立場にある方々というのが児童虐待にしても、DVにしても、女性、子どもとか在りますので、そういった方々がいろんな形で心身のケアをしていかなければならないとかそういった場合に、いわゆる部局を横断した形で認識の共有と対応をしていくべきじゃないですかというふうな質問をしたのですが、それが今後そういうふうに県として対応していただくかどうかはまだ返事はきちんと来ておりませんが、ただ、今のDVだとか児童虐待というのは、先ほど課長答弁にありましたように、いろんな関係機関と連携をしなければならない課題だと思っておりますので、そういった認識に立って今後も取組を進めていただきたいと思いますけれども、そこら辺についての認識はいかがでしょうか。

【田川少年課長】ただいまお話のありました少年非行につきましては、刑法犯の減少に伴い、少年非行のほうも年々少なくなっている状況でありまして、令和2年につきましては141人ということで、一昨年と比べて53人少なくなっております。逆に、不良行為少年につきましては、一昨年が2,018人だったものが、昨年につきましては2,557人ということで、539人の増加となっております。

これを我々といたしましても分析しましたと

ころ、一つの要因として、地域警察官や自動車警ら隊による街頭活動の強化によって、子どもたちに多く声を掛けた結果、こういった増加に転向しているという結果となっております。

しかしながら、現状といたしまして、コロナ禍の状況でございますので、それぞれ県民の皆様が外出の自粛、あるいは生活の不安やストレスの増加による精神的不安などを抱えているところもあるかと思っておりますので、我々といたしましても、そういったところを見据えながら、情勢に応じた対応をしていく必要があると思っております。

DVや児童虐待等に関する関係機関との連携についてでありますけれども、警察独自でいきますと、近隣の住民等から泣き声通報、夫婦間におけるDV事案、あるいは迷子の保護など、そういった取扱いの中におきまして児童虐待とみられる事案を把握した場合には、事件化などの警察的措置と並行して、児童相談所に通告いたしまして、児童福祉法に基づく児童の保護あるいは支援に確実につなぐようにしております。

児童虐待につきましては、警察より先に児童相談所あるいは市町が認知するという場合もございます。そういった場合で、児童相談所等が児童を一時保護するという場合もございますけれども、そういった比較的危険性の高いものにつきましては、児童相談所から、ガイドライン通報といたしまして、いわゆる情報共有ということで警察に連絡がありますので、そういった場合には、必要に応じて事件化などの警察的措置を取るようになっております。

そのほか、児童相談所との連携として、小さな枠ではありますが、昨年4月1日から、長崎児童相談所に現職の警察官1名を派遣しており、こういったところで関係機関との連携を

取っているところでございます。

【浅田委員長】 それでは、審査の途中であります。午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 1 時 5 6 分 休憩

-----  
午後 1 時 2 8 分 再開  
-----

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、警察本部関係の審査を行います。

質問のある方、お願いいたします。

【饗庭委員】 それでは、通告をしていましたので質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、人身安全関連事案の取組状況について、お伺いいたします。ここに件数等を書いてあるところでございますけれども、ストーカー事案とかDVの事案で、ここにも書いてありますけれども、重大事件になることが多くなっているかと思うんです。それで、未然に防ぐには、禁止命令を出して、その後、その方の行動にどのように対応しておられるのか。それによって禁止命令の延長が5件、命令が38件ということなんですけれども、どのように対応して、延長するのか、そのままこの禁止命令で終わるのかというところを教えてください。

【宮崎人身安全対策課長】 ストーカー事案における禁止命令につきましては、被害者の申出によりまして行政処分をやっていくところであり、延長につきましても、1年間有効ですので、それ以降も禁止命令をかけてほしいという申立てを受けて、その他の状況を確認しながら延長命令をかけていくという形にしております。それで、禁止命令はあくまで行政処分でありますので、その前提で、他の法令に触れる行為が

あって、被害者が事件化を望むというところになると、事件化をして、逮捕なり、検挙をした上で、行政処分もかけるというふうな流れになっております。

【饗庭委員】 そういう流れの中で、禁止命令を延長するには、被害者の申出がないと、ということかと思うんですけれども、そうではなくて、危険な方には今後も継続するとかいうことが必要なんじゃないかと思うんです。ストーカー行為も、再犯というか、この人があれだったら、次は別の方にもするみたいなのところもあるかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【宮崎人身安全対策課長】 先ほどお答えしましたように、あくまで被害者の申立てということをおっしゃっていましたが、被害者のほうは危険性をそんなに感じないという場合でも、その加害者の状況とか、被害者に対する接触かれこの状況とか、警察のほうでしっかり危険性、切迫性を判断しながら、被害者については「もういいですよ」ということであっても、そういう部分が認められれば、うちのほうから強く説得して、延長なり、禁止命令処分をかけるように強く促しております。

【饗庭委員】 まず、人も、ストーカー事案が被害者が重大事件に巻き込まれないようにしていただきたいと思います。

同じページの中での児童虐待事案についてお伺いしたいんですけれども、本年度ということで昨年の4月1日から現職の警察官がいらっしゃるということで、対応するのに安心感があるとかいうようなお話も聞いてはいるんですけれども、その中での警察官の役割と云ったら、どういふところをされておられるのか、お伺いします。



【田川少年課長】派遣された警察官の役割についてのお尋ねであります。まず児童相談所への派遣警察官につきましては、ご存じのとおり、全国的な児童虐待の認知件数の増加や、相次ぎ発生する痛ましい死亡事案についての報道がなされました。それによりまして、児童虐待防止対策の抜本的強化が全国に通知されまして、児童に関連のある児童相談所、あるいは市町における体制の強化が指示されたところであります。その中で、警察の役割として、警察と児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化も必要な対策とされておりまして、これを受けて、昨年4月1日から、現職の警察官1名を配置しているところであります。

業務についてでありますけれども、児童相談所と警察や検察庁などの関係機関との連絡調整、あるいは児童虐待容疑家庭に訪問する際、中には職員に対して威圧的な態度を取る家庭もありますので、そういったところで警察官がバックアップすることによって、より安全に児童を保護できるといった役割を果たしております。

【饗庭委員】より安全にできるものと思っております。

その中で、その担当される警察官はお1人と聞いておりますけれども、お1人の方が背負うとなると結構荷が重いのかなというところもあり、交代制とかをしてはどうかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【田川少年課長】児童相談所の職員に関しては、児童に対する専門的な知識・技能を有する方々でありますので、児童相談所における業務につきましては、基本的には専門スタッフである児童相談所の職員が対応しているところであります。

勤務形態については、派遣されている警察官

とも個々面接等を通じて把握しておりますけれども、基本的には通常勤務でありまして、土曜、日曜日が週休日という形になっており、問題、トラブルのある家庭訪問等については頻繁に発生するものでもないことから、1人で十分と考えております。あと、夜間・休日などに、突発事案がありましたら、当然対応することになりますけれども、これについても現在のところは1人で対応ができているという状況でございます。

【饗庭委員】今おっしゃった夜間事案の件なんですけれども、そういう場合も1人で対応する。翌日はまた勤務時間になると勤務しなければならないということになるのかと思うんですけれども、そのあたりで過重労働につながるのではないかと危惧するところなんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【田川少年課長】担当する警察官については、児童相談所の併任職員でございますので、業務の分担あるいは勤務時間については、児童相談所の規定に従っておりますけれども、夜間に勤務した場合につきましては、その代替休日等を取っているということで把握をしております。

【饗庭委員】働く警察官の方も守っていただきながら取り組んでいただければと思います。

次に、パワハラ、セクハラ対策の取組について、お伺いいたします。パワハラ対策については、昨年、一般質問をさせていただきました。その後、対策を強化するというところで、報道で、対策室じゃないんですけれども、何か取組まれるということでございましたので、その後に取り組みまれたことを教えてください。

【山口首席参事官兼警務課長】昨年11月以降におけるハラスメント、パワハラに関する具体的な取組といたしましては、まず昨年の11月中

をハラスメント防止対策強化月間として設定しまして、全職員及びハラスメント相談員を対象とした教養の実施、あるいは本県警察の本年の運営指針に、活力に満ちた魅力ある職場環境の創出というものを掲げました。さらに、署長会議及び臨時副署長会議を開きまして、その会議において、ハラスメント防止に関する本部長訓示等の指示を行いました。さらに、警察署長等を対象としたハラスメントの専門家による講話を実施いたしました。また、幹部職員による各警察署への巡回指導、さらにハラスメントに関するアンケート、こういったことなどについて取り組んだところであります。また、昨年10月から、長崎県警察職員「意見箱」というものを設けまして、ハラスメントを含めた様々な情報、業務改善等の情報も含まれるんですけれども、そういったことに関する意見、要望を受け付けておりまして、ハラスメント対策とともに、働きやすい職場環境の構築に努めている状況であります。

【饗庭委員】いろいろな形で取り組んでおられるというふうに理解しました。

その中で、意見箱にももとの意見が何件ぐらいあって、ハラスメントに対する意見が何件ぐらいあって、もし内容をお知らせできるものがあれば、教えてください。

【山口首席参事官兼警務課長】意見箱につきましては、昨年10月1日から運用を開始して、本年の2月末までの4か月間で221件の投稿がっております。その約8割が業務改善に関する意見、要望でございます。ただ、その詳細な内容については、回答することによって投稿される意見の数、内容とかに影響が及ばないとは言えないと思いますので、その点については回答を差し控えさせていただきたいと思っております。

【饗庭委員】 内容に関しては理解しました。

8割が業務改善ということですがけれども、ハラスメントに関しては何件あったのか、よかったですら教えていただきたいのと、ハラスメント防止対策でいろいろなことをされておられるので、その効果みたいなものも教えてください。

【山口首席参事官兼警務課長】ハラスメントに関しましては、その内容によって、ハラスメントかどうかということは即断できませんし、全てに調査を求めているとかいう内容でもありません。ただ、そういったものを含めまして、ハラスメントに関するというふうな表現を用いて答えさせていただきますと、49件あります。先ほども言いましたハラスメントのほかに、業務改善、こういったものにつきましては、急ぐ度合いということで物事の緩急、そして重要度という意味で軽重、そういったことを判断しまして、例えば即日に行動しようというものは、即日に対応しておりまして、現在のところ、適時適切な対応が図られていると認識しております。

【饗庭委員】 今後も、ぜひハラスメントがゼロになるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、薬物対策についてですがけれども、このご説明によると、横ばいの状況ということですが、3月3日に報道された内容によりますと、大麻の栽培で5人逮捕、この中には10年以上続けていたということなんですけれども、この事件に関して、薬物対策としては、どのようにしていらっしゃったのか、お伺いします。

【池田組織犯罪対策課長】今おっしゃられたように、本件につきましては、県民の皆様方に大きな不安感を与えたものだということで懸念しているところですがけれども、こういう事案に関しましては、警察の活動だけではなくて、地域

の住民の方々の協力が必要不可欠であると考えております。ですので、警察としましては、パトロール活動や居宅の訪問活動などを通じて、地域の住民の方々の協力を得ながら、違法な薬物事案の情報収集に当たってまいりたいと、そのように考えております。

【饗庭委員】これも含めまして若者、前、大学生の事案もあったかと思えますけれども、未来がある若者に、大麻というものが危険ですよというのは十分周知しておられるんだと思うんですけれども、気軽に手が出せるような環境があるのではないかと思うところなんです、そのあたりの対策、若者への対策としては、どのように取っておられるのか、教えてください。

【池田組織犯罪対策課長】大麻事案が蔓延している背景としましては、罪悪感の欠如であったり、危機意識の欠如、あるいはインターネットや友人、知人などを通じて比較的容易に手に入るというふうな背景があろうかと思えます。若者に薬物事案が蔓延する傾向にあるということ踏まえまして、関係各機関、県や少年課あるいは学校などと連携して、薬物乱用防止教室であるとか、各種講演活動を通じて、薬物の危険性、依存性などについて周知しようと努めているところです。

【饗庭委員】ぜひ、薬物の撲滅に力を注いでいただければと思います。

最後に、「サイバー犯罪の取締り状況及び被害防止対策について」のところでお尋ねします。全国的にもサイバー犯罪は最多、9,875件ということで、コロナ便乗が887件というふうに国では出ていますが、長崎県でのコロナ便乗の犯罪があるのかわからないのか、お伺いします。

【林田サイバー犯罪対策課長】コロナの影響を受けたサイバー犯罪というのは、今のところ、

長崎県では、ほとんど発生がございません。例えば、マスクを頼んだけれども来なかった、そういう程度はありますけれども、深刻なサイバー犯罪というのは発生しておりません。

【饗庭委員】深刻なものはないということですが、サイバー犯罪なんですけれども、どんどん進化していく、どんどん、どんどん犯罪のほう先に出るみたいな感じで、新しいシステムを導入すると犯罪がついてくる、みたいな感じなんですけれども、それを未然に防ぐという観点から、何か県警が取り組んでいらっしゃるものがあれ、教えてください。

【林田サイバー犯罪対策課長】お答えいたします。

新しいシステム、あるいは特に今、オンラインのいろいろな決済システムができていますが、これを未然に防ぐというのは、相当な知識や機能が要るわけで、我々といったしましては、まず大きな犯罪と言いますか、社会全体がサイバー犯罪に遭わないための意識付け、社会に対する広報啓発を行っていかうというのが警察の立場であります。実は、サイバーセキュリティの基本について、皆さん分かっているようで、まだ分かっていないのが現実だと思います。例えば、基本を申しますと、パスワードを定期的に変更するとか、使い回しをしない、他人に教えない、パソコンやスマートフォンは常にアップデートして最新の状態に置く、あるいはウイルス対策ソフトを導入して定期的に更新する、怪しいサイトやアプリを見ない、使わない、知らない相手や怪しい内容のメールやSNSは開かず削除するなど、こういうものがサイバーセキュリティの基本になるわけですが、これがまだ社会全体に浸透していないというふうに思います。ですから、何回も繰り返し、根強くこれ

らについて広報啓発をして、社会全体のセキュリティ意識の向上に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

【饗庭委員】今言われた、パスワードを常に変更するとか、いろんな点があるかと思うんですけども、それをしていたらサイバー犯罪にはならないというふうに理解したらいいんですか。

【林田サイバー犯罪対策課長】セキュリティをしっかりと自分でやっておくというのがまず基本です。ただ、サイバー犯罪というのはいろいろ進化しております。例えば、この前、報道等々、大きく報じられましたドコモ口座の関係は、まだ捜査中で解明されてはいませんが、可能性として、一般の人の銀行預金の口座番号と名前とパスワード、これが何らかの形で漏れていて、犯人が知っていた。そして、他人名義で作られたドコモ口座とひもづけされたことが考えられます。これは極端な話、インターネットを利用していない、あるいは銀行口座を持っていただけで被害に遭った人がいるわけです。その場合、先ほど申しましたセキュリティ対策を取っていたとしても、サイバー犯罪の被害に遭うかもしれないという部分はございますので、一概には申し上げられませんが、まずもって基本のセキュリティ対策は取っていただくということが大切です。

【饗庭委員】犯罪等、いろいろ増えていて、皆さんのお仕事もとても大変かと思えますけれども、県民の安全・安心のために、これからも頑張ってくださいと思います。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、議案外で端的に質問させていただきます。

先ほどの饗庭委員のところとちょっとかぶりしますので、省略させていただくところもあるか

と思いますが、まず事件・事故の推移から。補足説明資料、令和2年12月末現在事件・事故の推移を頂きました。これの中から、まず特殊詐欺の被害状況についてですけれども、長崎県は一般犯罪も非常に少ないということと、ストーカーとかDVはちょっと増えているという現状、様々確認をさせていただきましたが、この資料の中で、架空料金請求というのがあって、これが非常に高いですね。まず、これについて、現在の状況、新聞紙上で見ますけれども、金額が結構高いものも出ているようですし、これに対する対策というのは、今後どのようになされるのかを聞かせていただければと思います。

【浅田委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 1時51分 休憩

-----  
午後 1時52分 再開  
-----

【浅田委員長】 再開いたします。

【平田生活安全企画課長】架空料金請求詐欺を多く認知しておりますけれども、架空料金請求詐欺の中では、メールで有料サイト利用料金等を請求する手口、こういうふうなものが目立っております。その被害が幅広い年代に広がっておりまして、名義貸し等のトラブル解決をかたる手口では、高齢者の高額被害が見られます。そこで、コンビニエンスストアとか金融機関に対して、電子マネー購入者等に対する注意喚起カードなどを活用した声かけ、高齢者の高額引き出し時における声かけ及び警察への通報について依頼をしているところです。

また、架空料金請求詐欺抑止対策を推進するために、被害を認知した際には、積極的な報道発表、もってこいネットワーク通信とか、安心メール・キャッチくん、こういうふうなもので県民への広報を推進しております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

元年の12月末と2年の12月末を比べて、増えているんですが、金額は減っているんですね。ということは、1人当たりの取られた金額が多いということからすると、巧妙な手口で1人当たりの被害総額というのは高くなっているんじゃないかというふうにも予想します。先ほどおっしゃられた高齢者に対する声かけとか、コンビニ、金融機関における広報活動、そういったものを今後も周知していただければと思います。高齢者の方々にとってみると、急な対応というのは難しいかもしれませんので、そういったところはこちらもアップデートして対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、サイバー犯罪の取締り状況については、先ほどもあったとおり、様々確認をさせていただきました。令和元年12月末から令和2年12月末は42件減っています。これはサイバー犯罪対策課の方々のご尽力だろうと考えておりますので、引き続き、これがどんどん減っていくような対策、取組をお願いしたいと思います。

あと、薬物情勢なんですけれども、先ほども饗庭委員からもありましたが、大学生における薬物事犯というのが出てきているんじゃないかと思います。たしか長崎大学は独自でアンケートをされていて、3割ぐらいの方々が出たことがあるというような結果も出ていたかと思えます。

今、小学校高学年、中学生、高校生については薬物乱用防止教室をやっていますけれども、これは大学生においても何かの形でやるべきじゃないかと思いますが、今、大学生で取り組まれていることがあれば教えていただければと思いますし、今後こういったもので取り組んでい

きますというものがあれば、教えていただけますか。

【池田組織犯罪対策課長】ただいまのご質問ですけれども、大学側と詳細な詰めができておりませんので大学名は公表を差し控えさせていただきたいと思えますけれども、来月、新年度に入りまして、大学に新規入学する学生に対して、組織犯罪対策課のほうで薬物乱用防止の講話を行う予定を組んでおります。

【宮本委員】 ありがとうございます。

今現在で、私の感触としては、検挙人数が多くなっているんじゃないかと危惧もするところなんです。まだ結果は出ていないかもしれませんが、若い方々を中心に蔓延しているという状況は、やっぱりどこかでストップしていかなければならないと思っていますので、県内、大学は多数ありますから、連携取っていただいて、どういった形でやるのかは今後になるうかと思いますが、若者対策、特に大学生対策は今後力を入れていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、佐世保市内におけます警察署の移転建て替えについて、お尋ねをいたします。説明資料等でもありまして、一般質問でもありました。午前中の分科会でも、予算でも確認をさせていただきましたけれども、佐世保市内警察署の建て替え、佐世保警察署はかなり古い、老朽化しているというのはわかりますし、この説明資料にも書いてあるのはごもつとも、一日も早く建て替えていただきたいという思いでいるんですけれども、ざっくりとしたスケジュール、どれくらいをめどに建てようとしているのかというのをまず確認させていただければと思います。

【塩崎装備施設課長】佐世保警察署の建て替えの関係でございますけれども、午前中にもちょ

っとご説明いたしましたとおり、予算がつけば、これからPFIの導入可能性調査を行う予定としております。ただ、今後につきましては、PFIの可能性、まずそれができるのかどうか、その結果を見て、PFIとなると、そこから設計であるとか、建築という形の流れになってまいりますので、各プロセスの中で、いろんな調査であったり、分析、検討とかを積み重ねていく形になるかと思えます。そういうことを考えますと、現時点におきまして、具体的な明示というのは非常に難しいのかなと思っております。ただ、先ほど委員ご指摘のとおり、非常に老朽化しておりまして、耐震化も図れないところもございますので、早期の建て替えに向けて我々も準備をしているところでございますので、引き続き、我々のほうとしても頑張っていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

まさに今からという状況ではありますが、ある程度、目標を持ってもいいのかなという思いもあったものですから、確認をさせていただきました。

地元でも、いろんな声が出ているかと思いません。相浦署と統合ですから、残った相浦署についてはどうするのかというのも地元の自治体からも様々出ているかと思いますが、それについて現在の県警の考え、こういうふうに行っていたらいいのではないかなというようなものがあつたら教えていただければと思います。

【山口首席参事官兼警務課長】 ただいまの質問につきましては、相浦警察署の統合に伴う住民からの意見ということで理解して答弁をさせていただきます。この点につきましては、午前中も説明いたしましたけれども、住民からは、統合後も相浦警察署庁舎を交番等の警察施設とし

て活用してほしいという声、あるいは住民の安全・安心が損なわれないような対応を取ってほしい、これまでどおりパトロールをしてほしいなどといった内容が挙げられております。

この内容のうち、相浦警察署庁舎を交番等の警察施設として活用してほしいという意見につきましては、警察署の敷地、建物については県有財産でございますので、関係部門と検討を進めて対応していきたいと考えております。

残りの住民の安全・安心が損なわれないような対応、あるいはこれまでどおりのパトロールということにつきましては、警察として当然の任務でございますので、その件については対応をしてまいりたいと思えます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

地元の声を言っていただきましたので、それはしっかり大事にさせていただければと思いますし、近くには県立大もあって、結構人通りも多いところですので、やはり地元の方はそういったご意見が出るのだろうというふうにも考えています。県有財産ということであるならば、県のほうとも協議をしていただいて、地元の方々の要望に沿ったものに活用できるように取組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後ですけれども、広報についてということでも挙げさせていただいております。広報活動についてということで、何かというと、今、いろいろ新聞紙上とかでは県警の方々の広報活動が結構見受けられていて、非常にいい取組だなど思っているんです。先日、大和製菓の味カレーと引っかけ、鍵カケー、そういったポスターも作ったり、エコバッグも作ったりされています。非常にいい取組だと思っています。県民の方々に寄り添うというのは、ああいうものは非常に

大事な取組だと思っています。

つきましては、広報活動について、今までも多分されてきたんでしょけれども、私が最近よく見かけているものですから、こういった広報活動については、どんどん推進していただきたいと思っているんですけども、活動費とか、今後の広報活動、こういった形で力を入れていきたいというものがあれば教えていただきたいと思って挙げているんです。

【平田生活安全企画課長】広報啓発に使う活動費につきましては、県警のほうで予算化しておりますけれども、その中で、犯罪なく3ば運動、カギかけんば、ひと声かけんば、見守りせんばというふうな活動を平成25年からやっておりますが、こういうふうな活動としまして予算措置をしております。また、高齢者の被害が深刻化している特殊詐欺、交通事故の未然防止対策とか、サイバー犯罪対策用の広報啓発活動にも県費を活用しています。

その中で、ただいま褒めていただきました鍵カケーにつきましては、大和製菓の味カレーと鍵をカケーというふうなところを掛け合わせまして、県警のほうから大和製菓さんのほうに、こういうふうなことで協力をしていただけないかと持ちかけまして、あのパッケージを利用させていただき、中の商品につきましては企業さんのほうでやっていただくと。そして、それを一般財団法人長崎県警察職員互助会とコラボしていただきまして、エコバッグとお菓子をセットにして3,000セット作成いたしまして、これを県警本部とか防犯協会を通じて販売するという形で県民の方に関心を持っていただくというふうなことでやっております。今回、新聞とか、報道でも大きく取り上げていただきまして、県民の方に、鍵を掛けること、犯罪なく3ば運動

について広報を図っていったということでございます。

また、このほかにも、今では、防犯CSR活動といいまして、事業主が社会貢献を目的として、主体的に企業側が社会貢献活動をやっておりますので、そういうふうなところにも企業と警察と協定を結んだり、いろんなチラシ、パンフレットを作ってもらったり、ポケットティッシュを作っていたり、なかなか予算が厳しい中で、県民にいかにして広報をやっていくかというところで、知恵を絞りながらやるところでございます。どうかまた今後ともよろしくをお願いします。

【宮本委員】ありがとうございました。

すばらしいアイデアをお持ちの方が県警にはいらっしゃるんだなというのを改めて思ったんです。というのは、ああいう活動こそが、身近に県警がいるという、県民の方々にすれば安心につながってくると思うんです。私の周りでも、「警察は……」と言う方が多い中、ああいうものがあれば、またちょっと警察に対する捉え方も違うかなと思っています。ですので、どんどん普及していただいて、先ほどあったとおり、架空の料金詐欺であったり、サイバー詐欺、そういったところへのこういった広報活動というのは大事であると思っていますから、例えば、先ほどあったパワハラとか、そういったところでも生きてくるんじゃないかと思います。アンガーマネジメントとかありますよね。怒りを抑えるようなもの、ああいう啓発についても、うっと怒りが来たら、それを見たら収まるみたいなグッズを作るとか、そういう取組というのは県警単体としても大事じゃないかと思ったものですから取り上げさせていただきます。

最後に、警務部長、非常にすばらしい方がい

らっしゃいます、アイデアマンがいらっしゃいます。そういった方々をどんどん活用していただいて、県民に広くアピールしていただく開かれた県警を目指していただきたいと思いますけれども、こういった広報活動について、最後に一言いただければと思います。

【菅谷警務部長】委員ご指摘のとおり、警察の活動というのは県民のご理解とご協力がなければ成り立っていかないというところがございますので、今、委員に取り上げていただいたのは生活安全部門での広報啓発の点についてでございますけれども、各部門で様々な施策を検討していただいて、より県民の方に警察の活動を理解していただけるようにアピールをしていければと考えております。

【宮本委員】警務部長、ありがとうございます。

今後とも、すばらしいアイデアを出していただければと思います。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【石本委員】私の地元の話で恐縮なんですけれども、国道204号とMRが並行する場所で、国道に出るための道がありまして、その信号機の問題でございます。国道204号で、私の地元が松浦の志佐町というところで、火力発電所のあるところなんですけれども、ここに近年、電発及び九電の2号機がそれぞれ建設されました。昨年、最終的に完成したんですけれども、その間、工事中については、2,000名に上る作業員が地元に来ていまして、それで国道が交通渋滞で、幹線道路に入るための進入路について、なかなか入りづらいというのが、もうずっと10年来、地元から要望が出されています。

その中で、これもMRとの関連もあり、また国道とMRが並行して走っているんですけれ

ども、その間に4~5メートルぐらいのスペースしかないということで、なかなかその国道に入りづらいところがあって、信号機がいっぱいあるんですけれども、押しボタン式の信号なんですけれども、それを押して国道に入るには、なかなか入りづらい、入っても1~2台しか入れない。待ち時間が多いということで、結構不満の声が上げられておりました。その対応につきましては、昨日来、担当部署のほうにお話を伺ったりしたんですけれども、できたら何とかならないかという要望なんです。

これまでの要望と、現在までの対応について、お聞かせ願いたいと思います。

【澤村交通規制課長】ただいまお話がありました場所につきましては、国道204号に松浦市道が接続する丁字路交差点で、お話がありましたように、押しボタン式の信号機が設置されているところ、市道からの車両の進入がしにくいということで、平成15年10月、感知式信号機に変更してほしいと要望が地元住民及び松浦市から警察になされたところでございます。

本件につきましては、現在まで長年にわたり関係機関と協議、調整を行い、可能な対応を講じつつ、継続した検討を重ねているところですが、警察としましては、市道からの交通量は少ないということと、今現在、工事も終わっておりますので、しばらく待てば国道に流入できている状態にあるというようなこと、それと同所における交通事故は特に発生していないということから、信号機設置の必要性は低いと判断しています。

また、同所は松浦鉄道の踏切と近接しているため、交差点信号を設置する場合は、鉄道施設と連動した踏切信号機が必要であり、このためには国土交通省の承認が必要であります。しか



し、鉄道側は、踏切信号を設置する条件に合致しないということで、その必要性を認めないとの見解であるため、現状では、交差点信号機の設置は困難であると住民の方をはじめ、説明させていただいているところでございます。

【石本委員】今、事故が起きていないという話もありましたけれども、私の記憶によれば、直接ではないにしても、その関連で、その近場で事故が起きていると思うんです。

それと、交通量が少ないという話でしたけれども、確かに工事があっていた時期よりは当然少ないのですが、今でも4基の発電所がありまして、各1基につき半年ずつ、2年間で4回、4基分の整備をするということで、常時、ある一定の工事人がいるんです。それで、一日中を見た時には、交通量が平均すれば少ないという話なんですけれども、特に朝の通勤時間、6時半から8時頃までの間については、その市道から国道に出るまでの時間というのは、そこに2分か3分かという時間になるかもわかりませんが、出るほうは2台ぐらいしか出れないとなれば、それが1回2回待つと、やっぱり5分以上になるわけです。だから、そこら辺の不便さというのがやっぱり地元の間しかわからんところがあると思うんです。たまに行って、車は通ってないなということで、これは問題ないという話ではなくて、地元にいる方は、朝の通勤時間帯、また帰りの時間帯、その時間帯は非常に不便であるというのは現実にあります。

それから、私でも、市道から国道に出て右折する時に、右のほうから走ってくる車については、かなりスピードを出して、少しカーブになっておって少し見にくいところもあるんですけれども、ヒヤリハットじゃないですけども、そういう場面があります。だから、高齢

者が来れば、あれはとても危ないと思うし、いつ事故が起きてもおかしくないというのが実際あるんです。だから、そこらはやっぱり現地の間しかわからないと思いますので、できたら一日とは言わず、時間帯を区切ってでも、朝の通勤帯、そこに1時間か2時間かということになりますけれども、その時間帯でも臨機応変な運用ができないものかと。

もう一つは、ほかの場所に踏切を作ったかどうかという提案もなされているようなんですけれども、それについても費用対効果から見ると、今の現場を改良して、車が出やすいようにする方法がないのかなというのが私の考えですけども、そこあたりについて、何か考えはありませんか。

【澤村交通規制課長】まず、交通の実態についてですけども、地元の松浦警察署に調査をしてもらっております。数字につきましては、ちょっと古いんですけども、2年前の話なんですけれども、朝の7時から8時の1時間について交通量を調査してもらっておりますが、概ね市道から国道に1分以内で入れているというような調査結果でありまして、現状もさほど変わっていないというような報告を受けておりますので、そういうふうな観点から、先ほど申しましたように、信号機設置の必要性は低いのではないかと判断しております。

それと、委員からお話がありました朝の時間、1時間でも2時間でも臨機な対応ができないかということですが、これは信号機の運用を、例えば定周期で回してほしいとか、そういうふうな意見であろうと思ってお話いたしますけれども、この時間につきましても、要するに、定周期運用することによって、国道の渋滞がさらに悪化するということもありますので、この

辺は慎重に判断しなければならないと思っております。

それと、代替路の設定でございますけれども、こちら警察のほうから、市道となりますので松浦市のほうに、これを整備して国道と鉄道の線路が離れた位置に代替路を設置できないかというところを話させていただいております。

今までいろんな取組をして、要望等がありまして、警察では、安全対策として、ご存じのように、交差点内の停止禁止規制を実施したり、見通しを妨げることとなる信号機の制御器ボックスを道路の反対側に移設したりしたほか、国道の渋滞対策として、渋滞を緩和するために九電入り口交差点の信号機を時差運用するとともに、朝の時間帯については定周期運用を実施したところであります。また、道路管理者においても、踏切近くのガードレールの撤去や雑草防止のためののり面の舗装をして見通しをよくしたり、注意喚起する看板、大型のカーブミラーを設置するなどして取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

【石本委員】この件につきましては、今すぐなかなか解決というのが困難であったりという状況にありますので、今後とも引き続き、何とかいい方法が見つからないかどうか、対応策ができないかどうかについては、またそれぞれ相談させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【下条副委員長】皆様、お疲れさまでございます。

先ほども饗庭委員、また宮本委員から質疑等ございましたが、私は、通告していましたデジタルトランスフォーメーション（DX）推進状

況下におけるサイバー空間のセキュリティについて、お尋ねいたします。まず、令和3年度当初予算でも、官民ともDX推進予算が計上され、コロナ禍の現状も相まって、DXの推進は進んでいくと考えられております。

先日、警視庁より、2019年のサイバー犯罪が過去最多、約9,800件というような発表もございました。そのような中で、金融関係、また企業はじめ様々な個人、団体がサイバー空間におけるハッキングやフィッシングなどの被害を受けております。

県警では、2年前にサイバー犯罪対策課が新設され、今回、説明資料にもございましたが、県立大学へ警察官を派遣して情報セキュリティを研究しているとか、システムエンジニアの技術者を対象とした採用試験を実施するなどの人材の強化を目指していただいております。また令和2年度中の長崎県内におけるサイバー犯罪の検挙については、検挙件数67件、検挙人数50人というようなご報告もいただいております。

このような状況下で、まずサイバー犯罪対策課、発足後約2か年がたっておりますが、様々な活動をされていると思いますので、この具体的な取組について、お尋ねをいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】委員の質問にお答えいたします。

取組でありますけれども、まずサイバー犯罪対策課では、サイバー空間の脅威への対応の強化と警察における組織基盤のさらなる強化、それと産学官連携による社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上、この大きな3本柱を中心に業務を推進しております。

サイバー空間の脅威への対応の強化というのは事件捜査であります。サイバー空間は、県境も国境もないわけで、他府県にまたがるサイ

バー犯罪もございますので、基本的には、サイバー犯罪を捜査するに当たっては、警察庁あるいは他県警と合同、共同の捜査を行いまして、情報も常に共有しております。いわばオールジャパンで捜査をやっているというようなところでございます。

次に、警察における組織基盤のさらなる強化ですが、先ほど委員のほうからお話がありましたとおり、捜査力の強化を図るためには、やはり人材育成が必要でございまして、今、県立大学に大学院生として警部補を1名入れて、彼に研究もさせており、あるいは県警内部でも、捜査員の育成ということで、あらゆる施策を実施しているところでございます。また、今年は、サイバースキルと言いますか、民間の国家試験でかなり高いレベルの試験に合格した方をサイバー特捜官として巡査部長の階級で中途採用予定であります。そのような施策を行っております。

最後に、産学官連携につきましては、平成29年になりますけれども、県内の14の産学官の団体と協定を結んでおります。ざっと紹介いたしますと、産業界では長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、中小企業団体中央会、産業振興財団、情報産業協会、西日本電信電話株式会社長崎支店、さらに東京のIT企業であります株式会社ラックや、トレンドマイクロ株式会社に入ってもらっていますし、学術では、長崎県立大学、長崎大学、長崎総合科学大学、佐世保工業高等専門学校に、県では、長崎県、長崎県警、以上14団体で協定を結びまして、この協定を基に、例えば、高校生によるサイバーセキュリティボランティア、これは情報リテラシーを学んだ高校生が自ら講師となって中学校、小学校の生徒に情報モラルを教えるというよう

な事業もやっておりますし、中小企業やインフラ事業者を対象としたセミナー、あるいはインシデント対応訓練、このようなものも実施しております。また、サイバー犯罪対策課では、新聞、テレビなどメディアに対して、様々な被害広報活動をしておりますし、SNSの公式LINEアカウントを開設し、広く友達を募って、広報活動も行っているということで、2年になりますけれども、様々な施策を推進しているところでございます。

【下条副委員長】ご説明ありがとうございます。

デジタル庁も9月にできますし、どんどん、どんどんサイバー空間で、特に、スマートフォンを使って情報のやり取り、貴重なお金のやり取り、取引のやり取りが考えられますので、2年前に発足された、様々な今のような活動をされている、非常に重要だと思っておりますので、ぜひとも力を入れていただきたいのですが、1つ、先ほども饗庭委員のご質問の時に触れていただきましたが、フィンテック、金融関係におけるデジタル化の状況において、少し気になる案件がありました。NTTドコモ口座と銀行口座の連携しているところから不正引き出しがあった問題、これはアプリ決済と連携しているウェブ口座の仕組みを悪用した犯罪であるというふうに考えております。先ほどもご答弁で、広報活動、周知活動、いわゆる啓蒙活動だと思っておりますけれども、こういったことに力を入れられていると思っておりますが、この案件は大変研究をしなければいけない案件ではないかと思っております。

お尋ねですが、この案件、捜査中、また研究中というふうなお答えがありました。ドコモ口座を通じたこういった案件について、今どのような研究、捜査中であるのかということと、こういった物事を今後、啓蒙活動を通じて県民

の皆様にお知らせしていくような具体的な取組を考えられているのか、お尋ねをいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】まず、この事件でありますけれども、捜査の内容については、まだ回答を控えさせていただきたいと思えます。ただ、サイバー犯罪については、事件を検挙するということに加えて、再発を防止するという面も大切でございます。このドコモ口座の場合には、ひもづけされる銀行の本人確認が少しセキュリティ面で足りなかったという部分がありましたので、これは全国警察がやっているんですけれども、本県でも、地方金融機関、銀行を回ることで、その辺を調査し、システムの改善をお願いしたところでございます。

また、研究ということでございますが、まだ捜査中でありまして、この辺の研究にはまだ至っていないというところでございます。

【下条副委員長】ありがとうございます。まだ捜査中ということですから、なかなかということもあります。一定は私も理解いたしますが、コロナの状況が大変インパクトがありまして、この案件が少し風化といえますか、忘れられていくような感覚があります。実際に金融関係や、またそういったサービスを使っている方々とコミュニケーション、聞き取りをしたんですけれども、大変大きな、全国的にも大きく取り上げられたような案件だったにもかかわらず、その後、何か忘れられているような感じが聞き取りの中からあります。今、ご答弁の中にもありましたけれども、再発が非常に懸念をされている、似たような横展開の犯罪が起きるんじゃないかというようなことを考えております。要素としては、個人のいろんな情報を扱う、またウェブ口座を扱う企業側に対して、また個人も、このインターネット、パスワード、様々な状況にお

いて、何かのアクセスをした時に、こういうリスクがあるんだということ、この2点において、ぜひとも研究をしていただいて、どんどん、どんどんこのコロナ禍においても啓蒙をしていただきたい。また長崎では、県立大学に情報セキュリティ学科がございます。非常に連携されておりますし、長崎大学では情報データ科学部というのが新設をされておりますので、ぜひとも連携をして、予算も含めた体制強化について、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということをお願いして、終わりにいたします。よろしく申し上げます。

【浅田委員長】以上で質問が終わりましたので、警察本部関係の審査結果について、整理したいと思えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時31分 休憩

-----  
午後 2時31分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

今年度の総務委員会におきましての警察本部関係、本日で終了ということでございます。そんな中で、この3月で退職をなさる方がこの委員会に6名いらっしゃるということで、ご紹介をさせていただきたいと思えます。

福山康博生活安全部長、佐々靖弘地域部長、池田秀明刑事部長、森崎辰則交通部長、豊永孝文警備部長、原口正広教養課長、この6名の皆様でした。本当にこれまで県民の安全・安心のためにご尽力をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。どうぞ今までの皆様の知見をぜひ今後とも長崎県民のために、そして県政のためにお力をまた貸していただければと存じます。本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。（拍手）

それでは、これもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

お疲れさまでございました。

引き続き、出納局及び、各種委員会事務局関係の審査を行います。理事者入替えのため、しばらく休憩し、再開は、2時45分からといたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時33分 休憩

-----  
午後 2時44分 再開  
-----

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

これより、出納局及び、各種委員会事務局関係の審査を行います。

【浅田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案の説明を求めます。

【吉野会計管理者】 出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は18億9,829万円で、主なものは、証紙売払収入であります。

歳出予算総額は4億2,525万1,000円で、主なものは、出納局職員の給与費及び会計事務の管

理運営に要する経費であります。

2ページをお開きください。

債務負担行為につきまして、事務用消耗品の集中調達に係る経費並びに財務会計システム運用・維持管理業務委託に係る経費及び出納行政機器等として物品関係システムの保守業務に係る経費であります。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の主なものは、歳計現金の預金利子収入の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、職員給与費の過不足調整による増及び会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和2年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上もちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】 次に、監査事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【下田監査事務局長】 監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ説明資料の4ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県

一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、第2号議案、令和3年度当初予算のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額は1億6,403万4,000円で、その主なものは、監査委員や事務局職員の人件費並びに事務局運営に要する経費であります。

次に、第78号議案、令和2年度補正予算（第14号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算補正の主なものは、事務局運営費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和2年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、人事委員会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

議案説明資料の6ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、令和3年度当初予算の歳入予算総額に

つきましては184万8,000円であります。

その主なものにつきましては、警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

歳出予算総額は1億4,246万6,000円でありませ

ず。

その主なものにつきましては、職員給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、令和2年度の補正予算（第14号）についてご説明をいたします。

歳出予算につきましては、その主なものは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算につきましては、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和2年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、労働委員会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の8ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、令和3年度の歳出予算総額につきまし

ては7,948万円であります。

その主なものは、委員会業務の活動に要する経費、職員給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、令和2年度の補正予算（第14号）についてご説明をいたします。

歳出予算につきましては、その主なものは、委員会及び事務局の運営に要する経費の執行見込額の減や職員給与費の過不足調整に要する経費であります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和2年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、議会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【松尾議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

10ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

第2号議案、令和3年度当初予算の歳出予算総額は13億191万2,000円であります。

その主なものにつきましては、議員報酬及び

議会運営に要する経費であります。

債務負担行為につきましては、県議会テレビ広報番組の制作及び放映委託に係る経費などを計上いたしております。

次に、第78号議案、令和2年度補正予算（第14号）の主なものにつきましては、議員の費用弁償に要する経費並びに議会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

その他の内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和2年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】以上で説明が終わりましたので、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、及び第78号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【浅田委員長】 次に、委員会による審査を行います。

出納局及び、各種委員会事務局においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

まず、会計管理者より、所管事項の説明を求めます。

【吉野会計管理者】 出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について）

新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

出納局においては、主に全庁的に共通する財務会計事務の標準化・システム化や財務会計システムの操作方法の更なる改善などに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わ

ります。

【浅田委員長】 次に、監査事務局長より所管事項の説明を求めます。

【下田監査事務局長】 同じ資料の2ページをお開きください。

監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について）

新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

監査事務局においては、全庁的な取組である内部管理経費の縮減に取り組むとともに、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくりに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【浅田委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

議案説明資料の3ページでございます。

まず、令和2年度県職員採用試験についてありますが、警察官 類（男性・女性）（第2回）及び警察官 類（男性・女性）の採用試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。



次に、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてであります。新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえ、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

人事委員会事務局におきましては、全庁的な取組である内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、多様な人材の確保や環境変化に対応した働き方の推進、活力ある職場づくりなどに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【浅田委員長】次に、労働委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の5ページでございます。

（調整事件について）

これは労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。令和2年4月1日以降、現在までに取り扱いしました調整事件は3件であり、いずれも打切りにより終結いたしております。

（審査事件について）

これは不当労働行為に係る事件であります。令和2年4月1日以降、現在までに取り扱いしました不当労働行為事件は3件であり、いずれも現在審査中であります。

（個別的労使紛争について）

これは労働者個人と使用者の間で生じた紛争であります。令和2年4月1日以降、現在までに取り扱いしました個別的労使紛争に係るあせん事件は2件であり、1件は解決、1件は取下げにより終結いたしております。

長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

労働委員会事務局におきましては、全庁的な取組である内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくりなどに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【浅田委員長】次に、議会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【松尾議会事務局長】議会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について）

新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

議会事務局においては、全庁的な取組である

内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、庁内業務におけるデジタル化の促進、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくりなどに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、議会事務局関係の報告を終わります。

【浅田委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

対象の陳情番号は、3番となっております。

陳情について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務に対して通告内容に基づき、質問を行うことといたします。

どなたか質問はありませんか。

【宮本委員】ご説明ありがとうございました。

1点だけ議案外質問させていただきます。冒頭の委員会の概要説明の折、頂いた資料の中で、物品調達についてというのがありました。出納局になりますけれども、それについて確認の意味を踏まえてお聞きさせていただきます。平成30年6月の一般質問におきまして、これは福祉保健部になるんですけれども、障害者事業所に対する物品調達についてということで質問をさせていただいたんです。その折、福祉保健部として見ると、「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を定めていると。それに従って県を挙げて障害者事業所からの物品調達推進に努めて

いますというものがあまして、出納局で物品調達というものがあつたものですから、出納局において、障害者施設に配慮した取組はしていないのかというのが気になったものですから、そういったものがあれば、教えていただければと思います。

【岩村物品管理室長】委員がおっしゃいました障害者事業所からの物品の集中調達ですけれども、平成16年11月1日付けで、物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱というものを策定いたしまして、物品管理室が随意契約により物品の調達をしようとする案件の一部につきまして、要綱に基づき登録をした障害者雇用促進企業、これは法定雇用率を満たす障害者の雇用を行っている企業になります。それと障害者就労施設等支援企業、これはその施設から1年間に30万円以上の物品の調達であったり、役務の提供を受けている企業なんですけれども、この2つを登録制度にいたしまして、その登録をした業者に限定した発注というのを行うということをやっております。

【宮本委員】ありがとうございました。

平成16年11月1日付けということでありまして、もう一点、確認です。登録制度ということですので、現在、県でどのくらいの事業所というんですか、企業が登録しているのかというのを教えていただければと思います。

【岩村物品管理室長】毎年登録を行っております。登録期間が3月1日から翌年の2月末までの1年間ということになっておりまして、直近が令和3年3月1日現在なんですけれども、障害者雇用促進企業の登録が3社、障害者就労施設等支援企業の登録が1社、計4社が登録企業となっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

これは多いか少ないかという比較が難しいですね。ですが、増やしていくことによって、障害者事業所に対してもメリットが出てくるという考え方でいるのですが、今後、登録企業を増やしていただきたいと思うんですが、周知とか、企業に対するアピールというものは毎年されているのかもしれませんが、そういった取組について、何かあれば教えてください。

【岩村物品管理室長】 制度につきましては、平成16年度からということで、一定の周知はなされているものと思いますけれども、ホームページとかですと周知しておりましたが、なかなか障害者就労施設等支援企業の登録が今年度までなかったという状況でございましたので、物品の登録業者の更新が3年に一度のタイミングであるんですけれども、その時に周知の文書を送るという取組を今年度行いまして、その中で、障害者就労施設等支援企業の新規登録があったということで、一定成果は出ているのではと思いますが、委員おっしゃるように、まだまだ足りない部分があるかと思っておりますので、引き続き、ホームページの充実であるとか、周知を図るための取組を継続して行っていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

鋭意取り組んでいただければと思います。

【浅田委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【饗庭委員】 では、総務委員会は初めてですので、理解を深めるために質問をさせていただきたいと思っております。

まず、人事委員会事務局の方にお尋ねしたいと思っております。ここに令和2年度の県職員採用試験について記載されておりますけれども、令和3年度からは、若干前倒しするというのと、S

PIを導入するというので、本会議でもちょっと説明があったかと思うんですけれども、その経過について教えてください。

【田中職員課長】 大学卒業程度の一般事務職である行政職の採用試験につきましては、これまで行政と行政特別枠という2つの採用枠を設けて実施してきましたが、このうち行政特別枠の試験について、令和3年度から、名称を「行政B（SPI方式）」と改め、試験の日程と試験内容の一部についても変更して実施することとしております。行政特別枠の試験については、これまでも法学部や経済学部などの学生だけでなく、様々な学部の学生が受験しやすい試験として実施してきましたが、近年、応募者が伸び悩んでいることから、民間企業を志望する学生にも、より一層受験しやすい試験内容や日程に変更することで応募者の増加を図り、これまでに以上に多様で優秀な人材を確保しようとするものです。

【饗庭委員】 民間企業に応募される方も、ぜひこれを受けていただきたいということかと思っております。大学生も3月1日から企業説明会も始まっていますので、ぜひ、いい人材を選べればと思います。

この2年度の方で、合格者のうちの男性と女性の数がわかれば教えてください。

【浅田委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 3時11分 休憩

-----  
午後 3時11分 再開  
-----

【浅田委員長】 再開します。

【田中職員課長】 大学卒業程度全体でいいますと、合格者119名のうち、女性が52名、全体の43.7%となっております。また、行政特別枠につきましては、合格者12名のうち、女性が8名

ということで、66.7%という割合になっております。

【饗庭委員】ありがとうございました。もっと女性が増えることを願っております。

次に、労働委員会事務局の方にお尋ねしたいと思います。こちらに不当労働行為事件3件で、個別紛争が1件解決、1件取下げとなっておりますけれども、この内容で、開示できる内容があれば教えてください。

【宮本調整審査課長】委員からは不当労働行為の内容ということでございましたけれども、不当労働行為の審査事件に関しては、係属中でございますので、この場でお答えすることができませんので、可能な範囲でお答えをさせていただきたいと思っております。

今年度に終結した事件の概要ですけれども、集団的労使紛争を取り扱う調整事件3件は、いずれも打切りで終了しております。1件目の被申請者は医療福祉関係で、紛争の主な内容は、誠実な団体交渉、謝罪文の提示、慰謝料の支払いを求めるものでございました。2件目の被申請者は小売業関係で、紛争の主な内容は、未払い賃金の支払いを求めるものでございました。3件目の被申請者は運輸業の関係で、紛争の主な内容は、労働協約に係る誠実な団体交渉を求めるものでございました。

委員からご質問のあった個別的労使紛争、これは労働者個人と使用者間の紛争を取り扱うものでございますが、1件目の紛争の主な内容は、賞与の支払いとパワハラ体質の改善、慰謝料を求めるもので、取下げで終結をしております。2件目は、パワハラに対する損害賠償を求めるもので、解決で終了しております。

【饗庭委員】労働委員会の取扱い事件数ということで、先日、資料を頂きましたけれども、だ

んだんと少なくなっているかなと思っております。その状況も踏まえて、皆さんが相談する場所をあまり周知しておられないんじゃないかと。パンフレットもありますけれども、そのあたりで、より知っていただいて、働く皆さんが何か悩まれた時に相談できることが必要かと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【宮本調整審査課長】まず、職場でのいじめや解雇などトラブルを抱えた方が、いきなり労働委員会とか、国の機関のあっせんを利用される場合はごくまれで、1次的には、まず労働相談を利用される場合が多いと思っております。うちの取扱い件数は減ってきておりますが、労働相談に関しては結構増えてきている状況にございます。労働相談の窓口といたしましては、国の労働局の総合労働相談センター、これが県内7か所にございます。長崎県は、労働相談情報センター、これは産業労働部の所管でございますけれども、長崎、佐世保にございます。あと、法テラス長崎でありますとか、弁護士会、社労士会、いろんなところで労働相談を行っている状況にございます。それで、その相談の結果、紛争解決の機関を利用するといった場合には、相談内容や相談者の意向によって、相談員がそれぞれに合った窓口を紹介するという流れになりますので、相談件数はだんだん増えてきているという状況でございます。

【饗庭委員】労働委員会としての相談件数は増えているということで理解してよろしいですか。

【宮本調整審査課長】労働相談につきまして、県におきましては、産業労働部のほうで相談を行っております。そちらのほうで紛争の解決の機関でございますので、連携して行っているという状況でございます。

【饗庭委員】今後も連携していただいて、働く

人の紛争の解決をしていただければと思います。ありがとうございます。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】若干関連しますけれども、労働委員会に質問です。今、調整事件とか、審査事件、個別労使紛争の関係でありましたけれども、労働委員会として把握している、いわゆる争議行為については、現在、県内でこういったものがあるか教えていただけますか。

【宮本調整審査課長】まず、争議行為の予告通知の過去3年間の状況をお知らせしたいと思います。平成30年は46件、平成31年は54件、令和2年は26件でございます。現在、令和3年につきましては、3月8日現在で12件、これは昨年同期と比較して、同じ12件ですので、昨年と同様の状況ではないかと思えます。

【坂本(浩)委員】ありがとうございました。

毎年結構な数の争議予告があっている。この争議予告については、こういった内容というふうなことで理解すればいいですか。

【宮本調整審査課長】業種といたしましては、運輸事業がとても多い状態で、全体の約75%を占めている状況でございます。争議予告の予告通知の内容を申し上げますと、公益事業におきまして、ストライキや事業所閉鎖等の争議行為を行う者は、少なくとも10日前までに労働委員会と国または県に通知をしなければならないというようなものがあります。この趣旨といたしましては、公益事業といいますのは、運輸事業でありますとか、郵便、電気通信事業、水道、電気、ガスの供給事業、医療、公衆衛生等の事業になっておりまして、住民の生活に多大な影響を及ぼすような業種がストライキなどを行う場合に、その回避またはその影響を最小限に食い止めるために、この通知をもって、労働委員

会が実情を随時調査いたしまして、必要と判断した場合には、調整活動を開始し、紛争の早期解決に努めるといったような内容のものでございます。

【坂本(浩)委員】ありがとうございました。

公益事業というふうなことでありましたけれども、今、業種を言われましたけれども、その中でも運輸業が多いということなのですが、公益事業そのものが今、コロナ禍の中で、いわゆるエッセンシャルワークというふうに言われているところだと思います。そういったところの争議予告が例年と変わらないくらいあるということは、そういうところで働いている方々の、もちろん争議予告ですから、労使交渉を前提とした争議予告というふうなことになろうかと思えます。もちろん、労使で解決していただきたいと思っておりますけれども、そういう現状にあるということで理解をいたしました。

先ほど、事件の関係で、労働委員会が取り扱う事件が減少していると。ただ、相談件数は多いと。相談は産業労働部雇用労働政策課ということになろうかと思えますけれども、労働委員会で扱った事件が、場合によっては、取り下げた後ないしは不調に終わった後に、今、労働審判制度もありますので、裁判に移行しているというものも多々見られるような状況を私も新聞報道等で見えております。最近では、コロナの問題だけじゃなくて、同一労働同一賃金だとか、あるいは「パートタイム・有期雇用労働法」というものがどんどん、どんどん施行されていて、そういう意味でいけば、今、法的に働く人たちの様々な問題を解決しようというふうな動きがある中で、なかなかその問題が労使間だけでは解決できていないというふうな現状があるんじゃないかと思えますので、労働委員会としては、

行政機関として労働者の権利保護をして、円滑に労使交渉、紛争が解決できるようにというふうな救済機関としての役割があるかと思えますので、そういう面では、事務局の皆さんは大変だと思いますけれども、ぜひ今後とも頑張ってくださいということをお願いして、終わります。

【浅田委員長】以上で質問が終わりましたので、出納局及び、各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時21分 休憩

-----  
午後 3時21分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

それでは、今年度に関しましては、こちらの委員会も本日で最後となります。その中で、これまで県政に関しまして大変ご尽力をいただきました櫻井 毅会計課長が今年度をもって退職なされるということで、ご紹介をしたいと思います。（拍手）

本日まで本当にありがとうございました。今後とも県政のためにご協力をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、出納局及び、各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

引き続き、危機管理監関係の審査を行います。理事者入れ替えのためしばらく休憩とし、再開は、3時40分といたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時22分 休憩

-----  
午後 3時37分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

これより、危機管理監関係の審査を行います。

【浅田分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案の説明を求めます。

【荒木危機管理監】危機管理監の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で2億5,046万8,000円を計上いたしております。

歳出予算は、合計で12億4,779万7,000円を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

防災対策費につきましては、災害対策基本法や長崎県地域防災計画に基づく防災行政の推進や総合防災訓練等の実施、また自主防災組織結成に向けた防災推進員養成講座の実施等に要する経費として、4,197万6,000円を計上いたしております。

そのほかの事業につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

令和4年度以降の債務負担を行うものについて主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務委託にかかる令和4年度に要する経費として、1億5,000万

円を計上いたしております。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で2,498万9,000円の減を計上いたしております。

歳出予算は、1,794万円の減を計上いたしております。

これは、主に、原子力災害対策整備事業費において、国に交付申請をしておりました原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の内示減によるものであります。

最後に、令和2年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって令和2年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浅田分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【近藤危機管理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました危機管理監関係の令和3年度当初予算における政策的新規事業の計上状況について、ご説明いたします。

資料1ページ、計上状況の1番目をご覧ください。

消防団活動の充実強化のため、加入促進と情

報発信等を実施する経費として、307万9,000円を計上いたしております。

以上で、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】ご説明ありがとうございました。

予算について、1点だけ確認をさせていただきます。ご説明いただきました資料の2ページ、「原子力災害対策整備事業費について」です。「玄海原子力発電所における」ということで書いてありまして、2億4,718万3,000円で、頂きました横長資料を見て、昨年度と比較すると、約7,600万円の増となっております。これについて、こういった形で増しているのかということをご説明いただけますか。

【近藤危機管理課長】原子力災害対策整備事業費でございます。これは全額国庫事業でございます。これは例年やっております資機材の整備とか、ネットワークの賃借料、サーベイメーターの備品等の購入、そして原子力防災訓練等、もろもろやっているところでございますが、昨年度と比較して、今年度一番大きなところにつきましては、令和2年度からの継続事業になります国の避難円滑化モデル事業であり、佐賀県と連携をした取組を来年度まで3か年事業という形でやっております。その中で、来年度につきましては、玄海原発から概ね10キロ圏内に位置する離島にヘリポートを整備するというもので、長崎県の場合、黒島と飛島のヘリポートを整備する、これが来年度、1億円を計上しているものでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。

令和2年度からの継続事業で、国の避難円滑化モデル事業、佐賀県との共同事業ということで説明いただきました。ありがとうございます。

10キロ圏内ということで、黒島と飛島にヘリポートということですが、これは確認ですけれども、そもそも黒島、飛島にはシェルターみたいなものはありましたね。わかりました。

ヘリポートの整備ということで、これによりまして避難活動が円滑にできるということですが、佐賀県においても、何かいろいろ対策等々はあるのでしょうか。それについても併せてご説明ください。

【近藤危機管理課長】10キロ圏内の離島についてはヘリポートを整備するということで、佐賀県のほうも8か所ヘリポートを整備することになっています。

併せて、これは本県の鷹島の住民の方に利用していただく形にはなるものですが、避難道路として、佐賀県道の筒井万賀里川線がなかなか整備が進まないという懸案があり、ハード整備事業では難しい状況でした。そこに一部ソフト事業というような形で、避難の経路上に電光表示板を置き、万一の避難の時には、そこを一方通行的な形で、鷹島から避難する人を優先的に通行させてもらうことで佐賀県と合意をしまして、標識をつけてもらいます。

併せて、途中、カーブが非常にきついところがありますので、対向車注意という電光の標識をつけて、避難の円滑化を図ろうというものでございます。

【宮本委員】危機管理課長、佐賀のご説明をいただいて、ありがとうございます。

避難経路については非常に重要ですので、少しずつこういった事業を国の事業によって取り組んでいるということを再度確認させていただ

きました。引き続きご尽力いただければと思います。

【浅田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【近藤委員】1点だけ、消防団活動の充実強化ということで、若年層や女性の消防団加入促進とあって、予算がついているんですけども、現在、消防団の加入者の不足とか、高齢化が依然問題になっているんです。ここで予算を立てていただいたということはあるがたく思っているんですけども、例えば、これでどういうふうな発信等を行うのか、教えていただければと思います。

【宮崎消防保安室長】今お話しございましたように、消防団員の減少に歯止めがかからないという中でございまして、これまでより、より勧誘活動の現場に近いところで支援をしたいと考えまして、このたび、市町の消防団の幹部の皆様を対象に、全国の優良な、効果的な勧誘方法などを用いている消防団から講師をお招きして研修会を開催しようと、そうしたことによって効果的な消防団員の勧誘方法ですとか、勧誘活動上の課題の解決方法、それから大変重要な自治体ですとか事業所との連携の在り方などをいろいろ学んでいただきまして、それを各市町の地域に応じたものを各市町に取り入れていただいて、勧誘活動に活かしていただこうと、それをもって勧誘対策を促進させていこうと考えているところでございます。

【近藤委員】どこの地区も困っている問題ですので、ぜひこれはよろしく願います。

【浅田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】同じところで質問をさせていただきたいと思います。今も言われたとおり、消防団員数がずっと減っていて、私たちの地域でも減っている状況なんですけれども、この中で、



県職員の方が消防団に入っている数がわかれば教えてください。

【宮崎消防保安室長】現在、市町からの報告では、これは昨年4月のデータでございますけれども、77名という報告がっております。

【饗庭委員】県職員も、ぜひ消防団へ入っていただき、より消防団員数が増えるといいのかなと思うんですが、この77名という人数をどう感じておられるのか、教えてください。

【宮崎消防保安室長】県職員の場合ですと、例えば災害がございますと、災害対策本部等々に詰めて災害対応をしなければならないという業務もございますけれども、全ての場合がそういうことになるわけではございません。ただ、現実には、住んでいる地域から遠くのところで勤務している状況というものもあるわけでございますが、現在は、各市町の消防団も、住所地に加えて、いわゆる勤務地でも入団できるという制度を導入しておりますので、県といたしましては、県職員に率先して入っていただきたいと思っております。実は、昨年はコロナの影響でできなかったわけですが、例えば県庁におきましては、長崎市に広域支援分団という消防団のグループがございますので、そちらのほうへの入団説明会などもやってきたところでございますし、過去には、振興局においても、各消防団から来て話をしていただいたということもございますので、来年度、コロナ禍が落ち着いていけば、そうした講話というものも再開していきたいと考えております。

【饗庭委員】県職員にも勧めていながら、消防団員数が増えて充実することをぜひ願っております。ありがとうございました。

【浅田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【石本委員】先ほどの宮本委員の質問に関連す

るわけですが、鷹島からの避難道路の筒井万賀里川線の一部信号機設置ということについては一歩前進したかなと思うんですけども、究極的に言えば、ご存じかもわかりませんが、あの筒井万賀里川線が狭くて曲がりが多いという道路なんです。ですから、できたら佐賀県と一緒に、もう少し道路の整備ができないものかと思うんですが、そこはどんなですか。

【近藤危機管理課長】この道路につきましては、もう長年要望を重ねておりまして、佐賀県とも何度となく協議もさせていただきました。佐賀県としましては、避難道路としての整備はしないというような方向になっております。そういったこともありますので、内閣府にも調整をいただいて、どうにかならないのか、内閣府は、ハード整備の事業所管ではないので難しいという中で、このモデル事業を採択をしていただいたという経緯があります。

しかしながら、ご指摘のとおり、狭い道があるのは事実でございますし、そこで避難をせざるを得ない状況でもございますので、要望活動は何とか続けていきたいと。そのための新たな原子力としての評価を道路整備に入れてもらうような新しい制度ができないかを含めて要望を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

【石本委員】よろしく申し上げます。

それから、もう一点ですけれども、その避難の関係で、今、陸路ですけれども、どうしても陸路という、発電所の方向に向かって避難するという格好になるわけです。心理的に、どうしてもやっぱりそれはどうかと思ひまして、海上での避難等については検討されていないのですか。

【近藤危機管理課長】鷹島の場合は、確かに避

難の時には発電所のほうに向かっていくという  
ような状況になるものですから、避難計画の際  
に、5キロ圏内と同じ扱いの準PAZと申しま  
すか、5キロ圏内は、放射性物質が放出され  
る前に避難をするという形になります。それ以外  
の30キロ圏内については、放射性物質が放出さ  
れた後、そしてその放射線量のモニタリングを  
した結果、ある一定程度の放射線量が確認され  
ると、その地区は避難をするというような2  
段階避難になっております。ですので住民の皆  
様の不安感は大いいわけなんです、十分ご説  
明をしながら、安全に、迅速に避難をしてい  
ただくような形で対応したいと考えていると  
ころでございます。

あわせて、例えば、鷹島大橋が自然災害と併  
せて通れなくなったとかいう場合もございま  
すので、当然、船での避難というのは必要だと思  
います。その辺のところについては、自衛隊と、  
海上保安庁も連携を取りまして、必要な対策  
を取ってまいりたいと考えています。

【石本委員】こればかりはいつ起こるともわ  
からない事故ですので、事前の対策を十分に佐  
賀県と一緒に取っていただきたいと思  
いますし、もう一点だけ、今、8キロ圏内とい  
うか、原発の立地自治体については、何かあった  
場合の連絡網というものができているかと思  
うんですけれども、8キロ圏内に鷹島は一部あり  
まして、あそこは目の前に原発が見えているわ  
けです。そういった時に、先ほど、放射能の測  
定か何かわかりませんが、それで2段階  
に分けた避難ということですが、やっぱり目の前の何も妨げるものがない海上の原子炉  
ですから、風向きによっては時間がかからない  
んですよね。そういうところもあるし、そうい  
う不安もあるものですから、何かあった場合の

緊急的な連絡とか、今、アラートというのがある  
んですけれども、そういったものは直接松浦じ  
ゃなくて、一旦県に入ってから、県から松浦と  
いうふうになっているんですか。

【近藤危機管理課長】そういうものは一律、直  
接に市のほうにも参ります。当然、県のほうに  
も参りますけれども、県から松浦市にというこ  
とではございません。

【石本委員】ありがとうございます。よろしく  
お願いします。

【浅田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】2点です。

1点目は、原子力災害対策整備事業費です。  
先ほど宮本委員の質問で、約7,600万円増額とい  
うことで、内容については理解をいたしました。

それで、これは今、石本委員からもありまし  
たように、いわゆる避難計画含めた事業費とい  
うふうなことになるかと思うんですが、ちょ  
うど10年前の福島原発事故から避難関係が広  
がって、今、30キロ圏内ですよね。この30キロ  
圏内の離島の対策ということで、もちろん陸路  
があるところは陸路、そうでないところは海、  
それから航空路というふうなことなんですが、  
いわゆる悪天候に備えて、一時避難施設、そう  
いうものを整備するというふうなことで、30キ  
ロ圏内の離島で10か所、もう整備が済んでいる  
と思います。

私もその中の2つ、数年前の委員会で現地調  
査に行きました。松浦の青島と平戸の度島で、  
総務委員会でなかったものですから現地調査の  
趣旨は違ったのですが、いろいろ話を聞きます  
と、当時はまだ施設の整備中で、例えば学校の  
体育館だとかを、放射能が入ってこないように、  
いわゆる機密性を高めるといふふうなものを一  
生懸命されておりました。当時、私も何日間いる

かわからないけれども、備蓄とか、いろいろ大変だなと思ったのですが、去年、原子力防災訓練を11月頃されたと思うんですけども、その中で、コロナの関係で、これは原子力防災に限らず、そういう避難所が密を避けるとか、あるいは換気もするというふうなものがあると思うんですけども、今までの原子力防災で一時避難施設を機密性を高めてした場合に、昨年、新聞報道では、平戸的的山大島の中学校の体育館では、気圧まで下げるような装置をつけて密閉性を高める、外部の空気が入らないようにというようなことをしているということで、コロナとか感染症の場合は、その逆なんですよ。換気をしなければいけないということで、だから10か所ではその整備が終わっているということなんですけれども、私は、そういうものを考慮したものに多分なっていないんじゃないかと思って、なっていればいいんですけども、今後、そういうものはどういうふうに考えていいのでしょうか。

【近藤危機管理課長】委員ご指摘の放射線防護施設でございますけれども、今、長崎県内では10か所整備をしております。確かに放射性物質が室内に入らないように、いわゆるシェルター機能というようなものを持たせておまして、圧力をかけて、フィルターを通じて外部からの放射線を通さないというふうにしております。ただ、部屋の中については、循環するような形で外部に放出をするようにしております。ですので、今、国等にも確認はしておりますけれども、室内の換気上の問題はないと聞いております。

ただ、今、私どもも心配しているのは、万が一、船等が出港できなかった場合は、島民全員がその放射線防護施設に入るスペースでの設

計はしておりますけれども、全員が入った場合に、部屋の中が密になるというような形を恐れておまして、その場合は、自宅での屋内退避等を勧めながら、必要な時に島外に避難をすると、そういうような対策を取らざるを得ないかなと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。

そこら辺は、もう少し国のほうとも、きちんと詰めの作業を行っていただいて、くれぐれも一時退避の隙間がないように、今後、それで必要な予算が要るのであれば、それはそれでちゃんと補正予算なり組んで、きちんとしていかなければならないと思っていますので、よろしくをお願いします。

それと、2点目は、去年はこの防災訓練は参加できませんでしたけれども、ほぼ毎年参加していて、1点気になった点があって、去年の先ほど言った的山大島、これは新聞報道でもされていましたが、いわゆる除染シャワーをするわけです。私も波佐見の避難所に行った時に、あそこはたしか松浦の方が避難するというふうなことになっているのですが、そこでいろいろ調査した時に、確かに除染のシャワーをするんですけども、その除染した後の水、これはどうするんですかと聞いたら、その時、行政の方がいらっやって、よくわからなかったんです。それはその後、解決されたのかどうか。要するに、除染した後の水ですよ。

【近藤危機管理課長】私もそのところは詳しくは承知していないわけですが、ただ、非常に低レベルではないかと思えます。しかしながら、そのままただただ流すことはないと思っておりますが、一度、そこは確認させていただければと思います。申し訳ありません。

【坂本(浩)委員】ぜひ、そこも含めて対応をし

っかりやっていただきたいと思います。

次に、消防団活動充実強化事業です。これは300万円組まれていて、先ほどからもやり取りあっておりますけれども、私の地元でも、なかなか消防団員の確保というのは、ずっと定数割れしているみたいで、私がもう少し若かったら入ってもいいんですけども、なかなかそうはいかないのですが、もちろんこの事業は事業で、若い人とか女性向けの勧誘対策強化だとか、それから協力事業所のインセンティブを上げるとか、そんなものはぜひやっていただきたいと思いますけれども、そもそも論として、消防団員は市町の非常勤特別職公務員という位置づけになっているわけですね。そうすると、その処遇改善とか、定年の問題、あるいは今、機能別の団員制度というのがありますよね。そこでカバーできるものはカバーして、だから定数そのものを少し見直してみたいなこともしていけないと、なかなか定数を充足して、さらに増やすというのが現実的にどうなのかなというふうな気がしているんですけども、そこら辺の認識はいかがですか。

【宮崎消防保安室長】まず、処遇についてでございますけれども、消防団員の数が減少し、それで昨年の災害のように災害の激甚化そして多発化が進む中で、一人ひとりの消防団員に対する負担というのが大変高まっている中で、現在、国でも、その処遇の在り方について検討を進めております。

すなわち、団員さんのモチベーションをアップしたり、団員さんのご家族のご理解を得るため、ひいては団員を確保していくために、処遇の在り方がどうあるべきかということは今、消防庁において、学識経験者などを交えて検討会が進められているところでございます。

当然、処遇につきましては、高ければ高いことによる効果は出てくるわけでございますけれども、一方において、市町村の財政負担というものも出てくるわけで、そのあたりも併せて検討をしていただく必要があるものと考えているところでございます。

それから、定年につきましても、消防庁、国におきましては、定年制の撤廃もしくは定年の引上げを市町村に呼びかけをするようにしております。県としても、そうした消防庁の通知に基づいて、市町に助言をしているところでございますけれども、これについては各市町が消防団員の各市町の充足状況を踏まえて判断をしていただくべきことでございます。どうしても体を使う仕事でもございますので、そのあたり、最終的にはやはり市町に判断をしていただく必要があるかと考えております。

それから、機能別団員制度につきましては、一定の役割に限定して活動していただく、例えば、一定の年齢に達して消防団を辞めた方が自分の地域だけに限って消防団活動に参加するとか、そうした機能を一定程度限定した形で消防団員として活動する制度がございまして、現在、8市町で導入されているところでございます。ただ、これにつきましても、一方で導入していない市町からのご意見を聞きますと、100%働くいわゆる基本団員から機能別団員に団員さんが流れてしまうというようなことを心配するご意見もあって、なかなか全市町まで今、広がっていないところでございます。県としましては、機能別団員制度の全国のいろいろな運用の状況なども情報提供して、市町の実態に合った判断がしていただけるよう支援をしてみたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

いろいろ大変だと思いますけれども、いろいろな方策をぜひ各市町それから県の消防団とも連携をしながら進めていただきたいということを要望いたします。

【浅田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、及び第78号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【浅田委員長】次に、委員会による審査を行います。

危機管理監においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

まず、危機管理監より所管事項の説明を求めます。

【荒木危機管理監】危機管理監関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、長崎県国土強靱化地域計画の改定について、令和2年度雲仙岳火山防災協議会の開催について、長崎県市町消

防広域化推進計画の推進について、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についての4件でございます。

説明資料、危機管理監の1ページをご覧ください。

まず、長崎県国土強靱化地域計画の改定についてですが、昨年12月の本委員会での説明後、パブリックコメントを実施し、庁内の推進体制の中で再点検をしたうえで、最終的な成案の取りまとめを行いました。

今回の改定では、リスクシナリオを見直すとともに、脆弱性の評価とその対策である推進方針を定め、KPIを設定しております。

また、国へ補助金・交付金を申請する際、本計画への記載が採択要件となっていることから、個別事業まで掲載しております。

今後は本計画に基づき、市町とも連携しながら、強靱化を推進してまいります。

なお、具体的な内容につきましては、後ほど担当課長から補足説明を行います。

次に、令和2年度雲仙岳火山防災協議会の開催についてですが、去る2月17日、島原半島3市、気象台、火山専門家などからなる委員の方々にご参加いただき、テレビ会議により開催をいたしました。

本協議会は、平成27年度に法定協議会として設置したものであり、本年度は、幹事会を1月に開催し、噴火災害等様々な対策の検討を行ってまいりました。

今回の主な審議事項といたしましては、警戒区域の更新、避難促進施設の指定、雲仙岳火山防災計画の修正、溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会の本協議会への移行などをご審議いただいたところであります。

今後も引き続き、火山災害に備えた対策を推

進してまいります。

次に、2ページをご覧ください。

長崎縣市町消防広域化推進計画の推進についてですが、昨年6月に策定した当該計画に基づき、消防研究機関に委託して、調査を行いました。その結果、課題解決に向けた検討すべきポイントについて提案をいただいたところであり、今後は、このことについて、市町消防と検討を進めてまいります。

また、本土地域の消防体制の維持強化のため、研究会を開催し、意見交換を行っているところであり、引き続き、検討を継続してまいります。

県としましては、県民の安全・安心を確保していくことができるよう、推進計画に沿って、引き続き検討を進めてまいります。

最後に、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてですが、危機管理監においては、全庁的な取組である事業の選択と集中や内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、デジタル化の促進、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくり、多様な主体との連携・協働の推進などに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となつて取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浅田委員長】次に、危機管理課長より補足説明を求めます。

【近藤危機管理課長】私のほうから、長崎県国土強靱化地域計画の概要について、補足説明申し上げます。

3月9日付けの補足説明資料「長崎県国土強靱

化地域計画の全面改正について」をご覧ください。

まず、国土強靱化地域計画とは、1に記載のとおり、想定外の自然災害に対する予防、対応策をハード・ソフト両面から施策をまとめたものであり、2に記載のとおり、現計画が今年度を期限としていることから、令和3年度から7年度までの5か年の計画として全面改定するものであります。

検討経過については3に記載しており、また4に記載のとおり、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、その内容を踏まえ、成案をまとめたところであります。

なお、県内市町においても、5に記載のとおり、19市町で策定済みであり、残る2町においても、3月末までには策定する旨、確認をしております。

2ページ目をご覧ください。

ここから、取りまとめた地域計画の概要を記載しております。

まず、策定の目的と趣旨を記載しておりますが、国の国土強靱化基本計画と調和を図るとともに、本県で想定される大規模自然災害を踏まえた対策として策定しております。

次に、改革の基本的な考え方として、2に記載のとおり、基本的な姿勢、基本目標を5つ定めております。ここは現計画と変わっておりません。

次に、3として、脆弱性の分析、評価、課題の検討を記載しておりますが、国の基本計画を基に、本県の状況を踏まえて、起きてはならない最悪の事態をリスクシナリオと呼んでおりますが、43項目定めております。このリスクシナリオは、最後の4ページに記載をしております。

また、4に記載のとおり、施策の効果的な推

進のため、6つの横断的分野と個別施策分野を定め、分野ごとの推進方針をまとめております。

この計画の推進体制として、3ページの5のとおり、庁内で推進本部を設置するとともに、県の防災会議で状況を報告しながら見直し等を図ってまいります。

なお、別紙として、43のリスクシナリオごとに脆弱性の分析・評価、課題を検討するとともに、その対応方針をまとめ、KPIを59設定し、さらに個別事業を1,253事業設定し、まとめているところであります。

以上、概要説明を終わります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【浅田委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

対象の陳情番号は、4番となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務に対して質問通告に基づき、質問を行うことといたします。

どなたか質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、通告しておりましたので質問をさせていただきます。

まず、消防の広域化について質問をいたします。議案説明資料の2ページになります。ここに「長崎県市町消防広域化推進計画の推進について」ということで記載がありまして、『「長崎県市町消防広域化推進計画」に基づき』とありまして、確認をさせていただきました。書かれているとおり、本土地域との広域化というのは

効果が高いと認められたが、「課題も多く」ということで、今後、これについて様々検討していくということですが、こういったものが課題として挙げられているのかというのをまず確認させてください。

【宮崎消防保安室長】広域化の最大のメリットにつきましては、災害等が発生した場合の初動体制の強化、つまり、他の地域からの消防の応援でございますが、これにつきましては離島につきましては、やはり海というもので隔てられておりますので、その応援が期待できないということが一番大きな考え方がございまして、これがなかなか広域化が先に進まない要因になっているところでございます。

したがいまして、これを今後少しでも解決していくためには、例えば、本土からの災害時の離島への消防力の輸送方法ですとか、将来少しずつ発展していきますAIの活用で、災害前に本土から応援部隊を離島に配置できないかとか、またそれに対して、本土の地元の市町長さんたちの理解が得られるのかどうか、またこのことについての移動するための訓練を今から行うべきではないかなどの課題がございまして。

また、そのほか、例えば本土でございまして、隣の消防本部と、はしご車を共有して一緒に使うとか、そういった共同整備、共同運用ができるわけでございますけれども、離島においても、そういうことの可能性、効果が期待できないかとか、あと地理的な不案内、方言への対応、それから離島ですと、特に通勤ができませんので、公舎を整備しなければいけないなどなどの課題もございまして、こういったことを一つ一つ解決していくことが必要ということで、そのポイントについて、報告書でまとめられたものでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

長崎は離島が多いので、非常に悩ましい課題ですね。離島は本土から応援部隊といっても、なかなかすぐには行けないというものもありましょうし、非常に難しい課題は山積みであることを確認いたしました。

いろんなポイントについて提案いただいたということですので、今後、これについては書いてあるとおり、長崎県市町消防広域化推進協議会の幹事会で検討が進められていくものと思っておりますけれども、現場の声とかをしっかりと確認をしていただきたいと思います。

つきましては、その下に、県北とか県南地域においては一定進んでいるのかなど。意見交換等々もあるということですが、県北地域における広域化について、どのような意見交換があるのかというのを確認させていただければと思います。

【宮崎消防保安室長】 県北地域、特に平戸市それから松浦市におきましては、人口減少が進んでおりまして、消防庁の定義である小規模消防本部に該当しているところでございます。したがって、今後の人口減少、災害激甚化に対応していくために、消防体制を少しでも長く維持していくためには、他の消防本部との連携、協力が必要であるということで、とりわけ、この地域でございますと佐世保市との連携というのが考えられますことから、この3つの市の地域におきます消防体制における連携、協力の可能性、必要性などについて、令和2年度、計画策定後、意見交換、協議をしてきたところでございます。

これまで、例えば、はしご車の共同整備、共同運用でございますとか、通信指令台の共同整備、共同運用について意見交換、調査研究をし

てきたところでございますが、まだまだ実務的な協議までには至っていない状況でございます。引き続き、通信指令台の共同整備、共同運用について、来年度も意見交換を続けていくことにしているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

松浦市、平戸市、佐世保市と、確かに県北ということで地域的にはまとまっているのですが、はしご車の問題であったり、人口減少とか、いろいろ問題はあるということを確認させていただきました。

先ほど、分科会においては、消防団員の問題もありました。消防団員の方々も減っていている現状の中、広域化をどう進めていくべきかというのは難しい課題ですね。県としても、様々な広域化については今後もいろんな協議会等々で確認はなされると思っておりますけれども、推進計画に沿って、継続で審議をしていただきたいと思います。

もう一点、救急体制についてなんですけれども、これにつきましては平成31年に、私は総務委員会だった時に、いろいろ質疑をさせていただいた中で、救急自動車の救急走行時におけるETCレーンの利用について質問をずっと1年間させていただいたんです。平成31年2月に、やっと西日本高速道路株式会社九州支社との間で、救急自動車の救急走行時におけるETCレーンの利用における協定が結ばれたということになりました。

その後、長崎県内において、救急車におけるETCの搭載の現状について、お尋ねをいたします。

【宮崎消防保安室長】 現在、県では、NEXCO西日本九州支社と救急自動車の緊急走行におけるETCカードの利用に関する協定を平成



31年2月に締結をいたしまして運用しております。現在、このETCカードを利用している消防本部は、県央地域広域市町村圏組合消防本部と島原地域広域市町村圏組合消防本部の2つの消防本部でございまして、県央消防本部が13台、島原消防本部が7台の救急車にETCを搭載して利用しているところでございます。

協定締結後の準備もございまして、実際の利用は令和2年1月からになっておりまして、昨年12月までの1年間で、県央消防本部で387回、島原消防本部で175回の利用実績があるところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

かなり利用されていますね。令和2年1月から12月末で、県央消防本部においては387回、島原消防本部においては175回ということで、救急車も今まではETC搭載なく、一回一回押してバーを開けてということだったんですけども、平成31年2月から、こういった形で運用ができたということは、一定、数秒でも、数分でも早く患者さんを搬送するというものにはつながっているという現状も確認をさせていただきました。

今後さらに広がってくる可能性はあるかと思うんですが、今後、他消防本部において搭載の予定というものは何かありますか。

【宮崎消防保安室長】 これまで、高速道路を使って医療機関に搬送する場合に限り、係員がいる料金所を通過する無料通行というのが国の制度上、認められておりまして、今、委員お話しのとおり、NEXCOと協定を結びまして、それにETCを使えるようにしたところでございますが、実は、今年の1月から国のほうの運用が見直されまして、帰署、消防署に帰る際にも高速道路を無料で通行できるようになっている

ところでございます。これによりまして、帰署する際に、いわゆる一般道を使わないようにして、救急車ができるだけ早く消防署に帰ることができるようになりましたので、次の救急搬送要請にも応えることができるようになったところでございます。

ただ、しかしながら、この帰署、戻る際につきましては、証明書を料金所の担当者に見せて、確認して通るという形になっておりますので、基本的にはETCを使うことが今のところまだ認められていないという状況でございます。現在、長崎県においては、病院に向かう際、ETCレーンを使えるように協定を結んだところでございますので、この帰りについても、ぜひETCレーンを使えるよう、今、NEXCO西日本さんのほうに要望しているところでございまして、この要望等が実現すれば、他の消防本部においても利用が増えるのではないかと考えておりますので、引き続き要望をしていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

高速道路での救急車の走行も結構見受けられるようになりました。そもそも、木場スマートインターチェンジができたゆえんは、近くに長崎医療センターがあった、しかしながら、救急車がETC搭載してなかったものですから、なかなかスムーズに行くことができなかったということから提案させていただいたところです。

今後、帰署についてもスムーズにできるように、今、要望を続けていらっしゃるということです。ですので、どうか粘り強くNEXCO西日本には要望を続けていただいて、県内各消防本部において、スムーズな搬送ができるように努めていただきたいと考えておりますから、引き続き、よろしく願いいたします。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山本(啓)委員】消防団員の確保について、先ほども予算の分科会でされておりました。一定前期の委員会でもそういった質疑があったように承知しております。私とのやり取りの間で、1つテーマとして私がいつも申し上げていたのが、何に対して少ないのかと、減少しているのかというところの前提は何ですかということろをいつも入り口として確認をさせていただいておりますので、まずそこからご答弁をいただきたいと思います。

【宮崎消防保安室長】消防団につきましては、市町村が条例でもって定数を定めているところでございますけれども、この市町村が定める条例の定数は、市町村が必要とする数という定義がなされておりますことから、基本的には、市町村が定めている定数が市町村が求めている必要な数ということで、それが基準になっているというところでございます。

【山本(啓)委員】市町が条例で定める定数というのがあると。もちろんこれは市町が定めるわけでありましてけれども、それによって分団や団員の数を定数で定めていると。それに及ばない状況で続いていることが確認されて、そこで消防団員が県下において減少しているというふうに評価していると。マイナスの評価ですけども。ということでよろしいですか。

【宮崎消防保安室長】そのとおりでございます。

【山本(啓)委員】その上で、では、その各市町が何によって定員を定めているかといえば、市町の住んでいる方々のエリアとか、または消防関係の施設、持ち得る消防の車、機械とかそういったものがあって、それを機能的に活用するには必要な人員もあるし、またそういったところの防災に当たる必要な人員があるからと。こ

れは各消防団を持つ市町が独自に決めているのですか、それとも全国的な基準というのがあるものなんでしょうか。

【宮崎消防保安室長】今、委員ご指摘のとおり考え方に基づいて市町が定めているものでございますけれども、その基準となるものは、消防力の整備指針というものを消防庁が定めているんですけれども、消防力の整備指針におきましても、市町村が必要とする数という表現になっておりますことから、最終的には、市町村が今、委員がお話しになりましたような要素を踏まえて条例定数を定めているものと考えております。

【山本(啓)委員】今ありましたのが、全国の消防団を持つ市町において、消防力の整備指針というものを市町がこれに基づいて定めて、そしてそこに定員を置くというところで理解しております。

その上で、これらの整備状況がその地域にふさわしいかどうか、その定員がその地域の整備指針に適しているか、適応しているかどうかという判断は誰かがジャッジするものなんでしょうか。

【宮崎消防保安室長】基本的には市町が定めているものでございますので、それについて多過ぎるとか、少な過ぎるといような話をしたことはございません。

【山本(啓)委員】であれば、県は様々な総合計画や防災に関する計画、原発に関する避難計画とかそういったものにおいて、各地域における避難の力として発揮していただく方として消防団員をその中に書き込んだりする。それは市町が行っている計画で書き込まれていて、長崎県として、各市町から上がってくるそういった計画を見て、全体のものを取りまとめる立場にあるかと思っておりますけれども、その際も、やはり

市町がそれぞれ定めたものを的確であるという前提の下、行っていると。これまで、それらに対して、多過ぎるんじゃないかと、少な過ぎるんじゃないかと、そういった議論をしたことも、そういう場もなかったということによろしいですか。

【宮崎消防保安室長】いろんな防災の関係の計画などに消防団員の役割というのが書かれているわけですがけれども、その中で、この計画の中で市町消防団員の数が多過ぎる、少な過ぎるといった判断と申しますか、助言等をしたことはございません。

【山本(啓)委員】今明らかになったのは、一定消防団員の減少に対して、消防団員の減少を止めよう、そして増やそうということを掲げる県であります。その少ない、多いという部分については、各市町が国の定める消防力の整備指針というものに基づいて置かれている定員、それに対しての少ない、多いを言っているだけで、県としては、県自らが消防団員が少なくなっている、減っているというのは、ただ現象として捉えているだけということによろしいですか。

【宮崎消防保安室長】市町の意見を踏まえて動いているというところでございます。

【山本(啓)委員】県の立場が十分わかりました。

その上で、各消防団は、私が知る限りですがけれども、市町においては、一定一律の行動、活動を行っているというのは、情報としてはそういうふうには捉えていなくて、例えば、都市部の消防団においては、実火や出動の際には、平日、昼間は概ね常備消防のみが出動しているような風景を見ます。しかしながら、離島や半島という地方においては、実火の際も、消防団員が昼間であっても生業の傍ら駆けつけていると、そういうところを多く見ます。これは明らかに

消防団の活動の内容をそれぞれがそれぞれの地域の特性に応じてそういう体制を市町が認知していて、それらの中で、その地域の防災や防火、防水の取組をそこに定めているということであろうと思いますけれども、こういった地域によって差がある、特性があることは認知されていますか。

【宮崎消防保安室長】数量的な把握というのはなかなか難しいですけれども、各市町の消防団の団長それから市町担当課長などから、そうした話は承っているところでございます。

【山本(啓)委員】地域によって、消防団活動がそれぞれ違うということは知っていますか。確認していますか。認識はされていますか。

【宮崎消防保安室長】認識しております。

【山本(啓)委員】私は、今回の予算の時もそうなんですけれども、一律で消防団員が少ないとか、多い、減少しているという表現が果たして実態に即しているかどうかというのは常に疑問を感じています。どこの消防団がどのような活動をしているか、その内容によって努力している、していないという評価をするわけではなくて、それぞれの地域によっては、それぞれの地域にふさわしい、さっきも言っているように、市町が定めた人数があったり、行うべき役割が多分あると思うんです。それらについては市町が定めることの責任があるのかもしれないけれども、その一つ一つを県が一定特色とか、地域の特性というものを見極めて、しっかり確認した上で、こういった計画や、また予算の中において予算措置の下、根拠にすべきだと思えますけれども、そういった取組をされているという認識はありますか。

【宮崎消防保安室長】委員がおっしゃいましたように、各地域において事情も違いますので、

消防団が同じように減少に歯止めがかかっていないというわけではございませんで、例えば、ほとんど定数に近い市町もあることは事実でございます。ただ、県内、概して減少傾向に歯止めがかかっておりませんので、こうした施策を打たせていただいているわけですが、説明しました消防団活動充実強化事業の中には、こうした研修会事業のようなもの以外に、市町のほうに個別に伺いまして、市町のいろんな制度とか組織を運営していく上でのいろんな悩みとか問題点をお聞きして、それを県の立場から解決する方法はないかということ意見を交換する事業も設けておりますので、個別の市町の事情もよくお聞きしながら進めていく事業も併せて、両方の立場で実施していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 地元の消防団の活動で、出初式の際に1年に1度、様々な表彰式とか伝達式が行われますけれども、その際に、最も荣誉がある表彰というのは、たしか1年間や何年間通じて無火災であった地域、その消防団、分団に対して無火災表彰というのが贈られるんです。それが消防団においては最も名誉あるものであると私は聞きました。

消防団活動においては、様々な活動があるんです。行方不明者の捜索であったり、風水害の時の対応、もちろん火災の際もそうでありまして、そういったものに対して、しっかりとした姿勢で臨むということや、地域の方々に防火、防水、防災意識を高めるためにも、日頃、放水訓練とか、操法大会などに出場しながら鍛えている、士気を高めているということであろうかと思えます。

しかしながら、実際の日々の暮らしの中で出場する際に、先ほどの消防力の整備指針には、

例えば、消防団は、火災が起きた場合には出動するとか、防災の時はどうする、行方不明者が出た場合はどうする、そういったところまで掘り下げたものを書いてあるのですか。

【宮崎消防保安室長】 そこまで細かくは書いてありません。

【山本(啓)委員】 であれば、それぞれの取組、活動についても、市町に委ねられているということによろしいですか。

【宮崎消防保安室長】 基本的には、市町村長に委ねられているというところがございます。

【山本(啓)委員】 こういうやり取りをして、最後にもう一度お尋ねしますけれども、その際に、県の役割は何になるのですか。

【宮崎消防保安室長】 県の役割というものは、「消防組織法」の中にも書かれておりますけれども、消防職員、消防団員の教育、訓練、それから消防思想の啓発、普及などが書かれておりますので、そういう教育、訓練、それから消防思想の啓発、普及という面で、今回、新しい事業も組み立てているところがございます。

【山本(啓)委員】 最後に危機管理監にお尋ねしたいと思うんですけれども、様々な台風や地震、今回のコロナも危機管理課が担当している自治体もでございます。そういった市民や県民に危機的な状況が訪れた際に、県においては危機管理監がしっかりと対応していただいていると理解しています。

その中で、消防団というのは、まさしく地域において地域の力として、行政や何ら組織というものが画一的に必ず毎日そこにあるわけじゃなくて、いざという時に力となっただけ、まさしく県民の力だと思えます。今後、こういった取組を県が関与し、取り組むのであれば、消防学校があるように、教育とかそういった部

分については県が担うのであろうかと思えますけれども、将来起こり得る危機に対しては、私たちは、県行政がそれぞれの市町と共に、それぞれの地域の市民力とか県民力である消防団などの活動にもう少し目を向けていく。向けてないと言っているわけじゃないんですよ。それぞれの地域の特性に応じた支援の仕方というものを、もっと真剣に考えるべきだと思うんですけども、最後に答弁いただけますか。

【荒木危機管理監】委員ご指摘のとおり、各市町においては地域の特性があると思えます。活動内容もまた個別にいろいろ都市部と郡部、離島では違ってくると思えますので、その特徴に応じて県のほうも支援活動をやっていきたくと考えております。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【宮島委員】先ほど、県の国土強靱化地域計画の全面改正について、その背景、または今回の改正のポイントについてのご説明をいただきましたので、少し具体的に質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今回、「脆弱性の分析、評価、課題の検討」という中で、リスクシナリオを設定されるということがありました。「本県の地域特性を踏まえた」ということでありますけれども、具体的に、どのような点が見直しをなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

【近藤危機管理課長】今回見直しをしたところにつきましては、お手元に資料の概要版をお配りしておりますけれども、太字で書かれたところを見直しをしております。この部分につきましては、全体的なリスクシナリオというようなところもございますので、国の基本指針をそのまま抜いたというようなところはございますけれども、中には、離島・半島のインフラ損壊に

よる孤立地域の発生とか、本県独自の部分も含めた形で特出しはしております。この部分は前回とは変わっていないところでありますけれども、本県の状況も見ながら、庁内内部で検討したものでございます。

【宮島委員】ありがとうございます。

その次に、いわゆる重要業績指針（KPI）の設定というものがありますけれども、今回、59の事項について設定をされているようでもありますけれども、具体的に、どのような点について設定をされているのか、簡単に結構でありますけれども、お聞かせをいただければと思います。

【近藤危機管理課長】リスクシナリオごとに、その推進方針あたりを定めまして、そこに対して、今後どのようにやっていくかというようなところをKPIを定めております。各部ごとに、事業をやっていく中で、令和7年度、この計画5年後の目標というようなものをそれぞれ定めていただいているというようなところでございます。

【宮島委員】リスクシナリオについては、まさに「最悪の事態」と記載をされているように、本当にあってはならないような項目というものが記載をされているところであります。それを具体的な個別の事業に資料ではずっと当てはめているというような状況にあらうかと思えますし、また今、危機管理課長が、KPIも利用しながら進捗状況も確認をしていくというようなご説明であらうかと思えます。

そこで、今回、個別事業というものが国の採択というものにも関連をするということで挙げられているようでもありますけれども、要は、昨年7月の豪雨災害をはじめ、甚大な被害というものが各所でありました。そういうものを見れ

ば、この計画というものがきちりとそうした災害を防災、減災するのに反映をされているのかなという率直な感想を持つんです。そういう意味では、この計画は、あくまで防災、減災というものを主眼としているということを考えれば、この計画というものがしっかりと生きていかなければならない。その意味で、この個別事業というのは、各担当、担当の部局というものがあろうと思うわけですが、しっかりと、そのいわゆるリスク管理というか、どのような地域というものが優先的に防災を行わなければならない箇所であるということ、ある意味、整理をする必要があるんじゃないかということを感じます。したがって、よく選択と集中などと言われますけれども、この箇所については一日も早く改良、改修をしていかなければならないというようなことを、どこかの場所が整理をしていく。そういう意味では、危機管理監危機管理課の中で、また会議の中で主導権を取って、このような整理を行っていただきたいということ強く感じるところでありますけれども、そういった考えについては、いかがお考えになりましたでしょうか。

【近藤危機管理課長】確かに委員おっしゃられましたように、限られた財源の中で効果的に事業を進めるためには、施策の優先順位というものを先行まして、優先順位の高いものから事業を実施する必要があるかと思っております。

ただ、それぞれの部局におきまして、そこはしっかり予算要求をするために説明責任も負っているかと思っておりますので、危機管理監で全ての事業を把握して、優先順位も取りまとめるというのは、なかなか現実問題、難しいかなと思っております。実際、この施策の中には、施策のリスクシナリオの重点化を行ってありまして、

その重点化によって、やるべきことはしっかり先にやるというような方針は示しておりますし、K P Iの中で、それぞれの事業の今の進捗管理を行っているというところで、個々の事業につきましては、それぞれの所管でやっていただければと考えているところでございます。

【宮島委員】毎年、我々の想像を超えるような自然災害というものが起こっているということを見るにつけ、やはりいろいろなことを想定しておかなければなりませんし、また危機管理課長のお話のとおり、各担当部署では、そうしたことを踏まえて事業の重点化というものを行っておられるというふうには思うわけですが、しかし、言いますように、毎年毎年災害が起こって被害が出るということを見れば、やはり県民の生命、財産、そうしたものをしっかり守っていくためには、しっかりとその辺が機能するようにしなければならぬという意味で、もっともっと双方が連携を取っていただきながら、しっかりとこうした災害というものが本当になくなっていく、少なくなっていくということをぜひ強力に進めていただきたいと、そういう思いで質問をさせていただきましたので、今後とも、調整をよろしくお願い申し上げます。

【浅田委員長】ほかに、質問はありませんか。

【下条副委員長】端的にご質問をさせていただきます。

災害対策におけるDXについて。2月16日、自民党党本部デジタル社会推進本部でも、医療、教育、行政、そして防災分野においてデジタル社会を推進していくという熱心な議論が行われております。また、先日3月4日の一般質問でも、北村議員が、NAKSS、また総合防災ポータルサイトのデジタル化のご質問があり、土木部長が、令和3年中にスマホ対応等のご答弁をいただい

ております。

まずお尋ねしますが、災害対策時に、河川や様々なアラート等の大切な情報をデジタルを活用してどのように配信していくのか、お考え、そして具体的な取組について、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】災害対策のデジタルトランスフォーメーションのお話でございますが、なかなか言葉が難しいようなものがありますが、私としましては、あらゆるものがネットにつながって、その情報を収集、集積、そして住民の方に伝達というような形で災害対策の高度化を図るための一種の道具と申しますか、活用策だと認識をしております。

NAKSSのほうが先に河川にカメラ等をつけて、それをネットで収集するようなものでございますが、いかんせん、本県で今、稼働しております総合防災システムにつきましては、セキュリティの面と、災害に強いというようなところで、ネットから切り離された専用線や無線を使って構築しております。ですので、今、土木部で整備したシステムを災害対策本部の中で見るというのは、別のネットを見て、それを逆に手入力しないとできないというような非常に非効率になっておりますので、委員のご指摘を踏まえて、全体的な課題の整理、そしてどういふふうに対策をするべきかというところを今、研究している段階でございます。

【下条副委員長】ご答弁ありがとうございます。やはり手入力であったり、例えば、河川が氾濫したというような情報は、スピードがその生死を分けるわけですから、ぜひとも研究に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、掘り下げてご質問をさせていただきます。LINEなど、またお天気であったり、

アプリケーションと呼ばれるものが最近はやっておりますして、非常に市民権を得て、手軽に無料でダウンロードしております。こういったLINEやお天気アプリなどのアプリケーションを用いて、県として、県民に迅速に災害防災情報を配信するような考え、取組などお考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】防災アプリ等を各市町、もしくは他県で導入しているところがございます。いかんせん、導入には多額の費用等もかかっているということもありますので、私どもとしては、差し当たり、まず無料でできるヤフーの防災アプリを活用しようということで、ヤフーと災害協定の締結をしております。ヤフー防災は無料でできるわけなんですけれども、情報だけお流しして、今、避難所の位置情報は全て出しておりますので、災害時、警報が起これば、ヤフーの防災アプリを立ち上げていただければ、今の自分の位置、そして近くの避難所がどこにあるかというのがわかるというシステムとなっております。あと、災害の警報状況、そして避難指示、避難勧告等の情報だとか、そういったものもお知らせするようにしております。今現在、そういったところを利用しながらやっております。

【下条副委員長】ありがとうございます。

ヤフーと災害協定を結ばれているということですので、ぜひ広く県民、市民に、例えば、夏の時期は集中的な豪雨が起きたり、また様々な災害が起きやすくなっております。コロナのことを考えても、避難所であったり、様々な情報を迅速に配信をいただくということが大切になってまいりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

危機管理課長が言われましたとおり、確かに

ほかの市町で、よくLINEを用いて防災をしております。福岡市では、登録者10万人ありますが、最新の防災情報を地区ごとのLINEで通知をしていくというようなこともありますので、ぜひこういったことを研究していただいて、非常に重要なポイントですので、防災に対しては、相性がいいですから、デジタルを効率よく使って、県民の安心を確保していただきたいと要望いたします。ありがとうございました。

【浅田委員長】委員長を交代します。

【下条副委員長】浅田委員長、発言をどうぞ。

【浅田委員長】明後日で東日本大震災を終えて10年がたとうとしています。あの時には、すごく多くの子どもたちの命を失いました。私も何度となく東日本のほう、お邪魔をさせていただき、学校なども視察をしました。その後に、危機管理マニュアルというのが学校教育の中でも随分と変わり、しかしながら、3月1日の新聞では、それがまだ全て完璧ではないと。長崎の中では、頑張っ、概ねそのマニュアルを変更したのが70%近くにはなっているんですけども、実態として、管理職や教職員の方々の防災知識等々、どの程度、危機管理のほうでもフォローをし、しっかりとした体制が取られているのか教えてください。

【近藤危機管理課長】ご指摘がありましたように、宮城県石巻市立大川小学校の判決を踏まえて、学校の危機管理マニュアルというものの見直しを文部科学省が水準を定めているという中で、県内は、14市町が概ね達成という回答はされておりますが、ご指摘のとおり、校長先生をはじめ管理職の方が、危機に対する意識というものなかなかまだ難しいのではないかなという回答もあっております。

今、県としましては、教育庁の事業で、学校

安全総合支援事業というものがあまして、毎年、モデル地域を定めて、モデル地域の中で中学校を1校選定しておりますが、そこで私どもや气象台、そして土木部と教育庁の方を学校アドバイザーとして、年に何度集まって、その内容を検証したり、現地に行っているいろいろお話を聞いたりして、避難訓練の助言等も行っております。

いかんせん、まだそこで年間1校という形であり、終了後に県下全域に報告会を開いているわけなんですけれども、実際その程度しかやっていないということは、まだまだなのかなと私どもも痛感をしております。今後はどんなことができるかというものを研究、検討してまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員長】年内1校では、なかなか全てをフォローできないまま、そして防災教育のことに関して、私もずっと何度か質問をし、しっかりとやっていただきたい旨をお伝えしているんですけども、そこが進んでなかったり、ボランティア教育と相まっても、まだまだな部分があります。想定外の震災がこれだけ各地で頻発しているような状況の中で、長崎は離島・半島も抱えておりますし、そういったところもしっかりとさらに追求をしていただければと思っています。

あわせて、離島・半島についての質問の中で、もう一つなんですけど、災害が起こった時もそうだと思うんですけども、このたび、大村航空基地の224飛行隊が廃止になりました。何かがあった時の救急搬送というのが陸自、空自で統合運用という形になったかと思えます。そのような状況で、今後、果たして本当に大丈夫なのか、どれぐらいの時間差がこれで増えてしまったのか、わかる範囲で教えてください。



【近藤危機管理課長】非常に懸案となっております夜間等の離島からの救急患者の搬送の件でございます。これまで、海上自衛隊第22航空群に災害派遣という形で要請をして、搬送していただいておりますけれども、現在使用されている海難救助用のヘリ、UH-60Jは、来年度中に全ての機体が除籍され、使えなくなってしまうというようなことで、後継機は配備しないと防衛省の方針が出されております。併せて、運用の224飛行隊が今年度中に廃止になるというものです。

22航空群からは、哨戒ヘリのSH-60K・Jにより搬送の対応はするということなんですけれども、海洋に出て哨戒をするというのがそのヘリの任務でありますから、大村に万が一の時にはヘリが1機もいなくなる可能性があるかと。そうした時には、陸上自衛隊が佐賀県にございます。そして、航空自衛隊が北九州にございます。その統合運用によって、急患搬送は適切に対応するというのが防衛省からの回答ではございますが、何せ、ちょっと場所が離れるということと、本県の医療体制というのは大村の医療センターを中心として構築しているものですので、どうしても医師をどこで乗せるか、そしてどこに患者さんを運ぶかというのが大村を中心として運用されているものですから、現在協議を重ねまして、マニュアル化をしていこうというふうにしております。来年度中の除籍というお話もございますので、先日も、3自衛隊集まって協議をしたところでありますが、医療関係の医師、消防、私ども、そして自衛隊と、4者集まりながら、十分検討して、万全な体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

【浅田委員長】なかなか不安に思っている方々もたくさんいらっしゃると思います。

今、協議中だということでございますが、ぜひともその状況というものを地域の方たちにもしっかりとお伝えをしていただくことも必要かと思えますし、要望を共に上げ続けることも必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【下条副委員長】委員長を交代いたします。

【浅田委員長】以上で質問が終了しましたので、危機管理監関係の審査結果について、整理したいと思います。

補足説明が必要ということですので、危機管理課長からお願いいたします。

【近藤危機管理課長】先ほど、分科会審議の中で坂本(浩)委員から、原子力の放射線防護施設の中で、除染シャワーの水について、どうしているかという質問がございました。それについての回答をさせていただきたいのですが、水そのものは、そこで一旦ためて、ドラム缶等に移して保管をいたします。ただ、最終的にそれをどうするかというのは、まだはっきり決まっていないということでございますが、しばらくそのままにして、とにかく放射線を出さない状態、もしくは非常に薄まった状態の中で最後処理をしていくというような形になっております。

【浅田委員長】坂本(浩)委員、よろしいでしょうか。

それでは、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 5時 4分 休憩

-----  
午後 5時 4分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、危機管理監関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を

行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 5時 5分 散会  
-----



## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

次世代情報化推進室長 小川 昭博 君

令和3年3月10日

自 午前 9時58分  
至 午後 2時44分  
於 委員会室 1

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浅田ますみ	君
副委員長(副会長)	下条 博文	君
委 員	田中 愛国	君
”	山本 啓介	君
”	近藤 智昭	君
”	坂本 浩	君
”	宮島 大典	君
”	大場 博文	君
”	宮本 法広	君
”	石本 政弘	君
”	饗庭 敦子	君

【浅田委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【浅田分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【柿本企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明をいたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち企画部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で合計60億4,193万1,000円、歳出予算で合計8億2,371万円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、県政150周年を記念したイベント等を実施するための経費やSDGsの普及推進に向けた県民や企業等の取組を促進するための経費のほか、特定複合観光施設（IR）の整備に向けた区域整備計画の認定申請に係る諸準備及び交通インフラ等の環境整備に要する経費、さらに、Society5.0の実現に向

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画部長	柿本 敏晶	君
企画部政策監 (IR推進担当)	吉田 慎一	君
企画部政策監 (次世代情報化推進担当)	三上 建治	君
政策調整課長	小林 純	君
政策企画課長	陣野 和弘	君
政策企画課企画監 (次期総合計画担当)	福田 義道	君
IR推進課長	小宮 健志	君

け、行政・民間が保有するデータのオープン化促進及びデータ連携基盤の整備等を実施するための経費などを計上いたしております。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で合計29億246万3,000円の減、歳出予算で合計2,179万8,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容については、政策調整事業費及び部内各課室の運営に要する経費の執行見込み額の減等による委託料等の減を計上いたしております。

最後に、令和2年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和2年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【小林政策調整課長】おはようございます。

私からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況につきましてご説明いたします。

資料は、表紙に「危機管理監、企画部、地域

振興部、警察本部」と記載があるものでございます。

1ページをお開きください。

この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に係る令和3年度当初予算要求につきまして、査定結果を提出するものでございます。

企画部の関係では、2から4段目、県政150周年記念事業費、SDGs普及推進事業費、ながさきSociety5.0推進費の3事業を記載しております。

各事業につきまして、予算編成過程において事業内容等を精査したうえで、予算案として計上した額を記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浅田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【宮本委員】ご説明いただきまして、ありがとうございました。

幾つか質問をさせていただきますが、第2号議案になります。ご説明いただきました資料の2ページになります。それと補足説明資料をいただきました。資料からちょっと確認をさせていただきます。

まず、部長が説明いただきました資料の2ページの2ですけれども、SDGsの普及推進ということで計上されています。約340万円でしょうか、あります。これにつきまして、様々事業内容を確認させていただきました。

補足説明資料によると3つ柱があるようです。（3）の県内企業の取組促進・横展開ということであって、今後、様々県内でも普及

させていこうという取組をするということでございますが、アドバイザーの派遣と書いてありまして、10社、これは恐らく企業に説明をするということでしょうけれども、10社は県内の企業になるんでしょうけれども、どちらか決まっているのか。そしてまた、アドバイザー派遣の件について、よかったらもう少し詳しくご説明いただけますか。

【陣野政策企画課長】今、宮本委員からご質問がございましたSDGs普及推進事業費ということで、令和3年度350万円ほどの予算を予定しております。その中で、今ご質問がありましたアドバイザーの派遣につきましては、県内の企業の皆様にSDGsを積極的に取り組んでいただきたいという形で、現在でも取り組んでいる団体は数多くございますが、これから取り組もうとされる時に、こういった形で取り組んだ方がいいのかという疑問を持たれている、今後どうすればいいのかという企業も多いと思いますので、そうした方々にアドバイザーを派遣することで、今後の取組とかをさらに促進していこうというものでございます。

今、予算上は10社としておりますけれども、今後、こういった制度を県内の企業・団体の皆様にお知らせしたうえで、希望がある方を今後募集して、10社という形でアドバイザーを派遣することで、これからSDGsに取り組もうとされているところの団体の皆様にアシストしていきたいという事業でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。

ちなみに、セミナーやフォーラムも開催をされるようになっていますが、おっしゃったとおり、今現在取り組んでいらっしゃる企業もありますが、県内ではまだ認知度は低いという状況かと考えております。

こういったセミナー・フォーラムは非常に大

事と思いますが、これは県民向け2回、企業向け2回となっておりますけれども、詳細等々、今からなるんでしょうか。どここの地域で、こういった形でというのがわかれば詳しく教えてください。

【陣野政策企画課長】昨年、私どもはインターネットでアンケートをとりましたが、SDGsに対する認知度が現在34%という形で、なかなかまだ低いものと思っておりますので、これを80%まで上げたいということで総合計画の5か年間の間で取り組んでいきたいと思っております。

そうした中で、県民の皆様、企業の皆様に、よりSDGsというのを知っていただいて取り組んでいただきたいということで、県民向けと企業・団体向けという形で分けて展開していこうということで、委員からお話がありましたように県民向け2回、企業・団体向け2回という形で考えております。

こちらの内容につきましては、現在SDGsに熱心に取り組まれている団体の皆様のご意見も伺いながら、また、民間の団体でもこういったセミナーも開催されておりますので、内容等をよく相談したうえで、県内各地で展開していきたいと思っておりますので、地域とか内容は、今後、いろんな団体の皆様と相談して、県民向け2回、企業向け2回を展開していきたいと考えておりますので、予算上はセミナーを開催する時の講師代とか、会場借上料は計上しておりますけれども、内容につきましては団体の皆様とご相談して決定していきたいと考えております。

【宮本委員】セミナー・フォーラム等の講師代及び会場代ということで確認をさせていただきました。

34%を5か年計画で80%までもっていきこうという形で考えていらっしゃいます。普及に向け

て、我々議員としても推進していかないといけない立場にありますので、引き続き、いろいろ検討しながら推進していきたいと考えております。ありがとうございます。

もう一点、同じ2ページ、補足説明資料では4ページになりますが、調査計画費で特定複合観光施設導入推進事業費約1億9,000万円とありまして、これについてお尋ねをいたします。

いよいよ、今年はいろんなものが決まってくる大事な年になるかと考えております。様々、一般質問等々でも出ておりましたけれども、この約1億9,000万円ですけれども、事業内容が書いてあります。その中に説明会、公聴会等の開催経費というふうにあるんです。これが約4,100万円になりますが、これについて詳しく確認をさせてください。

【小宮IR推進課長】今、宮本委員からお尋ねがありましたIR推進に関する（1）区域認定申請準備経費約4,100万円のうち、説明会、公聴会等を開催する経費、これが577万1,000円、予算を計上いたしております。

この内容につきましては、これまでIR推進につきましましては、県民の皆様方、また、経済界の皆様方に、広くIRの正確な情報、また高い経済効果や雇用創出効果、そういった周知を図るということを目的に開催しておりました。

また一方で、IRを整備することにより、地域住民の皆様が不安に思われる、例えば地域の交通渋滞でありますとか、青少年の健全育成、また治安維持、あるいはギャンブル依存症対策、こういった不安に思われる面についても丁寧に説明をいたしまして、理解を深めていただくということに努めてまいりました。

今後、委員ご指摘のとおり、令和3年度におきましては事業者を選定し、区域整備計画を作成するという非常に重要な年になってまいりま

すことから、IR整備法の第9条第7項に公聴会の開催が規定されておりますので、その法定手続にのっとり公聴会を開催するということで予算を計上いたしているものでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

私も、幾度となく地元では参加をさせていただきました。県におかれましては、今までに県民向けの説明会をされていらっしゃると思います。非常に大事なことです。これは引き続き行っていただきたいと思っておりますし、地域住民の方においても、様々協議会等々を立ち上げられて丁寧な説明会をされています。こういったことが県民の皆様方の理解につながると考えていますから、こういった公聴会、説明会の経費というのは大事だろうと思っておりますので続けていただきたいと思っておりますが、具体的には年何回とか、例えば県内全体にまたがるような説明会、公聴会というイメージでよろしいのでしょうか。

【小宮IR推進課長】今現在、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もありまして、会場にリアルで集まって説明会を開催するということは慎重に判断をしないといけない時期だと思っておりますけれども、Web会議ですとか、リモートのシステムも活用しながら開催したいと考えております。

昨年12月23日に、佐世保市で九州・長崎IRセミナーを地元企業様向けに開催しましたところ、九州各県、また関東圏等にもWebでの参加をいただきまして、IRに向けた各事業者様の準備の状況を促すような、そういったセミナーも開催しておりますので、今後、県内各地域でそういった説明会等の開催を併せて検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

補足説明資料の下に、その他特記事項の中に事業者負担金1億5,800万円を歳入として受入



予定と書いてあるんですね。これをちょっとお聞きしたいんですが、今までもあっているのかもしれませんが。すみません、私は総務委員会が久しぶりなものですから確認の意味で質問いたしますが、これは今決まっている5事業者から約1億5,800万円を受け入れるのか。それとも、今後決まったところからというものなのでしょうか。これについて詳しくお聞かせください。

【小宮IR推進課長】説明書のその他特記事項等の欄に記載しております事業者負担金1億5,800万円の歳入についてでございますけれども、こちらは、今、5グループから参加をいただいて、夏には1者を選定する予定としておりますけれども、この最終1者選定後に、県と事業者で基本協定を締結いたします。その際に事業者負担金としてこの1億5,800万円を負担いただくことを考えております。

内訳については、これまで県と佐世保市がIR推進協議会を設置して事務に取り組んできたわけでありまして、事業者の公募、選定に係る経費でありますとか、今後、事業者と一体となって区域整備計画を作成してまいります。こういったことに係る経費を事業者の一部負担をしていただくということで、一旦県の歳入として予定しております。

【宮本委員】となれば、単純に考えれば約1億9,000万円引く1億5,800万円、大体3,200万円でこの事業をという認識でよろしいんですか。それはあんまり乱暴な計算になるかと思いますが、約1億5,800万円を事業者から負担いただくということですね。わかりました。

こういった形のものは今までもあったんですか。例えば、今後、県が県議会を通して事業をIRでやる場合、負担金が発生した場合、先ほどおっしゃったような区域整備計画に基づくものであれば事業者からの負担をいただくというイ

メージで、認識でよろしいんですかね。これはもう今回だけというような考えでよろしいんでしょうか。そのあたりをちょっと説明いただければと思います。

【小宮IR推進課長】この事業者負担金の1億5,800万円については、これまではございません。今回、事業者を選定し、基本協定を締結することで次年度、令和3年度に初めて生ずる歳入でございます。

【宮本委員】とにかく今年、非常に大事な年になります。いろいろ事業内容を確認させていただきますと、ソフト事業の面での経費となっております。こういった形で区域認定を目指して事業者を選定していくという運びになりますので、県におかれては、様々なご苦労、そして膨大な数の課題等々あるかと思っておりますけれども、また、県民の方々にわかりやすい形で推進をして、何としてでも勝ち取っていくと、誘致を勝ち取るというご決意のもと事業を進めていただければと思いますし、我々も推進をしてまいります。よろしくお願いいたします。

以上です。

【浅田分科会長】ほかに質疑のある方、ございませんか。

【宮島委員】ただいまの宮本委員のご質問に関連をいたしまして、特定複合観光施設導入推進事業費についてお伺いいたします。

この中に交通対策及び周辺インフラ対策といたしまして2,215万4,000円の予算が計上されております。その中身について少しお伺いをいたしますが、これまでIR事業推進においては交通アクセス、あるいは周辺インフラの整備というのは最重要課題と位置づけられて、いろいろと推進をされたと聞き及んでおります。また、今回の一般質問の中でも、部長の方から、今、各所にご相談をされながら鋭意進められている

ということもお聞きをいたしました。

その中で、今回、この交通処理計画を作成するというふうに記載をされておりますけれども、今後、この計画の中身、あるいは計画の作成時期についてお伺いをいたしたいと思えます。

【小宮IR推進課長】今後、事業者を選定する過程におきまして、各応募グループから事業計画が出てまいります。その際、ハウステンボス周辺の交通渋滞の緩和を、ソフト対策としてどういったものが考えられるのか、また、JRハウステンボス駅からIR予定地域までのアクセスをどう考えるか、そういったところを民間のコンサル会社に委託をいたしまして、どういった処理計画が可能なのか、そういったところの調査を行いたいと思っております。

おおむね令和3年度年度当初に委託契約が締結できましたら、年度内にそういった成果物が出てくるようなスケジュール感を持って対応したいと考えております。

【宮島委員】お話のとおり、この夏に事業者の選定が行われるということでありまして、事業者が決定をしてから、具体的ないろいろな中身というものが詰められるかなと思えますけれども、いずれにいたしましても、これまでの課題として、この交通アクセスというものが挙げられておりましたので、今後、国において選定をされる中でも重要な要件になってくると思えますので、できるだけ早い段階で、こうした計画については詰められていくことを希望したいと思えます。

また、今、宮本委員からも事業者負担金のお話がありました。負担金の中身については了解をいたしましたけれども、このほかにも事業者に対して負担金を求めるということはあるのか、お聞きをしたいと思えます。

【小宮IR推進課長】この1億5,800万円のほかに、IRの予定地となりますハウステンボスの31ヘクタールを購入いただきます205億円、それから、事業者の背面調査を実施するための経費として、1事業者当たり約1,000万円程度の費用がかかりますが、この背面調査に要する1,000万円につきましては、最終に決定する1者だけではなく、2次審査に進む3事業者の背面調査を実施いたしますので、それぞれ1,000万円ずつのご負担をいただく予定といたしております。

【宮島委員】わかりました。

また、各事業者については、今後、選定をされる中で、それぞれの条件を詰めていかれるのではないかと推測をいたしますが、その中で交通対策及び周辺インフラ、こうした部分についても、やはり事業者の方からの整備というものが当然必要になってくるんじゃないかと考えます。先々のことではありますけれども、そのようなお考えについてお聞きしたいと思えます。

【小宮IR推進課長】宮島委員ご指摘のとおり、様々な提案がある中で、私どももしっかり準備をして、適正なる公募・選定の中で、優れた事業計画を持つ事業者を選定してまいりたいと考えております。

【宮島委員】また、区域認定申請の準備といたしまして、今お話のとおり4,100万円上げられておまして、具体的に、今後、選定をされます審査委員会、あるいは有識者会議等の開催がなされるということでもあります。これまで、県におかれては公平・公正を期すということで、しっかりとそのようなことを前提に物事を進められてきたということは承知をいたしておるところでありますけれども、今後、具体的に選定を行うに当たっては、逆に、できるだけその決定過程というものを県民の中に見えるような形に

すべきでないかなと思うわけでありませう。こうした会議の開催に当たっては、そうした経過というものをどのように見える化していくか、このお考えについてお聞かせいただきたいと思ひます。

【小宮IR推進課長】ご指摘のとおり、事業者選定にあつては、公正性、透明性は確保していくということを前提として審査委員会の運営を行つていきたいと考えております。

今後、1次審査、2次審査を予定しておりますけれども、審査委員会の審査の内容そのものについてはクローズドで実施いたしますけれども、その審査委員会終了後に、その概要について報告をさせていただくということを予定しております。8月の第2次審査終了後、1者を選定した後につきましては、1次審査から2次審査、そういった過程も併せて公表できるように、今、準備を進めているところでありますので、また、そういった内容についても、本委員会において丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

【宮島委員】もう一点、この会議の中身でありますけれども、先ほど事業者の負担金、これも一つの条件になろうかと思ひます。様々な条件というものが事業者に課せられているのかなという感じもするわけですが、本会議の中でも、石本委員から、このIR事業についての、いわゆる経済波及効果やら、あるいは雇用の拡大、そうしたことのお話があったわけですが、地元が一つ心配をいたしておりますのが、逆にIRで雇用が拡大することによって、地元の労働力というものがとられてしまうのではないかと、ということが最大の懸念としてあります。

したがって、そうした地元の雇用について、ある程度抑えていくことも必要ではないかなと

思ひますが、そうしたことが条件として、この会議の中で事業者に対して課せられているのかどうか、そうしたことについて考え方があれば、お聞かせをいただきたいと思ひます。

【小宮IR推進課長】ご指摘のとおり、私どもも地元経済界と様々な意見交換をする中で、IRが整備されることによって、地元佐世保の、特に若い方がIRの関連事業の方にシフトするのではないかと、いったご懸念の声も伺っておりますので、IR事業者には、そういった地域への貢献等も含めまして、地域経済への貢献、そういったところの雇用計画等も条件として課しておりますので、地元佐世保市をはじめ、経済界の皆様とも十分意見交換を進めながら、様々な県の施策、産業労働部で取り組んでおります若者の県内就職やリターン就職でありますとか、そういった施策ともしっかりとリンクをさせながら、効果的な結果を生むように連携を図つてまいりたいと思ひております。

【宮島委員】ありがとうございます。今、課長がおっしゃったように、効果は最大限、またリスクは最小限に抑えられるような形で選定の運びがなされることをお願い申し上げたいと思ひます。

以上です。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【石本委員】1点だけ加えてお尋ねしたいと思ひますが、ここにもありますとおり、(4)で長崎県・佐世保市IR推進協議会負担金とあります。この前の一般質問でも出したわけですが、佐世保に限らず、いわゆる県北全体へ波及効果をもたらすためにも、佐世保市だけじゃなくて、その周辺部の商工会等関係機関も含めた、対応できるような体制をぜひつくつていただきたいというふうに思ひます。それについて

答弁をお願いします。

【小宮IR推進課長】一般質問でも石本委員にはご質問いただきまして、答弁を部長がさせていただきますけれども、やはり佐世保のみならず、周辺地域がこの経済効果を享受できるように、私どももIR事業者が決定いたしましたら、そういった対話の機会を速やかに設けて、様々なビジネスの機会があるかと思しますので、経済団体ですとか、金融機関、こういった経済界の皆様とも連携を図りながら、こういった形で受注につながるかというところを、地域ごとに特徴のある産品やサービスがございますので、そういったものがしっかりとIR事業者に情報として届くように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【石本委員】ぜひよろしくをお願いします。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【田中委員】予算でお聞きしますけれども、企画部というのはあれだね、令和3年の一般会計で見ると、歳入予算で60億円、歳出で8億円という財源的な話が出てきているね。珍しいですね。どちらかという、入りは少なくても出が多い部ばかりだ、どこにいてもね。ところが、企画部というのは入りが多くて出が少ないと。特に補正、第78号議案で言うと、もっと大きな数字が出てきているね。342億円の入りに対して7億円の出なんですね。この辺、粗々、こういう部なんだというのを説明してもらえませんか。

【小林政策調整課長】田中委員ご指摘のとおり、企画部の予算の全体像としましては、歳入が大きくて歳出というのは小さくなっております。

事業というものをそこまで多く持っていないというところが、まず歳出の規模から見ると考

えられると思います。

それに比して歳入がとても大きくなっておりますのは、地方創生推進交付金、内閣府からきますのは、地方創生推進交付金、内閣府からきますのは、こういった交付金というものを、まず一括して政策企画課にて歳入を計上し、各課に配分をするという形をとっておりますので、まさにこの地方創生推進交付金は、長崎県はかなり活用させていただいておるところでございますけれども、その全体像をまずは企画部にて受けるという形をとっておりますことから、このような予算の全体像になっているというところでございます。

【田中委員】細目についてちょっとお聞きしますけれども、令和3年度予算で言うと新型コロナの交付金で42億円、それから地方創生推進交付金で16億円入ってきていますよね、国庫補助金で。これは、歳出は大体どういうものに使われるんだという話が出てこない、正確にね。それが一つ。

それから、2月の補正で言うと、地方創生推進交付金が減額されている。普通交付金というのは減額というのではないんだけど、基金が何かに置いておいて、そこで出入りするならばこの予算はわかるけれどもね。大体仕組みはどうなっているのかをちょっと聞かせてください。

【陣野政策企画課長】今、地方創生推進交付金の話が出ましたので申し上げますと、地方創生推進交付金、委員からお話がありましたように、様々な事業に充当しております。例えば令和3年度の当初予算で申し上げますと、交付金申請ベースで19のプロジェクトに充当しております。事業費ベースでは32億5,000万円ほどの事業に対して推進交付金を16億2,500万円ほど充当しております。

事業は色々ございまして、例えば農林関係の

事業であったり、また移住のプロジェクト、さらには海洋エネルギーであったりとか、農林、水産、様々な分野の地方創生の事業に充当しております関係で、先ほど申し上げましたように19のプロジェクトの事業として充当しておりますので、事業数はかなりの量になっております。

また、減額の方の推進交付金で申し上げますと、減額の方の2月補正の減額につきましても、今申し上げました様々な事業の減額で、今回3億円ほど減額させていただいておりますけれども、こちらの減額につきましては、特に影響が大きいのが、例えば国際定期航空路線の促進事業費に推進交付金を充てておりましたけれども、コロナウイルスの関係で国際定期航空路線自体が飛ばないという形で事業が執行できないという形での減額というのがあります。

【田中委員】補助金ならば戻さなきゃいかんけれども、交付金というのは大体もらいっきりと私は理解しているのでね、基金が何かでプールして出入りやっているのかという話を先ほどしたんですけども。

【陣野政策企画課長】地方創生推進交付金につきましては、地方の独自の取組に対して制度として設けられております。交付金というものでございますけれども、きちんと計画を立てて、必要な事業費に対して充当されるという制度になっておりまして、委員からお話があったような交付金という名目で、通常の国庫補助金のようにメニューがある程度決められて充当するというよりは、交付金という形である程度地方の自由度が高いものではございますけれども、交付金で地方に渡し切りというのではなくて、必要な事業に対してきちんと、事業費に対して充当されるという性格のものでございますので、

そういった点では通常の補助事業と同等の扱いになっております。

【田中委員】最終的には戻さなきゃいかんという話になるの。頑張って使わなきゃいかんね、せっかくくれたやつをね。

それから、次に、ふるさと納税分を管轄していますよね。これが決算の時はわかるけれども、決算はずっと先だから、せっかく2月の精算的な予算も組んでいるからね、2月補正で。ふるさと納税分の内容を総括したものをここでやり始めると時間がかかるので、資料として出してほしいと思うんですが、委員長、いいですか。

【浅田分科会長】後ほどよろしいでしょうか。

【田中委員】一言だけ何か話してくれますか、その流れだけ。ふるさと納税の関係、長崎県版のふるさと納税。

【小林政策調整課長】企画部政策調整課において、企業版のふるさと納税につきまして所管しております。もともと昨年度まで3プロジェクトに関して充当していたというところでございます。それを今年度、7プロジェクトに増やしております。その7プロジェクトの現在の寄附の集まり状況というものを提出させていただければと思います。

【浅田分科会長】では、後ほど、プロジェクトの中身と状況というのを教えてください。お願いいたします。

【田中委員】最後にしますが、県政150周年記念事業費として1,000万円ほど予算を組んでいますけれども、これは追加版があるのかな、これで終わりですか。長崎県の150周年記念事業が1,000万円ぐらいで終わるとするのは、ちょっと企画部として何しているのかなと言いたいですけれども、どうなんですかね。

【小林政策調整課長】150周年事業につきまして

では、この1,000万円を使ってやるというふうに考えております。

少ないというご意見もございますけれども、お金をかけ過ぎずにいいものをつくっていくということで、しっかりと県民に対して長崎県の150年の歴史と、今後訪れてくる変化、未来というものをしっかり共有できるような機会を、この予算の中で提供していければと考えております。

【田中委員】あなたに言いたくないけど、よそから来た人に、長崎県の歴史をやるのにそんな、150周年だよ。お隣の佐賀県が大変な大事業をやったよ、明治維新150周年という感じでね。大変な事業をやったよ、何百億とかけた、多分。民間の力も入れるとね。

企画部長、過去において長崎県は「旅」博をやったり焱博をやったり、大体10年に一回大事業をやっていたんだ。歴史があるのよ。焱博もやった。これはダブチツッさんが提案して、提案させられたのか、したのか知らないけれども、あれででっかい佐賀県と共同してやった。これは、やっぱりある程度インパクトがあった、焱博にしたって。大体10年に一度やっていたんだよ。長崎県はそういう企画力がなくなってしまったな。150周年といたら、大変なイベントだよ。私は、ちょっと企画部の体制というか、能力が最近落ちているなと思って心配しています。何かやっぱり、議員から言われなくてもやるようなことを考えてほしいね。150周年、次、200周年しか、多分ないよ。10年ごとなんてやるわけじゃないんでね。記念すべき150周年に対してのインパクトが、ちょっと弱いなという感じがしていますので、総括して部長から答弁を頼もうかね。

【柿本企画部長】県政150周年ということで、

今年度、事業を計画しておりますけれども、この事業の実施に当たりまして、企画部の政策調整課の予算としては、ここに掲げております1,000万円程度の事業でございますけれども、現在、長崎県におきましては、これまで取り組んできました様々なプロジェクト、県の取組につきましても、新幹線の関係のプロジェクトでありますとか、それから、民間の様々な取組が動き始めているというところでございます。

それから、そういった取組に併せて、また県の方でSociety5.0の推進でありますとか、いろんな施策を推進しております、来年度、150周年というタイミングは、そういった様々な県政が進めておりますプロジェクト、そういったものと連携をさせながら、新幹線の開業1年前にもなりますし、Society5.0に関連しましても、県民向けのICTフェアの開催とか、そういったいろんな取組も計画しております。そういったものを様々連携させながら、この150周年の事業というものについて、全体として盛り上げていくという考えを持っております。

併せまして、これから、こういった様々なプロジェクトが進んでいく中で、交流の拡大等を図っていくというのは非常に大事だと思っておりますので、ハードの取組の進展に併せて、様々なソフトを組み合わせる中で、今後5年間の総合計画の中で新たな取組というものも推進してまいりたいと考えております。

【田中委員】これで終わりにしますけれども、ちょっと残念だね、長崎県の企画力ということから見ればね。佐賀県の明治維新後150周年かな、あのイベントに私も、ある機会があって参加したけれども、県会議員の皆さんともいろいろ意見交換しながら、「長崎県もまた立派なものをやるから、長崎県にも来てくれよ」という

ような話をした記憶があるんだけど、そういう企画力というのが出てこないね。

「旅」博の時も大変なインパクトがありましたよ。焔博も、我々はあったと思う。あれは佐賀県と一緒にやったけれどもね。特に県北は影響力があったという理解をしているけれどもね。

焔博が終わってから何年たつかな、そういう企画が全然出てこない。残念です。終わります。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【近藤委員】今の関連ですけれども、150周年記念事業の中に、政策の提言募集ということであるんですけれども、いろんな形で県民の皆さんに政策提言とか、そういうのを集めると思うんです。表彰するというのは、1位、2位を決めるということだろうと思うので、その採点はどなたがされるのでしょうか。

【小林政策調整課長】県の関係部署のところと、あと、外部委員も織り交ぜながら審査をするという形で、今、想定をしているところでございます。

【近藤委員】これは、私は県民の声として受けられる一番大事な資料と思っているんですよ。これが、ただ表彰だけで終わるのか、この提言をいただいた内容をもう一回分析しながら、これを県として、こういうふうな県民の声として、我々議員にでもいろんな形で県民に向けて発表する考えはあるのでしょうか。

【小林政策調整課長】政策提言をいただくというところで、しっかりそこについて受け止めるということが重要だと思っております。できる、できないの話も当然ございますので、そこを今、絶対やりますという話ではできませんけれども、当然のようにやれるものについての検討というのは進めていくことは重要だと思っておりますし、そのほか、一回こっきり、この1年間だけ

の関係に終わらないように、その後も政策提言いただいた方と何かしらのつながりを持てるような関係を築いていければと考えているところでございます。

【近藤委員】私が言っているのは、これを県民全員で共有したいということですよ、県民の声として。だから、それを県民がみんなわかるように、我々もわかるように、長崎県にはそういう声があるというのを、何かの形にして出してもらいたいのかどうかというのを聞いているんです。

【小林政策調整課長】失礼いたしました。アーカイブする予定でございます。eBookという形で電子ブック化して提言集をまとめるつもりでございますので、しっかりと県民の皆様と共有をしながら進めていきたいと思っております。

【近藤委員】表彰で終わらないように、その先で、県民のために、県民の声としてみんなに知らせるような手段をとっていただければと思います。よろしくお願いします。

【饗庭委員】それでは、理解を深めるためにご質問をさせていただきたいと思えます。

先ほども説明があったかもしれないんですけども、IR推進課の4ページ、(2)番のIRを実現するための環境整備費があるんですけれども、ここの内訳を教えていただきたいと思えます。

【小宮IR推進課長】環境整備費としまして951万6,000円を計上いたしておりますけれども、まず、昨年11月に発足いたしました九州・長崎IRの安全安心ネットワーク協議会準備会、こちらの活動経費が163万2,000円でございます。こちらはギャンブル依存症対策の他地域での取組の研究ですとか、海外におけるそういった治安維持をはじめ青少年の健全育成、そういった幅広い団体と連携した推進体制を構築する

活動の経費でございます。

もう一方で、依存症については、今後、本県のみならず、九州エリアでの広域的な連携で九州各県と依存症についての連携を深めるということで664万円を計上いたしております。こちらは九州地方依存症対策ネットワーク協議会の準備経費といたしまして、福祉保健部の障害福祉課へ再配当を行い、執行していただくということを予定しております。

最後、3点目でございますけれども、今現在、コロナ禍の状況で海外との行き来がストップしている状況ではありますけれども、IR開業が2020年代の後半ということを見据えまして、IR開業までに海外からの新規のエアラインの就航等を調査するための経費といたしまして124万4,000円を計上いたしております。こちらは国際観光振興室の方に再配当いたしまして、調査を実施するという予定としております。

内訳は、以上でございます。

【饗庭委員】 その中で、この依存症対策が必要かなというふうに思っているんですけれども、障害福祉課とということですが、IR推進課としてネットワーク協議会を通じてということなんですが、具体的にどのようなところをされていく予定なのか教えてください。

【小宮IR推進課長】 依存症対策につきましては、既に長崎大学の医学部、また大学病院とも連携をして、これまでギャンブル依存症対策に限らず、アルコールですとか、薬物ですとか、様々な依存症対策の研究が進められておりますので、そういった知見のある大学の教授等もこの安全安心ネットワーク協議会の構成メンバーとして参画いただいておりますので、そういった専門家の知見を有効に活用しながら、地元としてどういう対策ができるかということ、それ

とIR事業者に求める対策等も併せて、IR事業者決定後、この安全安心ネットワーク推進協議会にIR事業者も参画いただきながら、それぞれの役割分担も見極めて検討を進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 やはりギャンブル依存症というのが、このIRをすることによって、私は増えるのではないかと危惧しているところなんですけれども、そのあたりも含めて導入前からしていくことが必要かと思うんですが、もちろん地元の大学、長崎大学の支援を得てということなんですけれども、県としては、その支援もあるんでしょうが、具体的に佐世保に何かをつくるというお考えはないのか、お伺いします。

【小宮IR推進課長】 依存症対策につきましては、委員ご指摘のとおり、IR開業前と開業後とどういった影響が見られるかというのは非常に重要なポイントだと我々も認識をいたしております。今年度、令和2年度の予算におきまして障害福祉課の方でそういった調査事業を予算計上し、長崎大学へ委託をしております。今、事前の調査に着手しているところという報告を受けておりますので、こういった事前調査も含めて、継続してIR開業前に準備、調査すべきもの、しっかりと対応し、IR開業後にどういった影響があるのかといったところの分析、評価につなげてまいりたいと思っております。

【饗庭委員】 ぜひギャンブル依存症になることのないように取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、先ほどからご質問があっている県政150周年記念事業ですけれども、先ほども県民のためにというお話がございましたが、今、コロナ禍で県民の皆さんが非常にお疲れになっておられると思います。その中で、先ほどeBook



とか、いろんな提案もありましたが、県民の皆さんが本当にみんなで喜べるような企画が必要かと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【小林政策調整課長】響庭委員ご指摘のとおり、明るい未来だとか、未来志向、そういったものを共有するという機会が大切だと思っております。

そういう意味では、資料の2ページ、150周年記念事業についての説明書の中の（3）作文・絵画コンクール、やはり若い世代がどういうイメージを持って、どういう長崎になってほしいという思いを共有する場、下に、先ほどの政策提言の話でしたり、そういったところをしっかりと皆さんと共有したいと思っておりますし、（1）の方に、県民の声を集めたビデオメッセージとありますけれども、県民の皆様、頑張っている方々、活動的にやられている方々がたくさんいらっしゃると思いますので、こういった人々の声とかを集めたりしながらイベントをつくっていきたいと考えているところです。

【響庭委員】150周年という大きな事業ですので、ぜひ、県民の皆さんが喜べるようにしていただければと思います。

以上で終わります。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【坂本(浩)委員】私からも1点質問させていただきます。

IRの調査計画費ということで1億9,000万円、先ほどからやりとりがっておりますけれども、確認したいんですが、この区域認定申請準備で4,100万円ということで、説明会、公聴会の開催経費で577万円ということですか。あと、事業者との基本協定・実施協定の締結等に関する経費と、それから法定協議審査委員会、有識者会議

の開催経費、こちら辺の内訳といいますか、金額はどのくらいになっているんでしょうか。

【小宮IR推進課長】補足説明資料の4ページのIR推進事業費の（1）区域認定申請準備費4,090万8,000円の内訳でございますけれども、説明会、公聴会等の開催経費につきましては、宮本委員のご質問にお答えしましたように577万1,000円ということでございます。最初の事業者との基本協定・実施協定の締結等に関する経費、こちらがアドバイザーとの委託契約がございまして、この経費が3,344万円でございます。

最後の法定協議、審査委員会等の開催経費につきましては169万7,000円を計上いたしておりますので、合計で4,090万8,000円ということでございます。

【坂本(浩)委員】額的には、事業者との基本協定、それから実施協定の締結の部分が大部分を占めているということのようでありましてけれども、これはアドバイザーに委託をしているという答弁でしたけれども、今年の夏までに1者に絞り込んで、そして、その時点で基本協定を結ぶということですね。

この実施協定というのは、基本協定を結んだ後に国に区域申請をして、それが国から申請が許可されて実施協定ということにいくんじゃないかというふうに思います。

そういう時間的な要素からすると、両方もアドバイザーに委託をしているということなんだろうけれども、まずは基本協定をやって実施協定をやるということになるのか。あるいは、もう同時並行で進めようとしているのか。そのアドバイザーの委託ですけれども、この委託事業ということなんですが、県の関わり、関与の仕方はどんな感じなのか、そこら辺教えてください。

【小宮IR推進課長】事業者を1者選定した後に基本協定を締結し、国の区域認定申請後、国から区域認定をいただいた後に実施協定を締結するというスケジュールになってはいるんですけれども、今現在、県が募集要項を公表して事業者の選定をする中において、今現在、基本協定の案、それから実施協定の案をそれぞれ非公表情報として提供いたしております。最終的に1者選定した事業者と、この基本協定の内容がどうなのかというふうな協議、または実施協定締結の内容についてどうなのかという協議を県と事業者で実施いたします。ですので、令和3年度の予算として基本協定並びに実施協定のサポートに関する業務委託が発生するということですので、委員ご指摘のとおり、実施協定と基本協定、同時並行で進んでいくという想定を今しております。

また、県との関わりでございますけれども、契約の主体が県と選定されたIR事業者になりますので、そこは県が主体を持って対応いたしますけれども、法務ですとか、海外での事例等をアドバイザーにサポートいただくという想定をいたしております。

【坂本(浩)委員】それで、これは去年の11月に修正をした区域整備の実施方針がありますよね。それをずっと読んでいたんですけども、その中の第10というところに、いわゆる実施協定の措置に関する事項というのがありまして、その中に主に32項目を中心とするこういう事項を事業者と実施協定しますよというふうなことになるんですけども、もうこの32項目を中心とした主な項目は、ここには項目の羅列になっているんですが、これではなくて、もう少し具体的なものが先ほど課長が答弁された案の中にはあるという理解でいいんですか。

【小宮IR推進課長】委員ご指摘のとおり、詳細にわたる実施協定の案を作成し、こちらはクローズド情報という形で、応募いただいた事業者のみに提供するというようにしていますので、様々な県・市の施策でありますとか、今後、事業者に求めていくものを詳細に記載して、今、事業者に提案をしているという状況でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。それで、私もこのIRに関して県民の皆さんの様々な声があって、私もなかなかこれはどうかというふうなことで、この間、以前の総務委員会、それから一般質問等でも質問させていただいたんですけども、この実施協定の項目を見ていると2つあって、一つはカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置に関する事項ということで、これはいわゆるカジノが与える様々な影響に関する措置のことだろうと思うんですけども、このカジノ、IRを誘致するに当たってのいろんな経済波及効果かれこれは試算して、去年見直してかなり多額の波及効果がある、建設投資効果がある、それから雇用効果もあるということが数字で出されておりましたけれども、今私が言った有害な影響を排除する適切な措置等にもそれなりの経費がかかるんじゃないかと思うんですけども、その分を考慮したいいわゆる経済波及効果というふうな試算をされたのか、ちょっとそこを確認させてください。

【小宮IR推進課長】今、坂本(浩)委員ご指摘の依存症対策にかかる経費のところの算定は、今後、IR事業者決定後、IR事業者の計画に沿ってどういったものを事業者に求めていくかといったところと大きく影響がありますので、今、現時点において、県においてその試算は行って

いないという状況でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。そうすると、例えば、経済波及効果が年に3,200億円から4,200億円というのは、単純にそれは除外したうえでの数字という理解でよろしいんですね。わかりました。

それともう一つは、この設置運営事業等、これはIRの事業のことだと思うんですけども、この事業の継続が困難となった場合における措置ということも項目としてあるんですけども、去年の国会のやりとりというか、質問趣意書等々をずっと拾ったんですけども、どうも野党の議員の皆さんが出した質問趣意書に対して、そこのところの国の答弁というのが、一体事業者が責任を持つのか、自治体なのか、国なのか。例えば、事業継続が困難になった時に、それなりの経費ですよ、結構な経費がかかるんじゃないかなと思うんですよ。違約金だとか、あるいは資産の処分だとか、状態をどうするのかとか、そんな経費がかかると思う。そこら辺の責任分野というか、その辺がちょっと曖昧なんですけれども、その辺については県としてはどう考えられていますか。

【小宮IR推進課長】事業継続困難にならないように、まずもってそういった事業計画を、目標を定めて、KPIを定めてそれをクリアするように、毎年毎年、チェックをかけていくというところが、まずもって我々の責務ではないかと思っております。

仮に、事業継続が困難となる場合、例えば県の事由によって継続できないという状況にあると県の補償が発生するわけですけども、今こちらの金額の設定等、具体的に検討しております。

そのほかの事業者の責めによって事業継続が

困難となった場合には、全て事業者の責任において行うということで、県に補償等が生じることはないという制度設計でございます。

【坂本(浩)委員】その辺の具体的な金額はまだ出されないですよ。わかりました。

それで、基本的なところなんですけれども、報道でも私は見てそうなんだなと思ったんですが、このIR施設の中のいわゆるカジノの面積は3%に限定されているということなんですけど、逆に、いわゆる収益についてはIR施設全体の7割から8割を占めるという報道があっていて、具体的にそういうのが出たんですけども、そういう認識でよろしいんですか。これは報道ですからどうなのかなと思うんですけども。

【小宮IR推進課長】一部そういったカジノの収益がIRを運営していくうえで重要であるということは、そのとおりではありますけれども、ラスベガスでありますとか、日本型IRがモデルとしておりますシンガポールの事例で申し上げますと、やはりショッピングでありますとか、あとはエンターテイメントでの収益も多くありますので、そういったカジノ、ゲーミング以外の収益もしっかりと上げられるような、そういった計画を持つ事業者を選定し、そういった計画に求めていくということを考えております。

【坂本(浩)委員】これは平成29年に国の推進本部の事務局がまとめた分、ちょうどその頃、私は総務委員だったと思うんですけども、総務委員会の時に出された資料では、要するに「カジノが収益のエンジン」という書き方をしていましたし、それから、今言いました国の資料にも「観光振興に寄与する諸施設」、今、課長が言われたところだと思うんですけども、それとカジノ施設が一体となっている施設群のことをIRという。「カジノの収益によって大規模な投

資を伴う施設の採算性を担保する」と書いているわけですよ。これは変わってないんですよ。もちろん、カジノ以外のところの収益性を上げるということも事業者には求めるというのは、当然私もわかりますけれども、やっぱりそうは言っても、7割なのか、8割なのかは別にして、やっぱりIR全体の中のたった3%ですけども、収益の問題で言うと、このカジノがなかったらIR全体は成り立たないというふうなことで、やっぱりそういう認識は変わらないですよ。いかがですか。

【小宮IR推進課長】政府において、このIR推進法、またIR整備法を議論される際に、海外におけるIRの施設等を事例として調査研究をなされたと伺っていますので、3%の規模が適正かどうかということについては、一定このIR全体を運営するうえでは必要なものだと私どもは認識をしておりますし、IRに占める収益の割合が事業計画においてどのようなものになるかということころは、今後、審査委員会の中で事業者が提案してくる内容を精査してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】ちょっとしつこくて申しわけないんですが、収益が30%、国と地方自治体に還元されますよね。粗利益、GGRと言ったですかね、長崎県に15%入るといことなんですけど、この収益というのはカジノの収益ですよ。IR全体じゃなくて、カジノの収益ですよ。カジノの収益が国・県に入る。その代わり国・県がきちんとこのカジノの規制を行っていくというふうな関係ということで、それはそれでいいですよ。

【小宮IR推進課長】私どもはそのように認識をしておりますので、国に30%入った後、県の方に15%交付されるという仕組みとなってお

ります。

【坂本(浩)委員】わかりました。

最後になりますけれども、やっぱりどうしてもそういったカジノを中心とする施設、いわゆるその周辺といいますか、先ほど言いました観光振興に寄与する諸施設というのは、それはそれで私は理解しますけれども、どうしてもカジノと一体とならないと成り立っていかないというIRについては、ちょっとどうかというふうに思わざるを得ません。

それで、先ほど課長がシンガポールの例を出されました。そもそも日本型のIRの場合、シンガポールがほかの国と違って、いわゆる公共政策として打ち出したということで多分注目して、このシンガポールのモデルを考えたんじゃないかと思えますけれども、このシンガポールがIRを導入したのが2010年。それから、約10年の間に訪れた外国人が1.5倍で968万人から1,510万人に増えているというふうなのが国の資料にも出されています。

一方で、観光に訪れた訪日外国人、2018年で3,119万人なんですよ。もちろん去年は相当厳しい状況があるんですけども、シンガポールがIRを導入した年の2010年に比べて3.6倍増えているということなんですよ。このIRの導入に関して、2030年に6,000万人を目標とする訪日外国人に大きく寄与するんだということを国は言っておりますけれども、この2010年から2018年の8年間で3.6倍ですから、このIRがなくても十分に、やりようによってはこの目標を達成することができるんじゃないかと思っています。

2020年に世界経済フォーラムが、「旅行・観光・競争力レポート」というのを発表しました。それによると、日本は世界4位で、アジアでト

ップと。シンガポールが17位なんです。それからすると、カジノ、このIRがなくても十分に日本、あるいは長崎も観光地ですので、魅力的な観光先ではないかと思うんですけれども、そもそも、なぜ長崎県がそうした状況の中でこのIRの導入に手を挙げたのか、そこはどう認識しているんでしょうか。

【小宮IR推進課長】 IRの導入に至っては、平成26年の県議会において、IR誘致を中村知事が表明されたところでありましてけれども、やはり本県を取り巻く人口減少でありますとか、社会経済情勢を考慮した時に、何か打開策として必要なものがないかという検討の経過があったと聞いております。この中で、推進すべしのご意見もあれば慎重なご意見もあったということです。そういった様々な団体の方のご意見、38団体の関係の皆様からのご意見をお伺いしたということですが、こういった懸念される事項をしっかりと最小限にとどめて、本県並びに九州の経済効果、雇用創出効果を最大化するというところでIR誘致の判断に至ったということでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。ただ、その当時の状況と昨年1年間を振り返って、このコロナ禍の中で様々な事業形態、あるいは観光も含めて、そしてカジノもそういう関係で密になりますから、いわゆるカジノ業者もかなり打撃を受けたというふうに聞いておりますし、特に、それに代わってネットカジノというのがどんどん膨らんできているということも聞いておりますので、そういう意味でいけば、このIRというのが本当に長崎県にとって未来を明るくするものなのかどうかというのは、私はどうしても疑問符が付きますので、ぜひそういったことで、こうしてもう進んでおりますから、私が一人幾

ら言っても止まるということはないんでしょうけれども、ぜひそういうことも頭に置いていただきながら、くれぐれも慎重に進めていただきたいと思います。以上です。

【浅田分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【坂本(浩)委員】 今の質疑の中で私も申し上げましたように、この間、カジノを収益のエンジンとするIRの施設の導入については、長崎県の観光産業、あるいは場合によっては先ほどもちょっとありましたように、カジノは囲い込み商法ということを知っておりますので、そういう意味で行くと、かえって大店法の時のように、あるいはかつてのリゾート法の時のように、地域の疲弊を逆に招きかねないという懸念もありますので、そのIR導入の推進事業費、調査計画費1億9,000万円ついておりますけれども、これについては反対をいたします。

【浅田分科会長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

まず、第2号議案について採決いたします。

第2号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【浅田分科会長】 起立多数。

よって、第2号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第78号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第78号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで、1時間以上時間が経過しておりますので、換気のために休憩を入れさせていただきますと思います。25分までにお戻りいただければ幸いです。

それでは、休憩させていただきます。

-----  
午前11時16分 休憩

-----  
午前11時25分 再開  
-----

【浅田委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

ここから、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案及び陳情審査の対象がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、企画部長より所管事項の説明を求めます。

【柿本企画部長】 企画部関係の議案外の所管事項についてご説明をいたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

特定複合関係施設（IR）区域整備の推進について。

IR区域の整備については、昨年12月18日に策定・公表された国の基本方針を踏まえ、本県においても、去る1月7日、実施方針を策定・公表したうえで、九州・長崎IRの設置運営事業者の公募を開始いたしました。

これを受け、参加登録申請期限である1月28

日までに、国内外の5事業者から応募をいただき、いずれの事業者も参加資格要件を満たしたことから、すべての事業者を参加者として登録したところであります。

今後は、参加登録を行った5事業者を対象に、審査委員会の専門的知見も活用しながら、公平かつ公正な選定手続を進め、本年夏頃までには、設置運営事業者を決定することとしております。

また、来年度は事業者選定や区域整備計画作成が本格化する重要な時期となることから、IR推進課職員の増員を図ることとしております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

ながさきSociety5.0推進プラン（案）について。

本県においては、人口減少・少子高齢化の進行や2040年問題への対策に加え、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな日常」の確立に向け、あらゆる分野において、ICTの利活用や、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、県民の豊かで質の高い生活の実現や、産業振興、地域活性化が図られる、Society5.0の実現を目指す こととしております。

そのような中、現行の「ながさきICT戦略」が今年度で終期を迎えることから、新たに、本県におけるSociety5.0の実現に向けたICT利活用の取組の方向性を「ながさきSociety5.0推進プラン（案）」として取りまとめたところであります。

「ながさきSociety5.0推進プラン」につきましては、令和3年度から令和7年度までを推進期間とし、「ICT利活用による豊かで質の高い県

民生活の実現」、「ICT利活用による新産業の創出とDXの加速化」、「行政によるデジタル化の推進」、「Society5.0実現のための環境づくり」、「Society5.0実現に向けた体制づくり」の5つの基本方針に基づいた関連施策をお示ししております。

今後、これらの関連施策を着実に実施し、本県におけるSociety5.0の実現を目指してまいります。

なお、令和3年度における企画部の取組といたしましては、行政や民間が保有する多種多様なデータを集積・共有・活用し、地域課題の解決、新サービスの創出を図るデータ連携基盤の構築や、2040年問題を見据えた、市町や事業者におけるICTの利活用に係る取組への支援、さらには、ICT利活用に係る意識啓発やICT人材の育成などの取組を実施することとしております。

第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について。

「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、令和2年3月に第2期総合戦略を策定し、取組を進めているところでありますが、令和3年度からスタートする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」で設定したKPI（重要業績評価指標）と整合性を取る必要が生じたことから、今回一部改訂を行うこととしております。

企画部においては、「ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化」の項目において、昨年の総合戦略策定時には未確定であった「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」の立ち上げ等を踏まえたKPIの見直し等、2項目を変更することとしております。

長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定に

ついて。

新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

県においては、人口減少・少子高齢化や2040年問題、Society5.0時代の到来を見据えたデジタル社会の対応に向けて、限られた人材や財源を最大限に活用しながら、県政を推進するための行政システムを構築する必要があることから、新プランでは、環境変化に対応しながら柔軟かつ機動的な組織運営を行う仕組みの構築や施策のさらなる重点化を進めるとともに、デジタル化の加速度的な推進による県民サービスの向上と業務効率化のほか、NPOや企業等の地域社会を支える多様な主体との連携、全ての職員がその能力を発揮できる環境づくりなどに取り組むこととしております。

企画部においては、政策形成や事業構築を行う仕組みの強化、Society5.0の実現に向けた行政手続や庁内業務におけるデジタル化の促進、民間企業等や九州各県をはじめとする他県及び市町との連携の推進などに取り組むとともに、事業の選択と集中や内部管理経費の縮減、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくり等にも取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となつて取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浅田委員長】次に、IR推進課長より補足説明を求めます。

【小宮IR推進課長】配付しております総務委員会補足説明資料、資料1をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして2ページでございます。

IR事業者の公募・選定に関するスケジュールを記載しております。

本年1月7日から事業者の募集を開始いたしまして、5事業者から応募があり、今月中旬にも2次審査に進む3事業者を選定することといたしております。

6月に2次審査に関する書類を受け付けまして、8月に事業者からのプレゼンテーションを実施し、結果の公表というスケジュールでございます。

国の区域認定申請受付期間が令和4年（2022年）の4月28日までとなっておりますので、この間、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

3ページは、審査委員会の名簿を掲載しております。

ながさき地域政策研究所の菊森理事長が審査委員会委員長に、県立大学の西岡教授が副委員長に就任いただいております。

なお、ギャンブル依存症対策に関しましては、精神科の武藤先生、それから加来先生の2人体制として重点的に審査をいただくこととしております。

また、本県並びに佐世保市の行政施策と密接に関係しますことから、IR事業者との連携が重要になってまいります。佐世保市の田中副市長、本県の上田副知事にも委員に就任をいただいております。

4ページをお願いいたします。

1次審査、2次審査に係る審査内容と配点を記載しております。1次審査では、全体コンセプトや運営能力、財務能力といった基礎的な内容について書類審査を行うこととしており、300満点中150点を運営能力の評価といたしております。

2次審査では、1次審査の項目のほか、国内外からの集客や全国各地への送客、MICE施設やホテルなど、各施設の事業計画、さらには懸念事項対策、地域貢献などを盛り込んだ、より具体的な内容を審査することとしており、に記載しておりますIR区域の整備方針、の財務能力、運営実績、の懸念事項対策を重視した配点といたしております。

5ページをお願いいたします。

昨年12月18日に公表されました国の基本方針の抜粋でございます。

第1の意義及び目標に関する事項に、収賄等の不正行為の防止、公正性・透明性の確保、IR事業者との接触ルールの制定、IR事業者のコンプライアンス確保、こういったことが極めて重要な前提条件であるとされております。

また、下段に記載のとおり、都道府県等においては、民間事業者の選定手続の公正性・透明性に疑念を抱かれることがないように十分留意することが求められております。

最後、6ページをお願いいたします。

1月7日に公表いたしました本県の募集要項の抜粋でございます。

5、公募に関する留意事項の（4）県等への働きかけの禁止を定めております。

募集要項公表後、設置運営事業予定者の選定まで、8月を予定しておりますけれども、これまでは県並びに佐世保市の職員及び議員に、直接・間接を問わず、本公募に関して自己に有利



になるよう働きかけてはならないということで、IR事業者へルールを課しております。

また、（8）に記載のとおり、応募の無効といたしまして、またはに記載しているような行為が確認された場合には、応募を無効とするということにしておりまして、現在、5事業者が登録を済ませておりますが、今後、8月の事業者選定までの間に、こうした事実が確認された場合には、応募の無効という措置もあり得るということをお記しております。

資料1は以上でございます。

次に、総務委員会補足説明資料、資料の2をご覧ください。

こちらの九州・長崎IR区域整備計画骨子（行政部分）として、今年の6月議会から本委員会に説明をさせていただいている内容でございます。少々ボリュームがございますので、ポイントを絞って簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

4ページをご覧ください。

今回、説明させていただきます区域整備計画骨子の位置づけをまとめております。

平成30年4月に、九州・長崎IR基本構想有識者会議とりまとめといたしましては、左側に記載しております（1）交通アクセスの強化から（5）周辺地域の開発促進まで、IRの実現に向けて取り組むべき方向性を整理いたしております。

その後、この5項目に加えまして、区域認定獲得のために必要と考えられる項目、（6）九州の合意形成から（10）ゲートウェイ機能の確立を追加いたしまして、10の方向性として課題を整理してまいりました。

IR整備法や同法施行令、国の基本方針案に沿って、基本構想有識者とりまとめを改正いたし

まして、昨年、令和2年2月定例県議会において、九州・長崎IR基本構想を説明させていただき、4月に公表をしたところでございます。

今後、県とIR事業者とで共同作成いたします区域整備計画につきまして、先行して行政部分について整理をいたしております。

5ページをお願いいたします。

左側に表記しております区域整備計画に記載すべき事項としまして、の区域整備計画の意義及び目標に関する事項から、下段になります認定都道府県等納付金の使途に関する事項、その下に記載しております公平公正な選定・公募手続の確立、そして公聴会等の実施、県議会における議決、こうした区域整備計画に記載すべき事項と、九州・長崎IRの各項目の関係性を整理いたしております。

6ページから9ページにつきましては、先ほど申し上げました基本構想の中で説明いたしている内容でありますので、詳細な説明は割愛をさせていただきます。

次に、11ページから13ページにつきましては、それぞれの項目における取組の方向性、具体的な内容、所管課、関係課を整理いたしております。

次に、14ページをご覧ください。

公平・透明な事業者の公募設計等に関しまして、スケジュールは記載のとおりでございますけれども、下段に整理いたしておりますとおり、事業者の公募・選定につきましては、今後、有識者による審査委員会において厳正なる審査を実施いたしまして、令和4年4月28日までの区域整備計画申請受付期間にしっかり間に合うように準備を進めてまいります。

次に、15ページ、地域理解の促進、16ページの九州連携の促進、17ページから20ページに記

載しております交通アクセスの強化につきましては、基本構想の記載の内容と同じですので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、21ページをご覧ください。

IR区域を含む周辺地域の開発促進でございます。

IRの整備に伴い、佐世保市には他の地域から多くの方が転入をされ、IRの周辺には従業員またはそのご家族が居住することが想定をされております。こうしたことから、交通インフラや生活インフラをはじめ、国際観光拠点としてふさわしいまちづくりについて、主に佐世保市の施策が中心になりますけれども、詳細について22ページに記載をいたしております。

次に、23ページ、国際観光人材の育成から26ページ、広域・周遊観光の推進につきましても、基本構想と記載が同様でありますので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、27ページをお願いいたします。

懸念事項対策といたしまして、ギャンブル依存症対策、治安維持対策、組織犯罪対策、青少年の健全育成対策、この4つの分野における既存の取組にIR事業者並びに周辺住民の代表の方から成る幅広い主体の連携した協働体制を新たに構築いたしております。

PDCAサイクルの継続的な実施により、取組の検証・改善を実施してまいります。

事業者が選定されましたら、令和3年度の秋頃をめぐりに推進体制を強化してまいりたいと考えております。

次に、28ページから30ページにつきましては、それぞれの懸念事項に関する取組の方向性を記載しております。

次に、32ページ、33ページにつきましては、本県並びに佐世保市の推進体制を整理いたして

おります。引き続き、県議会、市議会からご意見を頂戴しながら、区域整備計画の作成を進めてまいりたいと考えております。

34ページ、35ページは、それぞれの検討すべき項目についてスケジュールを記載しております。各分野とも進捗に遅れが生じることがないように、関係機関とも連携のもと、全庁挙げてしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に36ページをお願いいたします。

こちらは国の区域認定を得た以降になりますけれども、区域整備計画に記載いたしました各種施策の実施状況につきまして、IR事業者の取組、または県、佐世保、行政の取組に関して国土交通大臣へ実施状況を報告する必要があります。報告をし、国の評価を受け、IR事業者からは事業計画実施状況報告、またはセルフモニタリング報告を県に提出していただき、IR事業者または県が作成する実施状況報告書等について、IR事業評価委員会（仮称）の審査を経てモニタリングを実施する体制を構築したいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浅田委員長】次に、次世代情報化推進室長より補足説明を求めます。

【小川次世代情報化推進室長】私から、お手元にお配りしております「ながさきSociety5.0推進プラン（案）」につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

本プラン案につきましては、人口減少・少子高齢化や2040年問題への対応、さらには新型コロナウイルス感染拡大に対応した「新たな日常」

確立に向け、これからの本県における Society5.0実現に向けたICT利活用の今後の展開をお示しするものとして取りまとめたものでございます。

推進期間としましては、令和3年度から令和7年度の5か年としております。

本プラン案につきましては、資料の2ページから6ページに記載をしておりますけれども、デジタル化を取り巻く社会の動向ですとか、国におけるデジタル化の動向などを踏まえつつとりまとめをしております、その中でも国におきましては、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の全面的な見直しですとか、昨年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、「デジタル・ガバメント実行計画」、「自治体DX推進計画」が策定をされまして、デジタル庁の創設をはじめ、政府としての方針、自治体が重点的に取り組む事項などが明示をされまして、デジタル改革の流れは加速をしてきているところでございます。

資料の7ページをご覧ください。

このような状況の中、本県の現状・課題についてですけれども、現状としましては、2040年には生産年齢人口が総人口の50%を下回る見込みであることですとか、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見通せないという状況がある中で、県内に目を向けていきますと、県内大学におけるICT関連学科の充実ですとか、ICT関連企業の本県への進出、進展というものがございます。

また、一方、課題としましては、光ファイバーの整備の遅れですとか、生産年齢人口の減少に対応するためのICT利活用による生産性の向上、さらには新型コロナウイルス感染拡大によ

る人の考え方ですとか、働き方への変化に対する的確な対応、さらには、県民、県内事業者の皆様方、県・市町の行政職員における課題解決へのICT利活用の意識醸成も重要になってまいります。

資料の8ページをご覧ください。

本プランにつきましては、5つの視点を基本に取組を展開してまいります。

1つ目としまして明確なビジョンに基づく Society5.0の実現としまして、目指す姿をしっかりと定め、共有したうえで取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目としましては、2040年問題の対応ですとか、新型コロナウイルス感染症への的確な対応ということでございます。

そして、3つ目としまして、実効性の確保ということで設定をしております、本プランに記載をしております様々な取組が絵に描いた餅にならないように、どん欲に成果を求めてまいりたいと考えているところでございます。

4つ目としまして、産学金官協働の視点でございます。Society5.0の実現につきましては、行政の力だけではなし得るものではございませんので、産学金官が一体となった取組を推進してまいりたいと考えております。

そして、最後に横断的な視点でございます。関連施策の展開におきましては、常にデジタルトランスフォーメーション(DX)ですとか、スマート社会の具現化、さらにはSDGsといった視点を念頭に置きながら取組を進めてまいりたいと考えておりますし、さらには、庁内におきましても部局横断的な連携もしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

資料の9ページをご覧ください。

基本理念としましては、県民の豊かで質の高

い生活及び産業振興、地域活性化が図られる Society5.0の実現といたしまして、4つの目指す姿を設定しております。

1つ目が県内で光ファイバー、5Gといった次世代の情報通信基盤が整備をされているということ。続きまして、また、本県は離島・半島地域など、多くの条件不利地域を抱えておりますが、どの地域に居住していても、全ての県民が豊かで質の高い生活を送ることができているということ。さらには、3つ目としまして、AI、IoT、ビッグデータなどを活用し、地域課題の解決や地域活性化、産業振興が図られているという点がございます。そして、最後にAIなどを活用しまして、行政のデジタル化が進み、質の高い行政サービスが提供されている、以上の4つの目指す姿に向け、施策体系を今回構築をしたところでございます。

施策体系につきましては、5つの基本方針、20の重点分野、62の推進項目から構成をいたしております。

基本方針につきましては、ICT利活用による豊かで質の高い県民生活を実現、ICT利活用による新産業の創出とDXの加速化、行政におけるデジタル化の推進、この3つの施策展開にかかるものと Society5.0実現のための環境づくり、Society5.0実現に向けた体制づくりということで、施策を展開するための基盤になるものを2つ設定をしております。

資料の11ページから13ページをご覧ください。

基本方針、1番のICT利活用による豊かで質の高い県民生活の実現におきましては、医療・保健・福祉関連、防災・減災関連、暮らし、教育のICT化、活力ある地域創造の5つの重点分野、それぞれに関連する推進項目を設定しているところ

でございます。

2つ目としましては、ICT利活用による新産業の創出とDXの加速化につきましては、AI、IoT、ロボット関連分野などにおける新産業の創出や生産性の向上、さらに、農林水産業、観光業、さらに各産業分野における働き方改革の5つの重点分野を設定しているところでございます。

3つ目としまして、資料12ページの中段以降になりますけれども、基本方針3としまして、行政におけるデジタル化の推進につきましては、行政手続のオンライン化促進などの電子行政にかかるものなど、3つの重点分野を位置づけております。

4番目としまして、Society5.0実現のための環境づくりでは、光ファイバー、5Gなどの情報通信基盤、オープンデータ利活用促進、データ連携基盤など、デジタル人材育成、ICT利活用におけるサイバーセキュリティなどのリスクマネジメントに関する重点分野を位置づけ、さらに5つ目としまして、Society5.0実現に向けた体制づくりとしましては、庁内における体制整備、産学官における推進体制、さらには、市町との連携の3つの重点項目を位置づけているところでございます。

14ページ以降につきましては、それぞれの重点分野ですとか、推進項目の詳細につきましては記載をいたしておりますけれども、その内容につきましては、ご説明の方は割愛をさせていただきたいと考えているところでございます

今後、これらの施策体系に基づいた取組を着実に展開いたしまして、本県における Society5.0実現を図ってまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上となります。

どうぞご審議賜りますようお願いいたします。

たします。

【浅田委員長】ご説明の皆様、ありがとうございました。

この時間になりましたので、質問の方は1時30分から委員会を再開させていただき、とり行わせていただきたいと思います。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時55分 休憩

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【浅田委員長】それでは、委員会を再開させていただきます。

午前中に引き続き、企画部関係の審査を行います。

それでは、議案外の所管事務に対して、通告内容に基づき質問を行うことといたします。

議案外の所管事務に関する質問のある方、お願いします。

【饗庭委員】それでは、通告していただきましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

IRに関してなんですけれども、説明書の1ページの中で、IR推進課職員の増員を図ることとされていますとなっておりますけれども、基本的にどれくらい増員されるのか、時期的なところでずっと増やしていけるのかわからないので、そのあたりを教えてください。

【小宮IR推進課長】組織の公表等については、この後、正式に発表されるかと思えますけれども、現時点において3名増を見込んでおりまして、既に本年1月1日から1名の増員を前倒ししていただいております。

このほか、今後、IR事業者との対話の機会が増えてまいります。併せて、治安維持、青少年の健全育成等、警察業務にかかる調整等も増え

てまいりますので、今回、警察本部と調整を図りまして、警察官の増員を実現しております。

4月1日になりますけれども、事務をもう一名増ということで、3名増を今予定しております。

【饗庭委員】これから、ますます計画に伴って忙しくなるかと思うんですけれども、今のところ3名ということですが、今後も、人事課のこともあるからわからないんでしょうけれども、課としては増やしたい方向なのか、お伺いします。

【小宮IR推進課長】来年4月末に区域整備計画を国に申請をいたします。それまではしっかりと準備を進めてまいりますけれども、令和4年夏以降、秋以降になるかもしれませんが、国から区域認定を得られた後には、先ほど午前中に資料の2の一番最後にご説明しましたけれども、KPIを設定してモニタリングを行うような事務も増えてまいりますので、次年度以降の事務のボリュームもはかりながら、適正な人員体制を確保できるように調整を図ってまいりたいと考えております。

【饗庭委員】過重労働にならないようにしていただければと思えます。

もう一点、このIRで経済効果を生むことが目的の一つかと思うんですけれども、集客方法がこのコロナ禍によって若干変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの考えがあれば教えてください。

【小宮IR推進課長】委員ご指摘のとおり、IRの誘客、IRのあり方については、この新型コロナウイルス発生前と後では、やはり考え方、集客のあり方も変わってくるものと想定しております。

IR開業が想定されます2020年代の後半、こちらは、今、先行してワクチンの接種等も行って

おりますけれども、そういったコロナの収束状況を踏まえながら、あと今回の新型コロナウイルス以外のそういった感染症対策も今後想定されますことから、入場の際の様々な規制でありますとか、ソーシャルディスタンスの確保、機器材の消毒等、今現在、海外におけるIR施設におきましても、そういった入場制限も含めて、順次開業をしているところでもありますので、これからのIRのあり方については先進例も踏まえながら、しっかりと対応していきたいと考えておりますし、また、今回のIR事業者の募集においても、そういった感染症対策に取り組むべき条件等も付して事業者から提案を求めていますので、開業に向けた様々な調整というのは今後図ってまいりたいと考えております。

【饗庭委員】感染症対策をとりながら進めていただければと思います。

次に、Society5.0推進プランについてお尋ねしたいと思います。

最初に、いろいろご説明いただいたんですけども、ビッグデータ等を活用するということです。ビッグデータが公表されるようになったのは10年ぐらいになるかなと思うんですけども、そのビッグデータをどのように活用されるのか、お伺いします。

【小川次世代情報化推進室長】今、お尋ねがありましたビッグデータの活用についてなんですけれども、やはり県としましてはICTの利活用ですとか、Society5.0を目指していくという中でデータの活用というところは非常に重要な内容だと考えております。

その中で、先ほど少し説明させていただいたんですが、行政ですとか、民間が持っているデータというところをしっかりと活用していきたいということで、それを活用することによって

民間企業におけるサービスの向上ですとか、地域課題の解決につなげていきたいと。

例えばですけれども、今、災害の関係で各所に水位計とか、様々なセンサー等々も設置されておりますが、そういうデータと過去の災害データやハザードマップ、避難所の位置情報、こういうところを連携させて、最終的には災害発生時の適切な避難経路の提案ですとか、こちらの避難所に避難してくださいというふうな情報提供などを今後できていけばということで考えております。そのために、令和3年度の当初予算案の中にデータ連携基盤の構築ということで予算を計上させていただいておまして、その中で様々なデータを連携させていきたいと考えております。

【饗庭委員】今、災害の発生を防ぐというか、災害があった時に情報を発信するというのでした。減災にも基本理念として使いますよというふうに書いてありますけれども、その情報提供以外には、減災という観点からほかに何かSociety5.0で推進できることがあるのか教えてください。

【小川次世代情報化推進室長】基本的には、今、ご説明申し上げました様々なところ、山地ですとか、河川ですとか、地滑りの危険地帯ですとか、そういうところに設置をされます、災害が発生するおそれがあるところへのいろんなセンサーの設置とか、IoT、あとドローンを活用した災害発生時の現状の確認とか、減災も含めたところでの様々な情報収集に努めまして、それを集約して、誰でも、県民の皆様方が手軽にご覧いただけるような仕組みというところも今後検討していきたいと考えております。

【饗庭委員】言葉がどんどん難しくなっていく中で、県民の皆さんは活用しやすいのかなとい

うところを気にするところですが、機器はどんどん進んでいって、DXだの何だのとなってますけれども、そのあたりの県民への周知はこれからでしょうけれども、どのように考えておられますか。

【小川次世代情報化推進室長】今回、ICTの活用とか、Society5.0を進めていくに当たりましては、やはり県民の皆様方と一緒に進めていくことが必要になってくると思いますし、当然その前提としまして、皆様にご理解いただいたうえで進めていくということで、来年度も県民の皆様方にSocietyですとかICTの活用について、わかりやすく理解していただくためのセミナーですとか、ワークショップ等々も開催をしていきたいと考えております。

【三上企画部政策監】今、次世代情報化推進室長から発言がありましたけれども、事業者側や行政側がビッグデータを使うのみならず、できれば我々としては県民の皆様がその利便を感じていただくような仕組みが大事だと思っております。例えば、災害の形で言いますと、避難場所とか、避難地域におきましても、最近は滞在時の質が求められております。例えば、動物を連れて行っていい場所なのかとか、アレルギーをどうしたらいいのかとか、そういった情報も含めてビッグデータを我々は集めて、県民の皆様が使えるような形で用意していきたいと思っております。

【饗庭委員】ありがとうございます。ぜひ県民が使いやすいようにしていただきたい。

その中で、5Gが必要になってくるというところですが、今、全国的にも5Gの設置をと言われてはいますが、長崎県ではほぼつながらない状況かと思いますが、そのあたりは県としてどのように進めていけるのかお伺いし

ます。

【小川次世代情報化推進室長】5Gにつきましては、平成31年4月に総務省の方から4社の各通信事業者の方々に周波数が割り当てをされまして、そこから全国的に5Gの基地局が今整備をされているという状況でございます。

長崎県内、現在の時点でいきますと、少しずつエリアは増えてきておりまして、長崎市内でいきますと、宝町や大橋周辺、また、長崎県立総合体育館の周辺等々が少しエリアとして入ってきていると。

その他、佐世保市、ハウステンボスを含めてなんですけれども、佐世保市、諫早市、長与町、東彼杵町、南島原市の一部においてエリア展開が少しずつ進んできている状況ではございますけれども、まだまだやはり限られた地域というところが現状でございます。

今後、通信事業者の皆様方に5Gの基地局を働きかけていくためには、地域での5Gを使ったニーズ等々をしっかりと提案をしていく必要があるかと思っておりますので、そのニーズの掘り起こしですとか、創出を含めたところでしっかりと把握をしたうえで、通信事業者へも基地局の設置というところの働きかけを進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】5Gの設置に当たっては、少しずつ進んでおられるようです。やはりこの県庁内にも必要かなと思うんですけども、その県庁内にはいつぐらいとかというのがわかれば教えてください。

【小川次世代情報化推進室長】県庁内の5Gというところは、予定としてはしっかり見えていないところではございますけれども、県下全域、各地域地域、人口が集中しているところですが、人が多いところを中心に5Gとしての基地局

の設置は求めていきたいと考えております。

【饗庭委員】ありがとうございました。

もう一点、推進プランの18ページのシビックテックの積極活用と書いてあるんですけども、この「シビックテック」というのはどういうことなのか教えてください。

【小川次世代情報化推進室長】シビックテックといいますのは、各県民の方ですとか、市民の方々が、それぞれ自分自身がお持ちの技術、ノウハウ、知見といったところを活用しながら、自分自身の課題解決を進めていくという考え方でございます。

例えばですけども、全国で見ますと、民間団体であるコードフォーアジアという団体がございますけれども、この団体が東北地方の大震災、東日本大震災の際に、地震が起こって4時間後には様々な情報をSNS上で集めまして、4時間後には地図上にプロットしたものを公表したということがございます。

長崎県におきましては、長崎の方でもコードフォー長崎という民間団体があるんですけども、こちらの方が新型コロナウイルス感染者の数を行政の方が公表しているんですけども、それを可視化しまして、ホームページ上でわかりやすく提示をしているという事例などもございます。

【三上企画部政策監】シビックテック、実は非常に重要な対応でございます。というのも、一々ソフトを開発してもらう、アプリを開発してもらうのに、大手のベンダーを呼んで多額のお金をかけるというのは、時間もかかりますしコストもかかります。例えば、コロナが起きて、商店街で宅配のシステムをつくりたいといった時に、商店街の皆様が近くの方と相談してすぐアプリをつくるだとか、あるいは小学校、中学校、

高校の部活動の一環で何かアプリケーションをつくるとか、そういう対応が、市内・県内ですぐできるようになれば、それこそまさに県内の明るいデジタル対応ということで非常に具現化するものでございますので、今、次世代情報化推進室では、このシビックテックを非常に推しているところでございます。

【饗庭委員】このシビックテックということで、いろんなことに活用できると、地域の皆さんも含めてということで理解したいと思います。

今後、いろんな形で情報がどんどん、どんどん進んでいくんですけども、それに私たちもついていきたいなとは思っているんですけども、県民の皆さんも本当にわかりやすく、先ほども言われましたけれども、勉強会とかをしながら進めていただければと思います。

以上で終わります。

【浅田委員長】ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】それでは、議案外の質問をさせていただきます。

私の方からは「ながさきSociety5.0推進プラン」を質問させていただきます。先ほど、饗庭委員からも質問があっておりまして、重複しないように質問させていただければと思います。

部長からも説明がありました。今、国でもデジタル庁の創設に向けて準備が進められています。DXという言葉も出てきています。ICTという言葉がもう古くなっているような感じで、スピードが、加速度を増しているなというイメージがあるんです。

今回の計画も「ながさきSociety5.0推進プラン（案）」という形で名前も変わって、中身も拝見させていただきました。これからの社会においては非常に大事なプランであるというふうに考えております。



推進していくに当たって、いろいろ施策等は書いてあるんですけども、私が着目したのは課題です。このいただきましたプラン（案）の中の7ページにあるんですけども、課題と書いてあって、まさしくここだなと思っております。基盤、通信基盤ですよ。整備ができていないと、この中でできるんだろうかなという疑問なんです。

先月、宇久に行きまして、宇久は光がきてなかったんですよ。動画が見られないんですよ。どうやって見たかといったら、普通の4Gというんですかね、あれで見る。そうするならば、やっぱり時間とお金も多分かかるんでしょうね。島の方もやっぱり困っていらしたんです。

その7ページには、それぞれ市町で100%とか、90.6%、50.2%と書いてあるんですけども、まず、この課題について確認をさせていただきたいんです。

例えば、松浦で言えば、50.2%というこの数字はどう捉えたらいいのか。つながるところもあればつながらないところもある。ただ、佐世保で言っても90.6%ですもんね。同じようにつながるところもあればつながらないところもある。

一方、対馬、壱岐、平戸は100%、どこに行っても光がつながるというイメージでいるんですけども、地域によってこういう格差があるという現状について、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

【小川次世代情報化推進室長】今、ご指摘がありました光ファイバーの整備率でございますけれども、やはりICTを今後活用していくに当たっては光ファイバーの整備というのは必要不可欠な基盤だと考えております。

今ご指摘がございました県下でそれぞれ光ファイバーの整備率に少し差がございますけれど

も、今こちらの方にパーセンテージでお示しておりますのが、総務省の調査によります光ファイバーの利用可能世帯率という形での数値となっております。この数字につきましては、基本的に利用可能世帯ということで、人が住んでいらっしゃる地域に光ファイバーの整備ができていないかどうかという可能世帯率という形の数字になっておりまして、ご指摘のとおり、やはり長崎は全国的にも整備率が少し低迷をしているという状況でございます。

しかしながら、実は令和2年度の2次補正予算の中で、総務省の方で約502億円ということで光ファイバーの整備の予算を大幅に計上していただいております。併せて、光ファイバーの整備に対する補助制度の要件も大幅に緩和しておりますので、そこをしっかりと活用しまして、県下各市町、今100%に至っていない市町が10市町ございますけれども、各市町はこの予算を活用しまして、令和3年度の末までには、ほぼ光ファイバーが全域に整備をされるという見込みが立っております。

しかし、やはり一部の離島ですとか、2次離島については継続的に、今ご指摘がございました宇久につきましても継続的に検討していくということで、今、佐世保市とも協議を進めている状況でございます。

【宮本委員】そうですね、令和3年度末に全世帯と、県下全域ということ、ただ、2次離島とかはどうしてもというお話をいただきました。

勉強不足で申しわけないんですけども、もう一つ教えていただけますか。例えば、島原半島で見たら、雲仙は48.3%、島原は100%でしょう。南島原は82%。この基盤整備事業というのは、市の財政というのが深く関わっているんですか。それとも、市町のやる気と言ったら申しわけないですけども、そういったものの財

源によってここまでの差があるのか。しかしながら、令和3年度には、総務省の502億円という予算を活用して急速に進んでいくという、市町によってのばらつきは市の財政にもよるという理解でいいんですか。

【小川次世代情報化推進室長】光ファイバーの整備につきましては、先ほどご紹介しました国の補助制度もございますけれども、基本的に民間の通信事業者の方々の整備が基本にはなっております。その中には国の補助ですとか、あと各市町におきます財政負担というところも発生してくるかと思えます。そこは様々な財源を活用しながら、各市町の方で整備を進めていらっしゃる状況ではございますけれども。

民間事業者の方々の整備が基本ということになってございますので、やはり通信事業者の方々のお考えですとか、工程スケジュール等々も関係したところで今のこの整備率という状況になっているんじゃないかと考えております。

【宮本委員】通信事業者の関係は大きいんですね。わかりました。

一方、小値賀は結構進んでいるんですね。というのからすれば、通信事業者は、ここは採算がとれると見込んでいるということになるというふうに理解していいんでしょうけれども、ともあれ、令和3年度末までには県下に光ファイバーは設置できるという状況は確認させていただきました。

離島においては、やはり厳しいんですね。

先月、宇久、そして先週は離島視察で公明党の秋野公造参議院議員と佐世保市の高島に行きました。ものすごく風が強い時だったんですね。ちょうどいい状況だったんですが、そこも風が強ければ届かなかったんですね。今、GIGAスクール構想があっていますが、小学校に行くと通信できなかったんですね。

そういった状況も発生している中において、この同じ案の中の17ページに教育のICT化推進とあるんですね。その時に言われていたのが、光ではなくて、普通の電波だったらできるんですよというお答えだったんですよ、だから、支障ないですと。果たしてそれがいいんだろうかなと思うんですけど。

今、国がGIGAスクール構想を進めている中で、長崎県において、このGIGAスクール構想の通信網で支障を来すというところはないと理解していてよろしいんでしょうか。もちろん、県教委になるのであれなんでしょうけど、基盤整備としては次世代情報化推進室になるので、そこを確認させていただければと思います。

【小川次世代情報化推進室長】教育での光ファイバーの整備ということでございますけれども、実は先ほどちょっとご紹介いたしました、国の総務省の方から2次補正予算が提示をされた時点で、光ファイバーが未整備の10市町とは、それぞれ県市のスクラムミーティングの場ですとか、個別にも各市町と協議を進めてまいりました。

その中で、やはり教育、GIGAスクールの中での光ファイバーの整備ですとか、その必要性についても協議を進めておまして、現時点で2次離島、学校がございまして2次離島もございまして、そこについても光ファイバーのお話をさせていただきました。

その中で、現時点で各市町の判断としましては、今少し委員の方からもお話がありました電波、FWAという電波で、1対1で本土側の基地局と離島側の学校であれば学校と1対1で電波で結ぶ電波方式もございまして、そちらの方が一定大容量のスピードが出る計器がございまして、そちらの方でGIGAスクールについても対応が可能という各市町のご判断があるとい

うことで、今、お話は伺っている状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございました。ともあれ、県においても、そして、国においてもデジタル化が推進される中、本県は離島を多く抱えておりますので、基盤整備というのがまず基本だろうと、いろいろ質問と確認をさせていただきました。

自身の勉強不足の点多々あるんですけれども、今からも様々対応していきたいと考えております。つきましては、令和3年度末の整備に向けて、まずはそこが基本であろうと思っております。これを踏まえて、県としても全庁的に取り組んでいかれるんでしょうけれども、この推進プランを見ていると、農林業、観光業においても部局横断的に取組の方向性が示されています。大きな取りまとめは、この企画部という理解でよろしかったんでしょうか、それも確認させてください。

【小川次世代情報化推進室長】県全体としましてのSociety5.0の推進体制ということで、庁内の方にも「ながさきSociety5.0推進本部会議」というものを副知事トップで設置をしております。そこに各部局の部局長がメンバーとしてご参画をいただいております。その中で部局横断的なものですか、それらの取組についてもしっかりと協議をしながら進めていく体制をつくっております。

【宮本委員】この推進プランの26ページにも実現のための環境づくりという形で書いてあります。光ファイバー未整備地区の解消であったり、5Gとか、いろいろ書いてありますので、今後も、まずは基盤整備をしっかりとされたうえで、部局横断的になるのかと思いますけれども、大きな可能性を秘めている分野だと思っておりますので、推進を強力に、来年度以降していただきたいと

いうことを要望させていただきます。

また、離島とかの問題、課題があったら、つぶさに把握をしていただいて対応していただきますように、併せて要望させていただきます。

以上です。

【浅田委員長】ほかに質問のある方、挙手にてお願いします。

【山本(啓)委員】お疲れさまです。

通告では、「Society5.0推進プランについて」と「人口減少について」「県の総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」ということで出させていただいていますが、これまでのやりとりで何となく感じるわけですが、これまでのやりとりでも、もちろん一体的につながっていて、特に、総合計画の中にSociety5.0が入っているわけであり、総合計画は何を目指すかと言えば、本県の大きな課題である人口減少を何とか克服しようということで、体系的には頭の中に私も入っているつもりです。

ただ、これを次の5年に向けてとか、令和7年に向けてとか、そういった期限を区切って取り組むと、やはりそれぞれのセクションというか、それぞれの部局がしっかりと、手前の目標から一個一個クリアしていかないといけないと。

このやりとりというのは、まさしくこれまでとは何ら根幹は余り変わらなくて、課題は人口減少であったり、産業振興であったり、様々その時代にあって、今であればコロナ対策という感染拡大とか目に見えるものがあるんだけど、そういうものは移り変わっても、やっていることというのは、地域であったり、県下の様々な地域とか、それぞれの産業、民間組織であったりと、そういったところとの、まさしく県民と行政の情報の行ったり来たり、この方法を新しいテクノロジーを利用していかとか、新し

い人材、またスキルを使っていくかとか、そういったものがどんどん変革していつているのかなというふうには理解しています。

この質問の最後には、ぜひ企画部長にそういった取組の、時間を区切ってやっていくことですから、具体的な成果が、どうやったら人口減少につながるのかというところを最後の最後でお尋ねしたいと思います。

まずは、Society5.0について、次世代情報化推進室の方にお尋ねしたいと思います。

これは、さっき言うように、情報をどれだけ的確に、また幅広で多様化する時代において、どれだけ幅広な情報を、まずは集約することができるのか。今度は、それらをしっかりと我々は施策というものを乗せて、また地域に返していく、その対象が地域であったり民間であったりすると思うんですけれども。

まず、この対象ですね、県民という位置づけであるもの、21市町とか民間組織とか企業とか、いろんな括りがあると思うんですが、これらについて、まずどういう前提を持ってこのSociety5.0に着手しているのか、そのあたりについて説明を求めます。

【小川次世代情報化推進室長】 Society5.0の実現化、取組といいますのは、もう様々な分野に関係するものと認識をしております。

昨年9月に「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」ということで産学金官で取組を進めていこうという組織を立ち上げさせていただきました。その中には、県、21市町はじめ県内の様々なIT関連の企業とか、誘致企業の皆さん方にも入っていただいておりますし、あと様々な分野、農林ですとか水産ですとか、商工関係の業界団体の皆様方にもご参画をいただいております。

その中で、様々な地域課題ですとか、こういう課題に対してどのような解決手法があるのか、どう進めていくことができるのかといったところを、オール長崎でしっかりと進めていきたいということでプラットフォームを中心に今後も進めていきたいと考えているところでございます。

【山本(啓)委員】 まさしく、今の説明の最後のところでありましたけれども、プラットフォームを明確に示してつくっていったと。オール長崎でやっていくと。

その時に、常に、いろんな産業でもそうなんですけれども、行政側が打ち出しているものの多くが、国全体の方向性であったり、世界の技術革新の潮流であったりと、そういったものをしっかりとスピーディーに取り入れて地域に落とし込んでいくと。そのことによって他地域においても、さっきの光の利用率ではないですけども、新しいテクノロジーがそれぞれの地域に平等に伝わるような仕掛けづくりとか、制度設計をしていくんだと思うんです。

ただ、それを受けて立つと言ったらおかしいんですけれども、そういった部分をしっかりと地域に落とし込む際に、例えば市や町の行政の職員の方々や、さらには、その地域にある社会資源としての民間の企業とか、もっと言えば国からそういったものや世界的な流れを受けるこの長崎県の職員においても、土木技術者であれば、長年にわたって資格を持った方々が庁内にいらっしゃると。今回、政策監はその立場であるかと思っておりますけれども、テクノロジー、技術のことを熟知している人たちが、どうやったら機械の話ではなくて、受ける人の話として県民に理解していただけるのかなと。

説明の中でもあったように、ICT利活用の意

識の醸成がスピーディーに行われるには、受け手側にもそういったスキル、資質が必要なのかなと思うんですけれども、そういった部分についての考えが、例えば市町行政、県行政も含めて、行政職員に対してのことで、あとは社会資源としての民間の企業とか産業とか、そういった方々側に果たしてあるのか。なければ、どうやって醸成していくのかということをもう少し具体的に説明をお願いします。

【小川次世代情報化推進室長】まず、行政職員の点でございますけれども、まず、県の職員向けにつきましては、今年度もそうなんですけれども、来年度もやはりSociety5.0の取組という考え方ですとか、どのようなソリューション、技術があるか、どういう企業がどのようなソリューションを持っているかということを確認していただくというか、理解していただくためのセミナー等々も開催をしっかりとしていきたいと考えております。

そちらの方につきましては、県の職員だけではなくて、各市町の職員の皆様方にもご覧いただけるような形で、実は今年度も今月下旬なんですけれども、オンラインという形でのセミナーを一つ開催していきたいと考えているところでございます。

また、民間企業、やはりICTを活用して地域課題を解決していくということになりますと、民間企業の方々のノウハウですとか、技術ですとか、知見といったところを活用させていただきながら、アドバイスをいただきながら進めていくということが非常に重要だと思っておりますので、今回、Societyのプラットフォームの中にも様々な企業の皆様方にご参画をいただいておりますし、また、実は今、各離島の方が中心にはなりますけれども、トヨタ自動車や日本

航空、全日空といった民間企業の方々が実証実験などを実施されていらっしゃる場所がございます。そのような企業との連携も深めながら、様々な技術をいろんな分野への横展開ですとか、いろんな地域への横展開といったところを含めて取組を進めていきたいと考えております。

【三上企画部政策監】山本(啓)委員ご指摘のとおり、受け手が理解を高めるというのは非常に重要でございます。豊かで質の高い県民生活、それから競争力ある産業界、円滑的な行政、これらを実現するのがSociety5.0ですが、それを実現するためのアクションがデジタルトランスフォーメーションという言葉でございます。

ただ、デジタルという名前がつきますけれども、実際は経営改革ですね。やり方の変革なので、どう変えるかとか、受け手側の当事者意識が非常に重要だと思っています。その観点では、推進する県職員であったり、市町の職員自身が、まず自分がやる気にならなきゃいけないですし、それから、どうやってやるんだよと、事業者の皆様や市民、県民の皆様にお示ししなきゃいけないという2つの役割をこの行政の職員は持っているわけですから、例えば、もう来月から新年度でございますけれども、新しい体制になりましたら、すぐさま行政職員に対して、我々次世代情報化推進室の方でレクチャーを申し上げて、そういったリテラシーを高めるような活動をどんどん進めていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】まさしく、今、二人からご答弁いただいて、最後に政策監の方からリテラシーを高めていきたいということでご言及いただきました。

であれば、一般質問でも何人かの議員の方が質問して提案をされておりましたけれども、やはりここはひとつ庁内や各市町の役場の中にそ

といった専門家を多く配置したりしていく、そのことも一つ必要なのかなという、その角度がまず1点。

もう一つは、今後こういった設備を、テクノロジーを、情報処理、DXも含めてですけれども、機械というハードをしっかりと整備していく場面においては、それらのビジネスとして関わっていく対象者が、パートナーが、適正なもの、器材や適正なインフラ整備を行っていく対象であるかどうか。そういったものを見ていく、見ることのできる力のある職員もまた必要かと思うんですね。この2点について、現状、今後の取組として何かあれば、ご答弁いただきたいと思ひます。

【小川次世代情報化推進室長】 まず、1点目にございましたITの関連での専門家の話ですけれども、今年度から実は次世代情報化推進室の中に民間人材の活用ということで、情報戦略アドバイザーということで1名配置をしております。これは週19時間というところでの配置ではございますけれども、総務省のアドバイザー等々もやっております人材がございますので、県の施策への助言ですとか、各市町への助言等々も今年度も実施をしているという状況でございます。

その部分につきましては、今ご指摘がありましたように、各市町の中でもいろいろアンケートとか、お話を聞きますと、やはりなかなか人材がないので進めることができないというお話もございましたので、来年度、令和3年度におきましては、その情報戦略アドバイザーの時間を少し長くしまして、市町へのアドバイスも含めたところで強化をしていきたいと思ひているところでございます。

【山本(啓)委員】 県であればそういった取組で

と。しかし、これは県全体の、県下全域にわたって取り組んでいく事柄であろうと私は捉えていますので、できれば、長い目で見れば、県内においてそういった人材を育成していく部分と同時に、直近であれば、各市町も含めて、県庁も含めて、そういった人材の配置についてのものを構築していくか、なければ、全てを国に求めるということはあるまいよくない発想だと私は思ひますけれども、総務省が進めている、またデジタル庁が進めていくことであるのであれば、そういった声を上げていく必要性もあろうかと思ひますけれども、最後にそのあたりどうですか。

【小川次世代情報化推進室長】 今、ご指摘がございました人材の配置の部分につきましては、国の方でも自治体DX推進計画の中で、国の方が有している様々な知見を持っている民間の方々のデータベース的なところの紹介というところもございまして、県でもそういう人材を掘り起こして、各市町としっかり連携をしてマッチングをしていくようにという書き込み等々もございまして、そこは県全体としてのSociety5.0が着実に進んでいくような形での人材等々についても検討していきたいと思ひております。

【三上企画部政策監】 今、県の調べによれば、長崎市、あるいは佐世保市の方では、ちょうど次世代情報化推進室のようなデジタルに関する組織を、この新体制で設けるといふふうに聞いております。まだ、県内市町全部じゃないんですけれども、まさに山本(啓)委員おっしゃったとおり、そういった受け手の方でしっかり支えられる体制、県としてはそういった各市町の動きをサポートし、また、国からの情報を円滑に流し、困っていることがあればフォローしということで、しばらく尽くしてまいりたいと思ひ

ています。よろしくお願いします。

【山本(啓)委員】まさしく、事の起こりはお金であったり、施策ではなくて、私は人の配置、人事であろうかと思えますし、その配置される人がしっかりとした明確な目標と、そのスキルを備えていれば、それを一つひとつ地域に広げていくと、その取組であろうかと思えますので、よろしくお願いしますなど。他都道府県よりも先んじてというところがやっぱり重要なのかなという思いもありますので、その観点もお願いしたいなど。

そのうえで、そういった取組をしていくことも含めて網羅的にやっている総合計画、チェンジ&チャレンジ2025であろうかと思えます。その人口減少対策という取組は、もちろん暮らしやすさとか、県の魅力向上ということになるかと思えますけれども、じゃ、魅力ある県というのは、もう長年にわたって皆さん、我々も含めて議論してきたことであるし、具体的に住みやすさとか、いろんなものが出てくるんだと思います。今はまさしく、新しいそういった技術も含めて考えるならば、やはり様々な危機に、今でもコロナに直面しているわけですけれども、そういった事柄に平時である今、今は完全に平時とは言えないんでしょうけれども、4波があると思えばですね、3波と4波の狭間に我々があるとするならば、今のまさしく平時にこういった対策を行っていくとか、そういったものをしっかりと、こういったテクノロジーを使って、情報を集約して対策をしていくと。それも一つの方法であろうかと。

ただ、そういった危機対策だけをとって魅力ある県というのにはなかなかならないわけで、やはりこの長崎県に来れば、いろんな産業やいろんな企業で活躍できるとか、生きがいがある、

働きがいがあるとか、そういった部分を今の移り住む、移住しようとしている人たちは求めている傾向というのがいろんなところに出ていると思うんですね。

今回の総合計画なんですけれども、コロナに直面した我々は、やっぱり行政という括りだけではこういったものを乗り越えていくことはできないということを感じて、感染拡大対策と経済対策の双方を、行政側だけの一方的な発信ではなくて、双方向のやりとりの中で、県民であったり、産業だったりと。

要は、先ほどの話と一緒にすけれども、パートナーがしっかりとした目的意識を共有してないとなかなかできないと。その部分について、総合計画の作り込みの中において、どのあたりにそういった部分が色濃く書かれているのか、こういった部分にそういった部分を意識しているのか、ちょっと説明を答弁いただけますか。

【陣野政策企画課長】今、山本(啓)委員からお話がありましたように、本県が置かれている状況はかなり厳しいものがあります。もちろん、これまでの人口減少、少子高齢化に加えましてコロナという危機的な状況がございます。また、一方で、産業が変わる、まちが変わるチャンスという状況もございます。

そうした中では、やはり人・産業・地域がしっかりそれぞれの役割を果たして、相互に連携しながら地域の活性化を取り組むことが必要ということを考えておりまして、基本理念の中で「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」と示しておりますが、その中でも解説のところにも今お話したような内容を書かせていただいております。

また、今回、総合計画では、こういった危機、それをチャンスに活かしながら展開していくと

いう思いでキャッチフレーズというのを今回改めて設けておりました、そのキャッチフレーズが「つながり、支え、創ろうながさき」ということで、県だけではなくて、民間の皆様、県民の皆様一緒に参画してこういった展開をやっていこうというようなフレーズも設けさせていただいておりますので、まさに委員からお話があったように、行政だけではなくて、民間の皆様、県民の皆様にご参画いただいて展開していきたいということを示させていただいているところでございます。

【山本(啓)委員】例えば、コロナの時に、経済的な支援が必要であることはもうわかったわけですよ。感染拡大の時に、どこに一番PCR検査とか、対策が必要かということもわかって打てれば解決が早いわけですよ。そういった各種団体や行政、地域の塊に対して、県の職員の方々が日頃から各部署ごとにやりとりをされていることは承知しています。

しかし、もっとそれが具体的に、スピーディーに、的確に情報が上がってくるならば、国が行う一律の施策だけではなくて、本県独自の事情や都合に即した支援ができたと思うんですね。

例えば、各世帯に10万円とか、各事業所に30万円とか、あれはあれで、あのスピード感を保つには、一律で行わざるを得なかったと私は理解しています。しかし、もう少し県が、日頃から、平時にそういった各種団体に対してとか、公益性の高い団体とのやりとりの中で、どこが一番の力点がほしいのかと、そういうやりとりができていたならば、支援の仕方も、また今後、過去を振り返って言っているわけではなくて、今後もっとよりよいものになっていこうかと思えます。

もう時間がないので、最後に企画部長にお尋

ねしたいと思うんですけれども、本県が抱える課題は明確、それを乗り越えるための総合計画が年次ごとに区切られてつくられていくわけですが、その中において、今回、私が質問したような民間組織や企業・団体、公益性の高い団体、さらには21市町と地域ごとの取組、そういったところとの平時におけるやりとりをもう少し深く掘り下げて、こういったものを新しいテクノロジーも活用しながら、常日頃から肌温度をしっかりと共有するというか、そういう体制づくりが計画と同時に必要であろうかと思えますけれども、そのあたりについてのご答弁をいただきたいと思えます。

【柿本企画部長】様々な面で行政と民間との連携した取組ということについてのお話、ご指摘だろうと思えますけれども、今回、この総合計画をまず策定するに当たりましては、やはりこれからの5年というのが今までと少し違って、人口減少はもちろんですけれども、2040年問題ですとか、さらにはSociety5.0といった社会の変化といったものが非常に大きいということで、やはりそういうところをしっかりと前提として理解をしながらこの総合計画の策定をしないといけないということで、そういった基本的な環境の変化みたいなことをしっかりと県民の皆さんに説明をしながら、そしてそのうえでご意見をいただくという形でこの総合計画を策定してきたところであります。

これから実行していくに当たりまして、やはり新型コロナの影響も含めて、様々な不確実な面も抱えながら、多くの課題も抱えているということ、それから、一方では、長崎県、産業構造が変化の兆しが見えておりました、様々なプロジェクトが進んでまちづくりが動き始めていると、そういうチャンスもあるということで、



そういったところを今後も、毎年様々なプロジェクトが進行していく中で、しっかりと踏み砕いて、そして各産業分野、経済団体、企業の皆様にお示しして、併せて県がその中でどういうビジョンを持っているのかというのを積極的にお示ししていくということが、まずは一つは大事だと思っております。

そして、そのうえでそういった民間企業の皆様と県、市町を含めて、行政が忌憚なくといたしますか、アイデアですとか、提案とかというものを出しやすい雰囲気、そういった場をつくっていくということを中心に心がけていく必要があると思っております。現在、取り組んでおりますSociety5.0のプラットフォームもそういった趣旨で、今、協議の場を設けているところでございます。その中で出てくる民間の皆さんからのご意見、提案というものを、しっかりとくみ取って、そしてそれがさらに拡大していけるようなものについては行政がそれをしっかりと支えていくと、支援していくと、そういった考え方で、私ども企画部もやっていきますし、各部局においてもそういう根本的な考え方を持ってこれからの5年間、しっかりこの総合計画を推進していきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】自治体におけるデジタル化の促進についてということで質問通告をしていました。なかなか私も整理できなくて、どういう視点なのかなと思ったんですけども、とりあえず、自治体におけるデジタル化ですから、この資料のページ数で言うと6ページになるのかなと思うんですけども、これは国におけるデジタル化の動向の中で、自治体が自治体DX推進計画、デジタル・ガバメント実行計画というふうな中で、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化していくというふうなことです。

今までのやりとりの中で、大分重なっている部分もあるのかなという感じがするんですけども、重点的に取り組むべき事項・内容の具体化というのを、かぶるところはあるかもしれませんが、もう一回説明していただけますか。

【小川次世代情報化推進室長】今、こちらのプランの6ページに記載をさせていただいておりますけれども、国の方としましても、やはり自治体のデジタル化ということで、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針ですとか、デジタル・ガバメント計画というのが策定されまして、それにおきまして総務省にて自治体が重点的に取り組む事項ですとか、内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策をまとめた「自治体DX推進計画」というものが策定されているものでございます。

その中に、国の方でDX推進計画の中で重点的に取り組む事項としまして、全部で6つ項目として掲げられておりまして、1つが自治体の情報システムの標準化・共通化、2つ目がマイナンバーカードの普及促進、3つ目が自治体の行政手続のオンライン化、4つ目が自治体のAI、RPAの利用促進、5つ目がテレワークの推進、6つ目がセキュリティ対策の徹底ということで示されておりまして、1つ目の自治体の情報システムの標準化・共通化につきましては、具体的に17業務がお示しをされておりますし、3つ目にお話をしました自治体の行政手続のオンライン化につきましても、全部で31業務についてオンライン化を進めるようにということで国から示されているところでございます。

このような項目につきましては、先ほどから少し出ておりますけれども、Society5.0推進プラットフォームの中に行政デジタル化ワーキング

グループというものを設置しておりまして、その中で21市町の皆さんとか、IT関係の企業の皆様、そこに県も入りまして、どのような形で進めることができるかというところでの情報共有ですとか、様々なシステム等々の共同開発ですとか、共同利用について、今、協議を進めているという状況でございます。

【坂本(浩)委員】大枠は何となく理解するんですが、今からまた、プラットフォームの動きというのが随時具体化してくると思いますので、個別にはまたそこら辺で質問させていただきたいと思うんですけれども。

要は、このデジタル社会、Society5.0というのが、トータル的に言うと民間と行政が保有するビッグデータを蓄積して、共有化をして、それをそれぞれのところで連携しながら活かしていくというところが基本かなというふうに思います。そういうのもあって、各自治体でもAIとか、それからロボティックですか、そういうのが今からどんどん進んでくるんだろうと思うんですけれども、その際に、いわゆる行政が持つ様々なデータですよ、本当個人情報に関わる課税情報だとか、医療の情報だとか、様々な情報があるわけで、それを、もちろん先ほど言われたインフラの部分は災害とか、そういうのに活用できると思うんですけれども、個人情報の場合は、どうしても漏洩だとか、あるいは悪用されたりといったセキュリティのところは非常に、自治体がこれを取り組むに当たっては、やっぱり民間以上に自治体としてはきちんと、これは県も市町もセキュリティのところはきちんとしなければならぬというふうに思います。要はそういうものをきちんとチェックをする仕組みというのを、今後の具体化の中できちんとしてもらいたいと思いますし、それから、セキ

ュリティをチェックする部分と、AIに読み込ませるのは多分人間の作業なんだろうと思うんですよね。その読み込ませるデータについても、ある一つのデータであまり偏りが無いような判断というのもしていかないといけないんじゃないかと思っておりますので、そういう仕組みというのもきちんとつくらなければならないと思います。そういうことをきちんとやっていただきたいと思っておりますけれども、そういう理解でいいんですか、私たち、よくわからんですけど。

【小川次世代情報化推進室長】今、ご指摘がございましたビックデータですとか、オープンデータを活用していくに当たりましては、個人情報というのは非常に重要な視点だと考えております。やはり今ご指摘がありましたとおり、そういうデータを取り扱う中での個人情報の問題が発生しないような仕組みですとか、考え方というところはしっかりと留意をしながら進めていきたいと考えております。

【田中委員】通告をしておりますので、IRの接触ルールについてお聞きをします。

これは法律の話だと思うので、的確に答弁をお願いしたいと思います。

まず、IR整備法と私も議員との関係はどうなっているのか、IR整備法と議員との関係は。地方の議員に対して、何か特別問題があるのかどうか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

【吉田企画部政策監】IR整備法の中では、基本方針をしっかりと定め、IR整備に臨むということを書いてありまして、その基本方針につきましては、午前中にIR推進課長から補足説明で、ご説明いたしましたとおり、公正性・透明性の確保が大事であると。それを徹底して、国や都道府県において厳格なルール、これがいわゆる接触ルールでございますが、それを策定して、

またIR事業者自身も自らコンプライアンスの確保に努めることが極めて重要な前提条件ということで記載をされております。ですから、この中には、県議会議員がどうということは書いてはございません。

【田中委員】 何もないんですか、我々議員に対しての接触ルールというか、法的にこういうことに違反したらだめですよということは書いてないんですか。一般の企業の民・民の関係というような感じでいいんですか。一般の常識の法律ということで、議員は。

【吉田企画部政策監】 国の基本方針においては、ただいま申し上げたとおりでございますが、これを私ども県の姿勢として、やはり公平・公正な競争環境をしっかりと確保していくことが必要ということで、1月7日に公表いたしました公募・選定の募集要項、長崎県の九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の募集要項というものの中にしっかりと、事業者の姿勢として、直接・間接を問わず、県・市の職員、また審査委員会の委員はもちろん、県・市の議員に対しても、自己に有利になるような働きかけを行ってはならないということを明記させていただきまして、その県としての姿勢をお示しをしているところでございます。

【田中委員】 そうすると、議員自体に対しては特別ないのかな。議員はこうしたらいかん、あしたらいかんということは。

【吉田企画部政策監】 ただいま申し上げました募集要項につきましては、あくまでもIR事業の立場を縛るものでございます。これは法律とかではなくて、あくまでも県と事業者の間の募集要項の中で、ただいま申し上げたようなルールを設定しているということでございます。

【田中委員】 ちまたによく言われる働きかけという話です。だから、働きかけは、応援するも

のもあるし、逆に、業者をおとしめることだってあり得るわけね、応援するばかりが働きかけじゃなくて。あそこの企業はおかしいぞという働きかけをするのも、やっぱり一つの働きかけになるという理解はどうなんですか。

【吉田企画部政策監】 働きかけというのは、先ほども申し上げましたように、事業者が自分に有利になるような働きかけを、私ども職員であるとか議員に対して行ってはならないというものでございます。

【田中委員】 いや、私の理解では、議員も当局に働きかけたらいかんと、もちろんね。それは理解しているつもり、働きかけたらいかん。

私自身は、そこら辺が頭にあるものだから、ここ1年ばかり、あなたたちとは接触していないよ、何も。こちらからは、ここ1年ばかりIR室とは全然、私は接触していない、危ないから。

だから、そういうことで言うと、接触しなくても、言動において何か問題が出てくるのか。我々の言動はフリーなのかどうか。我々がいろいろ言うことが法律に触れるかどうか、そこら辺もちょっとお聞かせください。

【吉田企画部政策監】 これは、例えば刑法であるとか、そういった意味での法律的な縛りがあるわけではございません。あくまでも長崎県と事業者との間の公募のルールでございます。

事業者の公募・選定のルールに、もし事業者が違反したならば、その事業者の応募は無効になるということを明記しているところでございます。

【田中委員】 ちょっと私はまだ釈然としないところがあるんだけど。

私が、あなたたちや当局に対していろいろと質問をしたりすることは、何も違反ではないわけね。何も問題ないわけね。

【吉田企画部政策監】 一般的なご質問の中で、

IRの仕組みについて説明しなさいというようなことは、特に問題ないと考えております。

ただ、事業者から働きかけがあって、これをお願いしますと言われて、それに応じて何かを働きかけるといことがあれば、これは事業者がルールに違反したということで、応募無効とさせていただきますことになるのではないかと考えております。

【田中委員】 そうすると、私なら私が、一般的にいろいろなことを県民に言われる。どこが有利ですかと、どこに決まるとですかなんて言う人も、極端にいうといるね。それについて私が言動することは違反になるわけだな。

【吉田企画部政策監】 私ども、あくまで事業者と県との関係を律しているわけでごさいます、議員の行動規範、あるいは行為規範というものにつきましては、議会の中で別の形でルール化されているのではないかと考えております。

【田中委員】 こういうこともちょっと言われた気がするんだけどね。事業規模が大きいから、大きい方が有利ですよとかね。GGRの問題で言うと、あそこが有利ですよと、そんなことをもし仮に私が言ったら罪に問われるのかな。

【吉田企画部政策監】 従来から、IRの推進につきましては田中委員に大変ご理解をいただいております、そういった一般的な形で、それは長崎県の発展に寄与するんだから、できるだけ大きな事業者を選ぶべきではないとか、そういった一般的なご助言については、私どももこれまでありがたく受け止めてきたところでございます。

【田中委員】 先般、ちょっと違反になるような話も聞いたんだけどね、それは別に問題ないという解釈でいいんですね。

いろいろなことがあって、私は最近はまだIRに関しては、質問も言動もしないようにしてい

るのよ、危なくて。危なくてね。

それでひとまずは終わります。時間の関係もあるのですね。

だからこれからは、私個人の問題ですので、接触ルールについての重要なことなので、今後の事も含めてお聞きするわけです。

はっきり言って私は、IR推進課に取り調べを受けました。取り調べを受けた。ショックでしたよ。取り調べを受けるなんてこと、私の42年の議員生活で初めてのことだ。当局に取り調べを受けるなんてね。今でも頭の片隅に残っていて、精神が安定しない、私自身ね、ここ1か月半ぐらい。

1月27日だったと思うけれども、特別委員会が終わってから、たまたまあなたたちが私に接触してきた。私は会うつもりはなかったけれども、「時間をつくってください」と言うから、何かかと、「接触禁止だよ」と私は言ったけれどもね。

なぜかと。その2日前に、ちょっとした事件が県連であったのでね。それが頭にあったので、「いやいや、接触禁止だ」と言ったけれども、どういうことかと思って聞いてみたら、「ちょっと時間をください」と言うからね。いいよということで、1月30日の午後、事務所で、あなたたちに事情聴取を受けました。私の事務所でね。

それから、その後、2月6日の午後も、あなたたちの事情聴取を受けた。

私は、これは正式な取り調べと思ってね。法律問題もあるので、裁判等々もあるので、拒否しようと思ったけれども、拒否できなかった、私自身がね、拒否できなかった。ショックでしたよ、いろいろとね。まあ、正直に話をした方がいいかなと思って応じましたけれどもね、あなたたちに。

その後は何の話もない。2回の取り調べは何だったのかなど。今思い起こすと、私は不思議でならない。

そこでね、時間の関係もあるし、微妙な問題だから、後で正式な書類として文書を起こしてもらいたい。4点ほどあるけれどもね。

一つは、取り調べに当たっての手続きはどうしたのか、あなたたちはね。一応、議員を取り調べるわけだからね、手続きはどうだったのか。

2つ目に、（発言する者あり）いやいや、後で文書で（発言する者あり）いやいや、いい、いい。（「協議会に切り替えを」と発言する者あり）いや、もう少しあるから。（「休憩をお願いいたします」と発言する者あり）

【浅田委員長】 休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時37分 再開

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

【吉田企画部政策監】 ちょっと、田中委員の受け止め方、取り調べというご発言がございましたけれども、そこに誤解があると思われましたので、先ほどちょっと休憩をお願いしたところでございます。

【浅田委員長】 企画部政策監、先ほど、文書でというふうにおっしゃっていますので、今ここで答弁は、先ほどのところで一回切らせていただいておりますので、よろしいでしょうか。文書で出すということ。（発言する者あり）

休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時42分 再開

【浅田委員長】 それでは、委員会を再開させていただきます。

先ほど、田中委員の方から、これまでの流れ

の中で、文書でご返答をいただきたいということとございましたので、田中委員が先ほど休憩中に述べられたことに関しまして、理事者の方からしっかりと、その文書を出していただければと思います。よろしく願いいたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時42分 再開

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時43分 再開

【浅田委員長】 再開いたします。

ほかに質問がないということですので、企画部の審査結果について整理をするために、しばらく休憩をいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時43分 再開

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

これをもちまして散会させていただきます。お疲れさまでございました。

午後 2時44分 散会



# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月11日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時45分  
於 委員会室 1

土地対策室長 原田 一城 君  
交通政策課長(参事監) 小川 雅純 君  
交通政策課企画監  
(航路対策担当) 椿谷 博文 君  
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君  
県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 浅田ますみ 君  
副委員長(副会長) 下条 博文 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 山本 啓介 君  
" 近藤 智昭 君  
" 坂本 浩 君  
" 宮島 大典 君  
" 大場 博文 君  
" 宮本 法広 君  
" 石本 政弘 君  
" 饗庭 敦子 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 浦 真樹 君  
地域振興部政策監  
(離島・半島・過疎対策担当) 村山 弘司 君  
地域振興部次長 坂野花菜子 君  
地域振興部参事監  
(県庁舎跡地活用担当) 村上 真祥 君  
地域づくり推進課長 浦 亮治 君  
地域づくり推進課企画監  
(離島振興対策担当) 徳永 真一 君  
市町村課長 大塚 英樹 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【浅田委員長】 おはようございます。  
委員会を再開いたします。  
これより、地域振興部関係の審査を行います。  
審査に入る前に、理事者側から幹部職員の紹介を受けることにいたします。  
【浦地域振興部長】 おはようございます。  
本日出席しております幹部職員のうち、前回の委員会の際にご紹介できませんでした幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【浅田委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【浅田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案の説明を求めます。

【浦地域振興部長】 それでは、地域振興部関係の議案について、ご説明をいたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」の



うち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

初めに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち地域振興部関係について、ご説明いたします。

予算額は、歳入予算で合計55億5,871万4,000円、歳出予算で合計143億145万2,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業の人材確保支援や、移住施策のデジタル化に要する経費、都市部企業等のリモートワークの県内受入を促進するための経費などとなっております。

また、九州新幹線西九州ルートの開業に向けた推進体制の強化や気運醸成及び二次交通対策に要する経費、県庁舎跡地の整備に向けた基本構想策定等に要する経費などを計上いたしております。

なお、7ページでございますが、債務負担行為につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの県ネットワークシステム管理委託の令和4年度に要する経費等を計上しております。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち地域振興部関係について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で合計11億5,447万2,000円の減、歳出予算で合計19億255万1,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、国境離島創業・事業拡大等支援事業や、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業のほか、国境離島航路・航空路運賃軽減事業などの見込額の減のほか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雲仙岳災害記念館の指定管理者負担金の増等を計上いたしてお

ります。

また、11ページでございますが、繰越明許費につきましては、市町に対するリモートワーク等受入態勢整備事業費補助金であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、県外調査等が遅延していることなどから、年度内に適正な事業期間が確保できないため、繰り越しを行うものであります。

最後に、令和2年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和2年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浅田分科会長】次に、提出がございました「政策等決定過程の透明性等の確保」などに関する資料、政策的新規事業について、説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、政策的新規事業の計上状況につきまして、ご説明いたします。

資料は、表紙に「総務委員会提出資料 危機管理監 企画部 地域振興部 警察本部」と記載があるA4縦の2枚ものの資料でございます。

表紙をお開きいただきまして1ページをご覧ください。

地域振興部の事業につきましては、しまの雇用人材確保促進事業費とリモートワーク等受入

促進事業費の2事業でありまして、予算編成過程において、事業内容等を精査した上で予算案として計上した額を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【浅田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【近藤委員】おはようございます。

2～3点、質問させていただきます。

地域づくり振興課の当初予算の中に、しまの地域商社の大型商談会出展支援金とありますが、地域商社ということですが、大体どういう形で活動されているのか、ちょっと説明していただければと思います。

【徳永地域づくり推進課企画監】しまの地域商社でございますが、平成29年度に国境離島新法ができた時に市町において設立されたものでございまして、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市において設立されたものでございます。

地域商社の目的といたしましては、まだまだ知られていない農産品や工芸品など、魅力ある産品やサービスが離島において数多く眠っており、こうした地域の優れた産品、サービスや販路を生産者に代わって新たに開拓し、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や集積を生産者に還元していく役割を担った組織であります。

県としましては、そうした活動を応援するというので、大型商談会の出展などを平成29年度より支援しているところでございます。

【近藤委員】ありがとうございました。現在、各市町で地域商社というのをつくっていただいて県がバックアップしているんですけども、今までどういう活動の中に、どういう成果があ

ったのか、現在はどうかということをお説明いただけますか。

【徳永地域づくり推進課企画監】これまでの県の支援の内容としましては、平成29年度から東京としまに各支援員を配置いたしまして、営業拠点の、首都圏の営業活動のサポートなり、しまにおいて生産者の出荷体制の構築などの支援を努めてきたところであります。

成果としましては、売上げは計画に比べて若干落ち込んでおりますが、毎年、売上げは増加しております。

今年度につきましては、コロナ禍の影響もあり、なかなか売上げは厳しい状況ではございますが、各離島の地域商社におきましては、ECサイトなどの新たな取組なども始まっており、県としては、そういったところを支援してまいりたいと考えております。

【近藤委員】現在、はっきり言って地域商社がしっかり、市町の一つのあれではあるんですけども、県がバックアップした中で地域商社としての活動が、町民、市民の中でしっかり評価されているという形で考えていいものでしょうか。

【徳永地域づくり推進課企画監】平成29年度から設立されておまして、一定、市民、町民の認知度は高まっているものと考えております。

【近藤委員】わかりました。ここは私たちもできる時に一生懸命期待した部署ですので、しまの産品をしっかりと東京、大阪、いろんなところで宣伝していただいて、どんどん出ていくように県と市が連携しながら頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一つは、「離島の食のプロモーション」という形で今回ここに予算を上げてもらっています。これは去年、私も行かせていただいて、

いいあれなんですけれども、どういう形で県と市町が連携を取っているのか、その部分についてちょっと教えてください。

【徳永地域づくり推進課企画監】「離島の食のプロモーション」につきましては、令和元年度から始めておりまして、令和元年度の実績としては、9月と1月の2回、実施したところであります。

今年度につきましては、3回程度を予定しておりまして、市町との連携につきましては、フェアに併せて物販なり、あとはしまの誘客を図るための観光面、そういった連携を市町と検討を重ねてきておりました。

しかしながら、何回か企画は計画はさせていただいたんですが、コロナ禍の感染拡大の影響もありまして、今年度については、残念ながら実施できなかったという状況でございます。

来年度につきましても、3回程度の予算を計上させていただいておりますので、しまの製品の販売なり、しまへの誘客を図る観点で市町と十分意見を交換しながら、よりよいプロモーションができるように努力してまいりたいと考えております。

【近藤委員】これは私は本当に期待しておりまして、いい企画だと思うんですよ。その割に、私は、壱岐も対馬も五島も、上五島の時も全部行って現場をいろいろな形で、食事もさせていただいたんですけれども、実際、長崎市民とか県民の方々に、この辺をやっている連絡といったらあれですが、全部知っているのかな、一部の人だけで。じゃ、レストランでこのフェアを1回やる時に何人ぐらいの方が見えられたということはわかりますか。

【徳永地域づくり推進課企画監】令和元年度の実績でございますが、何人というよりも、総注

文数でご説明したいと思いますが、9月のフェアは、26日間でフェアの総注文数が332食、令和2年1月のフェアは29日間、開催しておりまして、総注文数が685食でございます。

【近藤委員】その人数が多いのか少ないのかというのは、それは個人差があるんだろうと思うんですけれども、例えば、今、五島で県の事業をやっているよとか、いろんな形で、いろんな方々と話をする場合に、誰もわかってないんですよね。実際、これだけの予算を使って、そして地元のそういう料理をおいしくいただく、長崎でそういうフェアを1か月近くやっているんだよと言っても、誰もわからない、どこでやっているのとか、そういうふうなあれが全然ない。長崎市民とか、また、私が五島出身の方とかにそういう話をすると、「なんでそういうことを教えんとや」とかですね、そういう方は、連絡して初めて「じゃ、行く」というふうな形で今やっている状態です。また、離島でも町の職員と話してみると、なかなか県との連携が、はっきり言ってうまくいっていないというのが私の感想です。町の職員の方は、これは県の事業でしょうと。だから、自分たちがどこまで手を出していいのか、どこまで地域の方たちに声をかけていいのか、その連携が全然できてないというのが自分の感想なんです。

だから、こういう企画をやっていただいて、本当、しまのおいしいものをレストランで食べていただくという最高の企画で予算まで組んでいただいているので、これがもっと盛り上がるようなですね。

だから、まず、市の職員、県の職員がもっとしっかりした連携の中に、地域にいろいろな形で、はっきり言うと、もう市民が迷惑するような形で、苦情が自分にきます。だから、もっと市と

県がしっかり連携を取って話し合った中でしっかりしたこういう企画をやっていただければ、最高の企画ですから、もう少しそういうふうな努力をしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

【村山地域振興部政策監】委員ご指摘のとおり、この事業の組立てについては、県と市がしっかり連携をした上で、情報発信も含めて取組をスタートするということが何よりも重要なことだと思っております。

先ほど企画監が答弁しましたとおり、この事業は令和元年度からスタートいたしまして、今年度につきましては3回を予定していたところで、私も6月以降、実施に向けて各市町の皆さん方と、この事業については、県と市の協働事業の下でしっかり運営できるようにお願いしてまいったところでございます。

その趣旨は、委員ご指摘のとおり、県の事業ということにとどまらず、長崎市内の皆さん方に離島の食を食べていただいて、各離島に足を運んでいただく、そのためには情報発信も含めて市町と一緒にこの事業を進めなければいけないという思いに立って、そういった取組をしたところでございますけれども、先ほどご説明したとおり、今年度はコロナの状況下において中止をやむなくされたということでございまして、来年度に向けては、委員ご指摘のとおり、市町とさらに連携を深めまして事業の実施ができますよう取り組んでまいりたいと思っております。

【近藤委員】いい企画ですから、これだけ県が一生懸命考えてつくってくれた企画が、市民、町民がしっかり理解したら絶対感謝しますよ。そういうふうな形で、もっと市町と連携を取った中で一生懸命やっていただければと思います。

これからもよろしく願います。

もう一つ、地域づくり振興課の中で地域産業雇用創出チャレンジ支援事業費ということで出ていますが、この中に東京23区に在住または通勤する者がということで、これは東京に特化しているんですけども、これはほかの地域では駄目なんでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】お答えします。

今、お話があった移住支援事業については、国が制度を設けておりまして、その制度の中で全国一律的にやっている共通した事業でございます。

国は、事業概要の目的等に国の政策パッケージ等を記載しておりますが、具体的には内閣府の、わくわく地方生活実現パッケージということで、東京圏等からのUターンによる起業就業者を増やしていくという目的の下、制度の構築を図っておりまして、そういう趣旨に基づきまして、今ご指摘があった東京圏からの移住のみを対象にした制度として実施している状況でございます。

【近藤委員】では、国が東京ということで指定していると考えればいいですか。

【浦地域づくり推進課長】そのとおりでございます。

【近藤委員】もう一つ、その下に創業支援事業費と事業拡充支援事業費とありますが、この違いを教えていただければと思います。

【浦地域づくり推進課長】お答えします。

ただいまお話がありました創業支援事業につきましても、先ほどの移住支援事業と併せて国が全国共通的に行っている事業でございます。

創業支援事業につきましては、移住者か、そうでないかにかかわらず、事業内容等に記載のとおり、地域への波及効果等が期待される事業、

あるいは地域課題の解決に資する事業を創業する者に対する支援ということで、国と県で負担しておりまして、事業者に対して2分の1補助、最大200万円の補助を行うというものでございます。

事業拡充支援事業につきましては、先ほどの移住支援、創業支援とは異なりまして、国の地方創生推進交付金を活用しまして、県が独自に構築している事業でございます。こちらは半島過疎地域等におきまして、新たに雇用を創出するような事業拡充への支援ということで、主に事業者等に対する支援事業となっております。

これは、国と県と市でそれぞれ負担しながら、事業者に対して3分の2の補助、最大400万円の補助を支援するという事業でございます。

【近藤委員】 わかりました。

では、昨年度で何件ぐらいの申込みがあり、現在どういうふうになっているのか、申込み方、そこまで両事業について教えていただけますか。

【浦地域づくり推進課長】 それぞれ申し上げます。

まず、創業支援事業でございますけれども、令和元年度の実績につきましては、14件の実績でございます。参考に申し上げますと、うち移住者の活用が2件ほどございました。今年度の状況でございますけれども、今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響で経営等の見通しが立てづらいという理由等もお聞きしておりますが、今年度は10件の見込みでございます。そのうち移住者の利用が5件ということで、令和元年度に比べますと移住者の活用が進んできたということでございます。

こちらの創業支援事業につきましては、県の商工会連合会に事務をお願いしておりまして、そちらが公募、申請受付、審査等の事務を担っ

ているという状況でございます。

一方、事業拡充支援事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県と市町が連携しながら進める事業でございます。基本的には市町が事務を行っております、事業主体ということで公募手続から審査等の手続を行っている状況でございます。こちらにつきましては、令和元年度の実績として14件の実績がございまして、9市町の活用がなされております。

一方、今年度の見込みでございますけれども、こちらにつきましてもコロナの影響で、これは雇用を要件とするところが、なかなかハードルが高いという状況でありましたけれども、令和元年度よりも活用件数は増加しておりまして、今年度の見込みとしては21件、10市町が活用している状況でございます。

【近藤委員】 創業支援は30件までできるんですよね、それが14件、その下の拡大が50件で14件。これが数的にどうなのかなと。もっとしっかりした、この支援をぜひ使っていただきたいなと思います。

それで、事業拡充は市がかまないといけない状況になっているんですけど、例えば、長崎市とか佐世保市もこれに参加してやっている事業なんですか。

【浦地域づくり推進課長】 令和元年度の実績は、初年度でございましたけれども、実績が予算に対して下回ったということで、令和2年度、今年度につきましては、4月当初から市町の公募時期を可能な限り統一させるなどして、その制度の周知の広報活動に各種、取り組んできたところでございます。

この事業拡充支援事業については、今ご指摘があったとおり、市町が予算を計上するというのが前提でございます。令和元年度と令和2年

度につきましては、今お話があった長崎市、佐世保市も予算を計上してございましたけれども、令和3年度につきましては、長崎市は予算計上は見送ったと聞いているところでございまして、佐世保市は引き続き、予算を計上しているということで承っております。

【近藤委員】これだけいい政策であって、長崎市がなんで来年度から予算を出さないのか。これは国と県と市町が一緒になってやる事業であって、長崎市が来年度からその予算を計上しないということは、長崎市の半島に住んでおられる方とか、長崎市でやっている方は、これを使えないということになるんですよね。

だから、ぜひ長崎市にも、これは一つの起爆剤として、これだけのあれがあるんですから、長崎市に対してもしっかり働きかけていただきたいなと思います。

【浦地域づくり推進課長】今ご指摘のとおりでございまして、私どもも、半島、過疎地域の活性化のためにぜひ多くの市町にこの事業を活用していただきたいということで期待しております。

長崎市につきましても、当初予算については計上見送りということでございましたが、ただいまのご意見を踏まえまして、こちらは地方創生交付金を活用しておりますので、年度途中でも追加ということが制度上は可能でございますので、今回のご意見を踏まえて長崎市にもそういうお話をさせていただきたいと考えております。

【近藤委員】長くなりましたので、県下の市町が一緒になって、そういう施策を練っていただければ、もう少し助かるのかなと思います。よろしくお願いします。

終わります。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

総務委員会は初めてですので、理解を深めるために質問を幾つかさせていただきたいと思えます。

説明資料の10ページの航空対策費のことで、補正予算で「空港24時間化を目指し」というところで4,260万8,000円減額してあるんですけども、今回の予算でも、6ページを見ていただきますと4,311万7,000円計上してあります。この計上に至った、どういうところをしていかれるのか教えてください。

【小川交通政策課長】この航空対策費の中の24時間化事業に関する部分でございますが、まず、2月補正の予算分で減額をさせていただいていると申しますのは、長崎空港につきましては、一部リモート化ということで、今、朝7時から夜22時までの15時間の運用空港になっておりますが、それを段階的に運用時間を拡大していきたいと考えております。

その際には、当然のことながら、運航する航空会社、定期便もしくは季節運航、臨時便等が必要になってまいりますので、その計画をしたりとか、実際に運航する際の準備経費として計上を、令和2年度させていただいたところでございますが、今回の新型コロナの影響で航空需要というのは非常に厳しい状況になっておりまして、その部分で運航時間の延長や、増便など、そういう形でのお話が進まなかったということで、令和2年度予算については減額をさせていただいております。

令和3年度につきましては、引き続き、同額についてぜひ航空会社の方と色々なお話をしながら、定期便というのが無理であれば、季節運航とか臨時便とか、例えばチャーター便とか、

そういう部分も含めて運用時間の拡大につながるような対応をしていきたいということで予算の計上をさせていただいているところでございます。

【饗庭委員】 その中で、もともと24時間化というのは求められていたことかと思うんですけれども、コロナ禍で社会情勢が大きく変わっているかなというふうに思うんですね。その中で同じように求めていくことが必要なのかなと考えるところがあるんですけれども、県のお考えをお聞かせください。

【小川交通政策課長】 確かに、空港の24時間化というのは、長崎県の経済、観光等の活性化並びに空港を利用する方の利便性の確保というものには大変資するものだと考えております。

今回の新型コロナウイルスの影響で、当然、今の航空需要等を含めた社会情勢というのは変わってきていると思いますが、私どもも、これまでずっと空港の運用時間の延長について国に対して求めてきたわけでございますが、昨年度からようやく、その一部リモート化による拡大というところでの目鼻がついて、国においても、その工事等々に着手をしていただいておりますので、そういう部分を含めて、私どもも今より、一気に24時間化というのは無理にしても、15時間運用空港が、例えば17時間になり18時間になりということで、いろんな往来等を含めた部分の対応ができるように、また、本県においては、今後、IRの対応というのも出てまいりますので、そういうものも含めて十分な対応ができるようなことで進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】 将来を見据えての考えかというふうに思うんですけれども、航空業界はかなりの赤字も出しておられると思うんですけれども、そこまで持ちこたえるのかなというちょっと心

配があるんですけれども、そういうところの県の考えがあったら教えてください。

【小川交通政策課長】 今、各航空会社の方々とお話しする中では、国際線というのは、すぐすぐに戻ってくるというのはなかなか難しい、今の一定の新型コロナウイルスの落ち着きと、いわゆる海外との往来というのがある程度見られないと難しいという状況でございますが、国内線と申しますのは、今年度におきましても、一時期、国がGoToキャンペーン等を始めた時点におきましては、長崎県内のいろんな利用者数というのでも増加をしていた状況でございますので、一定落ち着けばいろんな形で航空会社は対応していただけたらと思っておりますし、航空会社も、今後の事業の継続や効率性、もしくはビジネス需要は今回の新型コロナで若干減るかもしれないが、観光需要等を含めて、今後伸ばしていきたいというような考えを持っておられますので、そういう部分と合わせまして、私どもも航空会社とよく意見交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 はい、わかりました。

次に、地域振興対策費のことでお尋ねしたいと思います。

補足説明資料の7ページのリモートワーク等受入促進事業費のことでお尋ねしたいと思います。

先ほど繰越明許費としても上げておられますけれども、今後、このリモートワークを進めるに当たって、いろんな形でしていかれると思うんですけれども、市町へもっと積極的に働きかけることが必要かと思っておりますけれども、そのあたりはどのように進めていかれるのか教えてください。

【浦地域づくり推進課長】 リモートワークの受

け入れについての市町の取組についてのご質問ですが、私どもも、このリモートワーク等の受入促進に当たっては、県と市町の役割を考えた際に、地域の魅力、あるいは資源等をうまく活用していくという観点からも、やはり市町にしっかりと取り組んでいただくことが、まずは大事だという考え方のもとで、取組に当たりましては、今年度のスクラムミーティングの中でも、直接、県の方から市町の首長の皆様方にも受入促進を呼びかけて、今回、進めてきたところでございます。

今、お話があった繰り越しにつきましては、市町向けの受入態勢整備補助金ということで、こちらは4市町が活用されております。このほかにも地方創生推進交付金という別の国の補助メニューを使う市町でありますとか、あるいは令和3年度から国の新たな制度として、テレワーク交付金という制度ができるようになっております。

こちらの利用につきましても、県内の市町で来年度予定がなされているということで、現時点で私どもが把握している状況では、県内の21市町のうち12市町が、何らかの形で来年度に向けて予算化を考えているということでお聞きしております。

ただ、まだまだ半数を超えたぐらいということで、まだ取組に着手できてない、あるいは検討が進んでいない市町につきましても、先行した取組が県内には数多くありますので、そういった取組をしっかりと周知、横展開を図りながら、より多くの市町に、この取組に参加していただくように努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 今、ご説明があった12市町は取り組んでおられると、それ以外が取り組めてないということですが、取り組めてない

ところにはどんな理由がございましてか教えてください。

【浦地域づくり推進課長】 お答えします。

私どもが聞いておりますのは、先ほど申し上げた12市町につきましては、具体的に、来年度について予算を計上、もしくは計上に向けて検討しているということでございます。

その他の市町につきましても、実際には非常に興味、関心を持っているところが多くございまして、内部で、様々どういう取組をしていくかということで検討が進んでいるということ聞いております。

具体的には、今申し上げた12市町以外につきましても、民間事業者の方と具体的に検討しているところもありますし、こういった場所で、こういった目的で、リモートワーク等の呼び込みをしていけばいいのかということで民間事業者の意見を聞くとか、そういう取組もしているところがございますので、今ご指摘があった、どういう理由でできないのかというよりは、具体的に検討している段階にあると、そういうことで私は理解しております。

【饗庭委員】 理解しました。

もう1点、同じく補足説明資料の13ページの鉄道対策費のところでお尋ねします。

5番の二次交通実証運行というところで、二次交通が今後ももちろん必要になってくるかというふうに思うんですけども、最近、MaaSとかというお話を聞くんですけども、この二次交通のところでMaaSの利用も進めていくような考えがございなのか、お伺いします。

【峰松新幹線対策課長】 二次交通に対してのご質問でございますが、今回、こちらの方、実証運行ということで、新幹線が開業しましたら、来県されたお客様を新幹線駅からスムーズに県内各地域にご移動していただくために、この実



証試験をさせていただいております。

今回は、まず島原半島地域に長崎駅、諫早駅からスムーズに移動していただくということを検討いたしております。まずは、そういった二次交通の実証運行という形でさせていただいて、今後そういったMaaSの部分までどう波及していくかということになっていきます。今回の実証運行の中でMaaSの部分について検討しているということはありません。

【饗庭委員】 今後、ぜひ検討させていただいて、新幹線ができたときにはスムーズには行けるようになればいいかというふうに思います。

以上で終わります。

【浅田分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【宮本委員】 それでは、令和3年度の地域振興部の大きな柱となる施策であり、予算ですので、確認の意味を踏まえて質問させていただきます。部長説明もありました。補足説明資料もいただきましたので、この資料から質問いたします。

まず、補足説明資料の2ページになるんですけども、しまの雇用人材確保促進事業費、約2,400万円ですけども、事業内容と書いてあります。これにつきましては雇用機会拡充事業を活用された事業所に対する支援と理解しております。

事業内容の、まず、1つ目ですけども、事業者による島外からの人材確保支援とあります。

この背景は、雇用機会拡充事業を活用された事業者が、島内ではなかなか人材を確保するのが難しいということで、島外から人材を確保しようという背景があって、この支援に至ったという理解でよろしいんですか、それをまず確認させてください。

【徳永地域づくり推進課企画監】 まず、島外からの人材確保の支援につきましては、現在、雇

用機会拡充事業を活用する事業者数が若干減少傾向にあること。また、事業要件であります新規就業者の確保が年々難しくなっている状況ということで、つい最近までは有効求人倍率が離島地域でも1.0を超えておりました。

そういった状況もあり、かつ、国境離島の振興につきましては、やっぱり社会減の改善ということがありますので、島外からの人材を呼び込みたいというような思いもありまして、過去、雇用機会拡充事業につきましては、平成29年度から始まっておりますが、島外からの雇用者数の割合も年々伸びております。

そういったところの背景で、新たな取組として、島外からの人の呼び込みということで構築した事業でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。これは非常に大事ですね。

雇用機会拡充事業によって、離島の方々の雇用も増えるということはあるものの、それによって活性化も図られるということで、非常に期待をしております。

若干詳しくお聞きしたいんですけども、この事業は、全国規模、全国展開という感じでしょうか。例えば、東京にお住まいの方が、この求人広告を見て、「おっ、離島にこういった仕事がある、そしたらちょっとお話を聞いてみよう」、そういう認識でいいのか、それも確認をさせてください。

【徳永地域づくり推進課企画監】 本事業のマッチングにつきましては、島外の働き手を広く募集するということが必要ですので、インターネットの雇用情報サービスを運営している企業などと連携して、首都圏も含めて広く地方への移住・就業を呼びかけてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。かなり広がるということが予測されますが、周知については、先ほど近藤委員からもありましたとおり、いい事業ではあるけれども、なかなか市と県との連携ができてないという面も先ほどございました。まさしく私もそのとおりだと思っています。やっぱりいい事業ではあるものの、なかなか周知徹底されてないというのは非常に寂しいことですので、こういったものが今後あるんですよという、雇用機会拡充事業を活用された事業者に対しては、こういったものを周知する方法といたしますか、こういったものがあるんですよ、利用してみませんか、求人広告に載せてみませんかという周知は、どのような形でされるんですかね。

【徳永地域づくり推進課企画監】本事業の構築に当たりましては、市町の担当者も含めて、十分意見交換を交わして構築したと考えております。

また、国境離島地域、7市町がございますけど、こちらはセミナーとか、個別相談会というところも考えておりますが、小規模の自治体の方から、オンラインでやっていただけないかというような意見等をいただいております、そういったところもちょっと工夫しながらやっていきたいと思っております。

また、事業の周知につきましては、現在、令和3年度の採択に向けての準備というのが進められておりますので、そういった採択事業者の説明会というのが4月とかに予定をされておりますので、そういったところで、市町の方からきっちり事業者の皆様へ情報をお伝えできるように、我々としても努力を進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。周知徹

底について、よろしくお願いたします。これについては議案外でも2~3聞かせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、5ページですが、ながさきUIターン促進事業費についてです。

約6,500万円ですが、これは一般質問でも移住対策ということで質問させていただいたんですけど、2にLINEを活用したAI移住相談システム構築とあります。非常に興味深いシステムであります。そこに書いてあるんですけども、より詳しく、この事業について教えていただきたいと思っております。

【浦地域づくり推進課長】お答えします。

LINEを活用したAI移住相談システムの構築の概要でございますけれども、少しわかりやすく申し上げますと、4項目ぐらい、大きくございまして、1つは、移住戦略を強化しようという試みでございます。

これまで、相談対応については、基本的に人を介して情報収集等を行ってきたところでございますけれども、今回、LINEを活用しまして登録情報を取得するでありますとか、あるいはLINEを活用して関係人口情報等のデータベース化にも取り組みたいということでございます。

2点目としまして、情報発信の効率化ということで、これまでは手作業で属性を把握してメールでありますとか、あるいは郵送で情報発信していたものを、LINE等を活用しまして、プッシュ型の配信をできるようにしたいということでございます。

3点目でございますけれども、移住倶楽部という制度、無料会員の登録制度を有しておりますけれども、こちらの方も今回新たにデジタル会員証みたいな形でデジタル化を図りまして、

履歴情報の把握等によるサービスの充実につなげていこうというものでございます。

最後、4点目の観点としましては、移住のニーズ調査のアンケート調査等につきまして、これまではアナログと申しますか、こちらの方から調査という形で市町を通して行ってきたところを、今後はLINE等で取得した情報等を基に、移住後のアンケートの効率的な収集・分析等につなげていきたいと、そういう全体像を持って移住施策のデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。詳細、わかりました。

1つ確認します。無料の移住倶楽部というのがありますよね。これは今のくらい会員数がいらっしゃるもんなんですかね。無料の移住倶楽部におけるデジタル化と言われてました。今まで郵送していたものをデジタルで、LINEでほんと、プッシュ型と言われてますので、非常に素早く情報がいくと思っておりますけれども、移住倶楽部には今どれくらい登録者がいるのか教えていただけますか。

【浦地域づくり推進課長】 今、ご質問がありましたながさき移住倶楽部につきましては、平成27年度に発足いたしました。

今年度、昨年12月末現在の数値を申し上げますと、会員数としましては2,944人ということで、開設当時、平成27年度末が552人だったことを考えると、毎年、着実に伸びてきているという状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。この方々に、どんな形でLINEを登録していただくかというのは課題ではあるとは思いますが、引き続き、取り残しが無いような形でターゲットを絞っていただければと思っております。

す。

同じく、3に地域おこし協力隊の活動支援等があります。これについても、一昨年だったかと思えます。質問をさせていただいたんですけども、「OB・OGネットワーク」とあるんですが、この方々は今のくらいいらっしゃるのか。少なければ、する意味は難しいかなと思うんですけど、ある程度、人数がいらっしゃれば非常に力となってくるのではなからうかと考えておりますが、このOB・OGについて教えていただければと思えます。

【浦地域づくり推進課長】 お答えします。

地域おこし協力隊についてのお尋ねでございますけれども、本県においては、地域おこし協力隊を平成22年度から、各市町、募集開始しております。これまでの間に累計で採用人数としましては243人、採用しております。そのうち、現在も引き続き県内市町で活動している隊員の方が77名いらっしゃいますので、差し引きで申しますと約160名超の方が、OB・OGということでいらっしゃるという状況になります。OB・OGの中には、退任後に県外に転出された方も多くいらっしゃいます。

私どもの情報では、OB・OGの中で70名程度が今も県内に残っておられるということもお聞きしておりますので、そういった方々、あるいは全国に転出された方も含めて、しっかりネットワークを構築しながら、地域おこし協力隊の活動を支えてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。具体的な数値はわかりました。

今日の地方新聞にも、地域おこし協力隊の方の活動が載ってました。最近、ちょっと薄れてきているのかなと思いつつ見えておるんですけども、とんでもなく幅広く活動されてらっし

やいます。地域おこし協力隊の方々は非常にキーパーソンであると考えておりますから、県としても、しっかりと意見を聞いて、長崎の活性化に向けて、推進をすべく人材活用していただければと思っております。よろしく願いいたします。

最後に1点だけ、11ページの交通機関環境整備等支援事業費についてです。2億円、予算額としたら非常に高い予算となっております。

これは、予算総括質疑の中でも質問があつていましたけど、ちょっとわかりにくいところがあつて、個別に聞けばいいんでしょうけど、委員会なので、確認の意味を踏まえてお聞きをいたします。

事業内容で1、2、3とあります。1が国の第3次補正への上乗せ支援、2が国で埋もれた方を支援するための県単独ということでお聞きをしておりまして、書いてあります。

対象となる、何というんですかね、対象とか補助率、そしてまた、経費等の使い方もちょっと違うように思いますが、1番と2番について端的に、わかりやすくご説明いただければと思います。

【小川交通政策課長】 11ページにございます公共交通機関環境整備等支援事業費の内容について、ご説明いたします。

まず、今回、国の方で第3次補正予算を組まれて、そこで公共交通事業者への支援というものが打ち出されておりますが、その中で、私どもとして、まずは、新型コロナウイルスの感染防止対策等々を事業者に進めていただきたいと。その際に事業者の負担ができるだけ軽減されるような措置を取ることによりまして、いわゆる利用者の方々にも安全・安心な環境を提供していただいて、利用者が回復して、それがま

た、事業者の支援等につながっていくということを考えておまして、まずは1番目の国の第3次補正予算への上乗せということですが、これは国の補助採択があつた場合に、国の補助額に県で上乗せ支援をいたしまして、事業者の負担を2割に抑えようということでの支援内容になっております。

2つ目の県単の部分でございますが、例えば、国の支援等、補助の要望をしたけれども、その中で採択にならなかつたというような部分だとか、国の補助対象にはならないけれども、感染防止対策として、もしくは新たな取組として、事業の効果が非常に高いと思われるものについては県の方で支援いたしまして、事業者の負担を3割に抑えるという形で支援をしていきたいということで、今回の事業の構築をさせていただいているというところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。そうするならば、上の方に「対象事業者」と書いてあるんですけども、「本社等を置く公共交通事業者」とあるんですけど、これは、例えば本社が県外で、県内に支店とかある公共交通事業者でも対象ということで認識してよろしいんでしょうか、そこを教えてください。

【小川交通政策課長】 委員ご指摘のとおり、まずは長崎県に本社等を置くもの、県内に支社とか営業所とかを置く事業者に対しても対象としていきたいということで考えております。

当然、そうした場合に事業者の運行区域、もしくは運行路線等が県内に存するかどうかということも、その視点としては必要かと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。いずれにしても、公共交通事業者に対して、国、そして県で広く支援をしていきますということを確

認させていただきました。

3番には感染防止対策が十分に行える車両の更新支援と。これは、たしかUDタクシーというふうに言われてましたが、これはこういったものか、再度ご説明いただけますか。

【小川交通政策課長】3番目の感染防止対策が十分に行える車両の更新支援という点でございますが、今回、国の方からお聞きしている内容といたしまして、空気清浄機、それが車内もしくは船内の状況がどうかというのが見えるモニターを設置してほしいという話があります。タクシーの場合、乗用車タイプになりますと、その空気清浄機が結構かさばるという部分もございますので、乗降する利用者にとって乗降が不便になるんじゃないのかということもございまして、私どもとして、令和3年度に限りユニバーサルデザインタクシーへの更新を行う際に、その空気清浄機やモニターをセットで更新される際に、この支援をしたいということで考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。そうするならば、空気清浄機とかモニターを新しく更新する際に、1台に当たり60万円という認識でよろしいんですか、再度確認させてください。

【小川交通政策課長】現存するタクシー車両を更新する際に、その更新車両への支援の一定の条件として、前提条件として、感染防止対策の空気清浄機とか、モニターを設置しながら、例えばユニバーサルデザインタクシーに更新をする際に、空気清浄機やモニターへの補助、それとユニバーサルデザインタクシーへの更新に対する補助をしたいということでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。ちなみに、県内にユニバータキシーはどのくらい、多いんですかね。前、確認したら県北地域では非

常に少なかったように思うんですね。長崎市には多いという状況ですが、県内にばらつきがないような形で交通政策課としても対応していただければと思うんですが、UDタクシーの台数を、わかれば教えていただければと思います。

【小川交通政策課長】現在の長崎県内におきますユニバーサルデザインタクシーの導入状況でございますが、令和2年2月現在、32事業者で76台が導入されております。このうち長崎交通圏が、18事業者で60台ということで大多数を占めるという状況になっております。

私ども、今回のこの補助制度等を含めて、県のタクシー協会等を通じまして、各事業者に情報がきちっといって、そういう利活用が図られるように、情報発信も行っていきたいということで考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。ぜひとも情報提供を的確に、確実にしていただければと思います。

【浅田分科会長】ほかに質疑のある方がいらっしゃるかと思いますが、1時間たちましたので換気の時間をとらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩いたします。

-----  
午前11時 1分 休憩

-----  
午前11時 7分 再開  
-----

【浅田分科会長】分科会を再開させていただきます。

質疑はございませんか。

【石本委員】鉄道対策について確認したいと思います。

まず1点目、松浦鉄道の整備に関する経費とありますけど、これは具体的にどのような内容でしょうか。

【小川交通政策課長】松浦鉄道のマクラギの交換とかレールの交換とか、そういう施設整備関係について国の補助を受けまして、あと、長崎県、佐賀県、沿線市町で負担をして支援をしており、その長崎県の負担分を今回計上させていただいているところでございます。

【石本委員】ありがとうございます。

次に、3点目の九州新幹線西九州ルート of の早期整備を目指し実施する国等への要望活動で、JR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の整備に係る負担金、また、上下分離実施に伴う経費ですけれども、この中で具体的な内容を伺いたいと思いますが、JR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の内容について、まずお伺いしたいと思います。

【峰松新幹線対策課長】JR佐世保線の高速化についてのご質問です。

JR佐世保線の高速化につきましては、令和元年度から令和4年の新幹線開業に向けまして佐世保線を高速化するという事業を計画いたしておりまして、これまで2年間で事業を進めて、令和3年度につきましては、この事業のピークの年を迎えますので、今回、9億8,500万円の予算を計上させていただいております。

内容といたしましては、線路のロングレール化ということで、今、25メートルの線路でございますので、それを溶接して長くして200メートル以上にするというロングレール化と、あと曲線改良ということで、今回、高速化ということでJR九州に振子型の車両を走らせていただくようお願いをしております、その振子型車両を走らせるためには曲線を改良するという、曲線に傾斜を少しつけるという、カントといいます、カントをつける形で、曲線を少し高くするような形で、高速で曲線を曲が

れるような曲線改良、あと線路の路盤を高速化に耐え得るように改良する。そういった工事を今回させていただくことを計画しております。

【石本委員】高速化に伴って曲線を高速で曲がりやすいようにするという話ですね。

あと、複線化の話はどうなっているんですか。

【峰松新幹線対策課長】複線化の話でございます。複線化につきましては、肥前山口～武雄温泉間の一部区間といたしまして、大町～高橋間の複線化を実施するというところでございます。実際の事業につきましては、これは新幹線スキームでやっておりますので、新幹線スキームの予算につきましては、土木部で予算を計上させていただいて実際の事業をやっておりますので、こちらにつきましても令和3年度は土木部で新幹線の予算を計上されている中に複線化の予算も含まれておりますので、そちらは土木部で計上させていただいているところでございます。

【石本委員】この複線化については、今、肥前山口～武雄温泉間の一部区間ということですが、これまでの経過が私はわからないので確認したいと思うんですけど、これが1区間にとどまるというか、それを全区間に延長するというような計画というか、そういうのはどうなっているんですか。

【峰松新幹線対策課長】全線複線化というところのご質問だと思います。この複線化につきましては、平成24年6月にフリーゲージトレインが認可されまして、認可をされた際に新大阪まで直行乗入れが必要だということで、長崎～武雄温泉間につきましては、新幹線区間、武雄温泉～新鳥栖間につきましては在来線を活用する区間ということで、武雄温泉～肥前山口間が今単線でございますので、その複線化計画ということが考えられておりました。

しかしながら、西九州ルートにフリーゲージトレインが断念されたという経緯がございます。そういったことの中で武雄温泉～博多間につきましてはリレー特急を走らせるといったことで、今のところ、暫定的に合意がなされております。その区間につきましては新幹線が走らない。フリーゲージトレインですと新幹線に乗り入れる車両が走るということだったのですが、今回、在来線を利用する区間になっておりますので、リレー特急が入ってくる分の本数の運行に可能な範囲で、安定的に運行ができるという判断の中で、今回、大町～高橋間、この一部複線化ということを決定的にしております。そちらにつきましては平成31年4月の認可変更の際に決定されておまして、その方向で新幹線スキームの中で、今、実施計画が進められているところでございます。

【石本委員】素人考えの質問で申し訳ないんですけども、今言われたように、新幹線については武雄からの乗換えということになりますけれども、佐世保線となると、結局、新幹線で乗り換えても意味がないわけですね、武雄から。だから、一番言いたいことは、いわゆる佐世保～博多間を直行で最短時間で結ぶためには、やはりどうしても佐世保線の全線複線化というのが必要不可欠と考えます。

ですから、当面は新幹線が全線フル規格になるまでの間、今言われたようなことになるかと思うんですけども、最終的には佐世保方面からの利便性を考えた時には、全線複線化というのが費用対効果もあるかと思いますが、一番大事と、素人なりにそう思うんですけど、そこら辺の見解をお伺いします。

【峰松新幹線対策課長】全線複線化の件につきましてですが、この件につきましては、新幹線

をフル規格で整備していただくというところについて、我々としてはまず力を注がせていただいて、一刻も早く新鳥栖～武雄温泉間の整備方式を決めていただくというところ、方針を立てていただくというところが、まずは我々の至上命題だと思っております。

また、この新幹線の経緯につきましては、佐世保市及び県北地域の方々には、非常に苦渋の判断というところの中で、こういった新幹線整備が進んでいることは、我々も重々把握、承知いたしておりますので、そういったことを踏まえながら、まずは佐世保線につきましては高速化ということで、今回、4年間かけて整備をさせていただいて、そして佐世保線の利便性の向上を図って、その先にフル規格の実現というところをつなげていきたいと思っております。

【石本委員】この問題は究極的には必ず出てくる問題だと思いますので、そこを踏まえたところで、まずは新幹線を優先してやっていただくというふうにお願いしたいと思っております。

もう1点は、先ほど松浦線の話もありましたけど、結局、県北から新幹線に連結するということ、アクセスするためには、佐世保であれば佐世保線だし、県北の松浦・平戸地区でいけば松浦線と、2本しかないんですよ、鉄路でいうと。一方、松浦線は私たちが実際に使う機会がありません。なかなか不便で、どうしても車優先になってしまうものですから。ただ、高齢者ということになればバスかJR、松浦線等の利用ということになりますので、併せてそういった支線というか、二次交通対策というものもありますけれども、そういったところの対策を新幹線の整備の次にはぜひとも進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【浅田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大場委員】当初予算の中で半島振興対策費、横長資料でいいますと8ページになりますが、その中で半島振興推進費、雲仙岳災害伝承費の中で約2億1,700万円ほどが組まれておりますが、この内訳についてお尋ねいたします。

【浦地域づくり推進課長】お答えします。

雲仙岳災害伝承費2億1,700万円の内訳でございますが、大きく分けまして、雲仙岳災害記念館の設備等更新費関係が1億4,200万円程度でございます。また、土石流公園の整備費用として約6,700万円程度となっております。そのほかの土石流公園の南島原市への指定管理負担金等がこの内訳の中には含まれている、そういう状況でございます。

【大場委員】土石流公園の補修費として6,700万円ほど組まれていますが、今回、補修に当たって、その理由と、今回補修することによって全体の公園からどのような形に変わるのでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】土石流被災家屋保存公園についての補修解体工事等につきましては、平成11年4月に当施設はオープンいたしまして、それ以降20年以上が経過しているということで経年劣化が進んでおまして、特に近年は地盤沈下等の影響もあって、被災家屋の一部に倒壊等の懸念も生じてきているという状況でございます。

こうした中で地元の南島原市からも令和元年度から再整備の要望をいただいているところでございまして、こうした動きを受けまして、昨年11月に「土石流被災家屋保存公園の補修等整備のあり方検討委員会」を設置しまして、これまで検討を進めてきたところでございます。

最終的には、テント内の屋内の3棟について

は、しっかりと維持補修等をしていくということで、引き続き、遺構の保存に努めてまいるところでございますけれども、屋外の8棟につきましては、そのうち特に2棟につきまして、倒壊等の懸念があるということで、今回の予算において解体経費ということで約4,400万円程度を予算計上している状況でございます。

補修等の後の姿という意味では、全部で11棟でございますけれども、そのうちの屋外の2棟については解体等を行うということで、特にテント内の3棟については、こちらも劣化が進んでいるということですので、補修等整備費を今回の予算で計上していると、そういう状況でございます。

【大場委員】ぜひしっかりとした対応をお願いしたいと思います。奇しくも本日は3.11東日本大震災の日でありまして、家屋があった時にも雲仙普賢岳災害の家屋を残していくと。

時間がどれだけたとうとも、被災された方というのは、時間じゃなくて、本当に苦しい思いをずっと心の中にお持ちでございます。また、地元も、そういったものは風化させてはならないということで、しっかりと将来に向かって伝承していくという思いで、そういった取組を一生懸命されております。

今回、こういうふうな形で、解体は老朽化、いろんな状況等でやむを得ないと思っておりますけれども、今回そういった補修をすることによって、役割というか、そういったものが決して損なわれることがないようにお願いしたいと思います。その辺についてはどのようにお考えですか。

【浦地域づくり推進課長】今回、一部解体ということで、地元の自治会等の方も含めまして検討してきた結果ということでございます。検討の中で委員からは、解体するにしても遺構保存



や観光振興の観点から、写真とかデータをしっかり残して後世につないでいくべきだというお話もいただいたところでございます。

今、お話がありましたとおり、災害の遺構を残すということも非常に重要ではありますが、それ以上に、こうした災害のすさまじさでありますとか、災害の状況を後世に伝え継いでいくということこそ、大事な観点だと考えておりますので、今後とも、施設を適切に管理しながら、災害伝承と防災意識の向上につながるような活動に地元と一体で取り組んでまいりたいと考えております。

【大場委員】ぜひお願いしたいと思います。地元、被災者の思いとは裏腹に、時間がたてばたつだけ、風化ということを一番心配されております。そういったことで、こういう形で残る施設であったり、その部分としても重要な役割を果たすという部分では、今回の補修について、しっかりした対応と地元の声を聞きながら運営に当たっていただきたいと思います。

関連して、第78号議案で、同じく普賢岳のそういったことを皆様方にお伝えする施設として記念館があって、改修当初は非常にいい形でスタートが切れていたんですが、新型コロナウイルスの影響で、今回、指定管理費として約2,000万円を出すということですが、どういった内容で2,000万円なのか、積算根拠を教えてくださいませんか。

【浦地域づくり推進課長】お答えします。

ただいまご質問のありました雲仙岳災害記念館の指定管理負担金の増額2,000万円でございますけれども、こちらにつきましては、今回、新型コロナウイルス感染症に伴いまして利用者の減少等で大きな影響が生じているということで、雲仙岳災害記念館だけではなくて、今回、

県が所有する指定管理施設全体に対して同様の考え方で支援を行いながら、公共サービスの維持を図っていくという予算でございます。

積算の考え方につきましては、管理運営費の規模や利用者の減少度合いに応じて一定の単価を設けまして、それを使いまして積算をするという仕組みになっております。例えば、管理運営費の部分でありますと、雲仙岳災害記念館は1億5,800万円ほどの運営費がありますので、これに応じた単価を設定するということで2,000万円ということで、全庁的に統一した単価を用いて支援を行うという制度でございます。

【大場委員】今年度分、コロナの影響で2,000万円ということですが、現在でもコロナの影響は長期化になって、令和3年度もそういった影響が多々見込まれますが、令和3年度における施設の指定管理については、そういった要素が入り込んでいると理解していいですか。

【浦地域づくり推進課長】今回の2,000万円の2月補正予算につきましては、今年度に限定した支援ということですので、来年度につきましては、これまでどおりの管理運営を図っていくということになります。

ただ一方で、雲仙岳災害記念館についてのコロナ禍による影響というものは、実際、大きく影響が生じておりまして、直近の2月末現在の入館者数でいきますと、前年度比で7割減の約3割という状況ということで報告をいただいております。

今後、指定管理先であります記念財団としては、来年度、令和3年度については、それを5割ぐらいまで持っていこうということで計画を立てておりまして、さらに、令和4年度については、従前の利用者数に戻したいという考え方で今後の経営計画を立てておりますので、そうい

った経営計画もしっかり見ながら必要な支援策を検討していきたいと考えております。

【大場委員】そういったことで頭の中にぜひ入れていただいております。お願いしたいと思っております。

先ほども言いましたように、この2つの施設というのは、島原市というか、島原半島の住民とすれば非常に大切に思っている施設でありますので、そういったことを含めて現状の中でも住民の皆さんのそういった思いをしっかり組み入れていただくような対策も含めて、ぜひしっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

【浅田分科会長】ほかに質疑のある方。

【坂本(浩)委員】交通政策課にお尋ねします。

先ほどもちょっとやり取りがありましたけれども、公共交通機関の環境整備等支援事業費ということで、それぞれ対象事業者とか事業内容についてやり取りがありましたので、大方理解をいたしました。

1点だけ、タクシー事業者への支援の関係です。ユニバーサルデザインのタクシーに更新をする際、空気清浄機とか、そういうものを換えることに対する支援ということですか。課長から答弁があったように、県内で32事業所76台ということで、今のタクシーの台数からすれば相当少ないですね。

そういう意味でいくと、この支援を活用してユニバーサルデザインに変えようというふうなところも出てこようかと思うんですけれども、これは個人タクシーも含めた事業、法人だけではなくて個人タクシーも含めた支援ということで理解していいんでしょうか、そこをまずお願いします。

【小川交通政策課長】このタクシー事業者の中には個人タクシーも含まれるということで考え

ております。

【坂本(浩)委員】わかりました。おおよそ、何と言うんですかね、交通事業者の場合は、バス、タクシー、JRは除きますけれども、鉄道、それから航路等がありまして、県内の各事業所にいろんな形でこの間、今年度もずっと様々な形の支援を県もしていただいております。聞き取りとかいろいろされていると思うんですけれども、タクシーの部分について、車両の更新の支援ということについて、個人タクシーを入れると相当な数になるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の一定の聞き取りというか、そういうことをやった上で予算化されたという理解でよろしいんですかね。

【小川交通政策課長】タクシー協会の皆様とは、意見交換等もさせていただきながら、毎年の更新車両数とか現状等を踏まえて、今、予算は一応計画はさせていただいておりますが、今後、タクシー協会とも、この支援をどのように活用して、地域の要望等がどのようにあるのか、そういうことも把握をしながら、この事業について進めてまいりたいと思っております。

予算も、今、計上させていただいている段階でございますので、そういう全ての事業者等の要望とか計画を押さえた上で予算を上げているということではございません。

【坂本(浩)委員】わかりました。交通政策課もこの間、様々な形で事業者とのやり取り、聞き取りを含めて大変だというふうに思います。

私がいろんな交通事業者の皆さんからいろいろ聞きますと、もちろん全部じゃないんですけど、タクシーが非常に厳しいんですね。もう営業収入が労働者に還元されないぐらいしか上がらないというふうな非常に厳しい状況がありますので、今回、こういった形で感染防止対策と

いう一環で、今年度もですし、新年度も継続して手当てをしていただきますので、ぜひ十分な連携を取っていただいた上での取り組み方を改めてお願いを申し上げます。

次に、県庁舎跡地の活用検討経費ということでは、7,700万円出されています。委員会で補足資料が出されておりますので委員会審査でもいいかなと思うんですけども、とりあえず予算の関係がありますので、幾つかお尋ねいたします。

まず、この事業内容が幾つかありまして、基本構想の策定及び構想具体化の関係経費ということで組まれておりますけれども、これは基本構想策定のおおよその、ばちっと決まっておれば、それが一番いいんでしょうけど、策定のおおよそのタイムスケジュール、策定の時期ですね。それから、どういった枠組みで基本構想を策定していくのか。まず、それをお尋ねいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】基本構想のタイムスケジュールと枠組みについてのお尋ねでございますけれども、まず、タイムスケジュールにつきましては、一般質問の中でも少しご答弁差し上げましたけれども、埋蔵文化財調査も先月末で終了いたしましたので、そういった結果等も踏まえまして整備する具体的な機能ですとか配置などの整理を進めまして、来年度、基本構想を策定していければと考えているところでございます。

そういった考え方を関係者の皆様にお示しし、ご意見を伺い、また、県議会の方でもご審議をいただくといった形を何度かとらせていただきながら取りまとめを進めていければと考えておりますので、来年度の具体的な時期まではあれでございますけれども、一定の形で取りまとめができればと考えているところでございます。

もう1点、枠組みにつきましてのお尋ねでございますけれども、これまでも、先ほども申し上げましたとおり、様々な形で関係者の皆様、地元自治会の皆様、また、そういった専門家の皆様などにご意見を伺いながら整理をし、県議会をはじめ、ご意見を頂戴しながら取りまとめていく作業を続けてきておるところでございます。

今後、そのような形で考え方を丁寧にご説明をさせていただきまして、いただいたご意見等を頂戴しながら最終的な基本構想を取りまとめていければと考えております。

【坂本(浩)委員】来年度というのは、4月から来年の3月までの1年間あるわけで、もちろん、前半はなかなか、今からそういう基本構想のまとめに入るわけでしょうから、おおよそ後半ぐらいというふうな感じを持っておけばいいのかなというふうに勝手に思っております。

その枠組みですが、例えば、それは県庁舎跡地の活用、要するに、県の方が、そういったいろんな関係の皆さんだとか、地元のみなさんだとか、議会だとか、県議会だとかいうところに対して、いろいろヒアリング等々やりながら基本構想をまとめていくということなのか、あるいは一昨年でしたか、県が県庁舎跡地整備基本構想の検討をシンクタンクというか、三菱総研とか、そういうところに投げて委託して報告書にまとめましたね。だから、そういうふうな方法をとるのか、あるいはかつては2回ぐらい、委員会もできましたよね。そういうところでやっていくのか、そこをちょっと知りたいんですけど。

【苑田県庁舎跡地活用室長】今、委員からお話がありましたように、令和元年9月から昨年9月にかけて民間のシンクタンクに委託をい

たしまして、この基本構想につきましては、県が検討していくに当たりましての参考とするための提案をいただくような業務委託を実施しながら進めてきているところでございます。

それによっていただきました報告書などを基に、県としても、さらに関係者の皆様などにご意見を頂戴しながら、この基本構想の具体化を進めてきているところでございます。今後の手順といたしましては、県の方で引き続き、幅広く関係者の皆様、県議会の皆様からご意見を頂戴いたしながら、基本構想の具体化を進めまして取りまとめていくといった作業を考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。じゃ、そういうものはつくり、県として取りまとめていくというふうに理解をいたしました。

その取りまとめた内容を、基本構想を策定して、その構想の内容の具体化に向けてということで、これ、1,500万円くらい組まれているんですね。運営面、それから事業の手法等に係る企業ヒアリング等の実施ということですが、これは、今、課長から答弁があった様々な方からのいろんな意見聴取等やっていくというふうな理解でいいんですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】この件につきましては、ご指摘のように、そういった幅広く意見を聞きながら進めていくための経費の一つでございますけれども、具体的内容といたしましては、これまでも専門家の皆様ですとか、いろんな知見をお持ちの企業さんですとかに意見を聞いてまいったところ、今回の活用策につきましては、性格の異なる複数の施設を整備するといったところもありまして、非常に整備の仕方ですとか運営の仕方について、留意しながら進めていく必要があるといったお話を頂戴しており

ました。

そのような中で助言等がありましたのが、この基本構想をつくる段階で、県として、整備後、こういった活用を具体的にイメージしているのかですとか、事業の実施や運営に当たりましてどのような形で進めていこうとしているのかみたいなどころを、より具体的に整理をして示していくことが必要であるといったような意見を頂戴したところでございます。

そうした意見等も踏まえまして、今回、記載しておりますように、企業様などに引き続き整備や運営に係るご意見等を頂戴しながら具体化を進めることで今後の作業をスムーズに進めていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。それで、今言ったような形になると、この広場の、跡地活用について大まかに3つあって、説明もありましたように、広場機能だとか、あるいは情報発信機能、それから交流支援の機能というふうな、そういうところで基本構想をつくって具体化していくという流れの中で、そういう意味でいくと、委員会までとは言わないですけども、それぞれの企業なり、いろんな活動をしている人たちを含めて、団体とか、そういうのを含めて何かのそういう形をつくった上で、もちろん、県が事務局を持ってやるというようにしないと、なかなか、その都度その都度、聞き取っていった県が単独で3つのあれをまとめましょうというふうになっても、なかなかうまくいかないんじゃないかな。要するに、今後の、できた後の活用も含めて、やっぱりそういう事前の、構想段階から、そういう方々には関わってもらった方がいいんじゃないかなという気がしますけれども、そこら辺はいかがですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】基本構想の策定に

向けた手順、やり方のところでございますけれども、今、私どもとして考えておりますのは、県庁舎の跡地活用につきましては、これまでも民間の有識者による懇話会ですとか県議会とかでもご議論をいただきまして、従来から、にぎわいの創出につながる広場の機能ですとか、あと、歴史や観光などの情報発信機能、そういったところを整備しながら歴史を生かした、にぎわいの創出につながるような場の創出といったところを念頭に検討を重ねてきている状況がございます。

そういうことで、現在の状況といたしましては、昨年度の1月に長崎市が予定しておりました文化芸術ホールを見直す方針を示されたというような経過がございますけれども、現在の状況としましては、従来からの議論に基づきます基本的なにぎわいですとか、交流を生み出すといったような考え方を踏襲しつつ、具体的に新たな機能を含めて、どういった機能を整備していくかといったところを検討している状況にあるかと考えているところでございます。

そうした考え方から申しますと、それぞれの機能をより具体化する形で基本構想を取りまとめていくことになると思いますので、そのような具体化を進めていく上では、様々な分野の関係する専門家の皆様ですとか、有識者の皆様方に、いろんな形で丁寧にご意見をお伺いしながら詰めていくことで、それぞれの機能の具体化が図られていくものと考えているところでございます。

委員ご指摘のように、全体のそういった運営ですとか、描く姿といったものを念頭に置きながら整理していくのがもっともでございますけれども、そういった基本的な考え方を踏まえつつ、具体の検討に当たりましては、幅広く様々

な分野の専門家の皆様方からの意見を取り入れまして検討を進めていきたいと、そういうふうにご考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかるんです、基本的なところはですね。問題は、3つの機能があるのを、より具体的にしていくためには、やっぱりそういうグループみたいなものをつくってやっぴかないと、その都度、その都度、県がヒアリングをするだけでは、ちょっとどうかなというふうに思ったものですから、そこを指摘させていただいたんですけれども、今後、そこら辺も含めて対応をぜひお願いしたいと思います。

時間の関係がありますから次にいきます。

旧第三別館の活用検討費、それから石垣顕在化ということで640万円ぐらい組まれています。この旧第三別館の活用については、今、マーケットサウンディングをしているということですが、それはそれで民間の活用を含めて、どういった活用ができるかという市場調査をするということはいいいんですけれども、その際に、ここはいわゆる被爆建造物なんですよ。長崎市が122指定している中の一つなんですよ。当然、そういう視点で県にも要望しているところも、たしかあったと思いますし、それと築98年という老朽化の問題がありますので、当然、この2つの部分というのは頭に入れた上でのそういうサウンディングということで理解していいんですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 旧第三別館につきましては、委員ご指摘のとおり、被爆遺構でございますし、大正12年の建物ということで歴史のある建物ということで認識いたしているところでございます。

今回、実施しております民間の利活用ニーズを行うサウンディング調査に当たりまして、

そういった建物の歴史ですとか位置づけといったものもお示ししながら検討していただいておりますし、私どもも、この基本構想の中で最終的な方向性を整理していくことにしておりますけれども、今、ご指摘のありました部分も含めて最終的な整備や保存活用のあり方の方向性を整理していければと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】次に、先行的な賑わいづくりに係る経費ということで、これは第二別館跡地の改修費とワークショップ、それから実証実験の実施等ということで予算を組まれています。第2別館跡地の改修がハードで、ワークショップかれこれはソフトの部分かなというふうに思うんですけれども、先行的な賑わいづくりということは、前から私もずっと言ってきたつもりなんですけれども、具体的にはどういったものを考えていますか。第二別館跡地の改修は別にして、そういうワークショップだとか実証実験というのは、具体的にどういうことをイメージしているのか教えてください。

【苑田県庁舎跡地活用室長】この先行的な賑わいづくりのソフト的な部分でございますけれども、来年度は、記載しておりますように、県庁舎跡地を自ら活用してみたいという方々によりワークショップを開催いたしまして、このワークショップの中でどういった活用、また、使い方ができるかといったところをご検討いただきながら具体化していくようなところを考えております。

併せまして、記載しております実証実験ということで、そうしたワークショップの中で企画いただいた取組、催しなどを実際に県民、市民の皆様に行っていただきまして、その後の運営等における課題等を検証するとともに、将来の

そういった催しなどを企画、運営いただく方々の人材の育成といった視点も持って取り組んでいければと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】そしたら、まず、ワークショップでそういう参加した人のいろんな提案とか、そういうのを取り入れながら実証実験として積み重ねていくというふうな理解でいいですね。

そのための第二別館跡地の改修というのも、今、杭はなくなっているみたいですけど、そこはちゃんと使いやすいように早めにせにゃいかんと思うんですよね、まだまだ更地みたいですから。そこはいかがですか、タイムスケジュール的には。早めにしていかんといかんのじゃないかなと思うんですけれども。

【苑田県庁舎跡地活用室長】ご指摘のとおり、現在、旧第2別館跡地につきましては、更地にはなっておりますけれども、まだ電源設備などありませんし、排水設備とか、そういったものも完備されてない状況でございますので、スケジュール感を持って工事等に取り組んでまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】最後に情報発信に係る経費ということで574万5,000円あります。これ、私、今回の一般質問でも時間の関係でその分だけしか言えなかったんですけれども、要するに、今、この県庁舎跡地が、県庁舎がこっちに移って随分時間がたって、少し埋蔵文化財の発掘調査だとか、そういうのはあっているんですけれども、なかなか県民、市民の皆さんの関心が、最近は余り話題にも上らないというふうな状況があるんじゃないかなと思って、この情報発信は、そういう意味でいけば非常に重要だというふうに思ってます。

とにかく、こういう形で県なり、あるいはいろんな方々が県庁舎跡地の活用をめぐるって動い

ているんだよというふうな、そういうのをどんどん情報として発信する必要があるんだろうというふうに思いますけれども、具体的にそういう情報発信をどういうふうな方法といたしますか、具体的に考えているのか教えてもらえますか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】情報発信のやり方等に関するお尋ねでございますけれども、一般質問の中でも少しご答弁させていただきましたが、これまでも県ではホームページを活用したりして情報発信に取り組んできているところでございますけれども、来年度は予算を計上させていただいておりますように、映像ですとか、SNSなどを活用したような発信にも取り組んでまいりたいと考えておりました、その内容につきましても、跡地が果たしてきた役割でございますとか、先ほどございました埋蔵文化財調査の結果に加えまして、お尋ねいただきました先行的な賑わいづくりにおけるいろんな活用の様子とか、そういったものも含めて発信していければと考えておりました、そのような形で、様々、皆様関わっていただけて活動いただいている様子などもご紹介しながら、より関心を持っていただけるような工夫といたしますか、そういったところを留意してまいりたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。この県庁舎跡地は、長崎の、長い岬という、長崎の名前の由来になった、地理的にはそういう状況でもあります。あるいは日本で最初にキリスト教会が置かれた場所、本当に歴史があります。そういう長崎県にとっても、もちろん長崎市にとっても重要なところだというふうに思いますので、ぜひ積極的な情報発信をしてもらいたいと思います。特に、県庁の広報第二課とか、ああいうのをどんどん活用していただきたいと思います。

その際に注意してもらいたいのは、長崎の特に跡地を中心とする古い歴史の中で、江戸前期、あるいは明治期、それから長崎が被爆した近現代というところで、それぞれの歴史に関わる部分ごとに、何といたしますか、分けまでしなくてもいいんですけども、それぞれの県民、市民の皆さんの関心の度合いというのが、自分は江戸初期の歴史に関心があるとか、それぞれあると思うんですよね。ですから、そこは工夫しながら、それぞれの長崎の歴史に関して、歴史そのものの関心じゃなくてもいいんですけども、そういうのに、歴史と、あと生活の歴史もある、いろんな歴史がですね。そういうのをカテゴリー別にしてもらって、それぞれの県民、市民の皆さんの心に届くような、いわゆる一般的な情報発信じゃなくて、そういうのにぜひ心がけていただきたいというふうに思いますけど、結構せからしいと思うんですけど、そこら辺どうですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】ご指摘のとおり、この県庁舎跡地につきましては、様々な歴史の変遷がある場所でございます、皆様の思いというのも、そういった時代、時代に対してあらわれるものと認識しております。

そうした意味で、私も今回、いろんな情報発信の充実を考えておりますけれども、お話がありましたように、当然、客観的にそれぞれの時代を含めた発信を行っていくことが前提ではございますけれども、それぞれの時代ごとの変遷でございますとか、お話のありましたそういったいろんな果たしてきた役割などもありますので、そういったものも含めて発信していくことで、皆様のそういった関心にも結びつき、また、そういった情報についても、より一層理解を深めていただけるようなやり方、工夫とい

ったものを留意しながら取り組んでいければと  
考えております。

【浅田分科会長】 それでは、これより休憩とさ  
せていただきまして、再開は、午後1時30分に  
させていただきます。 よろしくお願ひします。

-----  
午前 11時56分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【浅田分科会長】 分科会を再開させていただきます。

質疑のある方、いらっしゃいますか。

【宮島委員】 それでは、1点だけお尋ねをいた  
します。

新年度予算で選挙関係の費用が上がっており  
ますので、お尋ねをいたしたいと思ひます。

令和3年度は、10月に任期満了を迎える衆議  
院の総選挙、そしてまた、年明けて早々には知  
事選挙が行われるということで、大きな選挙の  
費用が2つ、計上されております。

中身を見ますと、大半は事務経費というふう  
になろうかと思ひますが、その中で一部、啓発  
費がありますので、そのことについてお伺いを  
いたしたいと思ひます。

昨今の選挙の投票率を見ておひますと、非常  
な低下傾向になかなか歯止めがかかっておりま  
せんので、大変深刻な状況だなというふうに通  
け止めます。

そうした今の投票率というものをどのように  
受け止めておられて、そしてまた、今後どのよ  
うに通票率の向上に向けて啓発活動を行ってい  
こうとされているのかをお伺ひいたしたいと思  
ひます。

【大塚市町村課長】 選挙における投票率につ  
いてのお尋ねでございますけれども、投票率につ  
きましては、その時々通社会情勢や候補者の顔

ぶれ、さらには投票日の天候など、様々な要素  
が総合的に影響すると思ひられておひます。衆  
議院選挙につきましては、前回の選挙では、前々  
回よりも、やや持ち直しておひますものの、知  
事選挙では、前回選挙において、過去最低の投  
票率を記録するなど、全体としては低下傾向に  
あるものと思ひておひまして、県選挙管理委員  
会といたしましても、大変重く受け止めている  
ところでござひます。

投票率につきまして、年代別に見てみますと、  
特に若い世代の投票率が低い傾向にござひます。  
前回、令和元年度の参議院選挙の終了後に、公  
益財団法人明るい選挙推進協会が行ひました若  
い世代に対する意識調査によりますと、投票に  
行かなかった理由として、高かったものから、  
「面倒だったから」、「選挙に余り関心がなか  
ったから」、「どの政党や候補者に投票すべき  
かわからなかったから」などが上位になってお  
ひます。

このようなことから、投票率の向上を図って  
いくためには、まずは県民の皆様の政治に対す  
る意識を高めていく必要があると思ひておひま  
す。

このため、子どもの段階から選挙の大事さ、  
大切さを教え、大人になってから投票所に足を  
運んでもらえますように、市町選挙管理委員会  
をはじめ、教育委員会、学校などと連携して、  
常日頃からの政治意識、主権者意識の向上に向  
けた啓発に引き続き力を入れていきたいと思ひ  
ておひます。

併せまして、選挙時におきましては、投票日  
の周知と投票への呼びかけについて効果的な啓  
発を実施していきたいと思ひておひまして、今  
回、コロナの感染防止という観点から、感染防  
止のために人が密集するような形を避けた啓発



活動に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、幅広い世代が日常生活で接触する媒体であるテレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや、駅、バスターミナル、バス、JRなどへの広告掲出のほか、特に投票率が低い傾向にあります若年層を主なターゲットとしてSNSなどインターネットを活用した効果的な啓発を展開していきたいと考えております。

併せまして、有権者に安心して投票に来ていただけますように、バリアフリー対策や期日前投票所を利便性の高い場所に設置するなど、投票しやすい環境づくりにつきましても、市町の選管へ働きかけてまいりたいと考えております。

【宮島委員】課長がおっしゃったように、投票率の低下については、いろいろな理由があると思いますし、また、そういう意味では政治家側の役割、責任も大きいんじゃないかなというふうにも痛感するわけであります。

しかし、そうは言いながらも、この経過、傾向というものは看過することができませんので、何とか、あの手この手を使ってでも歯止めをかけなければならないというふうに思います。

そうした中で、今ご説明のとおりいろいろな工夫をしていただけたと思うわけでありますが、広告につきましては、今お話のとおり、従来のテレビあるいはラジオ等を通じたの広告というものもあると思います。ここしばらくは全国でもよく話題になるようなCMもあったように思うわけであります。そういう意味では少し目立つような、言葉はあれですけども、エッジのきいたような広告というものも必要じゃないかなと思います。また、SNSも新しいツールとしてぜひ活用していただきたいと思うわけであります。ただ、そこも選挙のことを流し

ただけでは、特に若い人にはなかなかヒットしないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味でも、工夫をして、とにかく目立つような取組をしていただきたいなということも思うわけでありますけれども、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

【大塚市町村課長】選挙啓発につきましてですが、若い世代の接触率が高い媒体としては、交通の広告、次いでインターネット上の啓発動画などが挙げられております。

委員ご指摘のとおり、ただ単に流すというよりも、ちょっと目を引くような工夫につきましては、これからも検討してまいりたいと思っております。

現在、検討しておりますのは、若年層でよく利用されている媒体、例えば、ユーチューブのバンパー広告であるとか、あとは若い世代を含む幅広い年代が活用するYahoo!、Google等の検索サイトへの広告とか、そういったことを想定しております。選挙執行時に最も効果が高いようなもの、そして内容につきましても、より目を引くような工夫をして取り組んでまいりたいと考えております。

【宮島委員】ぜひ積極的に取り組んでいただきたいをお願いを申し上げたいと思います。

それと、今、課長の方から投票所のお話もございました。これは私もかつて取り上げたんですけども、最近の選挙を見ていると、高齢者の方がなかなか投票所に行けないと。要は、身体的な理由で投票所に出向けなくなった方が増えているというような感じを受けております。従来ずっと選挙に行っておられた方が投票できないというのは、極めてもったいない話だなというふうに思いますので、できれば、そういう方がちゃんと投票できるような仕組みづくりを

行っていただきたいと。

選管の方にそのことをお尋ねいたしましたら、選管からは、各市や町では、それぞれ工夫をされて巡回バスなどを促して高齢者の皆様方が投票所に出向いていただけるような仕組みをつくってもらっている。そのような市町もあるというふうに承りました。それをぜひほかの市町にも流していただきたいということで積極的な取組をお願いいたしておりましたが、その後、そうした状況というものが進んでいるのか、お聞かせいただければなと思います。

【大塚市町村課長】高齢者の方々の利便性の確保ということで、巡回バスというお話がございましたけれども、現在、県選挙管理委員会の方で積極的に導入をお願いしております手段の一つといたしまして、移動期日前投票所という、車を巡回して、そこで投票してもらうような形の投票スタイルの導入につきまして働きかけをしております。

現在、平戸市、対馬市、五島市で導入されておりますので、そういった事例につきまして取組の事例集をつくりまして、県内の各市町にもご紹介しております。より不便な地域では非常に効果的な取組だと思っておりますので、事例集をお配りしてご紹介しているところであります。引き続き働きかけをしていきたいと思っております。

【宮島委員】最後にいたしますけれども、改めて申すまでもなく、投票率の低下というのは、これはひいては民主主義の危機にもつながっていくというふうに感ずるところもありますので、これからもどうか積極的に投票率の向上に取り組んでいただきますことを重ねてお願いをいたしたいと思います。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【田中委員】予算の関係で宝くじについて聞かせてください。

7億4,444万円、予算が組んであります。2月補正で8,300万円の減となっております。減となっているのは、使わなかったという予算が出ているんですが、システムを含めて解説をお願いします。

【大塚市町村課長】市町村振興宝くじ収益交付金でございますけれども、宝くじの収益につきましては、横長資料の内容説明にありますように、公益財団法人長崎県市町村振興協会に対して交付するものでございます。長崎県市町村振興協会におきまして、サマージャンボ分につきましては、基金を造成して市町村への貸付原資、それから研修等の事業に活用しております。ハロウィンジャンボ分につきましては、直接、市町村へ交付しているものでございます。

補正で減額しておりますのは、当初想定しておりましたよりも宝くじの売上げが少なかったということで減額になっているものでございます。

【田中委員】宝くじの売上げが少なかったから減額ということで、余ったからという話じゃないんですね、減額は。

昔、公民館建設の補助がちょっとあったんだけど、それは今もありますか。

【浦地域づくり推進課長】県の予算には計上されておりませんが、総務省の外郭団体でございます自治総合センターが地域の公民館の建設事業、あるいは設備整備についての支援制度を設けております。これについては、直接、団体から各市町村間のお金の流れになっております。その間に県も経由する形で内容については承知しているところでございます。

【田中委員】実績として公民館はどのくらいや

っているのか。余裕があるのかな、お願いせんといかんでね。後で資料をもらってもいい。

【浦地域づくり推進課長】自治総合センターで行っております一般コミュニティー助成事業ということで、主に建設に係る支援と設備に関する支援ということが2つございます。

建設に関する支援につきましては、毎年、本県に対する枠が3件程度となっております。その中で各市町村から要望が上がってきたものにつきまして、私どもを通して自治総合センターに申請して、優先順位を勘案して配分するという位置づけです。

委員お尋ねの状況としましては、市町村からの要望について、公民館を建設するとなると自治組織との調整、あるいは市町村の予算計上にいろいろなハードルもあるということで、それほど多くの要望が上がってきて落とされているという状況ではございません。むしろ、設備支援の方が非常に多くの要望をいただいております。そちらから自治総合センターで優先順位を含めて配分を行っている状況です。こちらの方は多くのニーズが市町村から上がってきている状況を把握しております。

【田中委員】もう一回戻って、宝くじの県に入ってくるお金、どうですか、ここ何年かの推移は。あんまり変化はないですか、下がっていますか。昔はもっとあったような感じもするんだけれども、どうですか、数字をお聞かせください。

【大塚市町村課長】宝くじの収入でございますけれども、大変申し訳ございません。市町村課ではなくて財政課で収入しておりますものから、現在、数字を持ち合わせておりません。

【田中委員】次に、市町の権限移譲で4億1,685万円ほど予算が組まれています。今でも権限移

譲はやっているのかな、あんまり聞かないけれども、どうですか。

【大塚市町村課長】こちらは、既に権限移譲した事務に関する費用でございまして、新たに事務をといたしますか、以前のようにたくさんの事務を権限移譲しているということとはございません。既に権限移譲された事務に係る経費ということでご理解いただければと思います。

【田中委員】何年ぐらい補填してやっていますか。この予算は、ずっとこれからもあるのかな。

【大塚市町村課長】これは、もともと県の事務だったものを市町村で執行していただいているということですので、その事務がある限り引き続きお支払いすることになっております。

【田中委員】これは全て県単予算なんですよ、この財源そのものはね、わかりました。

次に、大きな項目で新幹線関係で、ハードは土木の方だろうけど、ソフト関係はこちらだということで、新幹線の163億2,100万円の予算が組まれています。令和2年度の補正で貸付料収入が75億1,800万円ほどあるので、その関連から質問をさせていただこうと思います。

一つは、貸付料は何年度まで入ってくるようなシステムになっていますか。

【坂野地域振興部次長】新幹線建設に伴います貸付料でございますけれども、現在、建設が行われておりますので貸付料を建設に充てているというような格好になっております。ですので、令和4年度もしくは令和5年度まで残工事が発生するという事になれば、その分だけ国から執行として貸付料が建設費に充てられるというような格好になります。

【田中委員】制度上そういうことなので。しかし、後年戻ってくるような感じなので、お金に色はついてないので、これは財源として別に法

律化ということもあり得るわけね、数字としてはですね。ただ、令和4年まで新幹線の工事があるとすれば令和5年度まで入ってくると、令和4年度末の補正で終わるのかな。

【浅田分科会長】 休憩します。

-----  
午後 1時48分 休憩

-----  
午後 1時50分 再開  
-----

【浅田分科会長】 分科会を再開いたします。

【田中委員】 確認ですが、最終が差し引きすると405億円が残っていると思うんだけど、それも土木ですね、わかりました。それじゃ、そこはやめます。

もう一つ、今、佐賀県との関係で在来線の扱いと費用負担の2点で進展しないんだけど、予算には直接は関係ないかもわからんけれども、在来線の扱いをどうするかという話、長崎ルートだけ費用負担が優遇されるということは、ちょっと考えづらいんだけど、どういう県の対応になっているのかを聞かせてもらいたい。

【坂野地域振興部次長】 今、委員ご指摘の点は、新鳥栖から武雄温泉間の建設、今、佐賀県の方と調整されている区間での佐賀県の課題ということで、在来線と、あと地方負担ということでご答弁させていただきます。

まず、在来線については、JR九州も対面乗換方式では収支採算性が成り立たないという考えを示されております。また、本県の部長と佐賀県の地域交流部長が面談をした際にも、佐賀県の方からは、在来線の方が整理されなければフル規格の議論はなかなかできないというようなお話なんかもあっていらっしゃるごさいますので、県としては、これまでも在来線については、引き続きJR九州に経営を維持してほしいということで与党などには求めてきたところで

ありますが、こちらにつきましてはJR九州の方で考えを示していただく必要があると考えておりますので、今後も県としてはJR九州に働きかけをしていきたいと考えています。

それから、地方負担につきましては、財源の問題ということで、政府与党において、ぜひ解決策を示してほしいということで国に求めてきたところです。

そして、昨年、与党PTの検討委員会で、財源についてどれだけ軽減できるのかということを検討していきたいというような発言もなされておりますので、まずは県としては、そういった議論を見守りながら対応していきたいと考えております。

【田中委員】 深くは入りませんが、長崎ルートだけ優遇してもらえようという感触があるという理解をしていいのかな。

【坂野地域振興部次長】 こちらについては、与党PT検討委員会の山本委員長から、「フリーゲージトレイン断念の経緯もあるので」というようなお話などされており、検討を今後していただけるものと県としては考えております。

【田中委員】 新幹線は、それで終わりながら、上下分離の維持管理経費は予算に入っているわけだから大丈夫ね。

考え方そのものについて、私はちょっと反対というか、不信感を持つんだけどね。今までの長崎県と佐賀県との流れの中で、上下分離がそのまま2対1の比率で今から23年間、実施されようとしているスタートの年になるわけね、今年から、法人運営に係る経費等もあるからね。どうなんですかね、佐賀県はどうしても2対1は譲られないという話ですか。

【峰松新幹線対策課長】 2対1の話ですが、佐賀県と協議をさせていただいて、そもそも平成

20年に維持管理につきましては、松浦鉄道を参考にしまして維持管理費につきましては2.3億円ということで示されて、佐賀県、JR、長崎県で協議をしたところで、その費用の負担割合といたしまして、佐賀県1、長崎県2ということで合意をなされているというようなものが基本にございました。

今回、その上下分離に当たりまして新法人を設立したり、実際にJRが運行して、下の維持管理を新法人がしていくという中で、当初想定していなかった経費というものが、例えば、JRが運行しますので、JRが運行すると維持管理自体はJRにさせていただくのが適当というような国交省のご判断もございましたので、JRに維持管理の委託をすることとなりますと、JR基準の保守レベルの向上とか設備指令業務、24時間監視する、そういった当初想定されていなかった経費がございます。そういった経費がございまして、経費は約9.2億円に膨れているというところでございました。

そこについて佐賀県とも協議をさせていただいた結果、内容といたしまして、当時想定されていたような維持管理経費に準ずるものということで、佐賀県とは議論を交わして両県で合意をさせていただいたという経緯でございます。

【田中委員】そもそも論に入り込まざるを得ないようなことになるんだけど、平成20年当時は、並行在来線を解決しなければ先に進まない、鹿島市が反対して先に進まないということで、当時、2億3,000万円程度だったならば、まあ長崎県が2で向こうが1でいいじゃないかというような感じで解決したような気が私はするんだけどね。

長崎県と佐賀県の、肥前山口～諫早間の距離で、新幹線方式で距離で分けるとすると逆なん

ですよ。佐賀県の方がよけい出さなきゃいかん、本来はね。ただし、鹿島止まりというのを諫早まで延ばしてくれとJR九州にお願いしたのは事実だ、長崎県がね。鹿島が反対するので、鹿島止まりのダイヤを諫早まで延ばしてほしい。その費用負担として、まあ2対1でもいいじゃないかというような話で解決してもらったというような気が私はするんだけどね。

今になって9億2,000万円という話になるとね、距離の関係からいうと、佐賀が2で長崎県が1なんですよ、逆に。それを長崎県が余分に出してずっと、9億2,000万円は今想定されているけれども、これが大きくなればなるほど大変な額になっていくね。今から23年間、負担しなきゃいかんわけけれども、これはもう将来の債務負担行為だよ。これだけ考えても140億円対70億円になるわけで、140億円、最低でも出さなきゃいかんという形になるわけね、長崎県は。よくぞ、長崎県はこれでオーケーしたなと思ってびっくりしているんだけど、もう一回、そこら辺の事情を、どうしても佐賀県はこれでない困るということだったのかどうか、お聞かせください。

【峰松新幹線対策課長】当時、2.3億円につきまして、佐賀県1、長崎県2ということで合意、確認をさせていただいた内容につきましては、まず、新幹線を、新線を整備するということで、新幹線の長崎県区間と佐賀県区間の比率が概ね2対1というところと、肥前山口～諫早間における人口の比率も概ね2対1、そういったところを勘案させていただいて、また、今回の新幹線整備に係る応分の負担というところも踏まえまして、佐賀県1、長崎県2という負担割合で確認を当時取り交わさせていただいているというような状況でございます。

その経緯を踏まえまして、今回、改めて議論をさせていただいた内容につきましても、当時、確認をした維持管理の内容となるということで、佐賀県1、長崎県2という負担割合を決めさせていただいているところでございます。

また、委員がおっしゃいますように、金額につきましても、9.2億円ということで税抜き金額になるんですが、これが23年間になると約210億円になっておりまして、それを2対1にするということで、長崎県が140億円、佐賀県が70億円という大きな負担になっております。

ただ、我々もこういった大きな負担となりますので、JRにもしっかりとご協力をしていただくように要請させていただいて、JRにつきましても施設を移譲する前の、譲渡前の修繕等につきましてご協力をしていただいております。そうすることによって維持管理経費の縮減にもつながっていくものと考えております。

そういったこともございましたので、今回、2対1ということでの合意に至った経緯となっております。

【田中委員】少し皮肉な言い方をさせてもらえども、やっぱりこの2対1というのは、大変問題だなと思うね。

そもそも並行在来線というのは、長崎～博多間だけれども、長崎～博多間が開通して初めて並行在来線なんです。開通した時に並行在来線として、ここをどうするかという話なんです。構想は先に練っていてもいいけれど、完全に長崎～博多間が新幹線ができた時に初めてここは実施する話だ。現状は途中まででやるのに、ここだけ先行してやらなきゃいかんという話に現実になっているわけね。まだ肥前山口までも新幹線は行かないんですよ。それをわざわざ肥前山

口から分離してこっちをやらなきゃいかん。あんまり、何というのかな、承服できるような話じゃないけれども。これだけ佐賀県に対しては長崎県が頑張ってるんだという真意は伝わってますか、佐賀県に。どうですか。

【峰松新幹線対策課長】今回の2対1の協議につきましても、昨年の夏から何回も私と部長が中心になりまして佐賀県の担当課長、佐賀県の担当部長、両名とずっとお話をさせていただいております。その間、長崎県の思い、長崎県がここに至る経緯につきましても、何度もお話をさせていただいておりますので、そのことについては佐賀県も十分ご理解していただいております。

【田中委員】もっと言いたいけれども、時間の関係もあるので、とどめたいと思いますが、要は、武雄から先が見通しが立っての話ならば、まだ仕方ないなという話だけど、向こうはまだできないのに、こちらだけ先行して負担が始まっていくというのは、本当、理不尽な話だと私は理解するけれどもね。

それに、新幹線絡みで言いますと、先ほどちょっと話が出てました佐世保線対策についても、ちょっと聞かせてもらおうと思います。

令和元年度から始まって令和2年度までで3億6,000万円ほどの予算が執行されようとしているわけです。総事業費は14億4,100万円、今年度が9億8,500万円。今まではレールと路盤改良だけの内容だったのが、初めて曲線改良という内容が出てくるわけね、3,644メートルかな、私は資料としてもらってますけど。この曲線改良というのは、本当にやるんですか。それにしても予算が少な過ぎるなという感じもするんだけど。3キロ600メートル、お聞かせください。

【峰松新幹線対策課長】曲線改良につきまして

は、先ほどもご答弁させていただきましたが、JR九州が佐世保線に振り型の特急を入れておりませんので、振り型の特急を入れるためには、一定、曲線について改良しないと入れないというような状況がございます。振り型の特急のために一定の傾斜角度を曲線のところに入れるという形で、その改良をすることによって振り型特急が導入できるという経緯がございます。

今回、そういうことで曲線改良を令和3年度の事業で実施をさせていただくということでJRからお伺いしております。

【田中委員】来年度で終わる予算になっているけれども、そもそもの話をすると、三川内～早岐間が1,100メートルぐらい、早岐～大塔間が650メートルぐらい、曲線改良という話が出ているけれども、早岐駅のスイッチバックが問題だったんです、一番最初はね。来て、また戻る。だから、三川内からそのまま大塔の方に抜けることができれば、佐世保線としてはもっと楽になるということが想定された時代もあったんだけれども、それは全然話題にはなってないですね。

【峰松新幹線対策課長】過去、そういったご議論もあったとお伺いしておりますが、今回の整備工事の中では、早岐駅のスイッチバックの件につきましては、工事の対象となっておりません。

【田中委員】端的に言って、今、表定速度が60キロぐらいかな。130キロという目標になっているけれども、それはとても無理だという、最高速度と書いているから、どこが最高速度が出るのか知らないけれどもね。60キロがどのくらい上がるのか、時間短縮効果がどのくらい見込めるのか、聞かせてください。

【峰松新幹線対策課長】最高速度につきまして

は、委員おっしゃいますように130キロにつきましては、95キロで曲線の部分を走れるようにするという事です。

時間短縮効果につきましては、佐世保から博多間を8分短縮するという事で計画を立てております。

【田中委員】来年度で終わる予定だけれども、本当はもう少し事業費をかけてやってほしいと思うけれども、これは財源は完全に長崎県でやるんですね。新幹線のスキームでやれたらもっとよかったんだけどね。長崎県だけでやるということで大変なので、ここら辺でとどめます。

最後の踏切改良25か所というのがある。これがよくこのくらいの予算でできるなという感じがするんだけど、1か所3,000万円かかると7億5,000万円ぐらいかかる。1か所2,000万円かかると5億円ぐらいかかる。どういう改良が行われるのか。

私が望みたいのは、せっかく踏切を改良してくれるなら2車線でいける踏切に、踏切で向こうから来るのを待つような踏切じゃなくして、せっかく速度まで入れてやるなら、これができるような改良ができればありがたいなと。これできれば相当なプラス効果が出てくる、安全性においても。これをよく入れてくれたなと思って私は感謝しているんだけど。

ぜひ、もう少し安全な踏切の改良ができれば、この予算では、ちょっとできそうにないような感じがする、全体から見て。9億8,500万円の、今年度だけです。踏切の改良が来年度に延びてもいいからぜひ、期待して終わりたいと思います。

【峰松新幹線対策課長】令和3年度の事業で踏切改良を25か所予定しておりますが、その内容につきましては、今回、振り型の特急を導入す

ることによりまして、従来の特急よりも速度が上がりますので、踏切に入る電子制御装置、踏切の制御装置がございます。その制御装置の認証を早くするための踏切の改良工事となります。踏切自体を工事して変えるというものではなくて、今ある踏切を振り型の特急が入ってくる部分について早めに感知して、早めに信号を出すための工事となっておりますので、踏切自体を改良するという工事ではございませんので、すみません、そこにつきましては踏切の改良というふうに委員にお渡しした資料にはなっているんですが、踏切自体を改良するものではなくて、振り型の特急に合わせるための踏切の改良ということでご理解をお願いします。

【田中委員】もう一つ安全性まで踏み込んでくれるとありがたいんだけどね。

本当の最後にしますが、先議してまでやった地籍調査が2月補正で1億1,360万円減になっている。これはどういう事情ですか、聞かせてください。

【原田土地対策室長】通常、当初予算を算定する際は、11市の要望額を積み上げまして、その年度に大体どのくらいの割合で割当てをいただけるかということ予想しまして当初予算を立てます。

令和2年度におきましては、一つの要素といたしまして、国が10年に1回、10か年の計画を立てます。そういった事情もあって6月1日からしか施行されなかったということ。

それと、令和元年度は割当ての率を75%と予想しておったんですけども、実際は88%の割当てがありまして、当初予算を超える額を割り当てていただきまして、結果的に6月補正予算を立てました。

そういったことがありまして、事業のスター

トが若干遅れた部分がございますので、令和2年度は予測を92%というふうにちょっと高めに立てさせていただきました。実際に国の割当てがありましたのが79%ということで13ポイントの差額が生じました。

したがいまして、要望額の積上げが10億9,100万円でしたけれども、マイナス13ポイントぐらいありましたので、約1億3,700万円の減がありました。あと、年度の途中で令和2年度中に執行できるような追加予算を2,400万円程度いただきました。その差額が大体1億1,300万円の減ということになった次第でございます。

【田中委員】地籍調査が減になると国に戻さなきゃいかんのかな、補助金関係はね、交付金じゃないだろうから。

【原田土地対策室長】実際には国からお金が来た分の、実際に国に戻すことは、執行残が出た時は戻しますけれども、今回の予算につきましては、基本的に当初の見込みよりも国からいただいたお金が少なかったということでございますので、多額のお金を国に返すことはないと思います。

【田中委員】内示が違っていたという解釈なんですね。聞いたかったのは、もし残すとすれば佐世保にもraitaitaiなという話だったんだけどね。年度内で流用ができればね、繰り越してやれるわけだから。やっぱり遅いところ、長崎市、佐世保市は尻をたたいてでも早くやらないと、本当、100年かかるよ、今から。同じ税金の対象となる地籍の問題が、そんな100年先まであったらおかしい。地籍調査はできるだけ実行してほしいなど、県がハッパかけて、県の予算さえ裏打ちすれば、国からとった予算が出るわけだから、よろしく願いしておきたいと思います。



終わります。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【石本委員】先ほどの田中委員の質問に関連して1点だけ確認したいと思います。

J R長崎本線のいわゆる上下分離の実施についてのことですが、もう少し中身が、どういう現状なのかということでお伺いしたいと思います。

【峰松新幹線対策課長】上下分離の状況ということでのお話ですが、実際、今回の委員会で我々、議案外でご説明をさせていただこうと思っていた資料について、今、ご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

【浅田分科会長】休憩します。

-----  
午後 2時16分 休憩

-----  
午後 2時18分 再開  
-----

【浅田分科会長】分科会を再開いたします。

石本委員、その資料は後ほど説明が入りますので、よろしいでしょうか。

【石本委員】はい。

【浅田分科会長】すみません。そのようにさせていただきたいと思います。

委員長を交代します。

【下条副会長】委員長、発言をどうぞ。

【浅田分科会長】1問だけ質問させてください。県庁舎跡地に関しての活用費用が出ております。

先ほど、坂本(浩)委員への説明等でも、企業ヒアリングなどを実施するというふうにございました。

過去に、総研さんから出していた、いろんな資料とこの企業ヒアリング、あそこの中にも企業ヒアリングというのがあったんですが、また改めて、あの時も2,000万円近くかけてのものでしたが、そこの違い性を具体的に教えて

いただいていいですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お尋ねの企業ヒアリングの違いでございますけれども、お話がございました三菱総合研究所への委託につきましては、令和元年9月から昨年9月までお願いしたところでございますけれども、ここで行っていた企業ヒアリングと申しますのは、文化・芸術ホールが見直しとなる中で検討する新たな機能とか、そういったものを検討するに当たりまして全体のコンセプトの整理とか、具体的な機能の考え方とか、そういった専門的な知見を持つ企業にヒアリングを行いながら、三菱総合研究所の知見と合わせて整理をいただくという中で、いろんな企業の、施設の管理運営のノウハウを持つ企業にヒアリングなどを行いながら整理するためのヒアリングでございました。

今回予算で計上させていただいております企業ヒアリングにつきましては、そうした基本構想自体を一定、策定した上で行う、そういった構想を踏まえて、具体的にどういった活用のイメージを持っているかということとか、あと、実際に整備した後の運営とか整備とか、そういったところについてどのような形が一番効果的であるのかといったような、要は基本構想の考え方を踏まえまして、効果的な事業実施を行うためにどういったところに留意していけばいいか、そういったところを行うためのヒアリング経費でございまして、三菱総合研究所のときに行った、あのヒアリングとは企業自体の対象も違いますし、聞き取る内容も違っていると、そういったような形でこのヒアリングを実施したいと考えております。

【浅田分科会長】じゃあ、企業自体もそもそもが違ってくるといふことでよろしいんですね。

わかりました。ありがとうございます。

それと、私も再三質問をしてきましたが、やはり県庁が移転してから、江戸町周辺の賑わい、人の流れというのはかなり激減をして、寂しいものになっております。私も事務所をここに長らく構えさせていただいているので、人の戻りがどういうふうに今後なっていくのかというのも非常に心配をしているところです。

先行的な賑わいづくりというのも、ずっと言いながらも、なかなか時間が経過している中で、先ほどの坂本(浩)委員の質問の時に、排水や電源などをスケジュール感を持ってやりたいというご答弁がありました。

そのスケジュール感を持ってということではございますが、具体的に何月あたりとかという目途はないのでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】この第二別館跡地の電源とか給排水の設備というのは、利便性の向上のためには速やかに実施していく必要があると考えております。

その上でですけれども、排水とか整備を行うに当たりましては、実際に利用していただく方々の、そういった声といったものも踏まえながら、よりよい形に対応していくようなところも考えながらやっていければと思っております。

午前中のやり取りの中でもワークショップの話をさせていただきましたけれども、そういった形とか、実際に使ってみたいという方々の声などを踏まえた上で仕様などを速やかに作成しまして工事などに取り組んでまいりたいと考えております。具体的にいつといった形ではちょっと、今、スケジュールを調整中のところもございまして、そういったことで速やかに工事を行いまして、利便性の向上が図られるように努力してまいりたいと考えているところで

ございます。

【浅田分科会長】午前中にもおっしゃっていた、自ら活用したい方々、先ほどもおっしゃいましたけれども、これは公募をする予定ですか。どのような形で自ら活用したいという方々を、例えばアイデアがある方たちを集めてやるのか。それによってまたやり方とか、スケジュール感も違ってくるかと思うのですが。

前、活用グループみたいな方々を何人か集めていらっしゃるということでしたけれども、まだ広く県民にそれが知られていない中では、ごく一部の人に限られてしまうというようなこともあろうかと思うんですが、そのあたりはどのようになさるおつもりでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】社会実験とかにつなげていきますためのワークショップにつきましては、公募をする形で、実際にそういった活用に携わってみたいと考えておられる方々に広く参加をお願いしたいと考えております。

併せて、お話のございましたサポーターズミーティングという形で、現在、地域活動とかに従事されている方々にも既にご意見をいただくような場をつくっておりますので、先ほどの工事とかにつきましても、そういった方々を含めて広くご意見を頂戴しながら、速やかな整備に取り組んでいければと考えております。

【浅田分科会長】情報発信に係る経費なども計上されておりますので、サポーターズの方だけではなくて、いろんな方たちにきちっと、こういう形で使える可能性、ワークショップができるというようなことも周知をいただければと思っています。

併せて、第三別館などに関しても、一度イベント等々ありましたが、今後も、あの第三別館やその周りも、しっかりと活用できる場所は

先にやっていった方がいいと思っているんですけども、こういったところはいつぐらいからなさるおつもりでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】第三別館につきましては、今年度も、第三別館の内側にあります中庭とかを活用しながら、いろいろ見学会とか催しを一部開催したりとか、使えるところから使っていきたいと考えております

第三別館の中庭では、故障した機械式の駐車場などもありますので、そういったところの撤去を含めて、安全管理にも意を配りながら、活用できるところから積極的に活用するように、地元の皆様方を含めて、いろいろご意見等を頂戴しながら取り組んでいければと考えております。

【浅田分科会長】今おっしゃった、駐車場というのか、危ないような状況なども、地域からは、早く撤去をしていただければという声も上がっておりますので、そういったところを速やかにやっていただいて賑わいの創出をお願いしたいと思っております。

過去にも何度も質問させていただいています、皆さんがご努力をなさってくださったと思いますが、あの白い壁ですね、小さなポスターを貼っていて、あれだけでは非常にわかりづらくて、せっかくのあれだけの大きい壁を、もっと活用してはいかがかと思うんですが、そういったものの費用というのは、ここの中には含まれているのでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】今回の補足説明資料でお配りさせていただいております、事業説明書の事業内容の一番下の情報発信に係る経費等の中に、そういったポスター等を含めた経費についても計上させていただいているところでございます。

例年よりも情報発信にかかる費用も一定確保させていただいておりますので、そういった仮囲いを活用した情報発信などにもさらに努めてまいりたいと考えております。

【浅田分科会長】ありがとうございます。昨日も地域振興部の中で、例えば県政150周年の話なども出ておりました。そういうところと、あそこの場所は非常に、県政150年の中でも重要な場所かと思えます。部署を超えてそういったところの協力的な部分をしっかりやって、あの場所の歴史というものを改めてまた県民の皆様にご理解いただけるような形にさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

【下条副会長】分科会長を交代します。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

【原田土地対策室長】先ほどの田中委員からの国庫のご質問でちょっと曖昧な答弁をいたしたものですから、訂正させていただきます。

横長資料の25ページをご覧ください。

こちらに地籍調査費負担金がマイナス7,500万円と書いておりますけれども、実際に国の内示が予想より少なかったことと若干の執行残も含めまして、国からこのお金が来なかったということで訂正させていただきます。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしま

したので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分及び第78号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

ここでちょうど1時間がたつことと、委員会審査を黙禱の後に行いたいと思います。時間的にちょうどいいかと思しますので、皆様には45分までにこちらに戻っていただければと存じます。

それでは、休憩とさせていただきます。

-----  
午後 2時29分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【浅田分科会長】 分科会を再開いたします。

審査の途中ではございますが、先ほどお話ししましたとおり、本日、3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年目に当たります。

これより、震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく、黙禱を捧げさせていただきます。

皆様、どうぞ、ご起立をお願いします。黙禱。

（黙 禱）

【浅田分科会長】 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。

【浅田委員長】 次に、委員会による審査を行います。

地域振興部におきましては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

まず、地域振興部長より、所管事項の説明を求めます。

【浦地域振興部長】 それでは、地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開きを願います。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、新型コロナウイルス感染症の影響による「令和2年度長崎県離島プロモーション関係広報等業務」にかかる委託契約の解除に伴う損害賠償金28万4,350円及び公用車による交通事故のうち和解が成立した2件の損害賠償金16万4,440円を支払うため、去る2月9日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（UIターンの促進について）

UIターンの促進については、ながさき移住サポートセンターを核に、市町と連携しながら、きめ細かな支援に取り組んでいるところであり、本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大も踏まえ、オンライン移住相談会や動画を活用したプロモーション等に積極的に取り組むほか、ホームページのリニューアルや情報発信コーディネーターの配置など、情報発信機能の充実にも力を入れてまいりました。

こうした中、移住者数は、本年度第3四半期までの合計が958人となっており、前年度と同程度のペースで推移しております。

新年度においては、地方回帰の機運の高まりを着実に本県に取り込んでいくため、AIやLINE等の導入による移住施策全体のデジタル化を図り、より幅広い移住希望者の掘り起こし

や囲い込み、効率的な相談支援、データに基づく効果的な情報発信など、戦略的な移住施策を展開してまいりたいと考えております。

また、ながさき移住サポートセンターについても、市町の移住相談支援に対するサポート機能の充実や、関係部局等と連動した就職支援の強化に取り組むこととしており、様々な関係機関との連携を一層強化しながら、ＵＩターンのあるさらなる推進を図ってまいります。

（関係人口の創出・拡大について）

関係人口の創出・拡大については、移住者の裾野の拡大や地域活性化の担い手の確保に向けて、様々な分野で関係施策を推進しております。

特に、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな働き方の拡大を踏まえ、県内市町とも連携し、臨時交付金も活用しながら、「リモートワークin長崎プロジェクト」として、受入態勢の構築や情報発信等に力を注いできたところであり、県内市町のリモートワーク等関連施策の拡大が図られてきております。

県としても、引き続き一元的な情報発信、相談窓口機能を設けるとともに、市町に対するアドバイザー派遣、都市部企業等に対するPRや県内市町とのマッチング等を通じて、県内市町の取組の後押しを進め、さらなる拡大につなげてまいりたいと考えております。

このほか、県内周遊型のワーケーションモニターツアーや、都市部での移住相談会とあわせて長崎県との関わり創出フェアに取り組むなど、市町や関係部局とも連携しながら、関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

（集落維持・活性化対策について）

集落維持・活性化対策については、人口減少対策の重点プロジェクトの一つとして、関係部局や振興局と連携を図りながら、市町の主体的

な活動の促進・支援に取り組んでいるところであります。

コロナ禍や自然災害時における地域コミュニティの大切さが見直される中、地域住民主体のまちづくりに向け、自治会や消防団など地域内の様々な主体が参画する地域コミュニティ対策がますます重要となってきております。

県としては、地域での支え合いや住民主体の地域運営を促すため、ワークショップの開催やアドバイザー派遣など、市町の取組段階に応じた支援に力を入れるとともに、新年度においては、県内の先行事例について、プロセスを見える化した事例集を作成するほか、集落対策研修会において、農山漁村対策等を新たなテーマとして追加するなど、様々な集落形態に応じた対策を強化することとしております。

今後とも、持続的な集落・地域コミュニティ活動につながるよう、市町と一体となって集落維持・活性化対策を積極的に推進してまいります。

（土石流被災家屋保存公園について）

土石流被災家屋保存公園は、被災家屋を保存・公園化することにより、災害のすさまじさとその教訓を後世に継承することを目的に、平成11年3月にオープンしたものであります。

同公園は、設置以来20年以上が経過し、特に屋外の被災家屋については、倒壊等が懸念される家屋もあることから、今後の補修や整備等を検討するに当たり、去る令和2年11月に地元自治会や観光関連団体、建築専門家等で構成する補修等整備のあり方検討委員会を設置し、意見交換を進め、12月に第2回目の委員会を開催し、「倒壊が懸念される屋外2棟については、危険な状態であるため取り壊しが適当」、「屋外のほか6棟については、できる限りの維持・保存

に努め、崩壊の危険性が生じるなど継続的な管理が困難になった場合は解体撤去する」、「屋内3棟については、今後も継続して保存していくことを前提に、必要な調査・応急補修を実施していく」との今後の方向性を取りまとめたところであります。

県としては、取りまとめた方向性に基づき、同公園を適切に維持管理しながら、後世への災害伝承と防災意識の向上につなげてまいります。

恐れ入ります、総務委員会関係議案説明資料（追加2）の1ページをお開き願います。

（過疎対策について）

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が今月末で期限を迎えることから、昨年度から、「新たな過疎対策法の制定等について」、現行過疎地域を継続して対象とすることを基本に、県議会のご協力もいただきながら、国等に対して要望活動を重ねてまいりました。

こうした中、一昨日、新たな過疎対策法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案」が、今国会に提出されたところであります。

新たな法案のポイントとしては、過疎地域の持続的発展という新たな理念を掲げるとともに、「一部過疎」の要件設定、現行過疎地域を対象とした「みなし過疎」の継続指定や激変緩和措置など、おおむね本県の要望に沿った内容となっております。

なお、現行法で指定されている県内の13市町は引き続き指定されるほか、新たに一部過疎市町として諫早市が加わり、14市町が過疎市町となる見込みであります。

今後も引き続き、県過疎地域自立促進協議会や関係市町と一体となり、本県過疎地域の持続

的発展につながるよう進めてまいります。

恐れ入ります、当初の説明資料の4ページの下段の方にお戻り願います。

（離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法施行以降、地元市町と一体となって雇用機会の拡充や、航路・航空路の運賃低廉化などに取り組んでまいりました。

国の基本目標である人口の社会減について、令和2年の実績は、前年から101人の改善となる541人であり、中でも五島市においては2年連続で社会増が実現されるなど、法律に基づく各種施策の成果が着実にあらわれているものと考えており、今後、法施行10年後の社会増減の均衡を目指していくには、雇用の場の創出が特に重要であるため、来年度においては、市町による事業者の掘り起こし等の先進的取組を促進するとともに、島外からの人材確保策の強化を図ってまいります。

また、しまの産品の振興については、引き続き、食品流通専門の団体と連携しながら、新たに高級スーパー等への販路拡大や経営者を対象にした人材育成に取り組むなど、消費者視点を重視した官民一体となったプロジェクトを展開してまいります。

さらに、こうした国境離島地域における取組に加えて、令和5年3月末に法律の期限を迎える離島振興法の改正・延長に向け、関係市町等と連携した国等への働きかけを強化することとしており、今後、県議会や関係市町等のご意見を十分にお伺いしながら、本県の実情等を踏まえた意見書を取りまとめ、本年秋頃を目途に要望を行ってまいりたいと考えております。

（九州新幹線西九州ルートについて）

九州新幹線西九州ルートの整備のあり方につ

いては、昨年10月の国土交通省と佐賀県の「幅広い協議」において、国土交通省が、関係者であるJR九州や本県とも協議を行うとの意向を示されたことから、昨年12月に本県との第1回目の協議を実施し、この協議において、佐賀県との協議の状況や検討課題などについての意見交換を行い、今後、新鳥栖～武雄温泉間の整備に係る諸課題や、武雄温泉～長崎間の開業に向けた取組などについて、検討を深めていくこととしたところであります。

本県としては、国土交通省との協議において、長崎県としての考えをしっかりとお示しするなど、全線フル規格による整備の実現に向けて注力してまいります。

一方、令和4年秋に開業する武雄温泉～長崎間については、官民一体となってアクションプランを着実に推進しており、令和3年度は、開業1年前などの節目に行うイベントや関西・中国圏の主要駅における広報プロモーションを行い、新幹線開業に向けた普及・啓発や、県外からの誘客につながるよう取り組んでまいります。

恐れ入ります、総務委員会関係議案説明資料（追加1）をお開き願います。

また、経済団体青年部等を中心とした実行委員会が行う、広域的な活動に対する支援等を通じた受入体制づくりや、今年度の予約制乗合バス等の実証運行による課題の洗い出しを踏まえた改善策を検討しながら、二次交通の充実を図ってまいります。

何度も恐れ入ります、当初の説明資料の6ページの8行目にお戻りを願います。

県としては、これから開業までの約1年半は非常に重要な期間と考えており、関係団体や市町との連携を深め、新幹線開業効果を県内全域に波及できるよう、準備を進めてまいります。

（JR長崎本線の上下分離について）

JR長崎本線肥前山口～諫早間については、令和4年秋の上下分離の実施に向けて、本年4月1日に、佐賀県とともに鉄道施設の所有や維持管理の主体となる「一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター」を佐賀県鹿島市に設立することとしております。

令和3年度は、運行事業者であるJR九州へ鉄道線路を使用させる第三種鉄道事業の許可を国へ申請することや、令和4年秋に、JR九州から円滑に鉄道施設が譲渡されるよう諸手続を実施することとしております。

また、維持管理経費については、平成20年4月に本県と佐賀県が交わした確認事項を踏まえ、当時想定されていなかった項目を含め協議を行い、概ね長崎県2、佐賀県1の割合で負担することで合意しました。

県としては、九州新幹線西九州ルートの開業に合わせた着実な上下分離開始に向けた業務と合わせて、上下分離区間の鉄道輸送サービスの維持・向上に向けて、沿線自治体である諫早市と連携し、地域活性化や観光振興等に取り組んでまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、隣接する県警本部跡地を含め、この地の歴史を活かし、新たな交流や賑わいの場の創出につながるよう、これまでご議論いただいていた、賑わいの創出につながる広場機能や、歴史や観光等の情報発信機能に加え、様々な交流を通して新たな価値を創造・発信してきたこの地の歴史を受け継ぎ、産業や国際交流の分野など、本県の発展に資するような幅広い交流を支援する機能の整備などについて検討を深めております。

また、埋蔵文化財調査については、旧県庁西

側付近の調査が2月末で完了し、県庁舎跡地の西側部分は、明治時代に盛土して形成された土地であることがわかったほか、調査箇所からは井戸の遺構も発見され、その中からは江戸時代の瓦片等が確認されており、今回の調査結果に対する専門家からのご意見等も踏まえながら、整備する機能の配置等について精査してまいります。

このほか、先行的な賑わいづくりに向け、地域の皆様などと連携し、現在、更地となっている第二別館跡地などを活用した取組の具体化を進めるとともに、旧第三別館の保存・活用のあり方検討の参考とするため、民間等の利活用ニーズ把握のためのサウンディング調査に着手したところです。

県としては、引き続き、整備する具体的な機能等について検討を進め、県議会をはじめ関係者の皆様に広くご意見を伺いながら、基本構想を取りまとめまいります。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について）

新たに取組む行財政改革に関する計画については、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」を取りまとめました。

地域振興部においては、主な取組として、スクラムミーティングの開催等により、様々な分野における県と市町の連携推進を図るとともに、市町との協働・連携による「行政サービスの維持・向上」と「業務の効率化」、市町との人事交流などに取組むほか、全庁的な取組である事業の選択と集中や内部管理経費の縮減等にも努めてまいります。

今後、プランの実現に向けて、全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田委員長】次に、地域振興部次長及び新幹線対策課長より、補足説明を求めます。

【坂野地域振興部次長】資料の方、右上に補足説明資料〔新幹線対策課〕と書かれた資料をご覧ください。

九州新幹線西九州ルートに係る最近の主な動きについて、ご説明をいたします。

これまでの西九州ルートの主な動きですが、昨年6月に、国土交通省と佐賀県の「幅広い協議」が開始され、これまでに3回、協議の場が持たれているところです。

10月の佐賀県と国土交通省との協議におきまして、国土交通省からは、JR九州や長崎県とも協議を行うという考えが示されているところでございます。

また、11月には、与党PT検討委員会におきまして、佐賀県の課題である地方負担については、負担軽減について、与党から試算の前提を示し、国土交通省に計算をさせた上で検討を行うとされております。

また、並行在来線については、国土交通省に、JR九州と個別に詰めるよう指示をしているところでございます。

資料をご覧くださいまして、12月16日、与党PTが開催されまして、開業の遅れと建設費の増嵩が生じた北陸新幹線につきましては、国土交通省から対応案が示されるとともに、敦賀から新大阪間について、令和5年度当初に着工す



るという与党PTの決議内容を重く受け止め、着工5条件の早期解決を図ること、そして、与党にPTをつくるということが報告されました。

12月25日には、国土交通省と長崎県の協議の第1回目を行いました。

協議では、それぞれ佐賀県との協議の状況等について情報共有を行うとともに、今後の協議において、新鳥栖～武雄温泉間の整備に係る諸問題（費用負担や並行在来線など）や、武雄温泉～長崎間の開業に向けた取組について検討を深めていくということとなりました。

そして、1月25日には、再び与党PTが開催され、北陸新幹線敦賀から新大阪間については整備委員会を設置することが了承され、また、西九州ルートについては、国土交通省に対して、引き続き、佐賀県と、丁寧かつ粘り強く協議するということを求めています。

県としては、国土交通省と佐賀県の協議の状況や与党の検討委員会における議論を踏まえて、今後も対応を検討してまいりたいと考えております。

西九州ルートの新鳥栖～武雄温泉間の整備に係る最近の主な動きについての説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

【峰松新幹線対策課長】 続きまして長崎本線（諫早～肥前山口間）の上下分離について、ご説明をさせていただきます。資料の方は、補足説明資料の〔新幹線対策課〕の2ページの方をお開きください。

長崎本線の諫早～肥前山口間につきましては、新幹線が開業します令和4年秋に上下分離されることとなっており、列車の運行は、引き続き、JR九州が行うとともに、鉄道施設につきましては、長崎県と佐賀県が維持管理を行うという

こととされております。

これまで、JR九州、佐賀県とともに、上下分離の開始に向けまして準備を進めてまいりましたが、令和3年4月1日に鉄道施設の維持管理を行う新法人といたしまして、「一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター」を佐賀県鹿島市に設立を予定しております。

また、鉄道施設の維持管理にかかる費用につきましても、平成20年当時は年間2.3億円を見込んでおり、この費用につきまして、長崎県2、佐賀県1で負担することで合意いたしております。

次のページのカラーのポンチ絵の方になります。

平成20年当時の年間2.3億円、上段になります。主に線路や電路の保守に係る経費でございます。

内容といたしましては、人件費や修繕費の見込額でございます。

令和元年時点で物価上昇に加えまして、平成20年当時に想定されていなかった費用が発生しております。

内容といたしまして、線路や信号等の鉄道施設の状態を24時間で監視する設備指令業務や、JR九州が安全に運行するために保守レベルを高基準にするための費用であり、それによりまして年間6.6億円の維持管理費用が見込まれております。図で申しますと、青色の部分と赤色の部分になります。

また、法人を設立し、維持管理の主体とすることから法人運営に係る経費といたしまして、年間1.6億円、黄色の部分になります。設備の経費や老朽化に伴う取り換えのための設備投資の費用といたしまして、年間1億円、緑の部分が必要となっております。

こういったことを踏まえまして、昨年6月に

は、JR九州に対しまして維持管理費用の低減に向けました要請を行いまして、低減に向けた取組の協力をいただくということが可能となりまして、既にJRの方で取組を進められているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、費用の取扱いにつきまして、佐賀県と改めて協議を行ってまいりました。

協議におきましては、増嵩した経費の内容を確認いたしまして、増嵩分につきましても、毎年度発生する維持管理経費であることが確認できたことから、平成20年の確認事項に準じまして、概ね長崎県2、佐賀県1で負担することで合意させていただいております。

また、法人の運営手法や諸税の取扱い等につきましては、引き続き、佐賀県と協議するという形になっております。

令和4年秋の上下分離開始に向けまして、JR九州や佐賀県と、引き続き、調整を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【浅田委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして補足説明をさせていただきます。

お配りしております総務委員会補足説明資料の県庁舎跡地活用に関する検討状況の資料をお願いいたします。

まず、埋蔵文化財調査の関係でございます。

教育庁学芸文化課において、昨年11月から実施されてまいりました旧県庁西側付近の調査が2月末で完了いたしました。詳しくは中ほどの図をご覧くださいと存じます。

こちらは、下が出島側で、上が市役所側で

ございますが、太線で囲んでおります旧県庁の本館が建ってございました奥側になります西側付近の調査を実施いたしまして、記載しておりますように、大きくは3点が確認されております。

1点目は、この西側では、昨年度の調査では、江戸時代の瓦などを含む土の層が確認されておりましたが、今回、さらに深くまで調査をしたところ、その下から明治期のれんがなどを含む層が確認をされまして、この西側部分につきましては、明治期に盛土をして形成された土地であることがわかったところでございます。

また、その下の吹き出しにございますように、井戸の遺構が確認され、その中からは江戸時代の物と思われる瓦片などが出土したほか、その下にございます江戸町公園側の敷地の端の方で、石垣の裏込めの石材が確認されております。

なお、一番下にございますが、今回の調査では、長崎奉行所、森崎神社や岬の教会などに関連すると思われる遺構は確認できませんでした。

1ページおめくりいただきまして2ページをお願いいたします。

調査結果につきまして、専門家からは、「西側付近の盛土が行われた時期が確認できたことは評価できる」との所見でございますとか、「夏の調査で確認された石垣などの保存・活用、また出島との一体性などに留意するとともに、引き続き、文化財の取り扱いにも配慮をしながら、活用策の検討を進めてほしい」といったご意見などをいただいております。

今回の調査で予定していた埋蔵文化財調査が完了し、遺構等の状況が確認できたことから、これらの調査結果等を踏まえまして、基本構想の具体化を進めてまいりたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

その基本構想の検討状況についてご説明させ

ていただきます。

県庁舎の跡地活用につきましては、隣接する県警本部跡地を含めまして、民間のコンサルティング会社への業務委託なども実施しながら、これまでご議論いただいてきた賑わい創出につながる「広場機能」や、歴史・観光などの「情報発信機能」に加え、この地が様々な交流を通して新たな価値を創造・発信してきた場所であることから、こうした歴史を受け継ぎ、本県の発展に資するような「幅広い交流を支援する機能」の整備などについて検討を進めております。

丸の2つ目から具体的な検討内容を記載しておりますが、こちらは、下の図と合わせてご説明させていただきます。

この図につきましては、上が市役所方面、下が出島方面でありまして、検討に当たりましては、この出島との連携にも留意の上、赤い線で表示しております石垣を活かしながら、ピンクの石垣の上の部分につきましては、この地の歴史を感じつつ、幅広い賑わいや、交流を促すための広場や多目的に利用できる空間の整備を検討しており、また、黄色の県庁の別館が建っております石垣の下におきましては、本県の魅力を伝える情報発信機能やバスベイ、待合所などの機能の整備について検討をしております。

また、青色の県警本部跡地につきましては、県庁舎跡地の交流機能との連携を図りつつ、オープンイノベーションなど産業交流や産学官等による連携を支援する機能等の整備について検討を重ねているところでございます。

今後、県議会をはじめ、関係者の皆様に広くご意見を伺いながら、コンセプトや整備する具体的機能や配置等について整理を進めまして、来年度、基本構想を策定してまいりたいと考えております。

4ページをお願いいたします。

県庁舎跡地周辺に、少しでも早く賑わいをもたらすべく先行的な賑わいづくりに取り組んでおります。

江戸町公園に隣接いたします第二別館跡地など、活用可能な箇所を活用して、地元の皆様などと連携しながら取組を進めておりまして、第二別館跡地につきましては、敷地の周囲に設置しておりました杭を撤去し、一般向けの貸し出しを開始したほか、跡地を囲んでおります白い仮囲いにつきましては、今月中を目途に照明を設置するなど、順次、対応を図ってまいります。

また、大正時代の建物でございます旧第三別館につきましては、民間等の利活用ニーズを把握するためのサウンディング調査を進めておりまして、来週、ヒアリングを実施する予定といたしております。

記載しておりますように、どのような用途に活用したいかですとか、事業実施における費用分担等の考え方などについてお聞かせいただきまして、基本構想の中で、旧第三別館の最終的な方向性を整理してまいりたいと考えております。

今後とも、基本構想の策定と合わせ、先行的な賑わいづくりにも努力をしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【浅田委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

対象は、13番となっております。

陳情についての質問、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】質問がないようですので、陳情については承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務に対し、質問通告に基づいて質問を行うことといたします。

どなたか質問はありませんか。

【饗庭委員】では、通告しておりますので、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、地域コミュニティについてお伺いします。

ご説明があった3ページですけれども、ここにも書いてありますように、やはり今後は共助というところがすごく大事になってくるかというふうに思います。その中で自治会や消防団との連携が必要かと思うんですけれども、市や町では消防団員の方も減っておりますし、自治会加入者も減っていて、なかなか難しいという状況ですけれども、これを県としてどういう形で支援をしていかれるのか、お伺いします。

【浦地域づくり推進課長】お答えいたします。

今、お話がありましたように、自然災害等に対して住民同士の関係づくりというのは非常に重要でありまして、そういった中、地域の中のまちづくり協議会等の果たす役割は非常に大きいと考えております。

一方で、今、ご指摘がありましたように、地域の担い手が減る中で消防団員をどう巻き込んでいくか、若い方を巻き込んでいくかという視点も、また課題として解決していく必要があると考えております。

本県としましては、今年度から集落対策研修会ということで、特定テーマを取り上げるような充実を図ってきております。その中で、6回目につきましては、「防災と地域運営組織の関係」をテーマにいたしまして、防災士の方や島原市の安中地区の方を講師に招きまして研修会

を行いました。

その中でも、やはり自分の地域は自分たちで守るという意識を住民の方々にしっかり持つてもらふことや、身近な情報を地域皆さんで共有していくことが大事だということ。さらに、防災のまちづくり、これからのまちづくりは一体で進めるべきだという、そういう大変貴重なお話をいただいたところでございます。

そういった中で、集落対策というのは、一つの分野だけで解決するとは到底考えておりませんで、この取組、プロジェクトと銘打っていきまして、庁内の中でPTという形で関係部局が連携しながら進めております。今年度からは、新たにその組織の中に危機管理監にも参画していただいているところです。

さらに、来年度から始まります総合計画で新しい政策横断プロジェクトとして「災害から命を守るプロジェクト」ということで掲げておりまして、その中に私どもの取組として「集落地域コミュニティの防災意識向上への取組促進」ということを掲げているところであります。

こうした取組を通じて、危機管理部門とも連携しながら、幅広い方々に対する人材育成研修会等を通じて様々な方に参画していただきながら、意識改革も含めて取組を進める中で、多くの方にご賛同いただく形で、まちづくりの中に防災視点というのをしっかり組み込んでいきたいと考えております。

【饗庭委員】いろんな形で取り組まれるということですが、21市町ある中で、やはり温度差がかなりあるかなというふうに思っているんですね。その中で、県としては、21市町ある中を把握しながら、そこに応じた支援をしていられるのか、お伺いします。

【浦地域づくり推進課長】ご指摘のとおり、私

どもの方で域運営組織の立ち上げ・育成ということで集落対策を進めている中でも、防災の関係で取組をしっかりとやっていただいている市町もあれば、ご指摘のように、まだまだこれからというところもある状況でございます。

私の方で把握している段階として、例えば、昨年9月に台風で大きな被害を受けている中で、平戸市では、地元の地域運営組織が消防団員と連携しながら避難所まで無料送迎に取り組むという事例も聞いておりますし、現在、地域コミュニティ対策を進める長崎市においても、地域の防災対策として、地域のコミュニティ組織が主体となって災害時の防災マニュアルをつくるか、そういう取組も行われていると聞いております。

ご指摘のあった市町別にどういうふうに支援をしていくのかということでありまして、こういった取組を進めるに当たっては、やはり市町がこういった形でまちづくり協議会等を組織・育成して、その中に防災という観点を取り込んでいくかということが大事だと思っております。

例えば、既にまちづくり協議会等の対策が一定進んでいる市町に対しては、そのバックアップといえますが、研修会等を通じて新たな取組の追加でありますとか、そういったことをこちらの方から支援してますし、まだまだ組織自体の育成・立ち上げが十分でないところについては、防災という誰もが取り組みやすい取組を切り口に、まずは、こういった自治組織も含めた中での集落運営組織、地域コミュニティ組織をしっかりと立ち上げながら育成していくような、そういう働きかけを、そういった市町に対してはしているということで、市町の取組段階に応じた支援なり研修会の在り方ということを

意識しながら取組を進めていると、そういう状況でございます。

【饗庭委員】そういった中で、自治会や消防団で関わる方が、結構、年齢的にも高い方が多いかと思っております。若い方に参加してもらって、より防災意識を高めることが必要かと思うんですけども、若い方にスポットを当てた取組みたいなのがあれば教えてください。

【浦地域づくり推進課長】先ほども申し上げましたけれども、防災ということを切り口に、まちづくり、集落対策を進めるということは、やはり様々な人が、これは若い世代も含めて、誰もが自分のこととして捉えることができるということで、そういった観点を切り口に対策を進めていくことが重要だと考えております。

若い方に特化した取組というわけではございませんけれども、今年度から集落対策研修会も、コロナ禍の中でオンラインを活用して研修会を実施するという試みを展開させていただいております。計8回、今年度実施しまして、合計で1,000人近く、オンラインも含めて参加しているということです。その中には通常であれば、なかなか長崎市内に来ていただけないような遠方の住民のリーダーの方もオンラインを通じて参加しております。こうした研修会の様子は、ユーチューブ等を通じてアーカイブみたいな形で誰でも見られるような状況で現在取り組んでおります。

こうしたことでSNS等をうまく活用しながら、若者を含めて幅広い住民の方に、研修を通じた意識改革を進めていきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ若い方にもご参加いただきたいと思っております。

1点だけ、今、ユーチューブでも発信されて

いるということですが、それを見られている方がどれくらいいらっしゃるのか、把握できていれば教えてください。

【浦地域づくり推進課長】申し訳ございません。現時点の数字は、把握いたしておりません。すみません。

【饗庭委員】ぜひ皆さんに見ていただくことが必要なというふうに思っておりまして、ユーチューブはすごく興味がある内容は、すごく何万回、何十万回となるけど、あまりないのは、もう1桁とか2桁みたいなのところがあるので、そういうところも含めていただければと思います。

次に、土石流被災家屋保存公園について、午前中、大場委員からご質問があって、ほぼ理解させていただいたところでございます。

その中で、地元の方のお気持ちを大事にしながらということをございまして、今回、2棟は取り壊す、撤去するというので、あとの6棟は危険性が生じた場合はもう撤去しますよということでお話し合いはついているということなんですけど、どこでこの危険性を察知されるのか、そのあたりを教えてください。

【浦地域づくり推進課長】屋外の残る6棟についての話でございます。

こちらは、今回、「土石流被災家屋保存公園の補修等整備のあり方検討委員会」を設置しまして、各委員さんの意見をお聞きして取りまとめたわけでございますけれども、ご指摘の屋外の6棟についての議論が、最も様々な意見があり、難しかったところでございます。

例えば、屋内の3棟については、誰も、やはり特に保存が必要ということで、「がまだす計画」でもうたわれてますので円滑に結論を得ております。また、屋外のうち特に危険性の高

い2棟についても、やむを得ないというふうな形で、一方、午前中にもご説明しましたように写真でデータ等を残して活用を図っていくということで、どちらかという円滑に協議が進んだわけでございますけれども、今、ご指摘のあった屋外の残る6棟をどうするかということについては、貴重な遺構であり、長期間保存してほしいという意見もある一方で、やはりこういった遺構は自然の流れに任せるべきだとか、コストをかけるべきではないというふうな意見が、様々な意見が地元の代表者も含めてございました。

最終的には、ただいま委員からお話のあったような形で取りまとめをさせていただいたところでございます。どちらかといいますと、ありのままの災害の状況をしっかり後世に伝えるということで、補修等に余り大きな費用をかけない中で、しっかり安全性を確認していくと。その安全性の確認についても、委員の中からどうしていくのかというお話がありましたので、そういった点については、私どもがこの施設を指定管理している南島原市の職員でありますとか、あるいはお隣に道の駅がございまして、道の駅の方で常日頃から維持管理に取り組んでいただいておりますので、そういった方とも意識を共有しているところでございますので、そういった方々の声を常日頃から収集しながら必要な対策を講じていくと、現時点はそういうふうに考えております。

【饗庭委員】なかなか難しいかなというふうに思っております。地元の皆さんの声を大切にしながらしていけるんでしょうけど、危険性より前にできるように、何か月に1回点検するのかちょっとわからないんですけど、そのあたりの計画が立ててあるのかどうかを教えて

ください。

【浦地域づくり推進課長】今、ご指摘のあったような定期的な補修、改修というのは、今のところ、計画としてはございませんが、先ほども申し上げましたとおり、近隣、あるいは地元市も含めて、常日頃から維持管理をお任せしているところでもありますので、そういった声もしっかり、適時聞いていきたいと思っています。

私が担当について、一昨年4月からでございますけれども、一昨年のゴールデンウィーク前に地元の方から、今回、取り壊しをするという家屋の2階建て部分が非常に危険だという声を地元市からいただきまして、私もすぐ、その場で現場を確認させていただいて、ゴールデンウィーク前に、こういうことがあってはならないということで、直ちに立入禁止の措置をさせていただいたところでございますので、こうした形で適時に安全確保に努めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 それでは、通告しておりました離島振興についてと、市町の地域づくりにおける県の役割についてということで一体的に質問していきたいと思っております。

先ほど、報告の中に過疎対策についてのご報告をいただいたところでした。ニュース等でも確認させていただきましてけれども、本年3月末で期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法が昨年度から新たな制定などについて掲げて、現行の過疎地域を継続して対象にするということを基本に、一部過疎や、みなし過疎の堅持など長崎県が要望していた内容のほとんどが、内容によってはそれ以上だったんじゃないかなという思いもありますけれども、中にしっかりと定められたと。

この法律について本県選出の国会議員の自民

党の方々にも要望を重ねていく中で、過疎法自体は4次ですかね、年々内容が変わっていった、最終的には全国のどこもが過疎じゃないかというような議論に陥っていくわけですがけれども、とはいうものの、そういった移り変わりの中でも、今回、新たな制度の中では本県が望むものがしっかり書き込まれているということであると。

これは議員立法であるということが非常に強みで、地域の声をしっかり反映していただいているなというところを評価したいと思います。

現行法では13市町ということで、新しく14市町ということで先ほども説明がありましたが、一部過疎とみなし過疎、さらには全部過疎に変更したとか、新たに一部過疎が入ったとか、詳しく各市町の名前を出してもう一度説明をいただければと思います。

【浦地域づくり推進課長】 ただいまご質問のありました県内の市町別の新しい過疎法案に係る影響についての質問でございます。

現行法では、県内で13市町が対象になっております。内訳としては、全部過疎が10団体、一部過疎が2団体、みなし過疎が1団体となっております。これが新しい過疎法案の適用ですと県内で14市町ということで、内訳としましては、全部過疎が10団体、一部過疎が3団体、みなし過疎が1団体となっております。

今申し上げた数字上では、一部過疎だけが変更しているような形になっているんですが、内訳を申しますと、まず、県内の市町で変更が生じたところを中心に申し上げます。

長崎市については、現行も一部過疎ではありますがけれども、新法案の下でも一部過疎ということではあるんですが、新たに一部過疎地域として旧香焼町が追加される見込みでございます。

次に、島原市でございますが、こちらは現在、全部過疎地域になっておりますけれども、新法案の下ではみなし過疎地域に変更ということで見込んでおります。

諫早市につきましては、現在、過疎地域ではないということですが、今回、新しい法案の下で一部過疎地域ということで、旧小長井町が追加されるという状況です。

最後に、雲仙市につきましては、現行みなし過疎でございますけれども、新しい法案の下では全部過疎に移行するという見込みでおります。

ほかの現行過疎地域は、そのまま継続ということで考えております。

【山本(啓)委員】 国の議員立法ですから、国会議員の方々がしっかりと決めいただくというところであろうと思います。県の役割としては、この法律の改正については、しっかりと実情を各市町から聞き取って実情に即したものを、全国一律に行わざるを得ない法律ではあるけれども、しかしながら、それぞれの地域事情をしっかりと要件を満たしていただけるように要望してきたことだというふうに理解します。

その上で、これまでの過疎対策法の背景として、さっきも少し話しましたが、昭和45年から行っていることで、今現在、この社会情勢からいけば、先ほども言ったように、どこも過疎のような状況だと。

当初は人口減少が著しい地域が機能低下に陥らないために国が直接、市町村・団体に手を貸すと。振興を図るといような名目から始まっていたけれども、それが活性化というふうになって、現在では活性化から自立促進と、そして持続性がある取組をとっているというふうになっております。

これ、過疎債とか財源はもともとあるわけですが、そういった支援措置の財源も、さらには様々な権限も、今、市町が行っているわけです。

今回の改正に当たっての国に対しての要望は、県が広域調整の観点からでしょうけれども、取り組んで要望していますけれども、実際、この法律を使って運営していく間、市町がほとんどやっていくと。ここで改めてもう一度、県の役割をお尋ねしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 ただいまご指摘がありましたように、過疎法の支援策につきましては、主に市町村がそれぞれ独自に、様々な、それぞれの地域課題に対応した形で実施するものに対する支援が中心となっているところでございます。

これまでの過疎法の中では、都道府県の役割として、技術的な支援という形で道路整備等の過疎代行みたいな形で制度が書き込まれていたところでございます。

今回、新しい法律の形成過程の中で、私ども、要望に当たりまして、今、山本(啓)委員からお話がありました、市町の意見も聞くということで、県内の市町とも意見交換を適時行いながら、様々な活動を進めてきたところであります。

今回の新法案の主なポイントとして、国の方では人材の育成確保というのが、今までにない観点での新しいポイントだということにおっしゃっています。実際に今回提出された新しい法案の中に、「持続的発展のための対策の目標」というのが第4条にあるんですが、こちらの一番最初の項目に、「移住及び定住、地域間交流の促進」、「地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し及び育成すること」ということで、一番初めに位



置づけているということでもあります。

そうした流れを受けまして、先ほどご紹介した現行の過疎法での都道府県の役割、技術的支援等に加えて、今回、法案の中には人的な支援みたいなものを県の役割として新たに位置づけて、今後、新過疎法の展開に当たっては、県から市町村に人的支援についても積極的に取り組んでほしいということで法案に書き込まれていると承知しておりますので、今後、そういった法案の趣旨でありますとか、総務省との意見交換を通じて県としての役割をしっかりと見定めながら、該当市町に対して取組の促進を図っていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 答弁とやりとりで20分ですから、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。その上で平成22年の改正の時は、たしかソフト事業というものが少し掲げられて、「地域医療の確保や交通手段の確保」、「集落の維持や活性化等住民が将来にわたり安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業」というような書き込みがありました。今回、新たな法律に当たっては、今ご説明いただいたような人材の育成・確保ということです。

先ほど、ほかの委員とのやりとりもありましたが、地域においては、市町においては、まちづくり協議会といった組織を構築して、その中で新たなコミュニティの形成をやっていく。私の地元の壱岐市でもそういった取組がありまして、18の小学校区ごとにまちづくり協議会を設立し、既存の公民館と連動しながらではありますけれども、それぞれの地域に世話役を配置しながら、地域の特性を生かしながら新たな取組をしています。

合併を行った地域であれば、当然のことなが

ら、業務や人のスリム化が図られたわけでありますけれども、そのことによって市民や町民との距離が広がったというところがあれば、このまちづくり協議会というのは、行政が行うべきところが市民の力によってとか、市民の声が行政につながりやすいとか、そういった意味があるのかなということで評価をしています。

これらの取組においても、まさしく今ご指摘いただいた人材の確保というのが非常に重要になってきています。我々、コロナの関係でここ数年、危機に立ち向かっているわけですがけれども、その際においても、社会資源においては民間の事業者や組織、公益性の高い団体と行政、または県と市がどうやってつながっていくか。その間にあるのは情報のやりとりだと思うんですけれども、正確な情報を吸い上げて、その正確な情報に対してしっかりとした支援や対策を講じていくことを常日頃から、ここ1~2年、コロナに対してやってきたのかなというふうに思っています。

民間の企業や公益性の高い団体は、この際少し外して、今日は地域づくりの議論ですから、行政や地域において、こういった人材確保を進めていくのかと。移住や定住をしていただける方々は非常にありがたいので、人口対策ということからいえば、ぜひお願いしたい。しかし、それらの方々がそういった機能の中において活躍するスキルを持つべきかどうかとか、そういったところはまだわからないところだと思うんですね。

地域づくりにおいて、その人材の確保や育成、また発掘とか登用、こういったものを市町という行政、しっかりした自立したものがある中で、県がどうやってリーダーシップを発揮するのか、そのあたりについて具体的な行動をお示しいた

できればありがたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】人材の確保・育成についての県のかかわり方でありませけれども、一つは、市町村の自主性、自立性を尊重する中で、一方で多くの市町村では、例えば、技術職員でありますとか、ICT人材等の専門人材の確保・育成が非常に課題だという声が上がってきております。昨日の企画部の審査の中でも、ICT人材等の話が出たと思っておりますけれども、まずは人的な確保という意味で、県の方から、それぞれの市町では確保が難しい専門人材の支援をやっていくというのは、一つ、考え方としてあろうかと思っております。

また、それ以外の人材の確保につきましては、私どもの課で移住・定住も進めておりますけれども、地域のまちづくりにおいては、外部人材に頼らざるを得ない部分が今後も出てくるかと思えます。様々、資源制約に直面する中で、地域の住民だけでは解決できないような取組を外部人材が入ってくることで地域の住民との交流も含めて活性化していくと、そういった取組を進めていきたいということで、移住の分野においても、今、移住コンシェルジュということで、地域での溶け込みなんかも支援するような取組をやっていきますので、そういった移住・定住施策と、こういったまちづくり・集落対策というものをうまく組み合わせながら、かつ、ほかの部局の取組もうまく巻き込みながら、人材の確保・育成に努めていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】それで、人材が、今まで「コンシェルジュ」という言い方をしていますけれども、国境離島新法や離島振興法や、過疎もそうですけれども、半島振興もそうでしょうけれども、人材を地方に配置して、その方々を起爆剤として、その地域課題やいろんなものを克服

していこうという仕掛けはわるんですけども、その人材が、そのことに対しての十分なスキルをお持ちなのかどうかとか、そのことについての知見などがしっかりしているのかどうかとか。

非常に多くの補助金や事業が地域に入る、人材に対して国からも県からもあります。ビジネスという捉えで地域振興に臨む方が多分にいらっしゃる。その際に、そういった地域に入っ行って、お願いして来ていただく方もいらっしゃるわけですけども、そういった人材がベストかどうか、完璧には望めないんでしょうけれども、そういったことを市や町と県が一つテーブルを構えて検討されているようなことが現在あるんですか。

【浦地域づくり推進課長】地域づくりに携わる人材の関係の今のご質問については、決まった組織、協議体というのは、現時点ではございません。

【山本(啓)委員】そういった手法も当然否定はしませんし、そのことによって功績を上げている地域もありますし、そういった方々もたくさんいらっしゃる。

ただ、私は地元で地域に、先ほどの地域おこし協力隊で入ってこられた方々が、結婚し、子どもを育てているところも見てきました。そして、これまでそのコミュニティーに何があればいいのかを先回りして我々は整備していこうと一生懸命していたんですけども、必要のないものは淘汰されてなくなっていくわけですよ。でも、かつて必要がないものとして淘汰されてなくなったものが、新しく移住してきたり、新しく何かを興そうということで推進力を持っている人たちが集まると、また復活するんですね。魚屋さんがなければ魚屋さん、本屋さんがなければ本屋さん、新たなものがつくられてい

く。それを彼ら、彼女たちは、かつて会った方々に、かつての魚屋さんや、かつての本屋さん、神社やお寺とか、そういった歴史にもしっかりとしたりスペクトを持って、歴史を共有しながら新たなものをまた復活させると。そういうふうに非常にスムーズに物事が進んでいる地域もある。一方で、あの方はどこへ行ったんだろうかと、入ってきたけれども、何もなかったねという方も当然いらっしゃる。

早い段階で、そういった事柄について、広域調整を図るべき県は、市町の取組を分析し、情報収集して、そういったテーブルを用意して、共有して、対策を講じていく必要があると。対策という言い方はどうかと思いますけれども、今後のことに生かしていく必要があると思うんですけれども、時間がないそうですから、どちらですか、政策監ですか、部長ですか、最後にお願いします。

【浦地域振興部長】地域づくり、まちづくりに関しての、人材育成も含めた取組についてであります。

私が思うに、今までもいろんな地域づくりに取り組むというのは、県や市町で、各地域ごとに、これから地域活性化をやるということので地元で計画をつくり、取り組んできた事例というのはたくさんあると思います。

ただ、ややもすると、最初は盛り上がるんですけども、補助金が終わると、もうそこで終わってしまう、長続きしない。それがなぜかと考えた時に、まさに今おっしゃっていたような、まずはやっぱり、地域にやる気のある皆さんは恐らくいらっしゃると思うんですね。そういう方々に最初のそういった地域づくり、自分たちの地域にはどういう方が必要か、どういう方を目指すのかというところの計画づくり、プラン

づくりの段階から、そこは単に役所に任せるのではなくて、その地域の方々が参画していく形で、顔と顔がしっかり見える形で進めていくことが必要だと思います。

そこには地元の方もいらっしゃる、今お話がありましたような外から来ている方、あるいはUターンしてきている方がいらっしゃると思います。そういう方々がぜひ最初の地域づくりの段階から入っていただき、そこを市町が顔の見える関係、現場に一番近い市町の皆さんと一緒にやっていただく。そういった情報を自分たちの地域の課題であったり強みであったり、そういったところをしっかりと見ながらやっていく。そこにそういった情報を県も共有しながら、そういう中で県の役割としてどういうことが求められるのか、どういう支援をやっていただきたいのか、あるいは人材専門のアドバイザーを派遣いただくとか、専門のスキルを何か学べる機会を設けるとか、いろんな県の支援のあり方、必要性というのも恐らくニーズが出てくるんだと思います。

そういったことで、それぞれに知恵を出し、力を発揮しながら、お互いの役割、地域づくりを持続可能なものにしていくために、どういう役割が必要なのか。そういったところの情報を共有し、協議をしながら進めていくことが必要だと思います。

そういう意味では、委員から先ほどご指摘がありましたように、県と地元がいろんな課題、人材育成も含めたところの情報を共有して、県は何ができるのか、市町は何ができるのか、そして、現場の皆さん、地域の皆さんには何を役割として担っていただけるのか、そういうところをしっかりと議論しながらやっていくことで、次の担い手の方も育てていくと思いますし、外

から見ていて、興味、関心を持つ民間の方々も参画することもあると思いますし、そういう中で地域の好循環といえますか、持続可能な地域づくりにつながっていけばいいのかなというふうに思っております。

【浅田委員長】 ありがとうございます。

ここで換気のための休憩をとらせていただきたいと思います。4時5分までにお戻りください。

-----  
午後 3時54分 休憩

-----  
午後 4時 3分 再開  
-----

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】 議案外の質問をさせていただきます。

部長説明資料の1ページになります。端的に質問させていただきます。

UIターンの促進についてです。一般質問等、そしてまた、午前中の分科会でもいろいろ質疑をさせていただきました。目下の課題である人口減少対策については、移住・定住、そしてUIターンを含む施策というのは非常に重要であると考えております。これにつきましては、そこに書いてあるとおりです。コロナ禍で非常に厳しい中においても、移住者は958人と、前年度と同程度のペースで推移しているということが出ております。新年度においては、新しいラインを活用したAIシステムを導入して、さらに移住については対応していくというご答弁もいただきました。

これについてですが、移住者数が一定、来ていらっしゃいます。もちろん、出ていく人口の方が多いというのはあるわけですが、この方たちに対するニーズ調査の必要性を非常に強く感じるところです。なぜ来たか、さらに、長崎に

望むもの、そういったことで調査等はされていらっしゃると思いますけれども、まず、移住者、UIターン者に対するニーズ調査について、現行、取り組んでいらっしゃるということについてお尋ねをいたします。

【浦地域づくり推進課長】 お答えします。

UIターン促進策を進めるに当たりまして、実際、移住された方のご意見を聞くというのは、次の展開を図る上で非常に重要だということで、毎年度、UIターンされた方に対してアンケート調査をさせていただいております。主に長崎県出身であるかどうかでありますとか、家族構成、それから移住後の業種でありますとか、あるいは移住を検討するきっかけとか、長崎県を選んだ理由、あるいは移住に関する情報をどういったところから入手したか、移住してよかった点、悪かった点、そういったことを幅広く調査をさせていただいております。

令和元年度の直近のアンケートでは1,479人、組数にして823組の方が移住していただいているんですけども、このアンケート調査は一部課題がございます、この方々に対してアンケート調査を行っているんですけども、最終的に回答をいただけたのが261組ということで、全体からすると、まだまだアンケートの精度が十分でないなということで1つ課題だというふうに認識しております。

【宮本委員】 ありがとうございます。いろいろ理由はあろうかと思えますし、それによって次の施策に結びつけるということは大事なところだと思います。回収率を上げていただきたいと思えます。今お聞きいたしました、823組中261組から回収があったということなので、できるだけこういった形のご意見を広く回収していただきたいということをお願いいたします。

そして、さらに広くUIターン、そして移住・定住を促進するためにも部局横断的に、いろいろな部局と話をさせていただいて協議をしていただきたいということも併せて要望させていただきます。

次の2ページにおいては、これは非常に大事な部署になろうと考えておりますながさき移住サポートセンターです。非常にすばらしい実績を出されているんじゃないかならうかと考えますが、このながさき移住サポートセンターにおける取組とか実績についてお尋ねいたします。

【浦地域づくり推進課長】ながさき移住サポートセンターの取組あるいは実績についてでございます。

今回の概要説明の資料の中にもサポートセンターの負担金の項目の中に記載しておりますけれども、主に仕事や住まい、生活情報等の一元的な発信とか、無料職業紹介事業による就職支援、あるいは移住相談会の開催、そして、ご質問がありましたながさき移住倶楽部、こういったところの取組を担っていただいております。平成28年に発足しております。県内全ての市町が折半で運営費を負担し合うという形でスタートしております。

平成28年度から令和元年度までの4年間のサポートセンターが関わった移住者数の実績としては、この4年間で累計で1,129名ということで1,000人を大きく超えております。R元ねについては、県全体、これは市町が独自に相談をして移住した方も含めると1,479名でございますけれども、このうちの3割に当たる439人は、このサポートセンターが関与しながら獲得している。

さらに、相談件数につきましては、県全体、これは市町の窓口を含めて令和元年度の実績で

8,800件程度ございます。このうちながさき移住サポートセンターが受けた相談件数は3,743件ということで、全体相談数の4割を占めているということで、県内の移住相談の本当に重要な下支えをしております。

こういったこともありまして、毎年、総務省が各都道府県に移住者に対する相談件数の調査を実施しております。先ほど申し上げました本県の8,800件という数字は、九州では最も多い相談件数を処理しているということで承っております。平成28年に発足して、現在、5年目ということで節目の年にもなりますが、県内の市町からは、非常に高評価をいただいております。

「移住者の支援システムを構築して、各市町の相談情報を共有して、きめ細かな対応を図っていただいている」というふうなお声も聞いておりますので、引き続き、サポートセンターの課題等もしっかり見ながら対応を図っていく必要があるかと考えております。

【宮本委員】 詳細、ありがとうございました。九州でも群を抜いて非常に実績を示していらっしゃるということを確認いたしました。ともあれ、出て行く方が若者については多いという現状もありますので、その釣り合いですね、そういったところが大事な視点になろうと思えますから、そういったところも、どうすれば若者が定住できるかという視点でお考えいただければと思います。

佐世保にも移住サポートセンターがありますが、あそこはぱっと入れれば福岡かと思うような非常におしゃれなセンターになっていまして、自転車を置いてあったりとか非常にいい空間なので、ああいったところが各市町にもさらにできていって、その市町独自の雰囲気を出しつつようなセンターができれば、なおさら進んでい

くのじゃないかなとも考えますから、併せて市町とも連絡、連携を取っていただきたいということをお願いいたします。

次に、同じ部長説明資料の4ページ、離島地域の振興についてであります。これは午前中の分科会でもちょっと質問させていただきました。部長からは、10年後の社会増減の均等を目指していくためには離島地域においては雇用機会拡充事業による雇用の場の創出、これが大事ですよということであります。

これについてちょっとお聞きいたしますが、直近、一番新しい、ですから令和3年度の4月になるかと思いますが、この雇用機会拡充事業を活用される事業所の応募は既に終わっていると思いますが、申請の状況についてお尋ねをさせていただきます。

【徳永地域づくり推進課企画監】令和3年度の第1回目の雇用機会拡充の募集関係の質問でございます。

募集については、早いところでは11月上旬から募集を開始しておりまして、現在、関係7市町におきましては、募集期間は終了しており、現在、採択に向けての進められているところであります。

申請状況といたしまして、関係7市町で新規の申請件数でございますが、合計99件、前年度は96件でしたので、ほぼ前年度並みの水準ということで、今後は審査会とか国による確認を経て4月上旬に採択されることとなっております。

【宮本委員】ありがとうございます。99件ということでお聞きいたしました。結構な数があるんだなと思います。もちろん、これが全部が全部、採択されるというわけじゃないと思います。採択率というか、選定の基準というか、そういったことはどのようになっているか、ち

よっと教えてください。

【徳永地域づくり推進課企画監】まず、選定基準につきましては、国の要領等で定めておりまして、島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であることなどの基準が示されております。事業者から提出されました事業計画の審査に当たっては、市町ごとに設置されております審査会において国の要領等の選定基準に合致しているかなどを審査して事業者が選定されているところであります。

これまでの採択率としては、年度によってばらつきがございますが、直近の令和2年度で申し上げますと59.3%、その前の令和元年度で申し上げますと65.5%となっております。

【宮本委員】ありがとうございました。審査会というのがあって、ここでは私も若干見せていただきましたが、市町ごとに様々、プレゼンとかを行ったりするという現状もあるかと思います。59.3%とか65.5%、6～7割ぐらいでしょうか、というのが採択ということで、直近では99件ということですよ。

午前中の分科会での審査でも人的なものが今後出てくるということもありましたけれども、やっぱり事業をやったはいいものの、中には中止した、できないというところで、そういった事例も出てくるかと思うんですね。ちなみに、そういった事例はどれくらいあるかというのわかりますか。

【徳永地域づくり推進課企画監】事業の採択後につきましては、市町によるフォローアップを定期的実施しておりますものの、事業計画の当初には想定していなかった諸事情により、事業実施が取りやめになった事例というのは、残念ながら、一定発生しております。令和2年度の状況で申しますと、現時点で10件の事業中止

の報告を受けております。

なお、今年度につきましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な事業計画の変更などの事業者が想定されるということですので、国や我々が市町に対しまして、例年以上に事業計画の達成状況の把握に努めるような依頼もしているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。残念ですよね。離島地域で事業をやろうと意気込んでいらっしゃって希望を胸に事業されたにもかかわらず、途中で事業をやむなく中止されるというのは、非常に悲しいことです。ここは県としても、何と申しますか、財政支援というのは難しいかもしれませんが、分科会でもあったとおり、人的支援とか、できるだけフォローアップをしていただきたいということを併せて要望させていただきます。島の方々の雇用が生まれる大事なこの事業ですので、採択された方々が全て継続して、さらに発展されるように県としても取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきます。

この雇用機会拡充事業によって相当な雇用の場が生まれているんじゃないかなと思うんですけども、どれくらいが創出されたのか、その数も併せて教えていただけますか。

【徳永地域づくり推進課企画監】雇用機会拡充事業による雇用創出数につきましては、雇用計画数を年度ごとに申し上げますと、法施行初年度の平成29年度が358人、平成30年度が303人、令和元年度が207名で、3年間の実績で868名の雇用の場が創出されたところであります。今年度につきましては、まだ見込みでございますが、187名でございますので、それを加えると4年間で1,000人を超える雇用の場が創出されたということでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。この事業については、かなりの成果が出ているということを変更して確認した次第です。非常に大事な事業ですので、今後とも、午前中の分科会でもありましたとおり、しまの雇用人材確保推進事業などによって、来年度は島外から多くの雇用者についてのマッチングを支援するということもありましたので、そういった形で支援を強化していただきたいということを変更して要望させていただきます。

最後に、地域交通体制について質問いたします。

交通政策課になるかと思いますが、「地域交通体系の企画及び総合調整に関すること」と概要説明で分掌事務についてありましたので、ちょっとお尋ねいたします。

午前中もちょっと出ていましたけれども、松浦鉄道の件です。実は、3月上旬だったと思います。松浦市在住の方がMR、松浦鉄道と接触してお亡くなりになられたという事例がありました。2016年には、同じく松浦鉄道で2歳のお子様列車と接触して重体になったという事例がありました。私も地元ですが、松浦鉄道は有田と佐世保を結んでおります。電車も非常にかわいらしいんです、愛らしいですよ、地元からも愛されています。松浦鉄道は第三セクターであって、長崎県と沿線自治体、佐世保市とか、あと西肥自動車も多分入っているかと思うんですけども、第三セクターなので、県としても、こういう事例については敏感に反応して対策を講じていただきたいなと考えております。

遮断機のない踏切の事故かどうか、今年初めの事故の詳細はわからないんですけど、恐らくそうであったりとか、普通に線路の上を通る生活道路として利用した時での事故かもしれません

んが、何かしらの対策、対応が県としてできないかと考えていますが、それについて何か対応策とかなんかお考えでしょうか。

【小川交通政策課長】宮本委員のご指摘の事故の関係ですが、実は、松浦鉄道の沿線には123か所の踏切がございまして、そのうち103か所については警報機とか遮断機が設置されております。

ご指摘の松浦市での案件、それと佐世保市の瀬戸越町での案件については、いずれも踏切の箇所ではなくて、本来、いわゆる鉄道用地の中に、鉄道用地は里道、昔でいう赤道でございしますが、それが交差しているところでございます。普段は、本来、危険なので入らないようにしてくださいというような、いわゆる「危険・注意」というような標識が設置されているところでございますが、地元の皆さんは、距離が非常に近いので、ついつい使ってしまうというようなことで、松浦鉄道としても、本来であれば鉄道用地については柵を設けて入れないようにしたいということでございますけれども、当然、地元の住民の方々のご意向もありますので、それを無視してはなかなかできないということをお伺いしております。

佐世保市で起きた事例につきましては、事故があった後にフェンスを設置いたしまして、進入ができないような形での対策をとっているということでございますので、県といたしましても、できるだけこういう安全対策について、地元の市町や地域の住民の皆さんとよくご相談しながら対応して行ってほしいということで松浦鉄道の方にも話をしていきたいと思っております。

【浅田委員長】ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

【坂本(浩)委員】 通告しておりましたので、集落維持と地域づくりについて質問いたします。

部長説明資料の3ページに集落維持活性化対策についてということが書いてあります。これの真ん中よりちょっと下の方ですが、新年度にデジタルブックの作成とか集落対策研修会で農山漁村対策費を新たなテーマとして追加するというので、これは午前中の分科会で予算の説明がありました。

まず、この選考事例が20件ぐらいということになっていたようで、それはそれでいいんですけど、この20件、どういう地域なのか、どういう事例なのかということをお簡単に説明してください。

もう一つ、デジタルブックというのは何ですかね、これ、よくわかりません。デジタルブックの説明と、新年度つくるということですから、いつ頃完成するのか。それから、それをどう活用していくのかということについてまずお尋ねいたします。

【浦地域づくり推進課長】 まず、20件程度でございまして、選考する集落対策を県下全体に広げていきたいという観点から、様々な地域の事例を収集することを想定しております。都市部でありますとか、離島部でありますとか、あるいは農村地帯、あるいは先ほど来議論がっております防災等のテーマに特化した形の事例、あるいは民間との連携が必要ということで、そういった連携したような事例等を収集してまいりたいということです。

具体的な中身については省略しますが、例えば、そういった観点でいきますと、平戸市の中心部は、町なかで集落対策、地域住民の同意等を協議するのに非常に苦労したということをお聞かしておりますので、そういった観点の事例



でありますとか、あるいは吉岐の二次離島のまちづくり協議会は、吉岐市の中で一番最初に開設に至ったところでもありますけれども、そういったところ。あるいは先ほどから話が出ております防災の観点でいきますと、島原市の安中地区が防災の観点で、まさに現在、まちづくり協議会等の取組を進めておりますので、こういったところをもろもろ20件程度集めてまいりたいと考えております。

デジタルブックでございますけれども、紙で作った冊子ではなくて、ホームページとかで掲載できるデジタル型の本といいますか、すみません、説明がうまくなくて。要は、どこでも、誰でもインターネットでアクセスすると見れるような環境を整えるような形で事例集を作りたいと思っています。

完成の時期につきましては、委託で進めたいと考えておまして、委託事業者の入札手続、調整等もございますけれども、前半程度は事例等の収集にしっかり当たっていただきたいということで、年度後半の完成になるかと思っております。

また、そういったものについては、先ほど来から説明している集落対策研修会、あるいは市町とのやり取りの中で周知を図りながら、誰でも見れるということですので、まだ十分な取組でないような市町の職員、あるいは地域住民の皆さんにも幅広く見ていただくように周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。すみません、デジタルブックについてよくわからなくて。なんとなくイメージはあるんですけれども、ぜひ県内の先行する事例の、しかも、地域運営組織だと思うんですけれども、組織の立ち上げからプロセスですね、そういうことを見える化した

事例集ということですので、地域づくりに不可欠の材料として各地域の皆さんが活用できるように、ぜひお願いしたいと思います。

もし予算が許せば、デジタルブックということでホームページとか、そういうふうなことなんでしょうけれども、紙ベースでも少しあればいいかなというふうに、これは私の個人的な希望ですけれども、予算が許せば、そういうものも複合的に活用できるようにしていただきたいなと思います。ホームページだと周知が大事だと思いますので、ぜひお願いします。

それから、集落対策研修会ですが、これ、今年度に確か9回か10回ぐらいしてますよね。7回、8回は同じ講師だったんですが、私はたまたま8回目を聞きに行く機会があって、非常によかったんですね。多分、議員さんは知らないんじゃないかなと。あの時にウェブも含めて、両日、200名近くずつ参加してたんですけど、県会議員は残念ながら2人でした。たまたま私が知ったものだから声をかけた議員さんが来ただけということで、全然知らなくて、なんでこんなにいい研修会を、長崎市で開催でしたから長崎の市議の方が来られていましたけど、なんでこれ案内せんのかなというふうに思いましたので、今年度から始まって、また来年度継続ですから、ぜひ案内を出していただきたいと思います。

私が聞いた時に、「田園回帰1%の戦略」ということを提唱されている講師の方でした。私にとっては、地域の循環の在り方に対して数値できちんと示して、本当に目からうろこみたいな感想を持ちました。

こういうのがどんどん、どんどん地域で、小さな拠点づくりですよ、長崎もたしかあったと思うんですけど。そういうのをつくるに当たって、余り大きな目標じゃなくて、本当に小さ

な目標で、やれるという希望が出るんじゃないかなというような感じがしたものですから、ぜひこれ進めていただきたいと思いますけれども、そういう「田園回帰1%戦略」、新年度で農産漁村対策等が新たなテーマということですから、多分、今から地方回帰とか田園回帰というのは、農業をすることじゃなくて、農との関わりということに必ずなってくるんじゃないかなと思いますので、それについてどういうふうに今後施策に生かすかというのはあるんでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】ただいまご紹介がありました集落対策のうち、第7回目、8回目については、持続的な地域社会総合研究所の藤山所長に講師として来ていただきました。坂本委員もありがとうございました。私も、2日間、聴講させていただきました。

ポイントとしては、今ご紹介がありましたように、数字でしっかり捉えて見える化することで地域住民の意識を変えていくというエビデンスに基づいた取組を進められているということ。あと、今ご紹介がありました集落についても、小さいながら維持をしっかり進めていただければ、将来の人口のシミュレーションをする中で見通しが示せるんじゃないかという点。最後に3点目として、地域経済の観点からもしっかり稼ぐような取組が必要だという観点がありました。

私どもも、この集落の研修会には各部局にもお声がけをさせていただいています。農林部、水産部にもお声がけしております。農林部では農山村集落に集落ぐるみで移住・定住に取組む施策を今年度から開始しておりますし、令和3年度におきましては、地域経済の観点で稼ぐ集落づくりを目指して集落の産品づくり事業にも

取り組むと聞いております。また、当日参加した水産部の職員からは、今回の研修会の藤山所長とのつながりをきっかけに、来年度の漁村集落の活性化に向けた取組の中で個別に打合せを行っているような話も聞いておりますので、私ども、集落対策の中心として、こういった取組を進める中で、各部局の関連した施策の後押しなんかも進めていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】ぜひ今後の施策に生かしていただきたいと思います。

藤山先生の話といたしますが、論文までいかないかもしれませんが、全国町村会のホームページに載っていて、私はたまたま見たんですけれども、消滅可能性自治体というのがいつか出されましたよね。全国に衝撃が広がりましたが、それについても詳しく、その後の国勢調査2015年とか、そういうのも含めて調べた結果、いわゆる多くの消滅可能性とされていた自治体、離島とか中山間地域が多いそうなんですけれども、そういうところで田園回帰が起こっているという分析もされていますので、ぜひ消滅自治体で、もうなんかショックを受けて、うちのまちはなくなるとやろうかみたいなことも一時期、わっと広がりましたが、地域で頑張っている皆さん方が希望を持てるような取組だというふうに思いますので、今後、各市町を含めてぜひ広げていただきたいと思います。を要望して、終わります。

【浅田委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】通告していただきましたので、今年1年間かけて議論したいと思うので、今日は、その問題提起と捉えてほしいと思う点を2点ほど。

一つは、今、話があっておりましたが、松浦線延伸についてということで。これは昭和の終わり、平成の初めですか、JRの民営化の時に

分離されたんですけれども、その後、30年以上経過した今日、経営状況と収支状況について資料をいただきたいと思っています。加えて、今年度の松浦鉄道整備の予算を8,000万円組んでいますので、その内容と、3点を資料としていただきたいと思います。

それから、活性化対策として、一時期は乗り入れていたんですけれども、佐世保駅から早岐へJR線乗り入れについて、大村線のハウステンボス駅、南風崎駅までは佐世保市内なので、ぜひ延伸ができないかなと。将来的には新幹線の新大村駅の車両基地ぐらいまで延伸できれば、島原鉄道が向こうから延びてくるかもわからないのでね、ぜひ検討してほしいなと。しかし、ひとまず佐世保駅から南風崎駅まで延伸ができないのか。これは将来のIR設置に向けての交通対策にもなると思うので、どういう問題点があるのか検討してほしい。財源はIRが実現すれば納付金として多額が入る予定ですから、ぜひ検討してほしいと思います。

もう1点は、大村線の早岐駅とハウステンボス駅間が約3キロあると思うんですが、中間点の広田地区に新駅をつくりたいなと思っているんですけれども、広田工業団地もあるし、針尾島からの駅にもなるし、遠くは西海市からも最短の場所でもあるので、必要性は十分あるということで。人口集積は、広田地区だけでも1万人から1万5,000人ぐらいに今伸びている地域ですよ。早岐駅とハウステンボス駅の間ぐらいにね。ぜひ検討をお願いしたいし、課題の整理もお願いしたいと。駅部に相当する場所としては、佐世保配車センターがあるので、この用地を確保できると思うので、ぜひ検討方をと思っています。

特に、JR大村線の新駅設置については、松

浦鉄道ですけれども、JRから分離する時に佐世保市は新駅を7~8か所つくりましたよ、当時。当時は新駅が5,000万円ぐらいでできた。今は相当かかると思うけれども、そういう経緯もあるので、ぜひ松浦鉄道の延伸と、もう一つ、早岐駅とハウステンボス駅の間地点ぐらいに新広田駅の設置を検討してほしいと。1年間かけてやりますので、さっき申した資料をぜひお願いしたいと思います。

【小川交通政策課長】まず、松浦鉄道の延伸のお話でございますが、松浦鉄道につきましては、委員ご指摘のとおり、ハウステンボス駅までは平成23年3月まで運行しておりまして、早岐駅までは令和2年3月まで佐世保駅からそれぞれ運行していたという実績がございます。

まず、ハウステンボス駅につきまして平成23年3月で休止したのは、ハウステンボスから平戸市への観光客の誘致を目的として延伸をしたわけでございますが、なかなか利用客がいなかったということで運行区間を縮小したということでございます。また、早岐駅への乗り入れに関しましては、令和2年3月までにJR九州が新たな自動列車停止装置という整備を進めておりまして、今後、JR線に乗り入れる場合は、その新たな自動列車停止装置の整備がないと乗り入れができないということで、実は松浦鉄道の車両については、それがついておりませんので、今のままの状態では乗り入れができないということで、令和2年3月で乗り入れが休止したところでございます。

この自動列車停止装置が義務化をされているのは、例の平成18年の福知山線の脱線事故以降、そういう見直しがされまして義務化が行われているということでございます。

松浦鉄道につきましては、最高スピード、運

行速度等の問題で、いついつまでに必ずやりなさいという期限がないということ、また、松浦鉄道の方も費用が非常にかさむということもございまして、現在、その装備はついていないところでございます。

もう1点が、早岐駅とハウステンボス駅間のJRの新駅の設置というお話がございました。県の方で関係自治体と一緒にになりまして、JR九州へ毎年いろんな要望をお出しするということをやっておりますが、現在のところ、関係自治体から、この新駅設置というものについて要望が上がっているのは諫早市だけでございまして、佐世保市からの要望はあっておりません。

今後、今の委員のご意見を踏まえまして、地元の自治体としてのお考えや、仮に新駅を設置する場合については、運行主体となりますJR九州のお考えもお聞きしながら、私どもとして対応していきたいと考えております。

【田中委員】何をやるにしてもお金が要るので、新駅を設置するのにどのくらいかかるのか、あらあらのくらいかかるのか、そこら辺まで含めて検討してほしい、駅をつくるとするとね。

もう一つ、松浦線の延伸は、去年の2月まで早岐まで来てましたか、それはちょっと記憶にないけれども、どちらにしても、いろいろ私が聞いた範囲では、こういう指摘がある。JRは、「いいですよ、使ってください」と、ただし、乗車料金は全部いただきますよと。それではやる必要ないんだ、松浦鉄道としては料金をもらえなければ、わざわざ延伸する必要はないのでね。

だから、諫早～肥前山口間の上下分離方式を県がまとめたから、今度は、下はJRがやるわけで、上はちゃんと準備しますから収入はもらいますよと、諫早～肥前山口間とは逆。下はJ

Rがやってくれ、乗り入れだけは松浦鉄道でやらせてもらいますよという方程式ができれば、これは車両の更新だけ。これは長崎県、佐賀県も含めて負担をお願いできるシステムになっているわけです。ぜひ検討してほしいと思っています。

【小川交通政策課長】1点、今お話がございました新駅の設置の経費ということでございしますが、他の事例で見ますと、最低でも2～3億円程度はかかっているということで、どういう規模にするかということによって経費は違ってこようかと思っております。ただし、現在、新たに駅を設置する場合は、JRの都合ではなく地元の自治体等の意向によって請願駅として設置するとなった場合については、その経費については、地元が全て負担するという形になっております。

【田中委員】どちらにしても資料をください。

【浅田委員長】資料提出をお願いいたします。ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】以上で質問が終了いたしましたので、地域振興部関係の審査結果について整理をさせていただきます。

しばらく休憩いたします。

午後 4時44分 休憩

午後 4時44分 再開

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

ここで、今年度で退職をなさる職員の方を紹介させていただきたいと思っております。

これまで、県政、県民のためにご尽力をいただきました土地対策室長の原田一城室長が定年となります。いろいろありがとうございました。お疲れさまでございました。（拍手）

【原田土地対策室長】ご助言、ご指導、本当にありがとうございました。

【浅田委員長】お疲れさまでした。今後とも、どうぞよろしく願います。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

午後 4時45分 散会

---

# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月12日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時24分  
於 委員会室 1

職員厚生課長	山下 明 君
財政課長	早稲田智仁 君
財政課企画監	園田 貴子 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	久柴 幸子 君
税務課長	原 清二 君
税務課企画監	山口 俊也 君
債権管理室長(参事監)	田尾 康浩 君
情報システム課長	吉村 邦裕 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浅田ますみ 君
副委員長(副会長)	下条 博文 君
委 員	田中 愛国 君
”	山本 啓介 君
”	近藤 智昭 君
”	坂本 浩 君
”	宮島 大典 君
”	大場 博文 君
”	宮本 法広 君
”	石本 政弘 君
”	饗庭 敦子 君

6、審査の経過次のとおり

.....  
午前10時 0分 開議  
.....

【浅田委員長】 おはようございます。  
委員会を再開いたします。  
これより、総務部関係の審査を行います。  
【浅田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。  
予算議案を議題といたします。  
総務部長より、予算議案の説明を求めます。  
【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
総務部次長	伊達 良弘 君
総務文書課長(参事監)	荒田 忠幸 君
県民センター長	鳥谷 寿彦 君
秘書課長	石田 智久 君
広報課長	下野 明博 君
人事課長	大安 哲也 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第10号議案「令和3年度長崎県庁用管理特別会計予算」、第13号議案「令和3年度長崎県公債管理特別会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第14号)」のうち関係部分、第85号議案「令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第1号)」、第87号議案「令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)」であります。

はじめに、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち、関係部分についてご説明申し上げます。

歳入予算総額は、5,475億7,366万4,000円、歳出予算総額は、1,825億5,528万円を計上してございます。

この歳出予算の主な内容といたしましては、本庁舎及び振興局庁舎の改修等に要する経費、税務事務の総合的な電算システム運用等に係る経費、電子化の推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費であります。

また、債務負担行為につきましては、ウイルス対策ソフト使用許諾権の購入等に係る令和4年度から令和9年度までに要する経費等を計上しております。

次に、第10号議案「令和3年度長崎県庁用管理特別会計予算」についてであります。

歳入予算、歳出予算ともに、総額2億3,757万7,000円を計上しております。

また、債務負担行為といたしまして、文書集中收受発送に係る令和4年度に要する経費等を計上しております。

次に、第13号議案「令和3年度長崎県公債管理特別会計予算」についてであります。

歳入予算、歳出予算ともに、総額306億1,324万5,000円を計上しております。

続きまして、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

補正予算額は、歳入予算総額276億8,436万3,000円の減、歳出予算総額83億3,912万1,000円の減を計上してございます。

この歳出予算の主な内容といたしましては、地方消費税に係る他県との清算金の減、地方消費税の市町に対する交付金の減であります。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げます。

今回、繰越明許費として、財産管理費1億7,792万3,000円を計上しております。

これは、総合庁舎の改修工事において、工法の検討に不測の日数を要したため、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、繰り越しを行うものでございます。

次に、第85号議案「令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」についてであります。補正予算額は歳入予算、歳出予算ともに378万7,000円の増を計上しており、歳出予算の補正の主なものといたしましては、一般会計への繰出金の増という形でございます。

次に、第87号議案「令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」についてであります。補正予算額は、歳入歳出予算ともに1億1,656万7,000円の減を計上しております。

歳出予算の補正の主なものといたしましては、元利償還金の減ということでございます。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いしてございますけれども、今後、年間の執行額の確定に伴いまして、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもちまして令和2年度の予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浅田分科会長】以上で説明が終わりましたの



で、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

理解を深めるために質問をさせていただきたいと思います。

今、説明いただいた2ページの新型コロナ対策情報発信費について1億1,045万6,000円計上されていますけれども、この内容をもう少し詳しく教えてください。

【下野広報課長】新型コロナ対策情報発信費についてでございますけれども、こちらにつきましては、日々状況が変化するコロナ禍におきまして、県民の皆様に必要な情報を迅速かつ的確に提供させていただくための予算として計上させていただいております。

具体的な内容といたしましては、コロナ感染の拡大防止を図るために必要な県民の皆様や事業者の皆様への啓発や要請、あるいは県民や事業者の皆様に対する各種支援制度、ワクチン接種に関する情報、あるいは人権、誹謗中傷などに係る情報を発信するために必要な経費ということで計上させていただいております。

【饗庭委員】今言われた内容を具体的に、幾らずつというふうに経費が分かればそれを教えてください。

【下野広報課長】まず、ゴールデンウィークやお盆、年末年始、年度末という節目の時期、あるいは感染拡大時期に緊急の要請やメッセージ等を発する予算といたしまして5,226万円。それ以外に、人権啓発や誹謗中傷に対する情報発信、あるいは各種補助金、支援制度の周知や申請等の締め切り等の周知に関する予算、あるいはワクチン接種に関する情報発信といたしまして5,579万6,000円。それ以外といたしまして、情報発信ということで知事の記者会見の中で手話

通訳を配置しておりますけれども、その手話通訳に要する経費として240万円。合計1億1,045万6,000円という内訳となっております。

【饗庭委員】わかりました。今、知事の記者会見での手話通訳というお話でしたけれども、知事の記者会見の内容というのは、この総務部の新型コロナウイルスの戦略チームか何かで決定をされるのか、教えてください。

【伊達総務部次長】コロナの感染に伴う感染の拡大防止、そして、それに必要な対策の発信につきましては、我々コロナ戦略チームの方で感染の状況でございますとか、有識者の見解、国の分科会等の要請なども総合的に踏まえまして検討したうえで決定をし、知事のメッセージということで随時発信をしているということでございます。

【饗庭委員】その知事のメッセージの中で質問をさせていただきたいんですけども、今、長崎県は落ち着いているというところで宣言が解除されているかと思うんですが、飲食に関しては10人以下でと県民の皆さんにお願いしてあるところかと思うんです。その10人というのは、どんな根拠かというのをよく聞かれるんですけども、そのあたりがわかっていれば教えてください。

【伊達総務部次長】これは、飲食の場というのはマスクを外す場面というのが出てまいりますので、どうしても感染リスクが高いということで、国の分科会の方からもそういう場面というのは注意が必要だということで、我々は一番ピークの時には飲食そのものをお控えいただく、そういう時短要請等も出てきたわけでございます。

段階を追って、これは5人以下というような場面であったり、今回は10人ということを出し

ているわけですが、やはり有識者の意見の中でも、ここは段階的に少しずつ解除をしていくべきだと。特に、3月から4月にかけては、送別会シーズン、そして異動等もあるような形で歓迎会も多くなってまいります。そうした飲食の場も非常に多くなってまいりますので、そこは少し注意が必要じゃないかということで、段階を設けまして5人のところを10人という形で発信をしているところでございます。

【饗庭委員】 歓送迎会が増えるということですが、そういうこともあって10人以上で行きたいと、企業さんにそういうお話も伺うんですけども、やはり県としては10人という形でこのまましばらく、歓送迎会の時期が3月末から4月になるかと思えますし、連日ゼロが続いているのでというご意見もいただくんですが、そのあたりはいかがでしょう。

【伊達総務部次長】 この10人をいつまで継続するのかということにつきましては、我々も検討しているところでございますけれども、やはり今まだ国の方でも21日までは緊急事態宣言も出されている地域もございますので、そうした状況も少し見守りながら、もうしばらくは10人というところで、この10人の要請をしましてから、もう3週間ぐらいいたっているところですので、段階的にということ考えてございますので、そういった状況も少し見ながら検討していきたいと考えております。

【饗庭委員】 知事の発信に関しましては、市町も知事の発信をもとに行動をされているということですが、連携として21市町に県から特別にこういうふうにしてほしいというような発信はされておられるのでしょうか。

【伊達総務部次長】 県の様々な要請につきましては、知事の方からメッセージとして発信をし

ているわけですが、当然、大きな判断をする際には、市町の方とも意見交換もいたしますし、そして、決定した事項につきましては、市町の方にも速やかに情報を提供して、情報の発信を市民・町民の方にもお願いをするということでございますので、我々としてはしっかりその情報を市町を通してお知らせをするということと考えてございます。

【饗庭委員】 ありがとうございます。

新型コロナウイルスが収束するのが一番かというふうには思っております。その中で、やはり県民の皆さんも、いろんなところで我慢している部分もたくさんあるので、できるものがあれば何か参加できるようになるといいかなというふうに思っていますので、今後も情報発信に関しては、なるべく県民に伝わりやすいように、細かいところまで発信していただくよう要望して終わりたいと思います。

【浅田分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【坂本(浩)委員】 今の饗庭委員の質問の関連ですが、戦略チームをつくって、今言われたように様々な発信をしていくという中で、もちろん保健部局、それから経済問題でいうと産業労働部局とか、いろんな連携をとりながらされていると思うんですけども、今言われた、発信で少し誤解を招かないようにというのがちょっとあって、例えば今、県民に対しては会食については10人以上は控えてくださいと。これが今後、状況を見ながら、また段階的に何人以上というのは変わってくるのかもしれませんけれども、今の段階では県民向けには10人以上、それから、たしか県の職員に対しては5人以上は控えるようにという総務部長の文書が出ていますよね。だから、4人までということになります。その差というのかな、職員向けと県民

向けで差がある。ということは、市町もそういうのを受けながら、じゃ自分のところはどうかという判断もあるでしょうし、それから、国の方はたしか5人以上は控えてという発信じゃないかなと、もちろんこれは緊急事態宣言が出ているところかなと思いますけれども。

そういういろんな数字があって、各企業等の判断とか、あるいは県民自身が、県民向けには10人以上は控えてとなっているけれども、県庁職員に対しては5人以上だから、やっぱり4人までしかできないのかなと、そういうことも聞くものですから、大体何人ぐらいならいいのだろうかみたいなこともですね。議員はどうしているのかとかも言われて、いや、議員もなかなか悩みながらということですね。そこら辺が、それぞれが判断する時に少し曖昧というのはおかしいですけども、そういう数字がそれぞれあるものですから、そこはどういうふうに整理をしていけばいいのかなというのがあって、そこら辺については戦略チームの発信としてどういうふうに整理をすればいいかという認識はいかがでしょうか。

【大田総務部長】お答えいたします。いわゆる飲み会に関する制限ということでございまして、おっしゃるとおり幾つかの数字が並んでいて少しわかりにくいところもあると思っております。

我々として思っておりますのは、先ほど次長の答弁もございましたけれども、飲食を伴うところの危険性ということの中で、大人数の宴会をやめてほしいという思いで、もともとこのメッセージづくりをしております。

その大人数はどうかという解釈といたしまして、これも国などに確認をしているんですけども、国としましても、かなり切迫したところであれば5人という形になりますし、以前は大

人数というのは10人を指すんだという解釈を示されたこともございました。

そこを一つの基準といたしまして、我々としても非常に切迫した雰囲気の中では5人という形、それが少し段階を経てということであれば10人という形で今運用してございます。

県民と県の職員との違いということでございますけれども、県民の皆様にはメッセージを出した時に、やはり県庁職員はリスク管理という意味で一段高いところ、一段厳しいところでやっていくということで、これまで実は運用をずっとしてきております。これはステージ2に上がる時もそうなんですけれども、上がる時も下がる時もそういう形で、一段厳しいところでやってきているというのは現実でございます。

現状といたしまして、県民の皆様には10人未満という形をお願いしている中で、現在、県庁職員は5人未満という形にしておりますけれども、これも少し段階を経て見ていく必要があるかなと、今考えておりますので、全体の検討の中で、県庁職員につきましても段階的に少し緩和できないかということは考えていきたいと思っております。

そういったところの情報発信という意味では、我々県庁職員というのは、実は対内部でやっているつもりでありましたので、県民の皆様には一律に10人未満という形をお願いしておりますので、そこは受け取り方の混合があるということが少しあるかなと思いますけれども、引き続き、県民の皆様へのメッセージというのは統一して出していきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。それぞれ判断が非常に難しい。今のこの数字は、飲酒を伴う会食ということになるかなと思いますけれども、昨日か今日の新聞報道では、政府の分科会で尾身会長が昼の会食も制限を言い出したりとかし

ております。多分県民や市民の皆さん方、いろいろですね、長崎は落ち着いているけれども、やっぱり不安があるという状況の中で、そういう会食も含めた日常生活というのを少しずつ取り戻すための一つの判断に、そういう10人以上とか5人以上とか、あるいは昼の会食、夜の会食とか、いろいろなことがありますので、ぜひそこら辺は県民、市民の皆さん方があまり判断に迷わないように、混乱を招かないように。

特に、職員向けに5人というのは、そうオープンにしている話じゃないですから、それが両方一緒に伝わるということではないとは思いますが、もちろん感染の拡大の度合いで市町の判断もちょっと差が出てくるのかもしれないですけどもね。例えば、多かった長崎とか佐世保とか、あるいは全く出ていない町もありますから、そういうところでも違うとは思いますが、難しいのは難しいんですが、できるだけそこを一つの基準というのか、もう少しわかりやすく、戦略チームとしても各部局と連携しながら発信をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。大変と思いますけれども、よろしく願います。

【浅田分科会長】ほかにございませんか。

【田中委員】私も久しぶりの総務委員会なので、勉強を兼ねて聞かせてもらおうと思います。

まず、第2号議案から入りたいと思いますが、歳入は5,475億円ですね。企画部なんかはちょっと変わった予算で、入りは多く出が少ないようなところもあるけれども、一般会計の場合は入りの方の大半はこの総務部で入ってくるわけね、5,475億円。これは全体からすると何%ぐらいの率になるかね、歳入予算総額は。総務部だけの

関係部分で。

【早稲田財政課長】総務部の予算で所管しております歳入部分は、大半が財政課関係ということで、交付税や県債などが入っておりますけれども、県全体でいきますと、今回でも7,500億円ぐらいが一般会計全体となりますので、そのうちの約5,500億円、8割ぐらいは総務部に計上されているところであります。

【田中委員】いつも総務部は入りをやる、出はいろいろな部でやるけれども、入りをやるということなので、出は1,825億円と、あることはあるけれども、入りの方でちょっとお聞きします。

地方消費税清算金と地方消費税交付金300億円、302億円が入っているけれども、これは私も理解がまだすっきりしないので、この入りの仕組みについてお聞かせください。

【原税務課長】お尋ねの地方消費税清算金ですが、本来、地方消費税は商品を購入されたところに帰属させる必要がありますけれども、製造から卸、小売り、購入のところまで、それぞれの地区で消費税が課されておりまして、それぞれの都道府県を所轄する税務署に納められています。最終的に長崎県民が買った分に係る消費税というのも東京で納まったり、福岡で納まったり、その差額分だけが長崎に納まっているものですから、最終的に全国の指数に基づいて各県ごとに支払ったり、受け取ったりするような仕組みになっております。その分が消費税の清算金ということになっております。

消費税の交付金ですけども、清算が終わった後の半額を県内の市町村に交付しております。これが地方消費税の交付金になっております。

【田中委員】そうすると、300億円、清算金は真水で県に入るという理解でいいわけね。交付金は市町にトンネル的にまた出ていくと、スル

ーして出ていくという理解でいいんですね。わかりました。

次に、第13号議案の公債管理特別会計、これはまだ歴史はそう古くないのよね、この特別会計にしてから10年あるかな。この仕組みが私はあんまりわからない。仕組みをちょっと聞かせてください。

【早稲田財政課長】公債管理特別会計予算というのが、ちょうど10年前くらいにできたところでもあります。この役割としては、一つは県債の中で借換債というものがありますけれども、その借換債の発行・償還ということで、以前はみかけ上、借り換える際の歳入歳出予算というのが借換債によって大きく見えていたわけですが、そこの部分をきちんと区分して経理をするということで、本年度でありますと214億8,500万円、前年度で言いますと407億円が借換債ということになります。

それから、もう一つ、平成24年度から多様な県債の発行ということで資金調達が多様化されておりまして、多くの投資家から募って県債を発行する市場公募債というものがございます。公債管理特別会計には、借換債と市場公募債の償還・積立て、それから発行ということに関する経費が計上されているところでもあります。

【田中委員】当時、財政運用上、こういうやり方の方が、借換債でやった方が金利が高い時もあったからよかったんだけれども、私は借金隠しじゃないかと。全体の借金の中からこの部分だけ取り上げて特別会計をつくって、そこでやりくりをするわけだからね、という話をした経緯があるんだけれども、やっぱり効果があるのかな。しかし、国に対していろいろな比率でやるよね、借金の比率とか何とか。あれは、これを入れて全部出しているわけ。そこら辺を聞

かせてください。

【早稲田財政課長】この公債管理特別会計の中では、借換債というものを取り扱っておりますけれども、実際の償還に係る公債費の負担比率などについては、借換債の部分も全体の県債の中に織り込んだ指標ということになっております。

【田中委員】わかりました。

次に、第78号議案で、さっき言った消費税が出たり入ったりする関係が如実に出てくるわけですね、これは精算的な予算だから、2月の補正はですね。

それで、さっき言った地方消費税の清算、交付の話をもう一回してもらえますか、金額がちゃんと出ているから。

【原税務課長】地方消費税の清算金の方がマイナスになっているかと思えますけれども、全体的な地方消費税額が減少してきますと、消費税の清算金も減ってまいりますので。（発言する者あり）そうです。全体的な収入が減ってまいりますので、入りも出も減ということになるかと思えます。

【田中委員】この質問の関係は終わりたいと思いますが、あまり時間がありませんのでちょっとやらせてもらおうと思うけれども、入りの部分で、久しぶりに財政課長に質疑をしてみたいと思うんです。

財政課の予算の委員に対しての説明の仕方が不十分だというクレームを私はつけた。そういうことで、新しく資料として私はもらったんだけれども、経済対策債の入りと、それから通年の減額補正、その差し引いた真水だけぼんと出したってわからないよと。ちゃんと入りと出を説明しなさいということで資料をもらったんですが、その資料でちょっと説明してもらえます

か。

【浅田分科会長】財政課長、その資料というのは、ほかの委員の方にも配っていますか。

【早稲田財政課長】2月補正予算の一般会計の款別、それから歳出、歳入とそれぞれございますけれども、今回、2月補正予算では4つ書類があります。一つは経済対策での補正予算、それから年間の国庫支出金などの確定に伴います通常の減額補正予算、それと追加議案が県議会議員の補欠選挙の部分、福祉保健部においてのコロナウイルスの病床関係の補填部分ということで、全体で今回は4本の2月補正ということになっております。経済対策補正予算が600億5,000万円、それから、通常補正予算につきましては、478億5,600万円。追加の1つ目としまして県議会議員の補欠選挙の部分が3,984万2,000円、病床補填のコロナウイルス関係の補正部分が42億6,200万円ということで全体の補正予算が構成されておまして、現在のところ2月補正予算の計としましては、164億9,600万円の予算ということになっております。

【田中委員】追加1、追加2は途中で出てきたから差し置くとしても、年度末の補正はほとんどマイナス、減額補正が主流であって、昨日も予算でやったけれども、今度は経済対策がどんと出てきてプラスの予算になっている。それで、当初、この予算をもらった時には、121億9,300万円が今回の補正ですよとなっていたけれども、その中身は600億円の入りと478億円の減額と、もう差し引いた結果だけをぼんと出しているから、ちょっとわかりづらいということで、改めて私は配ってほしいという意味を込めてやってもらったんだ、今回。この方がわかりやすいし、説明もしやすいと思うんだけどね。121億円の予算ですよと、600億円の経済対策がその

中に入っていますよと言ったって、普通はちょっと理解しづらい。私はちょっと理解しづらい。そういうことで予算の出し方ということについては、プラス・マイナス、終わった後だけぼんと出すんじゃなくして、その中身を見せてほしいなど。そうしないと検討しづらい。

あと、歳入努力をどうやっているのかなという感じで、これは税務課長もおられるので聞いていきたいと思うんですが、徴収率の向上、これは当たり前だと思うけれども、今、県市民税は市町の方でお世話になっているよね。手数料収入的にはどのくらいとられているの、トータルで。

【原税務課長】個人県民税の徴収取扱費ということで予算も計上させていただいておりますけれども、1件当たり3,000円を支払っております。年間20億円ほどになっております。

【田中委員】結局、その方が、私は佐世保市だから市の方に頼んで集めてもらった方が、人件費等々を考えれば安いということかな。最終的に何億と言いましたか。

【原税務課長】令和3年度の当初予算で20億2,006万2,000円になっております。

各市町にさせた方がという話だったんですけども、税法上、市町が賦課徴収するというふうに決められておりますので、県の方でこの市は市に任せる、ここは県がするという決め方にはなっておりません。

【田中委員】でも、後で徴収する時には一緒になって徴収するような仕組みをつくったこともあるよね。徴収率の入りと人件費の出を考えれば出の方が多かたりすることもあるんだけど、それはしかし、公平性の問題でマイナスになってもやらなきゃいかんと、徴税はね。ということで理解していますから、それはいいで

す。

次に、地方交付税です。これは大体地方課の所管なのかな。しかし、財政課でわかるよね。

基準財政需要額、これは国勢調査が大体基本になるのかな。人口が一番の中心になると思うんだけど、教えてください。

【早稲田財政課長】地方交付税の算定におきます基準財政需要額については、単位費用と人口というのが多くを占めているところであります。

【田中委員】そこで、人口が一番問題なのよね、人口が減ることで地方交付税が減るとというのが、75%の関係もあるけれどもね。

そこで、どうなのかな、努力をしてもらっているのかな。例えば、学生が長崎県にも結構いる。住民票の移転なんかの願いをちゃんとしているのかな。留学生、外国人の扱い。結構いるんだ、基地の関係の外国人がね。そこら辺は全然対象にならない形で今推移していると思うんだけどね。しかし、交付税の中で特別交付税なんか、特交があるから、そっちの方で長崎県は外国人がこんなに多いんですよと、しかし、使うのは使うんですから、というような論法は成り立たないのかな。

【早稲田財政課長】個別の事案となると特別交付税ということになってまいりますけれども、委員ご指摘のとおり人口というものは非常に地方交付税の算定において反映されますので、昨年の地財対策、今年度からの交付税の算定となりますけれども、やはり地方部においては非常に人口減少というのが著しい中で、どのように地域社会を再生していくかということの財政需要額を組み立てるために、地域社会再生事業費として4,200億円程度が地財計画の中にも盛り込まれております。こちらについては、人口減少率、それから年少人口比率ですとか、高齢者

人口比率というものが加味されておりまして、このような形で、人口減少が進んでいる地方部の地域社会を再生しようということで財政需要額が積み上がっているということで、非常に努力されているということになっております。

【田中委員】ストレートにはいかんだけれども、粗々で、大体1,000人人口が増えれば交付税が、75%を抜きにして、需要額としてはどのくらい増えそうですか、一人でもいいけれども、大体粗々わかりますか。

【早稲田財政課長】非常に粗いところの数値ですけれども、一人で大体15万円ぐらいのイメージということで捉えていただければと思います。

【田中委員】そうすると、1,000人増えればそれに15万円掛けた形のものが増えるわけだから、やっぱりこれは努力はしなきゃいかんなど私は思っているんだけどね。

基準財政収入額の方に入るけれども、収入額にカウントされない収入、これがポイントだと私はいつも思うんです。カウントされれば、もう75%の関係だけになってしまうからね。カウントされない収入で、ふるさと納税の寄附金等々とか、宝くじ収益金とか、今後はIRの納付金なんかもカウントされない収入のうちに入ると思うんだけど、大村のポートや佐世保の競輪、ハウステンボスの競馬とかあるけれどもね。

まず、宝くじ収益金の資料を私はもらったんだけど、やっぱり30億円の収入があるのよね。昔はもっとあった、40億円近く。これは長崎県で買えば長崎県に返ってくるシステムでしょう。そういう努力をしてもらっているのかなと。

寄附金の関係は、これもカウントされない形になると思うので、そこら辺をちょっと説明し

てもらえますか。

【早稲田財政課長】宝くじ財源の収入といいますのは、委員、今おっしゃったように、その地域で買えば地域の財源ということで、学校施設ですとか、国際交流などの財源として充てられることになります。

以前は40億円程度あった部分が今30億円程度に落ち込んでおりますので、ここは自治体関係も非常に力を入れて行ってございまして、例えば県庁においては宝くじ売り場を特設で設けまして、年末ジャンボなどの販売会を行っております。

また、販売先と連携をいたしまして、各種広報媒体を活用した広報活動を行っております。最近ですと数字選択式の売れ行きがよくなってございまして、今回、2月補正予算でも、当初予算の見込みよりもプラスという形での補正予算を組ませていただいております。このようなことで、現在、宝くじ収益のさらなるアップというものに努めているところであります。

【田中委員】宝くじを買えばいいというものじゃなくて、県内で買ってもらうなきゃいかんわけよ。県内で買ってもらえば長崎県に入ってくるんだと、そこら辺がポイントなので、やってもらうなきゃいかんなど。

ふるさと納税の話はこの際置きますが、ほかにも県独自の努力で税収が増える要素があるのよ。例えば、自動車税のナンバーにしても、軽油引取税やたばこ税もしかり、ここら辺の管理はどうか。その辺の努力をなされておりますか。例えば、自動車のナンバーは長崎県のものにしてくださいよと、公共事業関係に特にこれは言われるんだけれどもね。それから、軽油の問題、どうですか。

【原税務課長】自動車税の県外ナンバーにつき

ましては、転勤がございます企業とか、あとは公的団体に5月頃に県内ナンバーにしてくださいということでチラシの発送はしております。

たばこにつきましても、県内でお買い求めくださいということで、たばこの組合、あるいは軽油の組合とかでそういった動きはなされております。

大々的なキャンペーンというのは特にはやっていないんですけれども、毎年同様の取り組みはさせていただいております。

【田中委員】努力すれば、億じゃなくて、何十億のところまで増える可能性はあるのよ、数が多いから。ぜひ県独自の入る方の努力を、税金を集めることも一つあるけれども、そのほかの要素として。これは75%の関係で、100%のプラスにはならんけれども、ならんけれども、やっぱり税収はあった方がいいわけですよ。ぜひお願いしたいと思います。

昔は、基金残高の一覧表なんか出してくれていたけど、予算の時には。長崎県の基金残高は、今これだけありますよというのはね。財調の話だけじゃなくて、財調は141億円使って今度補填して、残り少ないですよという話だけでも、ほかにも基金はいっぱいあるからね。その基金関係の資料を、私はぜひ当初予算の時ぐらいい出してほしいという考えを持っていますけれどもね。

それから、予算上、県をスルーして市町に行く予算、この全体予算の中で。大体大まかに言ってどのくらいが県から市町にスルーしていく予算になっておりますか。大体わかるでしょう。

【浅田分科会長】わかりますか。

暫時休憩します。

-----  
午前10時42分 休憩



-----  
午前10時42分 再開  
-----

【浅田分科会長】 委員会を再開いたします。

【田中委員】 後でその資料はいただければと思います。

昔はというとおかしいけれども、行財政改革の特別委員会を議会にも5年に一遍ぐらいつくって、当局の行革と併せてやっていたけれども、ここ10年以上、議会は行革がないので、ちょっと心配しているけれども。これは大きな問題で粗々だけでいいけれども、林業公社、長崎林業公社や対馬林業公社、土地開発公社、道路公社、住宅公社、県営バス等々の借金が相当ある。特に、林業関係は200億円ぐらいを下らないだろうと思うけれども、借金残がね。そういうのは、財政としてはどういうにらみを利かせているのかな。

【早稲田財政課長】 各公社関係の経営の健全化につきましては、各所管部局で取り組んでいるところでありまして、例えば林業公社などにおいても当初予算の中で貸付金や補助金というものが出来ていますので、その中で林業公社の経営改善計画が着実に進んでいるかということを見ながら予算編成に取り組んでいるところでもあります。

【田中委員】 特に、林業関係は全国的な問題だから、国の方で予算措置しなければ、もう県でやれる借金のレベルじゃないね。全国的に補填してもらわなければ、そんな感じがするんですが。土木部の土地開発公社や道路公社、住宅公社、昔のね、あそこら辺はあんまり残っていませんか、今は。大体健全な形になっていますか。

それから、特別会計の整理をやっぴりすべきだと思うけれどもね。少し特別会計は多すぎるよ。大変な特別会計があるのでね。

あと感じたところでは、県債発行、年度末で1兆3,055億円になるのかな、今度。その臨財債等を除く真水の借金の話をしたけれども、2月の精算の関係でいいけれども、大体どのくらい借金返済しているのか。借金返済のペースが落ちてきているという感じが私はしているけれども、ちょっと聞かせてください。

【早稲田財政課長】 県債残高の取り扱いに関しましては、将来負担比率などに影響しますので、県でも注視しながら取り組んでいるところであります。

委員ご指摘の公債費の償還につきましても、過去の経済対策ということで10年前、それ以前の部分ということでの公共事業などがありましたので、今年度、令和2年度までの公債費の償還と比べますと、令和3年度については公債費の償還がやはり落ちておりますが、今後、県立図書館ですとか、長崎警察署の整備ですとか、そういった大型事業の整備がありますので、昨年度策定いたしました中期財政見通しでも、今後の公債費というものは実質的に上がるということで、そこは注意しながら対応していかなくちゃいけないということで考えております。

【田中委員】 私は、従来、借金は幾らでもいいからしなさい、しなさいという形で皆さんと接したのは知っておられると思うけれども、借金していいんだよと。しかし、最近少し恐ろしくなったね、借金の額が大きくなったもんだからね。

それで、2月補正の段階でいいけれども、公債費の返還は9,000億円台だったかな。それで、金利負担がどのくらいありますか、1年間の金利負担。数字としてどこかに出ているでしょう。わからないですか。

【早稲田財政課長】 金利負担で申しますと、歳

出の部分の公債費のところですけども、元利償還金という項目がございます。横長資料の方がわかりやすいかと思えます。令和3年度の当初予算でいきますと、公債費の償還で約1,003億円ありますけれども、そのうち利子が約60億円ということになっております。（発言する者あり）年間利子は60億円ぐらいということになっております。（発言する者あり）

【浅田分科会長】田中委員、自由なやりとりになっていますので、再質問していただくと幸いです。（発言する者あり）

【早稲田財政課長】一日当たりの利子は1,600万円ぐらいということです。

【田中委員】毎日1,600万円の金利を長崎県が払っている。

最後にしますが、この地方創生臨時交付金が今度の場合83億2,400万円配付されて、今回、利用したのが67億3,700万円という資料があったね。地方創生臨時交付金、残の15億8,700万円は基金的な感じでプールしているという理解でいいんですか。

【早稲田財政課長】残の部分につきましては、令和3年度の財源ということでの留保財源ということになっております。

【田中委員】大体、粗々、私も疑問に思った点は聞けましたので、終わります。

【浅田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、第10号議案、第13号議案、第78号議案のうち関係部分、第8号議案及び第87号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【浅田委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」及びその（追加1）をお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第42号議案から第45号議案「権利の放棄について」、第46号議案「包括外部監査契約の締結について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明申し上げます。

第17号議案及び第18号議案につきまして。

これらの条例は、「中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策」の一環といたしまして、平成27年度から臨時特例的に実施し、令和2年度末で期限を迎える特別職及び管理職員の給与減額支給措置について、新型コロナウイルス

スの感染拡大に伴い、県税収入の減少が新たに見込まれるなど、さらに厳しい財政運営を余儀なくされる見通しであることを踏まえまして、令和4年3月31日まで期間を延長し、実施しようとするものであります。

なお、これらの条例につきましては、後ほど人事課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、事件議案についてご説明申し上げます。

第42号議案から第45号議案につきまして。

これらの議案は、長崎県中小企業高度化資金貸付金、長崎県中小企業設備近代化資金貸付金、長崎県農業改良資金貸付金につきまして、債権の回収が不能であることから、権利を放棄しようとするものでございます。

なお、これらの議案につきましても、後ほど債権管理室長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

第46号議案につきまして。

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づきまして、包括外部監査契約を締結しようとするものであります。この件に関しましては、後ほど、総務文書課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明申し上げます。

権利の放棄について。

1件50万円以下である長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金1件の権利の放棄につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明申し上げます。

今回、ご報告をいたしますのは、長崎県行財

政運営プラン2025（案）の策定について、職員の人材育成方針について、長崎県特定事業主行動計画について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について、綱紀の保持について、令和3年度組織改正についてであります。

このうち主なものについてご説明申し上げます。

まず、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてであります。新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえまして、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間といたします「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」を取りまとめました。

新プランにおきましては、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を柱といたしまして、35項目の具体的な項目を掲げ、環境変化に対応しながら、柔軟かつ機動的な組織運営を行う仕組みの構築や施策のさらなる重点化を進めるとともに、デジタル化の加速度的な推進による県民サービスの向上と業務効率化のほか、NPOや企業等の地域社会を支える多様な主体との連携、全ての職員がその能力を発揮できる環境づくりなどに取り組むことといたしております。

総務部におきましては、既存の組織体制に捉われない挑戦するための組織運営の仕組みの構築や、業務量の適正化につなげるための仕組みづくり、持続可能な財政運営を行うための歳入・歳出両面からの対策に取り組んでまいります。

また、行政手続きや庁内業務におけるデジタ

ル化を促進するとともに、環境変化に対応した働き方の推進や現場主義に基づき関係者とビジョンを共有しながら実現していく職員の育成などに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けまして全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この件に関しましては、後ほど新行政推進室長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、職員の人材育成方針についてですが、新たに策定する「長崎県行財政運営プラン2025(案)」における取り組み内容を踏まえ、平成28年3月に策定いたしました「新・ながさき人材育成プラン21」を改訂いたしまして、人材育成のさらなる充実・強化を図ることといたしました。

具体的には、「現場主義に基づき、関係者とビジョンを共有し、実現していく職員の育成」、「人材育成の観点からの働き方改革と適正な組織・人事管理の推進」、「多様な人材の活躍」の3つの柱を掲げまして、時代の変化に対応し、現場主義に基づいて挑戦していく職員の育成や、デジタル化と働き方改革の視点からの人材育成等を推進することといたしております。

今後、この方針に基づき、実効性ある方策を展開いたしまして、これからの長崎県を担うにふさわしい職員の育成を行ってまいります。

次に、長崎県特定事業主行動計画についてですが、平成28年度に策定いたしました計画につきまして、今年度で終期を迎えることから、改訂を行うことといたしております。

今回の改訂におきましては、テレワークやフレックスタイム制といった柔軟な働き方の推進や、育児プランニングシートを活用した男性職

員の休暇・育児休業の取得促進などを新たな取組として掲げる予定でございます。

この行動計画に基づきまして、女性職員のキャリア形成や採用・登用を推進するとともに、長時間勤務の是正をはじめとする職員の働き方改革や、職場環境の整備を推進してまいります。

次に、綱紀の保持であります。先般、令和2年6月から10月までの間、複数の出張におきまして業務を行わず不正に交通費等を受給した職員に対しまして、令和2年12月24日付けで停職2月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保につきましては、これまでも再三にわたり周知徹底を図っているところでありまして、再発防止に取り組んでいる中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾でありまして、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持のさらなる徹底に全力を尽くしてまいります。

最後に、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧いただければと思います。

令和3年度の組織改正についてでございます。令和3年4月1日付けにおきまして組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明申し上げます。

産業労働部におきましては、工業技術センター内に整備を進めておりました「食品開発支援センター」を開設するとともに、農林技術開発センターで実施してきた食品加工研究業務を移管することで、県産農産物等を原材料とした加工食品の高付加価値化に向けた支援を一体的に実施してまいります。

農林部におきましては、産地におけるスマート農林業の施策の実施、技術普及を農林部内で総合的に推進していくため、「農産園芸課」の普及指導に関する支援業務を「農政課」へ移管するとともに、露地栽培のスマート農業技術の研究開発・実証を進めるため、「農林技術開発センター」の研究部門を改組し、「畑作営農研究部門」を新設することといたしてございます。

また、各地域で策定いたしました人・農地プランに作付計画を連動させた人・農地・産地プランを一体的に推進するため、「農地利活用推進室」を廃止いたしまして、所管する農地集積業務や「農産園芸課」の集落営農業務につきまして「農業経営課」に移管することといたしております。

さらに、集落対策といたしまして、農山村地域への移住・定住と関係人口の拡大、農山村で稼ぐ仕組みづくりなど集落対策の推進強化のため、「農山村対策室」の体制を強化いたしまして、「農山村振興課」に改組するほか、病虫害の発生予察の研究と調査体制の連携強化等を図るため、「病虫害防除所」を「農林技術開発センター」に統合することとしております。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浅田委員長】次に、人事課長より補足説明を求めます。

【大安人事課長】今回、ご審議をお願いしております第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一

部を改正する条例」及び第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明させていただきます。

お手元の「令和3年2月定例会県議会総務委員会説明資料」、こちらの1ページから2ページをご覧くださいと存じます。

これらの条例は、中期財政見通しを踏まえましてさらなる収支改善対策の一環といたしまして、平成27年度から臨時特例的に実施し、令和2年度末の期限を迎える特別職及び管理職員の給与減額支給措置につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県税収入の減少が新たに見込まれるなど、さらに厳しい財政運営を余儀なくされる見通しであるといったことを踏まえまして、令和4年3月31日まで期間を延長し、実施しようとするものでございます。

具体的には、特別職につきましては1ページの表に記載しておりますとおり、知事が10%、副知事が7%、教育長が5%、常勤の監査委員が3%の減額を行おうとするものでございます。

2ページ目をご覧ください。

職員につきましては、表に記載してありますとおり、知事・教育・警察の各部局におけます管理職員を対象といたしまして、本庁部長・次長等が3%、本庁の課長等が2.5%、振興局の副部長等が2%の減額を行おうとするものでございます。

これらの減額内容につきましては、現行の内容と同様のものでございます。

これによりまして、特別職につきましては1年間で約600万円、職員につきましては約3億6,000万円の歳出削減を見込んでございます。

以上で、第17号議案及び18号議案の内容について補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浅田委員長】次に、債権管理室長より補足説明を求めます。

【田尾債権管理室長】それでは、私の方から権利の放棄について補足説明をさせていただきます。

お手元の「総務委員会課長補足説明資料」をご覧くださいと思います。この資料の3ページ目でございます。

それでは、この3ページの資料に沿いましてご説明させていただきます。

まず、（1）第42号議案、これは中小企業高度化資金貸付金であり、昭和49年度に1億80万円貸し付けた分の未納額である3,573万6,240円及び利子138万9,960円並びに違約金でございます。

債務者の法人は、昭和53年の償還開始時から支払いが遅れ、ほどなく事業休止状態となっております。

5名の連帯保証人は、昭和60年から平成12年までの間に全員死亡し、それぞれの配偶者及び子が平成6年から平成27年までの間に相続放棄や時効援用をした結果、連帯保証人の兄弟姉妹及び甥姪等合計42名が相続人となっております。

昨年7月に移管を受けた債権管理室におきまして、42名の相続人全員に文書を送付し、相続人となっている旨お知らせしたところ、本年1月までに全員から文書にて時効援用がなされたものでございます。

また、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能となっております。

次に、（2）第43号議案、（3）第44号議案、この2件は同一法人に対する中小企業設備近代

化資金貸付金でございます。

第43号議案が昭和38年度に150万円貸し付けた分の未納額である62万9,000円及び違約金であり、第44号議案が昭和39年度に300万円貸し付けた分の未納額である274万5,500円及び違約金でございます。

債務者の法人は解散済みで、事業再開の見込みがなく、連帯保証人2名はいずれも死亡し、そのうち1名については相続人が時効援用済みで、もう一名については相続人の有無が不明で、また、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能となっております。

（4）第45号議案は、農業改良資金貸付金であり、昭和60年度に貸し付けし、元金が完済された時点で確定した違約金739万1,436円の未納額である593万8,105円でございます。

債務者は、破産免責により、法的に支払い義務がなく、連帯保証人及び連帯保証人の相続人は時効援用し、債権の回収が不能となっております。

なお、第42号議案ないし第44号議案の違約金は、貸付金の元金が完済された時点で、その額を計算し、調定のうえ債務者に請求するものであることから、現時点で県の収入未済額に計上されているものではありません。また、違約金の額は、本定例会閉会日現在で計算したものでございます。

以上、今回の4件、いずれも債権の回収が不能であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をいただいたうえで権利の放棄を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

委員各位のご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【浅田委員長】次に、総務文書課長より補足説

明を求めます。

【荒田総務文書課長】第46号議案「包括外部監査契約の締結について」補足してご説明をいたします。

お手元にお配りしております資料「令和3年2月定例会県議会総務委員会課長補足説明資料」、総務部の1ページをご覧ください。

包括外部監査制度は、1に記載のとおり地方自治法に定められており、地方分権の推進に対応した地方公共団体の体制の整備及び適正な予算の執行を図るため、都道府県に導入が義務付けられているものでございます。

令和3年度の包括外部監査契約の相手方につきましては、3に記載しておりますとおり、弁護士の有馬 理氏と契約したいと考えております。

選定過程は、4に記載しておりますが、地方自治法第252条の28第1項により、包括外部監査契約を締結することができる者は一義的には弁護士、公認会計士のいずれかとされていることから、令和3年度の包括外部監査人の選任にあたり、長崎県弁護士会及び日本公認会計士協会北部九州会長崎県部会に対し包括外部監査人候補者について推薦依頼を行いました。

これに対し長崎県弁護士会からのみ有馬氏の推薦があり、有馬氏が平成27年度から令和2年度まで6年間にわたって長崎県包括外部監査の補助者として業務に従事しており、監査経験が豊富であること、また、現在、長崎県弁護士会法律相談センター運営委員会委員長の要職に就いており人柄も信頼できることから、令和3年度の包括外部監査人として有馬氏と契約を締結したいと考えております。

5の契約上限額でございますけれども、1,373万7,900円を設定しております。

なお、6の参考に記載しておりますように、監査のテーマにつきましては、包括外部監査人自らが設定することとなります。また、監査体制につきましては、包括外部監査人があらかじめ県の監査委員に協議し、補助者を定め監査に当たることとなります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浅田委員長】以上で説明が終わりましたが、1時間を超えておりますので、ここで換気のための休憩とさせていただきます。

20分までに皆様お戻りください。

それでは休憩に入ります。

-----  
午前11時10分 休憩

-----  
午前11時18分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開させていただきます。

先ほどの議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【田中委員】第17号議案、第18号議案でお聞きしますけれども、これは九州各県も横並びでやっているんですか。

【大安人事課長】九州各県の状況でございますけれども、特別職の方のカットにつきましては、現行において実施されている県が福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県が実施されているところでございます。こちらは、特にコロナが発生したといった中で出てきている部分もでございます。

一般職の方のカットにつきましては、現状のところ九州で実施されている県はございません。

【田中委員】我々議員もという話があったけれども、我々は責任を果たすからということでカットNOということで結論を出したんだけれど

も、議会はね。当局はこういう形で頑張ってもらっているわけで、気の毒だと思うけれども。

特に、三役はもう何年続けてなっているの。もう5年も6年も続けてカットになっているんじゃないのか、聞かせてください。

【大安人事課長】特別職のカットの状況でございます。今回、この減額措置の継続ということに関しましては、平成27年からの措置でございますが、それ以前におきましても、例えば継続的にやっております。平成25年の7月から平成26年3月の減額措置は知事20%等。またそれ以前の平成24年4月から平成25年6月までの措置は知事が給料月額5万円、期末手当20%の減。また、それ以前の平成14年8月から平成18年7月までの減額措置といたしましては、給与月額10%の減という形で、過去におきましても特別職のカットは実施されているような状況でございます。

【田中委員】知事の方で気の毒なので、特別職は報酬審議会というのが大体あって決まっている報酬で、それをずっと通年やっていくというのは、私はもう一生懸命頑張って仕事をやってもらっていて、こちらだけというのは心苦しいんですけども、議案には反対はしません。反対はしませんが、大変だなと思って一言質問いたしました。終わります。

【浅田委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第17号議案のうち関係部分、第18号議案のうち関係部分及び第42号議案乃至第46号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧のとおり送付を受けております。対象番号が3番、9番、10番となっておりますので、ご覧願います。

陳情について、何か質問はございませんか。

【宮島委員】陳情番号9番についてお尋ねをいたしたいと思います。

この陳情書にかかる部分については、要望の2番の固定資産税・都市計画税の猶予・減免の延長というふうに思いますけれども、まず、この要望についての認識についてお伺いをしたいと思います。

【原税務課長】固定資産税の減免と納税の猶予の延長ということですが、固定資産税の減免が、令和3年度につきましては一定額の収益が減った事業者の事業用の資産に対して50%もしくは全額ということで減額の措置がされるようになっております。令和4年度につきましては、今後の経済状況がどうなるかわかりませんので、今のところ、まだ方針が出されておりません。

令和3年度につきましては、固定資産税は市町村の収入になるんですけれども、令和3年度の減収につきましては国の方で全額補填をする



ということが決まっております。令和3年度についてはそういう措置がなされておりますが、今回、要望に出しております令和4年度につきましては、未定でございます。

もう一点、納税の猶予でございますけれども、令和3年2月1日までの納期限につきましては、もう過ぎておりますけれども、昨年度から1年間の徴収猶予特例制度というのを設けておりました、このたびそれが切れまして、現行の制度の中にも猶予制度がございますので、早めに、期限が切れる前に担当の市町の役場の税務窓口の方にご相談いただければ、そういった猶予制度の活用ができると思っております。

【宮島委員】現時点の対応につきましては、了解をいたしました。

税務課といたしましては、今、県税収入が減る中で、何とか税収を確保しなければならないというような意識を持って取り組んでいただいていることにつきましては敬意を表したいと思います。

また、一方で、現在置かれております旅館、あるいはホテル業、こうしたものの認識をしっかりとまた新たにしていかなければならないと思います。

そこでありますけれども、団体から出されております喫緊の資料を見ますと、やはり大変状況というものは逼迫をしていると。そこにも「廃業の危機に面している」という文言もありますけれども、まさにそのとおりだなということを感じます。

一部披歴をいたしますと、客室の平均稼働率で、昨年の4月、5月が非常に悪くて1割前後、ようやく10月、11月になって5割、あるいは6割台、そうしたものに回復するわけでありまして、この年明け、緊急事態宣言などが都

市圏で出されまして、それ以降、やっぱり2割台に落ち込んでいると。

また、売上ベースで見ましても、昨年の4月、5月が15%、10%、そしてまた、11月には8割ぐらいに回復をするわけでありまして、この1月、そして2月を見てみますと3割台、そして2月は、見込みでありますけれども、2割台に落ち込むというような、やはり大変厳しい状況が続いているということでありまして。

このことをもって、今、観光振興課などでは、2月の補正、経済対策やら、あるいは新年度予算で様々な対策をとっていただいていることについては多とするところでありまして、しかし、まだまだこの感染状況というものの出口が見えないということを思えば、しっかりとこの窮状を認識しておく必要があるのではないかと考えるところであります。

そこで、その認識を踏まえて、総務部長にお伺いをいたしますけれども、こうした点について、どのように考えて対応をとっていくのかについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

【大田総務部長】委員ご指摘いただきました状況につきましては、我々としてもしっかりと状況を把握していかなければならないと思っております。

今回、ご要望いただいております旅館・ホテル関係も含めてでございますけれども、県内の経済関係、コロナの対策をする一方で、やはり非常に影響を受けておられるということは重々承知をしております。

その中におきまして、補正予算という形ではございますけれども、県内市町と連携をいたしまして、例えば飲食関係に納入する業者ですとか、あるいは緊急事態宣言などによりまして非

常に大きな影響を受けられた業者の方々、こういったところに対する支援ということを非常に幅広い形で行わせていただいております。

また、先ほど税務課長の説明にもございましたけれども、税の関係につきましても、できる限りにおいて猶予ですとか、あるいは減免といったところを制度設計しているという状況にございます。

こういった様々な手だてにつきまして、引き続き、例えば持続化給付金という形の手だてというものもあると思いますので、そういったことも含めまして、国に対しまして財源措置を含めたところの対策をお願いするということと、我々といたしましても、やはり常日頃、事業者の方々の状況ということをしっかり把握をいたしまして、全庁まとまった形で、それぞれの業界のところ目配せをしながら、必要な対策を講じていくという形で考えてございます。

【宮島委員】これまでの様々な対応について改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも積極的な対応をしていただきますことをお願い申し上げます。

何と申しましても、事業所が倒れてしまえば税も取れないわけでありますから、何とかこの事業者を守っていくということを、特に観光業というのは、本県にとりまして、観光立県を標榜している以上、一つの大きな主要産業でありますので、その受け皿となる旅館・ホテル業の逼迫した状況を深刻に捉えていただいて、対応を重ねてお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

【浅田委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこととさせていただきます。

きます。

次に、議案外の所管事務に関する補足説明を受けることにいたします。

新行政推進室長より補足説明を求めます。

【大瀬良新行政推進室長】私の方から、新たな行財政改革の方針であります「行財政運営プラン2025（案）」について補足説明させていただきます。

お手元に資料を2種類お配りしております。横長の「行財政運営プラン2025（案）」は概要版ということで出させていただいております。それから、もう一つは縦長で本体をお配りしているところでございます。

では、私から補足をして説明させていただきますが、まずは概要の表紙をご覧ください。

まずは、今回の計画の名前でございませぬけれども、県民にわかりやすく職員からも共感が得られるような名称にしたいという思いもございまして、今回、「長崎県行財政運営プラン2025」としまして、サブタイトルということで「挑戦する組織への変革とデジタル改革というふうに設定させていただきました。

行財政改革といった時に、これまでの計画におきましては「行財政改革」といった名称を多用してきましたけれども、今回の計画におきましては、内部管理経費の縮減など、収支改善等も引き続き取り組みながら、新たな時代に果敢に挑戦する県庁に変革していくといった姿勢を明確に打ち出し、そのうえで挑戦するための組織運営の仕組みづくりなどを進めるとともに、デジタル改革ということで加速度的な推進をしていきたいという思いを込めて今回のタイトルとしております。

ここで、特に県民に対しまして、サブタイトルでも出していますけれども、今回、この5年

間でこの2つを特にやっていくんだという姿勢を明確にさせていただいております。

それでは、概要版の1ページをお開きいただきまして、簡単にご説明させていただきます。

1ページ目におきましては、現状の状況等を記載させていただいておりますが、1ページ目下の方に記載をさせていただいておりますけれども、今後、目指すべき姿ということで書かせていただいております。

限られた資源やICT等新たな技術を最大限活用することによりまして、将来にわたって必要な行政サービスを確保する必要があるということです。

それから、県民皆様の共感を得ながら、公共私や組織の枠を越えた連携の中で施策を構築し、具体的な成果を県民に還元していくこと。

それと、全ての職員が能力を高め発揮し続けられる県庁、こういった県庁を目指していくべきだろうと考えております。

そこで、2ページ目でございます。

2ページ目に基本的な方向性を記載させていただいております。目指す姿ということで、「挑戦する県庁」「持続可能な県庁」「スマートな県庁」「連携する県庁」「多様な人材が活躍する県庁」、そして「共感を得て社会的責任を果たす県庁」といった県庁に将来的になるべきだということをお示しさせていただいております。

なかなかこれを完遂するのは難しいんですけども、今回、こういう方向に向かって我々は5年間走っていきたいと考えております。

具体の取組の方向性でございますが、3つ考えております。

1つは「挑戦と持続を両立する行財政運営」ということ、それから、2つ目に「行政のデジタル化と働き方改革」ということ、それから3

つ目、「多様な主体との連携と人材育成」というふうに記載をしております。こういう方向性の中で今回計画を立てていこうとしたところでございます。

3ページ目をご覧ください。

そこで、これまで今申し上げましたところでございますけれども、大項目としまして「挑戦と持続を両立する行財政運営」ということで、中項目は3ページ目に記載しているとおり、4つ立てております。

の大項目に「行政のデジタル化と働き方改革」ということで3つの中項目を立てております。

それから、の柱としまして「多様な主体との連携と人材育成」ということでここに5項目としております。

さらに、個別項目にいきますけれども、それについて最終的に35項目ということで掲げさせていただいております。

なお、この35項目、それから中項目のところにつきましては4ページ以降に記載させていただいているところでございます。

ここで具体の取組だけ簡単にご説明させていただきたいと思いますが、本体と併せながら見ていただければと思います。

まず、の「挑戦と持続を両立する行財政運営」というところは、本体の10ページ以降に記載をさせていただいております。主な取組といたしまして、ここで進めていきたいと考えておりますのが、1つは部局横断プロジェクトチームの制度化・運用、そのほか統計データの収集・分析・活用による政策形成や事業構築、事業のスクラップ&ビルドの徹底などを考えております。

それから、の項目としまして「行政のデジタル化と働き方改革」の具体の取組といたしま

しては、本体の17ページ以降でございますけれども、行政手続のオンライン化の促進であったり、押印・書面・対面手続の見直し、ICTを活用した県民サービスの充実等、こういった取組を進めてまいりたいと思っております。

さらに、働き方改革としましても、環境変化に対応した働き方の推進といったようなことでテレワークやフレックスタイム制の推進等を進めてまいりたいと考えております。

の柱でございます「多様な主体との連携と人材育成」のところでございますけれども、これが本体21ページからになります。

ここでは民間企業、大学などの多様な主体と連携した新たな取組の創出といったことであったり、各市町との個別課題に応じたような事業構築の支援、そういったものとか、人材育成としまして職員に必要とされるデジタル的発想や必要なスキルの明示等といったようなことも進めてまいりたいと思っております。

今後、この5年間で、先ほど申し上げましたような方向で取り組んでまいりたいと思っております。

なお、最後の補足になりますけれども、これまでの計画におきましては、収支改善の目標額とか、職員数の見直しの目標というものを掲げてまいりましたけれども、今回の計画の現段階におきましては、新型コロナウイルスの影響等で不透明な状況がございますので、当初の計画段階では盛り込んでおりません。

今後、状況等を見ながら目標の設定をすることも含め検討をしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、私の方からの補足は以上でございます。

【浅田委員長】 以上で説明が終わりました。

この後、議案外の所管事務に関する質問につきましては1時半からの再開とさせていただきます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開させていただきます。

休憩いたします。

-----  
午前 1 1時39分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

議案外の所管事務に対して、質問通告に基づき、質問を行うことといたします。

どなたか質問はございませんか。

【大場委員】 それでは、県の地方機関の再編についてお尋ねいたします。要は振興局の再編になりますが、一般質問等々でもいろいろ出て、いろいろな意見等々はご理解いただいているものと思います。

まず初めに、今後の進め方について、今年度、そしてまた、令和3年度以降、大まかなスケジュールというものはどのように考えておられますでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま大場委員から地方機関の再編スケジュールについてお尋ねがございました。

現段階、今後どう進めていくかというご質問でございますけれども、我々としましては、これまでの県議会でのご意見等もお聞きしながら今検討を進めているほか、いろいろな地元の意見等もお聞きして、さらに検討を進めているところでございます。

今後、どうしていくかということでございますが、来年度のできるだけ早い段階で流れの考

え方をお示しできるようにしていければと考えております。

【大場委員】できるだけ早い段階で方向をまた出したいということでもありますけれども、以前、一般質問の中の答弁でも、関係自治体との意見交換を含めて話し合いを進めていきたいということでありましたが、その後の話し合いの内容についてはどのような形で進んでいるか、どのような意見が出ていましたか。

【大瀬良新行政推進室長】まず、お聞きしている地元のご意見ということでは、例えば島原半島の3市、島原市、南島原市、雲仙市で市長を含めましていろんなお話もさせていただきました。その中での話としましては、基本的に事業を進めていく体制等はしっかり置いてほしいといったご意見であるとか、地元が不安を持つのではないかと、そういったご意見があるというのをお聞きしています。

それ以外の長崎市、長与町等、関係市にもいろいろお聞きしていますけれども、行政サービスの低下にならないように、いろいろ考えてほしいというご意見をいただいております。

そのほか、関係の団体等につきましても、この間、ご意見をお聞きしているところでございますが、例えば、建設業の関係でございまして、アンケートを個別で業界団体等を通じまして意見をとらせていただきました。まだ集計中でございますが、おおむねの方向性としては、時代の流れからいくと、一定やむを得ないところはあるだろうと。ただし、現場が遠くなる、そこに対してICTの活用等が必要になるのではないかと、そういった声等もございまして。

いずれにしても、ご意見をまた取りまとめまして、それも含めて、我々がさらにどういったことができるのかということで検討を深め

てまいりたいと考えております。

【大場委員】様々なご意見があるかと思いません。そういった中で、私のお願いとすれば、より慎重に行っていただきたいというのがあります。スケジュールありきではなくて、やはり各自治体、いろんな思いがあります。

島原半島の中でも、特に南島原市等々においては、地理的に距離的な問題もあって、現状の島原振興局から諫早市に行った場合というのは、もう時間的にもはるかにかかる。そういったもので、やはり各自治体と、この再編については非常に温度差があるというふうに、この再編については非常に厳しい意見を出されているところもあろうかと思えますし、そういったところでは、やはり慎重に、そういった自治体の声がしっかりと反映できるような方法で、ぜひそういった形でやっていただきたいというのがあります。

そこで、現場を確認させていただきたいんですが、先日、諫早の予定地を見てまいりました。今、新駅が開発をされていて、その横に本当に広い土地が空いていたんですけれども、私がどこまでの範囲でどうなるのかというのがちょっとわからなかったものですから。今、もう更地になっている敷地の大体どれくらいを使って建設される予定でしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】新建設地についてのご質問でございまして、まず、今、予定しています諫早駅横のところにつきましては、あの広さというのが2.6ヘクタールという広さになっております。その中で、市としての都市計画というか、まちづくりの関係もありまして、具体的話として今お出しできないことも実はございまして、我々として、最低、延べ床面積としては、現段階では今お示ししている中では1

万2,000平米から1万3,000平米を必要とするだろうと考えています。

そうした時に、その土地をどれくらい必要とするのかというのは、建ぺい率の問題であったり、土地利用の関係もあるので、具体的な面積というのはそれによっても変わりますので、今、そういったところを含めて地元、それから県庁内部でもいろいろ検討を進めているところがございます。

【大場委員】 そうしたら、新庁舎が建てられて、すぐ横に今の県央振興局がありますね。県央振興局と長崎振興局は耐震化がまだできてない。島原だけは、あの耐震の工事が済んでいるということで、今回、再編するに当たって、そういった振興局の建物というか、その後の活かし方というのはどのようにお考えですか。

【大瀬良新行政推進室長】 今後の跡地のところにつきましては、現段階ではまだ具体化はしておりません。と申しますのが、實際上、今から跡地にはなるわけですけれども、その活用としてどういった方法がいいのかというのは様々な面から考えていく必要があると思っています。

そういうことで、今後、庁内の中でも検討を進めてまいりたいと思いますが、いずれにしましても、今の段階でどうというお答えを持ち合わせておりません。申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

【大場委員】 これは島原の考えですけれども、島原振興局は耐震化も済んで、耐震化の問題ではないという理解を私自身はしております。でするので、使いようによってはまだまだ使えるんじゃないかと。ただ、建築年数が非常にたっているということで、そんな何十年も使えるわけではないですが、一定期間の有効利用というのは考えられるので、そういった中で今回の再編

によって、ある程度の組織であったりとか、段階的にそういったことは進めてほしいというご意見はございます。

この間の説明でも、時間的な問題として、距離も含めて、島原道路も開設とかありましたけれども、島原道路の進捗によりますと、まだまだそれが数年後にできるわけではなくて、数十年の単位、全線開通にはそれ以上長い時間が見込まれるわけで、そういった時間的なものも含めると、一定期間は、ある程度の組織自体は半島内に置いてほしいというのが要望であろうかと思えます。

再編は、今の県の財政状況を見て、ある程度そういった理解は自治体としてはされていますが、やはり地域、地域を見守れる振興局がなくなること自体は、ちょっと抵抗感があるというのが実情だと思いますので、その辺については、先ほど言いましたけれども、より慎重に、今、各自治体の声を聞いていますが、そういったことが少しでも反映できるような形で、ぜひ回数を重ねながらでも、スケジュール感ありきではなくて、いろんな声が反映できて、地元自治体がある程度納得できるような形で進めていただきたいと思えますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま、大場委員から、より慎重に進めるべきではないかということで意見交換等もしっかりすべきだということでございます。

まず、地元を含めて関係者というのは非常に多大におられます。そういった中におきまして、我々としましても地元の声等も含めてお聞きしながら、どういったことが可能なのか、もしくはこれはできないという判断をせざるを得ないのか、そういったことも含めまして意見交換等

はしながら進めてまいりたいと考えております。

ただ、大きな方向性としまして、現在の状況といった時に、島原振興局の現庁舎は耐震化している部分はありますけれども、そこは一定使えるとは思っております。さらに、その中に我々の再編の方向性としまして、全ての機能を島原から引いていくというふうには考えておりません。そこで、例えば農林の普及センターであるとか、基幹産業にも配慮したようなこと、それから行政サービスとしても残すべきようなところ、そういった機能については一定、各地域、いろいろ存置をしていこうと思っておりますので、有効に活用できる中で、そういった機能も含めて検討していきたい。

いずれにしても、我々が大きな方向性として、なかなか難しい部分というのはあるんですけれども、その中で地元に対してもご納得、ご理解、少しでもいただけるように、我々として何ができるかというものはしっかり検討をしていきたいと思っております。

【大場委員】ぜひお願いしたいと思えます。

地元のそういった話し合いも含めて、また議会の方にもしっかりとした報告を併せてお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

【浅田委員長】ほかに質問のある方はございませんか。

【饗庭委員】では、通告していましたので質問をさせていただきたいと思えます。

最初に、長崎県特定事業主行動計画についてお伺いします。

令和3年度から、今後また5年間の計画ということで新しく計画をなされていますけれども、この中で、女性職員の計画的育成やキャリア形成の支援というところで、管理職に占める女性

の割合が、現状13.4%、5年後の目標が20%となっています。今、女性活躍が非常に期待されている状況でもございますので、この目標値をもっと30%、あるいは50%と上げていって、それに向かって進めていく必要があるのではないかと思うんですけれども、そのあたりのお考えを教えてください。

【大安人事課長】今回、特定事業主行動計画ということで、この計画が今年度で満了ということで改訂を、おおむね5年間ということでさせていただきます。

今ご指摘いただきましたように、その中の一つに女性の管理職登用という目標設定を掲げてございます。

この目標値ですけれども、現行の計画を先に申し上げさせていただきますと、国の指針等を踏まえた中で14%を設定したということでございました。わずかながら達成できない13.4%という形ではございました。今回、新たな5年後の目標を定めるうえで、国の指針等を踏まえますと、国から示されている目標値でいきますと、14.7%という数値になってまいります。

ただ、現状、やはりこの数値ということではなくて、さらに本県としては女性登用を進めていこうということの中で、それを上回る形での目標として20%という数値を掲げているところでございます。

この20%につきましては、いわゆる管理職の主たる年齢層が50代といったところなので、この女性職員の比率を見ますと、5年後には20%になっていくという見込みもでございます。そういった観点も踏まえまして、より高い目標値として20%の目標値を設定しているところでございます。

いずれにしても、この目標値達成に向け

て、引き続き、いろんな人材育成、また、環境づくり、そういったことを踏まえながら対応していきたいと考えております。

【饗庭委員】50代になる年齢がということでございますけれども、今、年功序列が全てではないと考えておりますので、もう少し柔軟な考え方も含めて、今、国の方でも委員会は半数を女性にという方向も出されているところでございます。県として20%というのは、国を上回っているというのは十分理解したところですが、やはり5年後と考えると、もう少し女性活躍が進んでいるといいかなと思うんです。目標値は定めてあるということかと思うんですけれども、今後、途中で変更するとか、増やしていくような考えがあるかお伺いします。

【大安人事課長】目標値の設定につきましては、先ほど申し上げました国の目標値、この5年後として国においては14.7%という形が示されている中で、本県においては20%という形をしているところでございます。

そういった中で、私どもとしてはその目標値の達成に向けてやっていくと。ただ、その過程の中で、いろんな状況の変化等々が、国においてもいろんな状況が出てくれば、それは私どもも検討する必要があるかと思っておりますが、まずは今見込まれるこの目標値の設定というところはこういう形でさせていただきながら、いずれにしてもここを達成していくうえでも、取組としてはいろんな形をとっていかないと、なかなか難しい部分もございますので、人材育成の面、環境づくりの面、そこをしっかりとやっていきたいと考えてございます。

【饗庭委員】今おっしゃられたように、目標を達成するには、やはり環境の整備が必要かと思うんですね。では、この20%の目標を達成する

ための職場環境の整備ということでワークライフバランスになるかと思うんですけれども、そのあたりで、また新しく目標を立てるわけですから、令和3年度から取り組みたいと思っておられる内容を教えてください。

【大安人事課長】働きやすい環境づくり、仕事と家庭の両立に向けた対応として、今回、この計画の中にも、いわゆるテレワークやフレックスタイム制度の導入、柔軟な働き方をより一層推進していこうというようなところ。また、長時間労働の是正といった観点も必要になってこようかと思っておりますので、RPAやAI技術、こういったものの導入などによって働き方改革を進めていく中での取組。また、一方で、男性の方に育児休業の取得促進を図っていくということもございまして。今、現行でも男性職員に育児休業等のプランニングシートということで作成をして取組を進めてきて、一定取得者数も増えてきている状況もございまして。こういったところも、今回の計画の中にはしっかりと盛り込む形で取組を進めていこうということでございまして、新たなこの計画を、より実効的な取組になるように対応していきたいと思っております。

【饗庭委員】今お話があった中で、テレワークを進めていくということですが、現状のテレワークの状況と、男性職員の育児休業が進んでいると、一般質問の中でお話があったかと理解していますけれども、何%だったか教えてください。

【大安人事課長】まず、テレワークの状況でございますけれども、県の方におきましては、テレワークの推進ということで、従来は育児、介護を行う職員を対象として取組を進めてきてございました。

今年度、新型コロナウイルス感染症の対応と



ということの中で、いわゆるその対象を全職員ということで拡大をしていく中でテレワークの推進を図ってきているところでございます。

数値として申し上げますのは、本年4月から9月までテレワークを実施した知事部局の職員数といったところは、実施した経験のある職員が1,645名ということで、40%ほどの職員がテレワークを実施してきている状況でございます。

それから、男性職員の育児休業の取得の状況でございます。令和元年度の取得者数が7名ということで、その割合というのが8.1%でございました。今年度、先ほども申し上げましたような取組等々も進めていく中で、2月末時点で22名の方が取得をしてございます。

今年度の対象者数が、まだはっきりわかりませんので、例えば前年度と同じ人数と仮定をすれば、その割合は約25%ということが算定されます。そういう意味では増加する見込みとなっております。

【饗庭委員】 了解しました。

では、次に、綱紀の保持についてお尋ねします。

綱紀の保持のところ、今回、複数の出張において不正に交通費を受給した職員に対してということでございますけれども、こういう不正が起こった時のチェックシステムというのがどうなっているのかお伺いします。

【大安人事課長】 今回の事案でございますけれども、これは県の産業振興財団に派遣された職員の出張における不正行為ということでございました。

今回の案件では、指導的立場にある課長級の職員ということでございまして、その部署において、自ら、服務、職員の出張などに関する

決裁権限を有する職員が不正を行っているという状況がございました。改めてお詫びさせていただきたいと思っております。

事案発生後でございますが、課長級の職員の企業訪問の予定についても、その上司に当たる職員がしっかりスケジュール内容を確認して、事前に決裁をするように改めてございます。

それから、また企業訪問活動は、やはり効果的にやっていくということもございまして、通常ケースでは一人に対応していくようなことでございますけれども、場面場面によっては複数職員による同行訪問と、複数による職員訪問ということもやっております。

今後といいますか、この事案を受けて、訪問活動の確認、情報共有というのをよりしっかりしていこうということで、複数職員による同行訪問の頻度を高めるということもやっていくことで対応しているところでございます。

【饗庭委員】 不正は行われなことが一番なんですけれども、行われた場合に、今回は決裁権限のある方がされたので、何回かにわたらないと見つからなかったという状況かと思うんですけれども、そういうのをシステム化して、不正が起こらないよう、先ほど共有とはおっしゃいましたけれども、そういうふうにするようなシステムの考えがないのかお伺いします。

【大安人事課長】 企業訪問活動において、職員が一人で行動していく中で、どこどこ行動したかといったところについて、逐次、体系的な観点で管理するというのは難しい部分もあろうかと思っております。ですので、そこを、こういった案件を受けてどう対応していくかということに関しましては、やはり事前の訪問活動のチェックとか、実際に行った後の内容の確認、実績の報告の確認、状況の確認というのを必要に応

じて対応していくということの中で、こういったことが起きないように形の対応をしていく必要があるということでございますので、一つにはそういう責務観点、それと職員の意識の問題とかありますので、そういう両面の中、できることをしっかりやっていきたいと考えております。

【饗庭委員】わかりました。やはり職員の意識の問題もあろうかと思っておりますので、その辺も高めていただければと思います。

最後に、職員の人員配置についてということで、先ほどご説明がありました長崎県行財政運営プランの中の最後に、多様な人材活躍というところで、活躍推進に向けた適正な人事配置や研修の実施となっていますけれども、こういうのも含めて職員の人事配置についてどのような考えをしているのかお伺いします。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま、行財政運営プランに関しての話もありますが、そもそも人員の適正な配置ということのご質問だろうと思っております。

この間、我々としましては、限られる人的資源を、どこの部・課にどう配分していくかという検討にあたり、やっぱり選択と集中をしていかなないと現実的には難しいということでした。

そういった中におきまして、やはり事業とか事務の状況等もつづさにヒアリングしながら、何人ぐらいが必要かという観点の中で、適正な人員というのはどのくらいかということで配置させていただいております。

その中におきまして、多様な人材という意味では、先ほど女性職員の話がございましたけれども、そういう観点というだけではなく、例えば会計年度任用職員を使いながらとか、外部の

委託もしながらとか、そういったものを絡ませながら選択と集中ということで、特に、例えば人口減少対策につきましても重点的に充てていくとか、今回の話でいきますと、今年度はコロナが発生しまして、そこでかなりの業務が出てきたという中で全庁的な応援体制を敷くといったこともしながら、今、時々状況、それを含めて適正な人員配置に努めてきたところでございます。

今後も、限りある人的資源を有効に活用しながら、県民サービスの向上ということにつながるということが重要だと思っておりますので、県でできること、しなければいけないこと、さらに、外部のいろんな団体との連携、そういったことで県民の皆様にも成果を出していきたいと考えております。

【饗庭委員】そうですね、この人員配置によって県民の皆さんへのサービスが低下しないようにしていただきたい。

今お話にもありましたが、コロナ禍によって部署間の仕事量が若干違うのかなと。部署によっては非常に残業が多いという状況が発生しているかと思っておりますけれども、それも考慮したことで新年度の人員配置になるのか、お伺いします。

【大瀬良新行政推進室長】新型コロナウイルス対策についての人員配置についてということでございますけれども、まずは先ほど申し上げましたように、今年度、世界的にも初めて経験したことでございました。

そういった中において、我々が県として県民の命、健康をどう守っていくかという時に、福祉保健部を中心にしまして業務が多量に発生してきた状況があったと。その中におきまして、逆に、例えば対外的に出張等ができない。物理

的に移動制限等もかかってできないというような業務も片やあったので、そういった部署の人員での応援体制、そういったものを含めながらやってまいりました。

今後、このコロナにつきましては、非常に不透明な状況でございます。その中におきまして、今後の令和3年度の人員体制につきましても、令和2年度の経験を踏まえたうえで、ワクチンの状況も見据えながら、必要な体制を確保していきたいと思っております。

【饗庭委員】 終わります。

【浅田委員長】 ほかに質問がある方、お願いします。

【山本(啓)委員】 お疲れさまです。

先ほど大場委員から同じ通告で、振興局の再編についてということでやりとりを伺いました。一定、大場委員の質問と答弁で、おおむねの方向性や認識というか、現状認識については明らかになったと感じております。

ただ、違う角度で少し質問をさせていただきたいと思うんですけれども、年末年始、私は、地元、壱岐市の方で起きたコロナウイルス感染拡大の状況に、振興局という場所で対応させていただいた。その際に、やはり壱岐市は、第1波、第2波、第3波と、県内においては早い段階で一つ一つの波を受けたものですから、振興局としても、また市役所としても、そして県の機関である保健所にしても、一定スピーディーな対応を展開していただいたなど。非常に関わっていただいている医療関係者も含めて、感謝を常を感じるころではあるんですけれども。

その際に、やはり壱岐市や対馬市、五島市のように一つの島に一つの自治体で、そして振興局があると。ほかの地区からすれば非常にありがたいというか、ぜいたくな環境なのかもしれ

ません。決定権がある振興局長や、様々な事業や財政的なものを含めて展開している、その振興局が一つあって、そのトップと市長と我々政治家が物事に当たっていくという環境は、非常に頼もしいものであると理解しています。

こういったものと、先ほども大場委員の方から幾度となくあった、日程・スケジュールありきや、スリム化という合理性ありきで物事は進まないようにしていただきたい、まさしくそれも大事なことであると思っております。

もう一つ、地元から、地域から、例えば、今、振興局が担っている役割を市がやらせてほしいとか、この部分についての人材や専門家、スペシャリストを、県の方から出向や、そういった形で設置いただくならば、我々の市がしっかりとその部分についても担っていききたいとか、そういった角度のやりとりが現在行われているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま、山本(啓)委員から各市町との人事交流等含めた、要するに権限の移譲を含めてお話があったかと認識しております。

そういった中で、まず意見交換等をする機会があるかという部分について、まずは先にお答えさせていただきたいんですが、平日頃からそれぞれの部門ごとに意見交換しているのはございます。

そのうえで、さらに私どもも、これは地域振興部も実は一緒になってやっているところがございますけれども、今後の2040年を見据えた時に、やっぱり自治体のあり方としてどういった方向がいいのかと、どういう状況が考えられるのかといったものが、国の方の第32次の地方制度調査会からも報告が告示されております。

そういったものも見まして、地域振興部と私

ども新行政推進室が一緒になりまして、21市町と県という形の中で、今後の行政のあり方をどうしていくかということであり方研究会というものを実は立ち上げました。

さらに、そのあり方研究会、親会があったうえに、さらに、どういった分野をお互いに議論すべきかということで4つの分科会を今立ち上げているところでございます。

その中で、私が所管してやらせていただいているのが二つ、まずはございます。一つが県と市町の連携のあり方を研究する研究会というワーキング、もう一つが今後のお互いの人材育成、人材確保についての議論をする分科会というものを二つ私はしております。

その中で、先ほど委員からご指摘がありましたけれども、地元の声としましても、人材確保も含めて、なかなか難しい状況も専門職種等があったりするんだということで、そういった議論をまずしているところでございます。今後の方向性としても、これは具体的に個別の話もちょっとございますので、自治体の状況に応じながら話はさせていただこうと考えています。

さらに、権限移譲という観点から申し上げますと、これまで、私ども長崎県の中で地方分権の改革ということで国が推し進められた中で権限移譲というものを進めてまいりました。

その際に、市町に対しても、これまでいろんな権限を移譲して、要するに県から押しつけるのではなくて、こういう業務は市町村、県がやっている業務でも自分たちが引き受けたいんだといったところに対してはできるだけ権限移譲ということで進めてまいりましたので、今後、さらに市町の独自性等も含めまして、権限移譲して地域振興を図っていくんだということであれば、我々としましては、その中でお互いのメ

リット・デメリット含めて議論させていただきながら、権限移譲についても進めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】よくわかりました。中村県政においては、中村県政においてはと私は中村知事になってからしか議員じゃないんですけれども、振興局の増員やセクションを強化していただくといったことが幾度となく繰り返して取り組んでいただいたと私は認識しています。それこそ、まさしく地元の基礎自治体の取組に、県が振興局というセクションを通じてしっかりと入り込んで、物事の進め方や施策というものをしっかりと、国から来るものや県独自のもの、そして地元の市が考えること、つなげる作業をチャレンジしていただいたなと理解しています。

規模感や局の在り方とか、有無について言及することは今の段階では避けたいとは思いますが、しかしながら、守るべきは看板というよりも、やはり行政サービスや、その振興策、県勢浮揚というものが、各自治体が集まって県の浮揚であろうと考えるならば、その一つ一つにしっかりと当たるといのは重要なことかなと。ただ、あまり切り詰めると、窮屈な環境の中に県民の近寄りたさが生まれるのでどうかなというふうに思っています。

もう一つの通告のコロナ対策の方に移りたいと思うんですけれども、その狭間で部長に少しお尋ねしたいのが、今回、人材の育成・共有、そういったものがどこの分野でもこの総務委員会では出てきているんですけれども、その中で「現場主義」というのが非常に、これまでの人材育成や共有といった最近の価値観に比べると、少し一昔前に戻ったような「現場主義」という言葉が汗臭いというか、泥臭いというか、感じるところがあっという間は思っているんです

けれども、これはどういった意味でこの言葉が用いられているのか。国から来られて、長崎県のこの「現場主義」という言葉を少しレビューしていただければと思います。

【大田総務部長】 お答えいたします。

「現場主義」という意味合いでございますけれども、我々県の職員、どうしても現場から一段階遠い部分に位置しておりますので、机上の空論という言いすぎかもしれませんが、なかなか現場で起きていることに目を向けずに、自分たちで制度設計をするという側面がありがちであるということがございます。ただ、ここはやはり県の職員の皆様に徹底をいただきたいということで申し上げておりますのは、何が実際に地域で起きているかということをしっかり自分の目で把握していただいて、そういったことを踏まえて施策の設計を行っていただきたいと、そういった趣旨で「現場主義」ということを掲げさせていただいております。

ただ、そのためには、声として聞こえてきますのが、業務が多様化する中で非常に忙しすぎると、なかなか現場に行く機会がないんだという声も一方で聞いておりますので、先ほど新行政推進室の方からもございましたけれども、様々なICTを含めたところの業務の効率化ということをやっていくことによりまして、そういった職員の余裕と申しますか、現場に赴けるような時間をつくり出して、そういったところからまた現場を見つめて制度設計に活かしていくといったことをやっていきたいというものでございます。

【山本(啓)委員】 現場で何が起きているのかということをしっかり感じられる機会をつくりながら、かといって入り込むんじゃなくて、俯瞰した形でと、しっかりとした効果のあるものを

打っていかうと、わかりやすい説明であったと思います。

そのうえで、1つ目の項目のコロナ対策について、コロナ戦略チームのリーダーということでもよろしいのでしょうか、次長がいらっしゃるのをお尋ねしたいと思うんですけれども、今回のコロナ禍のような有事の際に、県として必要な施策、事業を迅速かつ的確に打ち出していくために、県民と県という関係性だけでは、それはなかなかままならないわけですから、例えば公益性の高い各種団体とか企業とか、民間、または教育関係、そういった塊に対して情報をしっかりと収集する機能と、そして、その情報に対して対応していくということが重要ということを、ここ3日間、この委員会ではいろんなやりとりでやってきたんですけれども、現状もいろんな施策の効果等々を考える時に、実情、各部局でそういったやりとりは当然行われているとは理解しているんですけれども、今、総務部長が答弁いただいたように、現場で何が起きているのかというのを、今回、いや応なしにしっかり考えなければならぬ立場にあられたと思っていますし、保健関係、福祉保健部が行う感染拡大対策、それ以外の部局が行う経済対策、これらの両方をいわば俯瞰した形で、冷静に見つめながら次の手だてを打つ、または知事が県民に対して発信する情報を整えると、そういったところを担ってこられたと理解しているんですけれども、第3波、次、第4波も来るだろうと言われておりますけれども、そうなるはならないといってワクチンの方にも取り組んでいますが、第3波、第4波も控えてはいますが、同時進行で、やはり第3波のレビューもしていけないと、同じ過ちもだめなことであるし、より改善された対策を打っていく必要があると思います。

第3波の評価、ちょっと振り返りをリーダーとして答弁いただければありがたいと思います。

【伊達総務部次長】我々コロナ戦略チームの置かれている立場を、まずもって少しご説明をしたいと思います。

コロナの対応についての大まかな体制でございます。ご承知のとおり、福祉保健部、その中でも、まず保健所の方で疫学的な視点で現場での対応をしていただいていると。そして、本庁、福祉保健部においては、医療政策課を中心に医療体制の整備であるとか、運用、そして感染症発症に対する対応、ワクチンの対応、こういったものを担っていただいていると。

そして、我々総務部のコロナウイルス感染症対策戦略チームとしては、より客観的な視点で感染症を分析し、必要な対策の検討、そして策定、さらには県民、事業者の皆様に対する周知や協力依頼、こういったものを担っているということでございます。

今回、第1波から第2波、第3波、ちょうど1年経つような形になります。先だっても、三役ともこの1年の感染について、特にその第3波について、こういった特徴があるのか、そして、その反省を踏まえて、今後、来るべき拡大に備えて、こういった対応を講ずるべきなのかということで意見交換もさせていただきました。

まずもって、この1波、2波、3波の特徴でございますけれども、まず、ご承知のとおり、特にこの第3波、12月から2月にかけて1,341人の感染者が発生してございます。これは年間の感染者が1,612人ということでございますので、実に83%がこの第3波で感染が起きているということでございます。

そして、我々細かく感染の要因についても分析を行っているわけですが、まず初発と

言われる事例、この事例を分析してみますと、第2波ではほとんどが県外由来、7割弱ぐらいが県外由来であった。そのほかに飲食の関係。やはり多いのは県外由来であったのが、第3波では、これは不明が一番多い。43%が感染経路がよくわからない。そして、ほぼ同じぐらいですが、県外由来が42%というような状況になってございます。

そして、2次感染では、第2波では飲食関係が多かったということですが、第3波では福祉施設、こういったところでの大規模なクラスターが起きましたので、福祉施設が多くて、その次はもう家庭内という状況でございました。その次に飲食関係がくるという状況。

そして、クラスターの発生状況でございますが、全体で49件のクラスターが発生しているわけですが、第3波だけで39件のクラスターが発生しているということ。そして、第3波では、特に長崎市と佐世保市に集中的に感染者が発生しまして、約73%はこの2市で占めているという状況でございます。

そして、感染者の年齢構成でございますが、第2波では20代、これが一番多くて35%を占めておりました。今回、第3波では、この20代は15%程度まで下がって、逆に60代以上の割合が第2波の3倍近くを占めるということで、33%ぐらいは60代以上が占めていると。こういったこともあって、かなり死亡者も今回の第3波では出たというところでございます。

我々としましては、まずこういう特徴的なものを踏まえて、これまで講じてきた対策がどうだったのかということも検証をしているわけですが、一番の特徴といたしましては、やはり感染スピードが非常に速かったということで、ステージ2に上がったのが12月14日だっ

たわけですけれども、ステージ4に上がったのが1月6日ということで、もうこのわずか3週間程度のうちにステージ2からステージ4と。人数にしまして、週50人程度だったものが、週200人程度まで感染が拡大していったというようなこともございます。ですので、こういう感染が急拡大するような状況に対して、いかにしっかりとした対策が打てるのか、こういったところが最大のポイントかなと考えてございます。

ただ、一方で、強い対策を先んじて打つことによって、経済の方も非常に厳しい影響を受けてまいりますので、そういったところのバランスが非常に難しいなということで考えてございます。

今後に向けて、さらにこういったところを深掘りして分析を重ねて活かしてまいりたいと考えてございます。

【山本(啓)委員】 詳細にわたる分析、ありがとうございました。国からのいろんなものも当然必要でありますけれども、やはり現場で何が起きているか、長崎県は長崎県独自の分析を行って、その独自のアナウンス、的確なアナウンスをそれぞれの市町の事情や都合に即して市町と連携しながら発信していくというのは重要であろうかと思えます。

ただ、そのうえで、さっきも少し言いかけてきたけれども、各種団体や公益性の高い団体と平時の段階でそういった関係性をつくっておかなきゃいけない。それはこちら側から伝えるものがスピード感を持って伝えるばかりじゃなくて、向こう側からも的確な情報が上がってくるというように、それは経済対策もそうですし、感染拡大対策もそうですし、その両方において双方向のやりとりをしていく。それを今、平時の時につくっていかなくちゃいけない。

様々な会議で、一般論だけではなくて、うちの団体、うちの組織の会員のこういったところに支援がほしいんだとか、こういうところに大きな打撃を受けていると。そういった経済的な問題や、こういったところに注意喚起が必要なのかどうかとか、この部分はどうなのかと。

午前中もやりとりがありましたけれども、やはり空間や場所ではなくて、その行為が注意しなければいけないと。10人、20人という話もありましたけれども、やっぱり大きな声で話す、マスクを外して話す、その行為を注意しなきゃいけないというようなところとか、そういった本質的なところの情報のやりとりをしていくには、平時に各種団体なども含めて、全員で関係性をつくっていく必要がありますけれども、その辺は具体的にどのように進めていくのか、ご答弁いただきたいと思えます。

【伊達総務部次長】 委員おっしゃるとおり、特にこういう長引くコロナ禍のような状況においては、感染拡大防止対策、それから経済対策等を含めて、いかにそれをしっかりと迅速かつ効率的に進めていくかということが重要になってまいります。

そうするうえでは、やはり県、市町、行政だけではなかなか難しい。有識者でございましてとか、関係団体、こうした方々としっかり連携、協力しながら、協働で対策を進めていく、これが非常に重要であろうかと思っております。

今回の新しい行財政運営の中にも、多様な主体との連携・協働を支える仕組みづくりというものが盛り込まれてございます。いま一度、今の体制で本当に十分なのか、さらに今の体制を強化して、協働で県民の皆様方と一緒に長崎県をよくするような方向で、体制としてできるように、改めて検証してまいりたいという

ふうにご考えてございます。

【浅田委員長】 時間です。超えています。

ほかに質問がある方、いらっしゃいますか。

【坂本(浩)委員】 質問通告していましたが、行財政運営プラン2025について、2点質問いたします。

主に県庁内の業務のデジタル化と、それと併せて働き方改革を進めるということがこのプランの17ページ以降に書いてあります。

まず、ICTの活用ということで、このデジタル化がずっと、これはそう新しいことではないんだろうというふうに思います。ただ、今、Society5.0ですか、その中で多分急速に進展していくんだろうと思うんですが、特に庁内では、AIとかRPAとか、そういう活用が現状どうなっているのか。今後5年間のプランですから、どれぐらいの目標といたしますか、そこら辺を具体的に教えていただけますか。

【吉村情報システム課長】 庁内におけるAI、RPAの活用状況と目標についてのお尋ねでございます。

本県では、令和2年度からAIを活用して会議などの音声データをテキスト化しますAI会議録、それと反復的な単純作業を自動化するRPAを本格的に導入したところでございます。

AI会議録の利用状況につきましては、4月から2月までの累計でございますけれども、全庁、地方機関を含めまして959件でございます。

RPAにつきましては、2月まででテスト中のものを含めて14の所属で27のロボットが作成済みということになってございます。

今後の目標でございますけれども、総合計画、あるいは総合戦略のKPIとして、県における電子申請利用所属数と、県におけるRPA作成ロボット利用所属数というものを掲げてございます。

具体的な目標につきましては、電子申請利用

所属数につきましては基準年の平成元年度で33所属ございましたけれども、これを目標年次であります令和7年度に70所属に増加させたいと考えてございます。

もう一つ、RPAのロボット数でございますけれども、同じく令和元年度に5つの所属、この時、本格導入ではなくて、まだ試行的な導入でございましたけれども、元年度に5つの所属であったものを令和7年度までに50所属まで増加をさせていきたいと考えてございまして、庁内へのPR、あるいは利用環境の整備を含めて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 もらった資料で、今言われた現状と目標、第2期の総合戦略の改訂版の中にたしか記載してあったみたいなんですけれども、例えばRPAでいくと、今年度で目標値が10所属ということですから、これが先ほどの答弁では14所属ということになっていきますし、令和7年度に50所属ということなんですけれども、全体の所属数というのは幾つあったんですか。庁内にどれぐらいの所属があって、その中の50所属というのか。この50というのが半分ぐらいいくものなのか、どれぐらいなのか、イメージがわからなかったものから。

【吉村情報システム課長】 ベースになっている庁内の所属数としては、おおむね110程度と認識しております。

【坂本(浩)委員】 約半数ぐらいの所属を、今期の総合戦略でいう目標をつけているということなんですけれども、そもそも110の全てでそういうRPA化というのが可能な所属という理解でいいんですか。

【吉村情報システム課長】 先ほど申し上げた110というのは本庁の所属数でございますけれども、この全ての所属でRPAの導入が可能かと



ということにつきましては、RPAの導入になじまない所属というのは、やはり一定数出てくるものと思っております。

RPAといいますのは、本当に人間の判断の要らない、機械的に反復できるような業務、これを大量にこなしていく、そういうところへの導入が費用対効果も含めて適していると考えておりますので、定例的、定型的な業務があってもその量が少ないとか、そうすると導入コストに見合わないとか、あるいは、そもそもほとんどないとか、そういった所属へのRPAを無理やり適用させるといったようなことは現実的ではないと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。もちろん全ての職場では無理なところもあるかと思えますし、特にRPAは、多分あまり人間の要素が入らなくても単純化できるような、いわばアプリ、アプリとは言わないですね、ソフトウェアというんですかね、そういうことだろうと思えますので、できるところはそれでいくんだらうなと思えます。

このプランを読むと、いわゆる庁内業務のデジタル化というICTの有効活用の、結構このRPAだとか、今言われた電子決裁だとか、そういうのが中心になっていくんだらうと思うんです。それと、常にデジタル化と働き方の改革というのがセットでプランに書かれてあるんですけれども、そういうことを進めることによって、働き方改革がどのように変わっていくのか、そこら辺はどう考えられていますか。

【大瀬良新行政推進室長】ICTの利活用と働き方改革の方向性等についてのお尋ねでございました。

先ほど、委員からご指摘ございましたけれども、今回の行財政運営プランの中でも、デジ

タル化と働き方改革を同じ柱で立てております。非常に親和性が高いものと思っております。

そういった中で、先ほど人員体制の関係で響庭委員にお答えした部分もちよっとかぶるところがあるんですけれども、いずれにしても、限られた人的資源というものがあります。そういった中で、行政需要というのが、今回コロナを含めまして多様に出てきております。

そうしますと、じゃ、限られた人員をどう有効に活用して県民サービスを上げていくか。そこで、先ほど部長の答弁にもありました現場主義の話もそうですけれども、いかに時間をつくり出していくかという取組が非常に重要であろうと考えています。

そうしますと、その時間を生み出していく取組としまして、RPAでありましたり、AI、今は議事録のところ为先に走っていますけれども、今後、AIのまた技術の進展がありますので、そういったものを使っていくことによって時間が生み出されていくと。そこで、生み出された時間というものをどういうふうに使っていくかということがございます。

そうしますと、まずは、当然我々県と申しますのは、県民サービスをどう向上するかということで施策の立案、それから事業の実施、そういったものに使うのが一つ。そういった中で生産性を高めていくというのもございます。

片や、もう一つ、いわゆるワークライフバランスといったところでの個人の生活というものについても、両立できて幸せになれるようにしていきたいといけないと考えています。

ですから、今度は、そういった個人の方の幸せが、余裕が気持ち的にも出てきますと、さらに仕事の方でも還元できるという意味では、やはり時間を生み出していくツールとしましては

非常に有効であろうと思っています。

そこで、最終的に今後の方向性ということでございますけれども、テレワーク対応の端末の導入を進めているところでございますけれども、そういったものを含めまして、RPA等、ICTの利活用を進めまして、業務の効率化、それから迅速化などを進めながら、新たなツールも使いながら、職員のワークライフバランスにも配慮しながら、生産性を高め、そういった働き方にしていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 デジタル化といいますか、できるだけ効率化を進めることで時間を生み出して、先ほどやりとりがありました現場の視点に立ってというふうな、そのことは十分理解をいたしますし、ぜひやっていただきたいんですが、この間の行革プランの中で、常に、だからこのICTというのは必ずしも新しい概念ではなくて、結構年数がたっていると思うんですけれども、そのICTを導入することによって、業務の効率化を図って働き方を改革する。ないしは前期の5年間のプランでは、115人人員削減をしたということになっているんですけれども、目標100人に対して115人と。

何というんですか、室長が言われたように、コロナの中で行政サービス、公共サービスの必要性というのは本当に県民の皆さん感じていて、単純に割り切れない、機械化といったら大分前の話ですけれども、そういうICT化を進めることによって、今言われたような時間をつくって、それが現場の視点でどんどん、本当の意味の行政としての仕事をできるというふうに流れがいけばいいんですけれども、どうも私はこの間の流れの中で、結果的にICT化で時間ができたはずなのに業務が多忙化しているという声をよく聞くんですよ。現場の職員の皆さん方の業務

が多忙化して、結果的にあまりそういう働き方改革につながっていない。逆にメンタルだとか、そういうのも増えているということも聞きますので、その原因をきちんと、なぜそうなっているのかというところを押さえていただいて、そのうえで本当の意味の、今回のコロナで経験した行政サービス、公共サービスというところにもっともっと私はお金、投資をしてもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのところをしっかりと、今までもICT化、そしてそのICT化によって業務を効率化して、そういう職員の時間を、事務作業だけじゃなくて、県民・市民のために使う時間を取るんだということできてきたはずがそうなっていないという現状があるんじゃないかと私は思いますから、そこをきちんと一回したうえで、このプランに基づいて進めていただきたいということを要望させていただいて終わります。これについて、一言答弁をお願いします。

【大瀬良新行政推進室長】 先ほど、働き方改革という切り口からのご説明をさせていただいたんですが、ICTを使うことによって、まずは県民サービスの向上というのが非常に図られている側面も実はございます。それがこのコロナの中で、対面での話や書類を出していくところが、ICTをもっと使えば迅速に対応できるといった視点もございます。

そうしますと、単にそれは県民サービスの向上だけの話ではございませんで、処理をする手間というのは、もう既にデータ化されて出てきますから、集計作業であったり、例えば財務の支出の状況であったり、そういった部分でも効率化が図られていくと。

そこで、ご指摘でございました、これまでいろんなICT化を進めてきたのに、なぜ忙しくな

ってきているのかと、そういった検証も必要ではないかということでございます。

まず、これは国全般の話の一つさせていただきますと、日本の中でICT、デジタル化というのがなかなか実際進んでこなかったのが、今回のコロナのいろんな話で出てきているところでございます。そういった中において、我々長崎県庁においても、初期の段階でいきますと、平成元年、2年ぐらいにパソコンというものを導入しながらやってきたところでございます。ただ、ICT化を進めながらも、先ほど申し上げましたような行政のニーズというのは非常に多様になってきている。さらに、複雑になってきている。そこで、人員の削減がその結果出てきたという話ではございませんで、その複雑な要素の中で出てきている問題だと思っています。

ですから、先ほど饗庭委員からお話がありましたけれども、行政ニーズを考えた時に、今回はコロナの関係も出てきていると。それで、忙しくなっている部分もあるんじゃないか。ですから、つぶさにその時々状況を見ながら、我々としましては、いずれにしましても県民サービスの向上、それから職員の働き方改革、生産性向上という観点からICT化というのは進めてまいりたいと思っています。ただ、職員削減ありきということではなく、まずはICTを使えばどうすることが可能なのかという観点の中で取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【浅田委員長】 それでは、あとお二人質問がありますので、ここで一度換気のための休憩を取らせていただきます。

45分に再開いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時43分 再開

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

質問はございませんか。

【宮本委員】 それでは、質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問です。部長、そして担当室長からもご説明がありました。先ほど来から様々質疑もあってございましたけれども、「長崎県行財政運営プラン2025（案）」に関係することです。

いろいろ内容も見させていただいて、「挑戦する組織への変革とデジタル改革」ということで、内容としたら、今までと違って抜本的に改革をするんだということと、説明を聞く中でも意気込みを感じたところです。

デジタル改革ということでありまして、先ほどもAIとかRPAとか言われていたましたが、この中にもDXという概念というのは取り入れられているものと考えております。もちろん、デジタルトランスフォーメーション、そういった要素というのは取り入れていくべきだろうと考えますが、総務部として、全庁挙げてこのDXについてどのような形で推進していくのかというのを、まずはお聞かせいただければと思います。

【吉村情報システム課長】 県庁のDXをどのようにして推進していくのかというお尋ねでございます。

国では、昨年の12月でございましたけれども、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を示すとともに、自治体DX推進計画を策定し、自治体を含めたデジタル社会の実現に向けた取組を進めていくということで考えられております。また、本年9月にはデジタル庁が創設されることになっております。

自治体DX推進計画は、基礎自治体に主眼を置いたものとなっております。今後、夏頃までに手順書が示されることになっておりますけれども、その手順書の中に県に関わる部分がどの程度記載されていくのか、現時点ではまだ明らかになっていないところでございますけれども、こういった国の動き、あるいは民間の加速化するデジタル化に向けた動きを見ておりますと、やはり国、都道府県、市区町村まで含めたところで、行政全体のデジタル化に向けた動きは大きく加速されていくものと考えてございます。

県としましては、まず、先ほど申し上げたように、まだ詳細は不明な部分がございますので、国の情報、あるいは他県の動向等を、情報をよく仕入れながら、長崎県が後れをとることがないように取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、デジタル化の前提となります押印の見直し、これが全庁的に進みつつあります。電子申請のシステムは従来から整備をしているところでございますけれども、押印の見直しが進めば、電子申請ができる業務も増えてくると思いますので、その電子申請の拡大をまず積極的に行っていきたい。

先ほど坂本(浩)委員からのご質問にもございましたけれども、AI会議録やRPA、これは今年度導入したばかりでございますけれども、この利用拡大にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

さらに、またLINE、AI-OCR、チャットボットといった新たな技術の活用に向けての検討も進めてまいりたいと考えております。

また、もう一つ、働き方改革の促進とか、新型コロナウイルス感染症対策としまして、テレワークの環境整備が求められているところで

ございます。今年度、自宅や出張先など、庁外から庁内LANに直接アクセスをして、執務室と同じ作業環境を提供することができるテレワーク対応型のパソコンを600台、これは6月の補正を認めていただきまして、先行的、試行的に導入したところでございます。

次年度以降も計画的に、従来の事務用のパソコン、これをテレワーク対応パソコンに更新していくといったように、ソフト・ハード両方の面から県庁のデジタル改革を進めてまいりたいと考えてございます。

【宮本委員】 詳細ありがとうございました。

今までのやり方と全く変わっていくんですね。なので、どこの自治体でも非常に悩んでいらっしゃると思います。

一昨日、企画部だったと思います。次世代情報化推進室ですか、「DXとは経営改革なんだ」と言われていました。なるほどだなと思って聞いておりました。

山本(啓)委員からも人材が大事という話もあっていて、私も全くそのとおりだと思っています。過渡期が一番大変だろうと考えているんですけども、これを推進していくためには、秀でた人材が私も必要だと思っているんですね。

よく今メディアで出てくる台湾のデジタル担当大臣のオードリー・タン氏みたいな人がいて、強力で推進し、わかりやすく説明していく、そういった人材というのが必要じゃないかと思いますが、今後、このような改革を進めていくに当たって、長崎県としてそういった人材について、総務部としてどのようにお考えなのかをお聞かせください。

【大安人事課長】 デジタル化への一つの対応としまして、外部人材の活用といった点も想定されるかと思っております。昨年度からICT利活

用による地域課題解決といった観点で知見を有する人材ということで、情報戦略アドバイザーの採用をしているところでございます。

こちらのアドバイザーの方につきましては、今、ICT関連施策の提案、指導・助言といった観点を担っていただいているところですが、来年度から、またその幅を広げていただいて、市町におけるICT関連施策のサポート、助言でありますとか、また、行政職員も含めた利活用の意識醸成、リテラシー向上に向けたセミナー、そういったところの業務も新たに担っていただくこととされているところでございます。

また、今後、そういった民間人材の採用等につきましては、所管部署ともしっかり意見交換をしながら検討を行って、必要な人材の確保を進めていきたいというのが1点でございます。

それから、職員全般におけるデジタル化への対応といった観点、そういった意味での人材の育成ということも重要になってこようかと思っています。そこにつきましては、今回の行財政運営プラン、また、ひいては人材育成プランのところの中にも個々の職員のデジタル化対応の育成という観点を盛り込んで対応していくところとしております。

一つはデジタル的な発想とか、必要なスキルであるとか、そういった観点を明示しながら、それに向けた能力開発の研修というのを新たに職員研修の中でも取り組む形で今しているところでございますので、そういった職員全般的な人材育成も含めて今後対応していきたいと考えてございます。

【宮本委員】 DXを推進するに当たって、自分自身でプログラミングできる行政マンと、プログラミングできるような政治家が必要なんだと

ということもちょっと読んだことがあります。まさしく研修というのは大事だと思いますし、今までしてきたことの方が恐らく楽だと思うんですね、皆さんも、今までしてこられたから。それを根本的に変えるという作業が今後5年間にわたって、その先もなっていくわけですから、そういった面では研修、そして外部人材の登用というのも今後推し進めていただいて、5年間にわたって、「挑戦する組織への変革とデジタル改革」という大きな副題がついていますので、それに向けては業務の効率化を目指して取り組んでいただきたいと思いますし、我々も対応できるように日々研さんしていかないといけないと思っています。これについては、引き続き、委員会の中でも議論させていただければと思いますので、併せてよろしくお願いたします。

次に、障害者雇用について確認をさせていただきます。

数年前、私が総務委員だった時、県庁の障害者雇用の水増し問題がちょうど起きた時でした。あれから数年たちますけれども、その後の障害者の法定雇用率、そして今の障害者の雇用状況についてお尋ねをいたします。

【大安人事課長】 障害者の雇用に関してのお尋ねでございます。現行法の障害者の雇用率、これは例年6月1日時点ということで算定する形になってございます。これについては、今2.74%ということでございます。知事部局における法定雇用率は2.74%ということでございまして、法定雇用率を上回ってございます。

障害者雇用者数といたしまして申し上げますと、正規職員60名、会計年度任用職員31名、合計91名いらっしゃいます。

障害区分上の内訳といたしましては、身体障害者74名、知的障害者4名、精神障害者13名と

いうことでございます。

【宮本委員】2.74%ということ、これは雇用率に達しているということですね。進んでいるという状況も確認させていただきました。ちょうどその時、ワークサポートオフィスというのを一緒に併設しますということだったかと記憶しておりますけれども、今、このワークサポートオフィスの状況についてどうなっているのかを併せてお尋ねいたします。

【大安人事課長】今ご紹介いただきましたワークサポートオフィスにつきましては、令和元年度から設置をしております。

こちらの方では、会計年度任用職員として知的障害者の方を雇用いたしております、庁内各課から集約した業務に従事をしていただき、業務を通じてスキルアップを図っていただいています。そうした中で民間企業の就業など、ステップアップにつなげていくといった取組。併せまして、このワークサポートオフィスでは、障害のある職員、また職場などからの専用相談窓口ということで相談業務も担っております。

現在、知的障害者のスタッフ5名の方が従事しておられます。具体的な業務内容としましては、例えば本庁各課からきた資料のラベルの貼付とか、訂正作業であるとか、また、会議会場の設営作業といったところ、また、簡易的なデータ入力、そういったことなども行っているといった状況でございます。

【宮本委員】ちなみに、ここは、先ほどあったとおり民間に出るための一つのスキルアップの場所と認識していますが、今までで民間に行かれた方はいらっしゃるのですか。それも確認させてください。

【大安人事課長】こちらのスタッフの方は、基本的には原則として3年間の雇用ということ考

えておりまして、その間にスキルアップを図っていく中で民間企業での就労へつなげていきたいということでございます。

実際にこの間、元年度から2年間ですけれども、民間への就労はまだございませんが、知的障害のスタッフ1名の方につきましては、県の方の障害者を対象とした会計年度の採用、これは障害区分、身体障害、精神障害、知的障害を含んだところでの会計年度の採用の応募、この中に応募されまして採用されているという実績がございます。

【宮本委員】障害者の方々が働く環境整備というのは、県としては一定こういった形で取り組んでいるということも確認をさせていただきました。数年前のあといった問題があったものですから、現状どうなっているのかというのを確認させていただきました。

様々な障害者の方が働く環境というのは、やっぱりよく相談を受けるところです。今からこのDXとかデジタル化を推進していくに当たって、障害者の方々が取り残されないように、むしろ活用できる場は増えてくるのかもしれない。そういったのも期待しつつ、今後も雇用の推進を図っていただきたいということを要望させていただきますので、よろしく願いいたします。

もう一点、広報についてですけれども、これは一般質問でもさせていただきました音声認識字幕の導入です。部長からも一般質問の時にはご答弁いただきました。課題の方も認識をさせていただいたところです。

ちょっと確認をいたします。今後、県が取り組むべき方向性、検討するということではありましたが、今後、こういったところを考えながら検討していくというのを再度お聞かせ

いただけますでしょうか。

【下野広報課長】音声認識字幕についてのお尋ねでございますけれども、先日の一般質問でも部長の方からご答弁申し上げましたけれども、まず、音声認識字幕につきましては、音声が目瞭でない場合、あるいは専門用語が多い場合などは、認識精度が低下する傾向があるようでございます。

先日、委員の方からご紹介いただいたように、東京都の方が先行してされていますけれども、東京都におきましては、その辺のところを都内のNPO法人の方がその部分を担っておられるようでして、一度の会見で4名の方が、いわゆる誤認識、誤った認識のところを修正、一度の会見で4名の方が修正作業を行っておられると伺っております。

そういう意味でご協力いただけるような体制がどうなのかとか、その時の実際の精度がどうなのかということも、いろいろ検討させていただく必要があるかと思っておりますし、それ以外にも、先日ご紹介いただきましたのが、UDトークというソフト、アプリでございましたけれども、それ以外にもそのようなものがないのかとか、あるいは、リアルタイムではございませんけれども、他県におきましては、数時間で速記を早く起こして、もう会議録といえますか、会見録を迅速にアップするというところで正確な情報をお届けされているということもあるように、こちらとしても把握をしておりますので、そういうところも含めまして、迅速に情報をお届けするやり方がどのような方法がいいのかということを含めて、広く検討させていただきたいと思っております。

【浅田委員長】 宮本委員、答弁を含めてあと4分ほどです。

【宮本委員】東京都の方も確認をしていただいてありがとうございました。

確かに正確さ、精度の低下というのは問題かと思えます。

新型コロナウイルス感染症によって、知事会見というのが急速に意識されているんじゃないかなと思うんですね。実は、定例会見というのがあっていたんですね、恐らく。私も知らなかったんです。それくらい認識がなかった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症によって会見というものの認識が、県民の方々が一層高まってきているという現状があるかと思えます。よって、手話であったりとか、モニターを設置というのをさせていただいたということも確認をさせていただきましたが、今後、やはり障害者の方々、特に手話が難しい方にとっては字幕スーパー、字幕というのは必要だと思いますので、引き続き、人材であったり、精度というのは非常に大事なところですから、継続しながら検討を引き続きさせていただきたいということも併せて要望させていただきますし、委員会にずっといますので、私も引き続きどういったものがあるのか、対応できるのかというのを様々提供させていただければと思いますので、併せてよろしく願いいたします。

以上です。

【宮島委員】私の方から行財政運営プラン2025についてお尋ねをいたしたいと思えます。

質問の前段といたしまして、今年に入って新型コロナウイルスが拡大をしたということで、本県では独自の緊急事態宣言なども出されましたが、その際、知事の方から、民間事業者に対しまして在宅勤務を進めていただきたいという要請がございました。

そこで、隗より始めよということで、県庁内

でもこの在宅勤務というものを進められたと思うわけでありまして、その成果はどのようであったのかということをお尋ねいたしたいと思います。

【大安人事課長】在宅勤務のお話でございます。先ほども少し答弁をさせていただいたところでございますけれども、本県においては在宅勤務の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症前は対象を育児・介護という形にしておりました。そういった中では、実績として15名程度の職員が在宅勤務、テレワークを対応してきたところでございましたけれども、今年度の4月20日からこういったコロナ感染症対策等を踏まえて全職員といったことの中でテレワークを推進してきてございます。

実績的にも、先ほど言いましたとおり、4月から9月までで1,645人、約4割ということでございました。ただ、それ以降と申しますか、1月からは、いわゆるテレワーク対応のパソコンを600台新たに設置してきてございます。そういったことで、9月以降、新たにそのテレワークを実施した職員というのは増えてきているということでございます。

なかなか現状、通信環境が整ったテレワーク用のパソコンというのが職員にまだ行き渡っていない状況でございますので、こういった点が課題としてあるわけでございますけれども、今後、パソコン整備も想定してございますので、そういったことを進めながら、より効率的、効果的なテレワーク、在宅勤務の推進に取り組んでいきたいと考えております。

【宮島委員】現状、民間事業者に対しましては半減をお願いしたということに比べれば、なかなか県庁内では進まなかったという認識ではないかと思えます。

その理由といたしまして、今、端末の話もありましたけれども、ほかに現状の課題というものがございませうか。

【大安人事課長】一義的には、やはりパソコンの環境、通信環境だというふうに思います。

課題と申しますか、より効率的にやっていくという観点ということでは、いわゆるテレワーク、在宅勤務をその中に位置づけた中で、全体の業務計画をどういうふうに組み立てていくのかといったところを考えていくこともあろうかと思えます。

全体として、一部の職員がテレワークをやる、そうすると、職場ではその職員不在の中で、その職員に対する問い合わせをどうするか。その問い合わせというのを、別途、いろんな団体の通信機能の中でやっていくのかといったところをどういうふうに整理をしていくのかという、そういう職場環境的なところの整理の話もございませうし、職員個人の業務計画を、その全体、例えば1週間、一月、そういったところの中でどういうふうに組み立てて効率的に業務を計画していくかといったところをある種習慣づけると申しますか、考えていく、こういったところの取組も今後必要になってこようかと考えてございませう。

【宮島委員】そうした点を踏まえて、今回のプランの中では、環境変化に対応した働き方推進ということで、先ほど来お話がありますテレワークやフレックスタイム制、テレビ会議の推進、そうしたものが挙げられると思うわけですが、今、課長の話のとおり、こうしたものを進めると申すのが目的ではなくて、あくまでも先ほどの話のように、ワークライフバランスの推進ができる、あるいは生産性の向上が見受けられると、そうしたことが目的であらうかと



思いますので、そこは確認というものが必要かと思うわけであります。

しかし、その一方で、本県のいわゆる地理的な状況、環境を考えれば、離島がこれだけ多くありますし、また、南北にも広い県土を抱えております。そうした中では、やはりこうしたテレワークを推進していくというのは重要ではないかとも考えます。

そこで、先ほど端末のお話がありまして、今年度の補正で600台購入をしたという話がありましたけれども、新年度の予算ではどれぐらいの整備ができるのか、お聞かせをいただければと思います。

【吉村情報システム課長】職員が通常業務に使います一般事務用パソコンという言い方をしておりますけれども、これは情報システム課の方で一括リースで整備をして、5年ないし6年のリース期間が到来する毎に入れ替えていくという方法をとっております。

令和3年度につきましては、平成28年度に導入したパソコンの更新時期になっておりまして、新しいタイプのテレワーク対応パソコンを約2,600台導入と。これによりまして、今年度導入した600台と合わせて3,200台ということになります。これによりまして、正規職員ベースでいきますと、約7割の職員にテレワーク対応パソコンが行き渡るということになります。

また、現在、3年度の更新に必要な台数を庁内に調査をかけております。調査結果の提出、取りまとめは、人事異動後の4月に入ってからになりますので、まだ結果は出ておりませんが、その調査の中で、通常一人1台パソコンを配付するわけですけれども、それ以外に共用で持ち出すために人数よりも多くパソコンを配置すると。共用で持ち出していくと、そうい

う使い方もできますよと。財源といいますが、予算的には各課の負担ということにはなるんですけれども、そういうことも可能にしておりますので、テレワーク対応パソコンに置き換わる、それに加えて、それが全員ではございませんので、テレワーク対応パソコンが配置された職員以外の職員がテレワークをするためのパソコンを所属ごとに整備をすることが可能になってまいりますので、現在に比べてテレワーク環境というのは大きく向上するものと考えております。

【宮島委員】今年で正規職員の皆さん方の7割をカバーできるということで、そのことは非常にいいかなと思うわけでありましてけれども、一方、事前の勉強会の中では、次の導入、いわゆる2,300台導入する、累計で5,500台のパソコンということになるわけでありましてけれども、それまでには実は4年かかるという説明なんです。

今、課長からお話がありましたとおりに、契約の問題等々あるので、なかなか難しい部分もあるかと思えます。しかし、一方で、2,600台今年度導入するのに、今度は4年かかって2,300台ということ、何か方法がないものかなというふうにも考えたりするわけでありまして。ぜひ早く、こうした環境を整えていただきたいと思うわけでありましてけれども、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

【吉村情報システム課長】先ほども申し上げましたけれども、基本的に5年ないし6年のリースでの導入ということになっております。

平成28年度に導入したパソコンが今年度更新時期を迎えまして、令和元年度に契約したパソコン、これが約2,300台ございますけれども、この更新時期が令和7年度ということで7年度までかかりますというご説明になっておりま

す。

これの整備の前倒しについてでございますけれども、もし、その前倒しをするとすれば、まず一つは現行のリース契約をしたままテレワーク対応パソコンを増やすというやり方が一つ考えられる。この場合は、当然パソコンが余剰に配備されることとなりますので、二重投資で非常に効率が悪いということになってしまいます。

もう一つ、現行のリース契約を打ち切って入れ替えるということも理論上はあり得るかと思っておりますけれども、リース事業者といたしますのは、リース期間でその機器の代金を償還していきますので、途中で契約を打ち切った場合でも、残りの期間借り続けたのと、ほぼ同程度の違約金を支払う必要が生じてまいります。

そういったことから、大幅な前倒しというのはなかなか難しい点があるかとは思っておりますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、テレワーク対応パソコンが配備されない、足りない所属についても、その所属の負担で持ち出し用の共用パソコンを整備することができる。ですから、テレワークが必要な職員が必要に応じてテレワークができるような体制の構築というのは、財源を各課で確保できるかという問題はございますけれども、可能でありますので、そういったことで対応する。あるいは、テレワーク対応パソコン、令和3年度2,600台を配備するに当たりまして、やはり所属毎に、出張が多いとか、業務の内容がテレワークしやすい所属もあれば、もう紙の仕事が多くてテレワークはなかなか行いづらいといったような所属もございますので、その所属の業務の内容に応じてテレワークになじむ業務が多い所属にはテレワーク対応パソコンを多く割り当てていく、今、張りつけているパソコンを横に動かすとい

ったようなことも考えておりますので、そういったことで対応してまいりたいと考えております。

【宮島委員】いろいろと工夫をお考えいただいておりますことにつきましては、多としたいと思います。

今年は、リモートワークやワーケーション、こうしたものを他の部局でいろいろと推進をされているということでもありますけれども、そういう環境をつくっていくためにも、やはり県庁が率先してそうした体制をつくっているんだということを内外に示していくことも必要ではないかと。いわゆる長崎県は先端地なんだということを見せていく姿勢も必要ではないかと思っておりますので、ぜひ強力でまた推進をしていただきたいとお願いを申し上げたいと思っております。

時間もありませんけれども、もう一点だけお尋ねをいたします。

具体的な取組項目の1の2にありますが事業のスクラップアンドビルドの徹底であります。このスクラップアンドビルドについては、これまでも取り組んでこられたと思うわけでもありますけれども、具体的にスクラップされた事業というのは今年どれくらいあるのか。あるいは、ここ近年、どれくらいスクラップした事業というのがあるのか、お聞かせをいただければと思います。

【浅田委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時15分 休憩

-----  
午後 3時15分 再開  
-----

【浅田委員長】 再開いたします。

【園田財政課企画監】 令和2年度の政策評価の結果、令和2年度の事業で令和3年度の方向性を廃止としたものが7件ございました。これにつ

いては当初予算にも反映させていただいております。

これまでの廃止につきましては、令和2年、令和元年については、残念ながらゼロ件だったんですけれども、今年度、令和2年度の評価では7件ということで、この当初予算ではスクラップということで反映しております。

【宮島委員】このスクラップというのはなかなか難しいと思うんですね。いろいろご苦労もされたと思うわけですが、やっぱり事業をこれまで税金を投入してやってきたと。ある意味その事業をなくしてしまうということは、これまで税金を使ったことというものを、ある意味無にするということにもつながりかねないということになるので、そういう意味では非常に苦渋の選択もあるのではないかなというふうに拝察をいたします。

ただ、一方では、ここにも徹底とありますとおり、やはり時代がこれだけ目まぐるしく進んでいく。そうすると、時々に応じて事業も改変をしていかなければならないことは十分にあると思うので、そこはやはり英断を持ってこうした事業に取り組んでいただきたいと思うわけでありまして、その点につきまして、部長のお考えをお聞かせいただければと思います。

【浅田委員長】宮島委員、答弁を含めて残り4分切っていますので、お願いします。答弁を含めて残り4分です。

【大田総務部長】スクラップアンドビルドの徹底についてご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおりだと思っております。今、財政課から答弁がございましたのは、恐らくいわゆる完全廃止といいますが、一方的な廃止のところでは政策評価にのせているものという限定つきだったと思っておりますけれども、県庁におきま

して予算をつくる際に、これまでの事業が果たして時代に合っているのかどうかといったところ、あるいは対象を少し見直す必要があるのではないかといたるところにつきましては、不断の見直しを行ってございます。

その中におきましては、恐らくそういう廃止では出てこないんですが、組み換えということではもっと多くの事業でやっていると思っております。例えば事業の趣旨を変えずに少し拡充するものですか、あるいは事業趣旨を少し変えて、やり方を変えてみるといったことというのは見直してございます。そういったところも含めまして、ここではスクラップアンドビルドを図っていきたいという記述をしてございます。

ご指摘のとおりでありまして、いつまでも一つの事業で時代の要請にこたえていけるものとは全く限らないものでありますので、先ほどの私の答弁でもありましたけれども、現場で何が起きているかということを確認して把握したうえで、すべき事業の見直しというのは不断に努めていきたいと考えてございます。

以上であります。

【浅田委員長】よろしいでしょうか。

ほかに質問がございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】質問がないようですので、以上で質問を終了させていただき、総務部関係の審査結果について、整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時19分 休憩

-----  
午後 3時19分 再開  
-----

【浅田委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査は終了となるんですが、ここで二人、今年度で退職

をなさる方々をご紹介させていただければと思います。

山下 明職員厚生課長、そして、もうお一方、荒田忠幸総務文書課長です。（拍手）

ありがとうございました。長きにわたりまして県民のためにお力添えをいただきました。その見識を、今後とも、また我々のためにご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行います。理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時21分 再開

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

総務分科会長報告及び総務委員長報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

次に、閉会中の委員会活動について協議をしたいと思いますので、しばらく休憩をさせていただきます。

午後 3時22分 休憩

午後 3時23分 再開

【浅田委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浅田委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午後 3時24分 閉会

# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年3月12日

総務委員会委員長 浅田 ますみ

議長 瀬川 光之 様

## 記

### 1 議案

番号	件名	審査結果
第 17 号 議 案	知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分	原案可決
第 18 号 議 案	職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分	原案可決
第 19 号 議 案	長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例	原案可決
第 42 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 43 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 44 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 45 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 46 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	原案可決

計 8 件 ( 原案可決 8 件 )

委員長 浅田 ますみ

副委員長 下条 博文

署名委員 石本 政弘

署名委員 饗庭 敦子

---

書記 山脇 卓

書記 村井 万希子

速記 (有)長崎速記センター